

# 会 議 録

第 1 日

(平成6年6月7日)

○議 事 日 程 第 1 号

平成6年6月7日(火) 午前10時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 報告第1号ないし報告第7号 …………… 報告・質疑

報告第1号 平成5年度四日市市繰越明許費について

報告第2号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について

報告第3号 四日市市土地開発公社の経営状況について

報告第4号 財団法人四日市市文化振興財団の経営状況について

報告第5号 財団法人四日市市都市整備公社の経営状況について

報告第6号 財団法人四日市国際交流協会の経営状況について

報告第7号 財団法人霞ヶ浦振興公社の経営状況について

第 4 議案第52号ないし議案第64号 …………… 説 明

議案第52号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について

議案第53号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

議案第54号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第55号 工事請負契約の締結について

—3.3.9 諏訪新道線道路改良工事(相生橋)—

議案第56号 工事請負契約の締結について

—午起ポンプ場上屋築造工事—

議案第57号 工事請負契約の締結について

—磯津第1ポンプ場雨水ポンプ設備工事—

議案第58号 工事請負契約の締結について

—磯津第1ポンプ場電気設備工事—

議案第59号 工事請負契約の締結について

—磯津第1ポンプ場ゲート・除塵機設備工事—

議案第60号 工事請負契約の締結について

—塩浜小学校改築工事（建築工事）—

議案第61号 委託協定の締結について

—南部埋立処分場埋立容量拡大工事—

議案第62号 委託協定の締結について

—磯津真空ポンプ場建設工事—

議案第63号 公有水面の埋立てに係る意見について

議案第64号 町の区域の設定について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（39名）

青 山 弘 忠  
 小 井 道 夫  
 石 川 勝 彦  
 市 川 悦 子  
 市 川 正 徳  
 伊 藤 正 数  
 伊 藤 雅 敏  
 伊 藤 正 巳  
 宇 野 長 好  
 大 島 武 雄  
 大 谷 茂 生  
 小 川 政 人  
 喜多野 等

久 保 博 正  
 桑 原 勇  
 小 林 博 次  
 坂 口 正 次  
 佐 藤 晃 久  
 佐 野 光 信  
 瀬 川 憲 生  
 田 中 武 行  
 田 中 俊 行  
 谷 口 廣 睦  
 土 井 数 馬  
 豊 田 忠 正  
 中 森 慎 二  
 野 崎 洋 茂  
 橋 本 増 蔵  
 長谷川 昭 雄  
 日 置 記 平  
 藤 井 浩 治  
 古 市 元 一  
 堀 内 弘 士  
 益 田 力 子  
 水 野 和 子  
 水 野 幹 郎  
 毛 利 道 哉  
 森 真 寿 朗

○欠席議員（1名）

野 呂 平 和

代表監査委員 伊 藤 治 郎

○出席議事説明者

市 長	加 藤 寛 嗣
助 役	加 藤 宣 雄
助 役	奥 山 武 助
収 入 役	毛 利 道 男
港 湾 審 議 監	梅 木 勇 二
調 整 監	鎌 田 悟
市 長 公 室 長	佐々木 龍 夫
計 画 推 進 部 長	川 畑 義 之
総 務 部 長	鈴 木 一 美
財 政 部 長	野 呂 修
市 民 部 長	小 畑 廣 次
保 健 福 祉 部 長	服 部 美 次
商 工 部 長	米 津 正 夫
農 林 水 産 部 長	須 原 賢 治
環 境 部 長	玉 置 泰 生
都 市 計 画 部 長	大 橋 実
建 設 部 長	西 田 喜 大
下 水 道 部 長	岡 田 幹 夫
消 防 長	島 村 隆
病 院 事 務 長	谷 口 淳 一
水 道 事 業 管 理 者	栗 本 春 樹

教 育 長 丹 羽 武

○出席事務局職員

事 務 局 長	長谷川 昭 彦
参 事 兼 議 事 課 長	伊 藤 千 秋
議 事 課 長 補 佐	玉 田 耕 士
議 事 係 長	井 上 紀 久 夫
主 事	濱 田 信 二
主 事	芝 田 敏 樹

午前10時1分開会

○議長（伊藤雅敏君） おはようございます。

ただいまから平成6年6月4日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は39名であります。

今定例会の議事説明者は、市長初め23名であります。

感謝状・表彰状の伝達

○議長（伊藤雅敏君） 会議に先立ちまして、去る5月26日、東京都において開催されました第70回全国市議会議長会定期総会において、全国市議会議長会理事としての功績により故川村幸善君に対して感謝状が送られ、また15年以上の在職議員として、故川村幸善君、堀内弘士君、水野幹郎君及び私伊藤雅敏がそれぞれ表彰されましたので、ただいまから感謝状及び表彰状の伝達を行います。

お名前を申し上げた諸君は、議場中央にお進み願います。

なお、故川村幸善君の感謝状及び表彰状は、政友クラブの代表であります大谷茂生議員に伝達させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

〔表彰議員議場中央に進む〕

○議長（伊藤雅敏君）

感 謝 状

四日市市 故川村幸善殿

あなたは全国市議会議長会理事として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので第70回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します。

平成6年5月26日

全国市議会議長会 会長 見延順章

〔感謝状授与〕（拍手）

○議長（伊藤雅敏君）

表 彰 状

四日市市 故川村幸善殿

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第70回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします。

平成6年5月26日

全国市議会議長会 会長 見延順章

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（伊藤雅敏君）

表 彰 状

四日市市 堀内弘士殿

以下同文ですので、省略させていただきます。

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（伊藤雅敏君）

表 彰 状

四日市市 水野幹郎殿

以下同文ですので、省略させていただきます。

〔表彰状授与〕（拍手）

○副議長（豊田忠正君）

表 彰 状

四日市市 伊藤雅敏殿

以下同文。

〔表彰状授与〕（拍手）

○議長（伊藤雅敏君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付しました議事日程第1号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員に、青山弘忠君及び市川悦子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から6月22日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月22日までの16日間と決定いたしました。

日程第3 報告第1号 平成5年度四日市市繰越明許費についてないし

## 報告第7号 財団法人霞ヶ浦振興公社の経営状況について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第3、報告第1号平成5年度四日市市繰越明許費についてないし報告第7号財団法人霞ヶ浦振興公社の経営状況についての7件について報告を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各報告についてご説明申し上げます。

報告第1号は、平成5年度一般会計予算、公共下水道特別会計予算、土地区画整理事業特別会計予算及び農業集落排水事業特別会計予算の明許費繰越計算書でありまして、さきに予算で定められました西山山田線交通安全施設整備事業、桜台雨水(汚水)管渠更新事業、末永・本郷土地区画整理事業建物移転等補償金、排水施設整備事業ほか37件について、合計51億5,781万4,000円を繰り越したものであります。

報告第2号から報告第7号までは、財団法人四日市市開発公社、四日市市土地開発公社、財団法人四日市市文化振興財団、財団法人四日市市都市整備公社、財団法人四日市国際交流協会及び財団法人霞ヶ浦振興公社の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき報告するものであります。

○議長（伊藤雅敏君） 報告はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 土地開発公社あるいは財団法人四日市市開発公社に関してお尋ねいたします。

土地開発公社は、公有地の取得等年間120億円余の事業を行っているわけでございますけれども、全体的にその内容が、日常ふだんには我々わか

らないわけでございます。きょう報告されました諸文書を見ましても、附属資料もございませんので、なかなか内容がつかめないというふうに感じております。

ところで第1点ですが、平成元年度から15億円の市よりの貸し付けを行っております。短期借入金という形で、あるいは短期貸付金という形で処理をされておりますが、その活用の効果といいますか、利息軽減に充てるということですが、わずか平成5年度6,000万円にも満たない軽減利息ということでございます。低金利時代でやむを得ない面もあると思いますが、こういう活用の範囲だけでいいのかどうか。

例えば、公有地明細書によりますと、近鉄四日市駅西広場用地866㎡、この用地取得費が1億9,690万円余ですけれども、今日、支払い利息が7億8,200万円、合わせて9億7,900万円の金額になっております。やがて5倍の経費がかかってしまっているわけです。こういうものこそ早く買い戻すなりして処理をすることの方が効果的ではないのか。これは一例でございますけれども、こうした15億円の貸し付け、そしてその活用のあり方、これは検討されるべきときではないかという意味で、考え方を伺っておきたいと思っております。

それから、公有地明細書を見ますと、今も例を近鉄駅西広場で挙げましたけれども、いろいろいつこれが取得されたものか、いつごろ買い戻す予定なのか、資産区分として固有名詞は挙がっておりますけれども、どういう計画における、どういう部分の用地であるかという、そういうものが全く説明がないわけです。よほどの天才的な洞察力がないとわからない。理事会で説明しているということのようですけれども、理事会と議会とはまた違うわけでございますので、議会にあえて報告される際に、こうしたところもきちんとされていくべきではないか。普通の人々が普通に理解できるように、ひとついろいろなこういう報告のあり方についても善処していただけないのかどうかということでございます。

少し話があちこちしますが、市の財団法人の開発公社で簿外資産が若干あるように聞いておりますけれども、これが全く報告されておられません、これはどれくらいあってどういう管理がなされているのか、これについて、今日説明が無理であれば、きちんとした報告をしかるべき時期にさせていただくことを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

また土地開発公社の方に移りますけれども、やはり公社の改革という問題でございます。

私は、かつて理事に出していただいたときに、市長が理事長になっている。それから議会の参画という点でも、二つの常任委員長、総務と建設の常任委員長しか参加していない。こういうことで随分問題を提起して、平成元年度から市長から助役に理事長がかわり、4常任委員長が参加していただくことになったわけでございますけれども、それでもなお不十分さがあるのではないかと思うわけでございます。一応議会から出ている4人の方、議会を代表する形になっておりますけれども、それじゃ、開発公社の問題について、議会で事前にとか事後にとか議論する場というものが保証されているわけではありません。そして、しかも1年任期です。こういうところは積極的に改革すべきではないか。

また、市の幹部の方が理事になっております。市に戻れば主従関係ですね。そうすると、開発公社の理事会に諮られる問題の是非、適否、こういうものについて全く開発公社の理事の立場から真実の議論というのはなかなかできたい問題があるのではないかと。そのところから考えると、市の幹部の方の理事の選定というものは、全く必要ないとは言いませんが、部分的に限り、理事をもっと能力、識見を持たれた、もっとというのは、市の幹部の方と比べてという意味じゃなくて、市以外にすぐれた、もっとという言葉を使いかえますと、すぐれた能力、識見を持った方、手腕のある方、そういう方を理事に積極的に登用して、もっと開発公社の活用を活発なものにしていくことはできないのか、そして生きたものにしていくこ

とはできないのか、それが一つ。

それから、市が依頼した事業、確かに公社に依頼しておりますけれども、実務的には依頼した原課がやる。ただもう形だけですね。だからこのところも、開発公社に依頼したんなら、開発公社の体制を強化してきちんと責任あることがやられないと、原課は実務的にも大変なことになってくるということ、この辺の改革も必要ではないかということでございます。

次に、文化振興財団の問題でございますけれども、平成5年度の自主事業、展示催事というので、これは毎年のごとでありますけれども、常設展示をやっております。しかし、これ年3回入れかえをする。1回は現在の陶芸協会の作家の作品を展示するというのようでございますが、2回、3回は古萬古と、しかも古萬古の場合は民間から寄贈を受けたものの中から展示をするだけにとどまっているということですが、この5年度の現在の陶芸協会の作家の作品展示という点で、かなり市民の間からいろいろ批判があったと思われるわけでございます。これの展示のあり方、あるいは古萬古の展示のあり方につきましても、単に市が消極的に今持っている、収蔵しているものだけを展示するという形じゃなくて、もっと広く四日市の焼き物を全市的に、あるいはコレクション全体を見て、民間のコレクションも見て、そしてきちっと収蔵していく。そしてリストをきちっと市民にも公開して、市民がこれを展示してほしい、あれを展示してほしいという展示が選択あるいは希望が出せるようにも、そういう収蔵品のリスト、これは市で収蔵しているもののみにとどまらず、そういうものも集めていく必要があるということではないかと思えます。

また、今申し上げましたように、単に寄贈を受けたものを収蔵しているものを展示していくということじゃなくて、積極的にすぐれたものを買って上げていくということもすべきではないかと。そのすぐれたものを買って上げていくためにも、すぐれた陶芸作品がつくられるような日常ふだんの督励策、奨励策、あるいは顕彰策、こういうものを積極的に取り入れるべきで

はないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤雅敏君） 奥山助役。

〔助役（奥山武助君）登壇〕

○助役（奥山武助君） 土地開発公社の問題についてご答弁申し上げます。

土地開発公社に依頼いたしました用地取得の事業についてでございますが、一般会計あるいは特別会計で再取得しなければならないわけですが、その際には、当然金利も含めて買い戻すことになるわけでございます。その場合に、金利を少しでも圧縮し、再取得価格を抑えた価格で取得ができるようにするということと、また、運転資金として利用すると、こういうことから、平成元年度から毎年15億円を土地開発公社へ貸し付けているものでございます。

その結果、この平成5年度の決算におきましては、市が買い戻しのときに当然負担しなければならない金利分といたしましての効果は約5,717万円の負担の軽減となっております。今後も一層このような問題について積極的に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、再取得につきましても、計画的にできるだけ早く対応できるように努力を積み重ねていきたいと、このように思っております。

次に、決算報告の改善についてでございますが、地方自治法第234条の3第2項の規定に基づき作成し、ご報告申し上げているところでございますが、報告書の記載についてもっと詳細にとのご指摘でございますので、この趣旨を踏まえまして、土地開発公社の理事会の中で検討が図られるよう協議をいたしてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、簿外資産についてでございますが、土地開発公社におきましては現在のところございませんが、しかし、財団法人開発公社におきまして、過去の住宅団地の造成時に法面で一部処分し切れなかった土地が簿外資産といたしまして14件、1万5,004㎡程度の物件が残っております。この案

件につきましては、早急に適正な会計処分を行いたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたしたいと思っております。

次に、土地開発公社の理事への民間人の活用等でございますが、現在、公社の定款では、理事17名以内、監事2名となっております。理事には、両助役の他関係部長10名、議会選出4名の計16名、監事は収入役1名及び議会選出監事1名の2名となっております。

現在のところ、民間人の理事の活用については、議員のご参画もいただいておりますので、現段階では考えておりませんが、他都市の土地開発公社の事例等も十分研究しながら、理事会の好ましいあり方について検討してまいりますので、よろしくご理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

時間がありませんので、簡潔に答弁願います。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質疑がございました文化会館における展示につきましては、今後、陶芸協会ともさらに連携をとりながら、ご趣旨が反映できるような展示を心がけていきたいと思っております。

なお、リストの作成につきましては、現在、博物館の学芸員の方におきまして、購入だけでなしに、市内にある古美術工芸品のリストを作成中でございます。いずれこれらを完成させて公表もしていきたいと思っております。

なお、これらの美術工芸品につきましては、古いものだけでなしに、現代作家のものにつきましても、優秀な作品といたしますか、全国的に入賞されたりした、その節にはそういったようなものの購入も含めて考えてまいりたいと存じております。

いずれにいたしましても、先ほどのご質疑の趣旨を体しながら改善に努めてまいりたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、小井道夫君の質疑はこの

程度にとどめさせていただきます。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党市議団を代表しまして、報告第4号財団法人四日市市文化振興財団の経営状況についてお尋ねをいたします。

今年度の事業計画書によりますと、基本方針が10項目示されております。その第1には、市民の文化要求にこたえるため、すぐれた芸術文化に親しむ機会を多く提供することを掲げておりますし、さらに第8番目には、財団ミニギャラリーを通じて市民に文化活動発表の機会を提供し、その活性化を促すとあります。

いずれも財団が広範な市民の多様な文化的要求に大きくこたえていくことで、日々充実した内容でもって具体化が求められていることは言うまでもありません。そのことを踏まえまして、私は、財団の取り組んでいる展示催事として、また市民の文化活動発表の場として、それなりの役割を果たしている会館の展示棟の活用についてお聞きをいたします。

昨年度の事業報告書及び決算報告書には展示棟の利用状況が報告されており、これを見ますと、年間189件のうち、文化展示が97件で51.3%、商業展示が68件で36.0%となっておりますが、商業展示が全体のうち約4割前後を占めている傾向は、ここ数年続いているのであります。展示棟が、常設の萬古展示を初め市の美術展の発表の場などとして定着していることから、また、当面市立美術館の建設計画がないという残念な事態があることからいたしましても、展示棟における商業展示を規制しまして、もっと文化展示の比重を増やす工夫はできないのでしょうか。

さらには、展示スペースを広げるという観点で、例えば増築、改築をすることに取り組めないのか、その点もお聞きをいたします。

2点目に、財団の今年度の基本方針10項目のうちには、来館者に対する利便とサービスの向上を図り、施設設備の合理的な維持管理に努めるとあ

りますが、会館の施設改善面では、私ども多くの利用されている市民の方々からの声として伺っていることなんですけれども、駐車場から会館の東側入り口までの誘導路に雨天時の雨よけのひさしを取りつけるように強く申し上げてまいりました。この点は今年度どう取り組まれるのか、お聞きをいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質疑がございました文化会館の展示棟の利用並びにその増築等も含めたご提案に対して、お答えを申し上げたいと存じます。

ただいまご発言がございましたように、現在、この展示棟につきましては、開催日数の約80%が利用されているという実情にございまして、非常に高い利用を得ておるところでございます。

そのために、少しでも多く文化展示が可能となりますように心がけておるところでございまして、現金授受を伴ういわゆる展示販売といったようなものにつきましては、この申し込み日程等にもらみながらお断りもさせてもらっておることもあるわけでございまして、そういった配慮も行っておるところでございます。

なお、展示棟の増築につきましては、この建築構造上、あの上へもう1階、2階と積み重ねることは無理なようでございます。したがって、今後、やはりこういった展示も必要でございますので、博物館との連携、あるいは将来における生涯学習センターにおけるギャラリー的な要素等も含めて、十分に検討をしてみたいと考えておるところでございます。

2番目の雨よけのひさしをつけてはどうかというご提案でございます。

現在も、文化会館の東側の通路、ご承知のように約2.5m、植栽を除きますと2m幅の通路があるわけでございます。現在そこには、開館当時から高木を植えております。また、低木もこの道路に沿って配しておるとこ

ろでございまして、ようやく10年たってこの木も育ちまして、この木の緑と第2ホールの壁の白さとのコントラストもいいという話も聞いております。したがいまして、今ご提案のひさしをそこへつけるとなると、全部この高木を移植しなければならぬといったような問題もございまして、そういったときの景観等も考慮に置きたいと思っておりますのでございます。

そういったようなことも含めて、雨のときの利便性というものも考えなければなりません、そういった多方面の考慮を配しながら今後研究をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 申し上げた1点目の展示棟の一層の充実活用という点でありましたけれども、市内に昨年博物館ができたとはいえ、またその活用が美術展示などできるということもよく承知しておりますけれども、全部肩がわりはできません。それだけに、常時公的な責任で運営される絵画、彫刻などの美術展示というスペースがあつた展示棟だけというのは、私は余りにも寂しい限りだと思います。

その点からも、市立美術館の建設が急がれるわけですが、それまでの間、文化会館展示棟の果たす役割、依然として続くと判断しますので、問題提起をいたしました。ぜひ教育委員会初め、関係部局の真剣な対応を強調しておきたいと思っております。

2点目ですが、会館の緑の植栽や景観面も出されましたし、それも私はよくわかるわけですが、利用者の声に基づく利便性を増すと、そういう改善こそ優先させるべきだということで、今初めて申し上げたわけではございませんので、ぜひ取り組みに着手すべき工夫をしていただきたい。これも強調しておいて、私の質疑を終わりたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 他にご質疑もありませんので、これをもって報告を終了いたします。

日程第4 議案第52号 四日市市地区市民センター条例の一部改正についてないし議案第64号 町の区域の設定について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第4、議案第52号四日市市地区市民センター条例の一部改正についてないし議案第64号町の区域の設定についての13件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第52号地区市民センター条例の一部改正及び議案第53号農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正につきましては、四日市市伊坂土地区画整理事業の施行により、本市八郷地区内に新たに伊坂台一丁目から伊坂台三丁目を設定することに伴い、八郷地区市民センターの所管区域及び農業委員会委員の選挙区の区域について所要の改正を行おうとするものであります。

議案第54号国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額及び保険料の軽減の対象となる世帯の所得の判定に係る基準額を引き上げようとするものであります。

議案第55号から議案第60号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、諏訪新道線道路改良工事、午起ポンプ場上屋築造工事、磯津第1ポンプ場雨水ポンプ設備工事ほか3件につきましては、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

議案第61号及び議案第62号につきましては、いずれも委託協定締結議案でありまして、南部埋立処分場埋立容量拡大工事及び磯津真空ポンプ場建設工事の施工を三重県環境保全事業団及び日本下水道事業団に委託しよう

とするものであります。

議案第63号につきましては、四日市港管理組合が本市霞二丁目8番の地先公有水面を埠頭用地、港湾関連業務施設用地等として埋め立てるに当たり、港湾管理者の長から意見を求められましたので、異議のない旨申し述べようとするものであります。

議案第64号につきましては、伊坂土地区画整理事業の施行に伴い、伊坂台一丁目から伊坂台三丁目を設定しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

---

○議長（伊藤雅敏君） この際報告いたします。

専決処分の報告及び監査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

なお、今定例会は、時節柄蒸し暑い日が多いと思いますので、会議には上着の着用はご自由にしていただきたいと思います。

---

○議長（伊藤雅敏君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

今回は、6月13日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時35分散会

## 会 議 録

### 第 2 日

（平成6年6月13日）

○議 事 日 程 第2号

平成6年6月13日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (39名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
伊 藤 正 巳  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
小 川 政 人  
喜多野 等  
久 保 博 正  
桑 原 勇  
小 林 博 次  
坂 口 正 次  
佐 藤 晃 久  
佐 野 光 信

瀬川憲生  
田中武  
田中俊行  
谷口廣睦  
土井数馬  
豊田忠正  
中森慎二  
野崎洋  
橋本茂  
橋本増蔵  
長谷川昭雄  
日置記平  
藤井浩治  
古市元一  
堀内弘士  
益田力子  
水野和子  
水野幹郎  
毛利道哉  
森真寿朗

○欠席議員（1名）

野呂平和

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助

収入役 毛利道男  
港湾審議監 梅木勇二  
調整監 鎌田悟  
市長公室長 佐々木龍夫  
計画推進部長 川畑義之  
総務部長 鈴木一美  
財政部長 野呂修  
市民部長 小畑廣次  
保健福祉部長 服部美次  
商工部長 米津正夫  
農林水産部長 須原賢治  
環境部長 玉置泰生  
都市計画部長 大橋実  
建設部長 西田喜大夫  
下水道部長 岡田幹夫  
消防長 島村隆一  
病院事務長 谷口淳一  
水道事業管理者 栗本春樹

教 育 長 丹 羽 武

代表監査委員 伊藤治郎

○出席事務局職員

事務局長	長谷川昭彦
参事兼議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	玉田耕士

議事係長 井上紀久夫  
主事 濱田信二  
主事 芝田敏樹

午前10時1分開議

○議長（伊藤雅敏君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

瀬川憲生君。

〔瀬川憲生君登壇〕

○瀬川憲生君 おはようございます。一番目のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

最初に、納税貯蓄組合について意見を申し述べ、お考えをお伺いいたします。

納税組合についての歴史的経緯をたどってみますと、昭和18年に納税施設法が制定され、当時の事情である戦費調達のための徴税方式の一つとして実施されました。法人納税積立金制度や納税準備預金制度、租税の貯蓄納付制度によって構成され、各町内会に納税団体として納税組合を設置して法制上の団体と認め、団体員の租税公課の納付を容易かつ確実にするため、租税公課の納付または納税資金の管理と納付に関する必要な事業を行うとともに、納税資金の蓄積や納税の取りまとめを行っておりました。この納税団体は戦争遂行といった当時の諸情勢を反映して急速な進展を見せ

たと言われております。

しかし、終戦によって事情は一変して民主主義の時代になり、ボス的支配を排除する政策が占領軍によって行われ、戦費調達の色彩の濃い納税施設法は昭和22年11月に廃止されました。このころ、納税施設法は廃止となりましたが、納税組合の一部は任意の納税協力団体として存続したと聞いております。戦後の混乱期で国の財政は戦時中のように公債依存は許されなくなり、その財源は租税収入に頼らざるを得なくなりました。そのため、国民は戦後の経済混乱のもとで税の高負担にあえぎ、租税の納期内収納率は30%を割り込む事態となり、いわゆる軒並み滞納の様相が見え始めてきました。

そこで、戦後の財政経済の再建のために、健全財政の実現と経済自主の要請から、徴税の促進と円滑化を図るとともに、貯蓄増強の一環として納税準備預金制度が取り上げられ、昭和24年4月の大蔵省議において決定して、同年5月1日から金融機関において取り扱いが開始されました。納税準備預金は個人、法人を問わず、納税の容易化のために日ごろから納税資金を備蓄するための預金であり、受け入れる場合は普通預金と全く同様に取り扱われますが、払い出しは原則として納税に充てる場合に限定されており、利率も普通預金より年利で0.75%高くなっており、その利子は非課税となっております。

納税準備預金制度は、現在も存続しており、納税貯蓄組合法制定への橋渡的存在とも言われております。戦後の国民の税負担はかなりの高額となり、酷税とまで言われ、また、納税道義の退廃の傾向となり、国税や地方税の納税成績が極端に低下しました。この状況下で、国及び地方自治体は、財政確立のため、納税対策が重大かつ緊急の問題となり、このとき、納税施設法の廃止とともに解散した貯蓄組合が再び自然発生的に形成されるようになり、国及び地方自治体においてもこれらの団体の民主的発展を図って納税成績の向上に寄与させることの必要性を痛感するに至り、この

ような事情が背景となり、昭和26年4月に納税施設改善の一環として議員立法により納税貯蓄組合法が制定されました。この組合法により、納税貯蓄組合が民主的に健全に運営することに必要な規制を設けるとともに、助成措置を講ずることにより、健全な発展を促進するものであります。

このような法的根拠を持った組合としてスタートして既に四十数年が過ぎております。この間の組合活動を調べてみますと、昭和26年からの10年間は、納税貯蓄組合の普及設立と組織の充実を指向した時期で、戦後の混乱期から経済の高度成長期の入り口に差しかかったという時代背景を踏まえて、納税活動は目覚ましく推進され、このころが最盛期の時期であったと推察されます。昭和36年に納税貯蓄組合増5カ年計画が提唱され、数字の上では効果を上げたが、組合間の活動に問題があったと言われております。40年代後半に、かつてその例を見ないほどの日本経済の高度成長期となり、その時期に振替納税が採用され始めたこともあって、貯蓄活動はこのころから停滞傾向に入っております。その後、社会情勢は経済的発展が推移し、国民生活が豊かな時代へと流れが変わったことから、組合活動が組合法で掲げられている納税資金の貯蓄を目的とする法の精神から外れ、正しい税の知識の普及と納税道義の高揚を図るための広報活動の推進団体へと活動内容が変わり、現在に至っております。

経済成長の恩恵から、国民生活は豊かになり、納税資金を日ごろから備蓄しなくても納税できる今日では、納税貯蓄組合法が現代社会の国民生活に合わないものになっております。法の改正も、制定された昭和26年から44年までの18年間に5回も改正されておりますが、その後、今日までの25年間には社会の経済的状況が大きく変わってきているのにもかかわらず、法の改正は一度も行われず、放置した形となっております。しかも、法律では組合に対して助成の措置を講ずるとなっておりますが、国からの助成のための補助金は昭和55年4月に行政改革の名のもとに補助金の交付が廃止されております。しかし、このような納税資金の貯蓄の意味がなくなっ

た納税貯蓄組合に、当市は今年度の予算で約4,000万円の補助金を計上しております。組合法に基づく活動を確認して補助金を交付しているのか、お尋ねいたします。

軒並み滞納の時代から予定納税や振替納税の時代へと変わった現在、納税貯蓄組合にかわって、新たに新しい税知識の普及と納税道義の高揚を図るための広報活動の推進団体を創設することを提案したいと思います。振替納税制度の時代に即応した自主納付推進のための啓発活動団体が必要であり、その時代に応じた納税を推奨する民間レベルでの啓発団体を育て上げ、そのための助成金ならば理解できると思いますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、ディーゼル排気微粒子（DEP）の対応についてお尋ねいたします。

大型トラックの排気ガスに含まれているディーゼル排気微粒子（DEP）の有害性については、これまでも指摘されており、今までに問題になっている窒素酸化物以上に有害で、大気汚染による気管支ぜんそくや肺気腫の元凶だと言われております。このDEPは、ディーゼルエンジン内の不完全燃焼が原因で発生するもので、直径2ミクロン以下で発がん性が指摘されるベンツピレンやニトロピレンなどが含まれており、他の微粒子に比べても小さく、肺や気管支の奥まで入り込みます。また、DEPは花粉症を悪化させる共犯者と言われており、鼻の粘膜を敏感にして、花粉症の症状を出やすくさせる可能性があると言われております。しかし、今のところ正確な健康被害が解明されていないため、環境基準も設けられておりません。国の方では今年度から国立環境研究所で影響実験を始め、ぜんそくへの影響などをさまざまな角度から健康被害チェックをして、被害影響の解明に努力するとしております。この実験結果に基づいて環境指針値の設定が検討されるということです。

また、環境庁では、DEP対策が今後の大気汚染行政の中心的テーマに

なると見ております。車の排気ガス公害については、これまではNO<sub>x</sub>対策が中心で、DEPの場合、大気中の濃度の測定データがありません。ただ、浮遊粒子状物質として一定の基準値を設けているだけです。そのため、現状においては死亡率の高いがんを誘発したり、気管支ぜんそくを引き起こす物質が大気中に浮遊しておるわけですから、安心できる環境状態と言えます。早期に適切な対策を望むものです。

当市として、DEPの対応についてどのようなお考えを持っておられるのか、以前にも問題になったディーゼル車規制対策のその後も含めてご答弁をお願いいたします。

最後に、生涯学習について伺います。

この生涯学習問題については、平成4年12月議会での一般質問でお尋ねして、四日市市における基本方針や今後の課題についてお答えをいただいておりますが、その後の経緯と具体化への対策について順次伺います。

まず第1点目は、教育委員会における組織の中での生涯学習の位置づけについて伺います。

現在、生涯学習を担当していただいているのが社会教育課であります。この点についての意見を述べたいと思います。社会教育とは、青少年や社会人を対象にした学校教育以外の組織的な教育活動であり、生涯学習の主要な一分野であると考えております。これに対して、生涯学習は自己の生活の向上、職業上の能力の向上あるいは精神的または内面的な充実を目指し、各自が自分の意思で自分に適した手段や方法を選び、生涯を通じて行うものであります。したがって、生涯学習は学校教育を初め、家庭、社会で行われる教育活動や学習活動のすべてを含んだより広い考え方が必要と思います。文部省では1988年にそれまでの社会教育局を改組して、新たに生涯学習局を設置して筆頭局に位置づけております。この組織改編は、生涯学習社会への移行に行政が積極的に対応すべき姿勢を示したと評価して

おります。当市教育委員会の教育行政ではどのような位置づけを持って生涯学習社会に対応されるのか、伺います。

次に、2点目として、リカレント教育の推進について伺います。

これは、生涯学習審議会から指摘された四つの課題の一つで、本市においても「推進に向け努力したい」と以前にもご答弁をいただいております。一番期待をしているところでございます。この社会人を対象にしたリカレント教育の推進で、今日の著しい技術の進展や産業構造の変化に対応するためには、社会人の再教育が必要とされています。リカレント教育とは、社会を出てからも職業上の専門知識や技術の習得のために学校や学校に準ずる教育、訓練機関に戻ることが可能な教育システムのことから、このリカレント教育の充実や整備は高等教育機関が果たす役割に大きな期待を寄せるところです。当市でのリカレント教育の充実への対応状況をお伺いいたします。

第3点目は、学習機会の充実を図るための施設について伺います。

まず、現代的課題を取り上げての学習状況を考えてみたいと思います。そこには科学技術の高度化、国際化、情報化、高齢化などの進展に伴う社会の多様な変化に対応して私たちが学習しなければならない課題がたくさんあります。例えば、健康、人権、家庭と家族、地域の連帯、高齢化社会、科学技術、情報の活用、国際理解、国際貢献、人口と食糧、資源と環境問題となります。これからの現代課題に関する学習を多くの生涯学習関連機関の連帯と協力、学習情報の提供と学習相談体制の整備と充実などに行政と民間が力を合わせて取り組むことが必要と考えられます。また、私たちが自分の学習課題を選択するときには、それが心豊かな人間の形成に役立つことを基本にしながら、その課題が社会的観点から見てどれだけの広がりを持っているのか、どれだけ時代の要請に即応しているのか、どれだけ切実であり、必要とされているのかなどを考えながら行うことが重要であ

ると思います。私たちが生涯をかけて学び続ける生涯学習課題は非常に多岐にわたっております。私たちはそれぞれの自分の人生を心豊かな充実したものに築き上げていくことを軸としながら、身の回りのこと、地域社会のこと、人類社会のこと、地球環境のことなどにも幅広い興味と関心を養うことが必要な時代となってきました。

このような学習課題を満たすことのできる地域社会での学習施設整備についてはどのようなお考えなのか。以前の回答では各地区市民センターを利用してとのことでしたが、各地区の市民センターの現在の利用状況は満杯で、新しい事業の割り込む余裕なしと聞いております。人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことのできる生涯学習社会の確立のためにも、各地区に第2センターを建設すべきと考えられますが、いかがなものか、お伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。ご答弁の方、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

〔財政部長（野呂 修君）登壇〕

○財政部長（野呂 修君） 先ほどは納税貯蓄組合のあり方につきまして、大変ご示唆に富んだご助言であるとか、ご提案をちょうだいいたしまして、まことにありがとうございました。

本市の納税貯蓄組合は昨年の9月現在で399の組合が組織されておまして、組合員数は1万9,300人余りという状況になっております。平成5年度に納税貯蓄組合を通じて納付されました税額は31億4,600万円、これに対して交付いたしました納税奨励金は4,088万8,000円という形になっております。したがって、納税額に対する納税奨励金の交付割合は1.3%弱という形になっております。

この奨励金の交付に当たって、納税貯蓄組合法に基づく活動を確認しているのかというご質問をいただいたわけですが、納税貯蓄組合の納期内納

付率というのは現在94%と非常に高くなっておりまして、一般の全市平均が大体70%程度でございますので、二十数ポイント上回るというような形になっておりまして、この組合が納税道義の高揚にある程度一定の成果を上げているのではないかとこのように評価しております。したがって、納税奨励金は各組合が納期限内に納付した市税の納付成績、これを判定の基準として確認をした上で、予算の範囲内で交付するというふうにしております。しかしながら、先ほどいろいろご指摘いただきましたとおり、納税貯蓄組合法が戦後の貧困時代に、納税資金の貯蓄を主目的にして制定されまして、今の時代には合わなくなっている面があることはご指摘のとおりであると思います。現に、本来の目的である納税貯蓄のあっせんなどを行っている組合は非常に少なくなっているというふうに見ております。

このような現状から、納税貯蓄組合のあり方については現在、納税課を中心に鋭意検討を重ねておりまして、第4次の行財政改善整備計画にも、この問題をテーマとして計上いたしまして、見直し作業に取り組んでいるところでございます。この中では、ご提案いただきましたように、納税貯蓄組合法に基づかない形の納税意識の啓発とか高揚、こういう形のものというご提案がございましたが、そういう納税協力的な啓発推進団体へ改編整備していくということも検討しておりますし、あるいは、口座振替がこれだけ普及してきておりますので、口座振替による時代に即応した自主納付の推進をどのように図っていくかというようなこと。それから、現在、四日市市の納税貯蓄組合は、三泗地区納税貯蓄組合連合会という税務署を単位とした三重郡4町と四日市市の納税貯蓄組合が一つの組織を形成しておりますが、四日市市独自の連合会という形のくくり方がこれまでされてきておりません。4町はそれぞれの町納税貯蓄組合連合会というのがあるんですが、四日市市の場合は、今まで四日市市独自の連合会が組織されておきませんので、今後これを何とか本市独自の連合会を組織すべく検討を重ねております。それから、ご指摘のありました奨励金のあり方、これも

総合的に今後見直してまいりたいと思います。また、国に対しましては、時代に合わなくなっている納税貯蓄組合法が昭和44年以来、改正もされずに放置されております。そういう点を踏まえて、いろんな機会を通じて法体制の整備などを要望していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） ディーゼル排気微粒子の対策についてお答えをいたします。

ディーゼル排気微粒子の対策につきましては、ディーゼル排気微粒子を含む粒子状物質について、平成元年12月の中央公害対策審議会の答申に基づきまして、平成11年を最終目標に、大型ディーゼル車で60%の削減を目指し、段階的に規制が実施をされ、低減が図られてきておるところでございます。

ディーゼル排気微粒子は、ご指摘のように、不完全燃焼により生じますことから、燃料対策として軽油の低硫黄化、良質化も平成9年までに実施することとなり、本市に立地いたします企業におきましても準備が進められておるところでございます。また、この微粒子は発がん性やアレルギー疾患の誘発などの可能性が示唆されておりますことから、環境庁では、平成6年から10年にかけて、五つの総合的なディーゼル排気微粒子低減対策の検討を行うとしております。その内容につきましては、第1番目に、主要都市でのディーゼル排気微粒子による大気汚染の実態の調査でございます。2番目に、車両、エンジン形式あるいは走行条件の違いに応じたディーゼル排気微粒子の排出特性の調査、3番目に、健康影響の観点から、ディーゼル排気微粒子に係る低減目標の検討、4番目に、ディーゼル排気微粒子の低減技術の開発状況、将来動向の調査、それとともに技術開発の推進、そして5番目に、地域の汚染レベルに応じて低減目標達成

のための必要削減量を算定いたしまして、低減目標達成のための対策を検討、以上の5項目でございます。

本市といたしましては、ディーゼル排気微粒子対策は自動車本体の対策から対応しなければならない問題でございますところから、これらの検討結果も含めた情報収集に努めながら、県や昨年設立をいたしました国・県等関係機関、民間企業、そして本市も参画をいたしております三重県自動車交通公害対策推進協議会においても、この問題を協議しながら、早急な対策の実施について国へ働きかけてまいりたいと考えておるところでございます。

また、ディーゼル車の規制につきましては、県との連携のもとに、四日市地域を自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減に関する特別措置法の指定地域とするよう、全国大気汚染防止連絡協議会を通じまして、国の方へも要望をいたしたところでございます。また、広く自動車排出ガス対策に対応するため、融資制度を設けまして、電気自動車の普及促進を図っておりますが、より広域的な取り組みとしていくために、三重県自動車交通公害対策推進協議会の方へも低公害車の普及促進、物流の合理化等、対策の促進を図るように働きかけてまいりますので、よろしくご理解のほどお願いをいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご発言のございました3番目の生涯学習についてお答えを申し上げたいと存じます。

ただいま議員さんのご発言にありましたように、生涯学習は新しい時代の変化に対応し得る教育、学習のあり方そのものを再編整備しようとするものであります。学校教育、家庭教育、あるいは社会教育を総合的に連携させ、人々が生きがいのある充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指すものでございます。また、その学習の成果がまちづくり

の中に生かされることを目指しているものでもございます。本市では、第6次基本計画におきましても、総合行政として生涯学習推進を重点施策に位置づけまして、このたび、市民とともに行政を進めるべき施策の方向を明らかにいたしました生涯学習推進計画四日市プランというものの策定を終えたところでございます。

ご発言のありましたように、国におきましては、生涯学習社会への移行に向けまして、社会教育局を改組いたしまして、生涯学習局とし、筆頭局に位置づけているところでございますが、本市におきましても、学習者である市民へ直接あるいは側面からの支援をするための基盤となる生涯学習推進のシステムづくりをいかにしていくのか、また、生涯学習センターの構想や生涯学習関連施設等のネットワーク化をいかにすべきかなど、検討するのとあわせて、生涯学習の具体化やそのための組織はどうすべきか等につきまして研究討議を重ねるために、仮称でございますが、今後、生涯学習推進会議を設置いたし、そこで生涯学習推進計画四日市プランを実効あるものとしていきたい所存でございますので、なにとぞご理解を賜りたいと存じます。

2番目の本市でのリカレント教育の推進への対応につきましては、四日市大学での公開講座や、あるいは三重技能開発センター、あるいは三重県立四日市高等技術学校等との連携を図りながら、学校教育終了後の専門的な学習ニーズなどにこたえ得る学習機会の拡充のための働きかけをもしてまいりたいと存じているところでございます。

また、本年10月には、三重県におきましても、放送大学三重地区学習センター、これは仮称でございますが、そのセンターが設置されます。この放送大学での学習は、大学において得られる正規の単位取得認定と同等に扱われ、生涯学習の充実につながるものでございますので、今後、同センターと連携を図っていく中で、受講希望者等への教育相談等も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

3番目の地域社会での学習施設整備について、どのように考えているのか、また、各地区に第2センターを建設すべきとの考えがあるがいかかかのご質問でございますが、本市におきましては、23の地区市民センターを生涯学習、地域社会づくりの拠点として位置づけ、その活動を推進しているところでございます。しかし、ご指摘のございましたように、地区市民センターの利用状況は年々増加の傾向にあり、余裕のない状態のセンターもありますので、その補完的役割を果たす場として学校教育活動に支障とならない範囲において、小学校施設の一部を開放しているところでございます。特に、昨年からは、本市でも取り組みをいたしてまいりました学校開放の活性化に向けた研究での成果にそった積極的な小学校開放の推進にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、今後、地域活動、生涯学習活動の場づくりにつきましては、市民部とも連携、協議を重ねていく中で、研究を進めてまいりたいというふうに存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 瀬川憲生君。

○瀬川憲生君 ご答弁ありがとうございます。

まず、納税貯蓄組合についてでございますが、一応のご理解はいただいたと理解させていただきます。ただ、納税奨励金として交付しているんだということで、補助金の問題ですが、ご説明がございました。それと、組合員数が1万9,324人ということですから、これは四日市市の全納税者の割合からすると、恐らく2割弱ではないかと思うわけです。それに対して4,000万円という納税奨励金をお渡ししているということとなると、あと8割のまじめにきちっと完納してみえる方はどうなるんだろうかなということで、やはりこの辺の不公平が出てくる考え方ができますので、この辺、まじめに納めている方は、正直者はばかを見るようなことは、ちょっと困るわけでございますので、こういうふうな公金の使い方についてもあわせてご検討をいただきたいと思っております。

それと、納税に対しての協力的な市民レベルの啓発団体というようなものは絶対必要なことでございますので、貯蓄とこだわるから納税組合の問題が出るわけですから、こだわらないものとなると、組合法に基づかない団体ということで、各地域社会でこういった団体がどんどん出てくることによって、納税効率が上がると思っておりますので、ぜひこれは組合法に基づかない形で、ひとつ推進されるよう特にご努力をお願いしたいとともに、そのためには、それなりの助成金、補助金等は4,000万円にこだわらずに、使っていただいても理解はできるんじゃないかなと思っておりますので、その点もよろしくをお願いしたいと思います。

次に、環境対策の問題で、DEPの問題につきましては、いろいろご検討いただいておりますことも理解できましたし、ご努力いただいておりますこともわかりました。

そこで、先日の「広報よっかいち」を見せていただいたところ、環境に対する意識調査が記事として記載されておりましたけれども、その中で一番多く認識されているのが空気の問題だと認識しております。やはり、さわやかな空気ということは市民の方々が一番に取り上げられる問題でございますので、そういったことを含めて、自動車対策を今後も推し進めていただきたい。いろいろご努力いただいておりますわけでございますけれども、今年度末には環境条例も発表していただくということで、大いに期待しております。とにかく、今後の総合的な対策としまして、簡単に私たちが考えられるのは、自動車をできれば減らしたいということが大きなポイントになるんじゃないか。そのためには公共交通機関をより便利にして、少しでも自動車を減らして我慢していただけるような体制づくりもあわせて考えるのも一つだと思います。

それから、緑を増やすということで、特に、四日市中心部においては、比較的緑が少ないように思います。私たちがよその都市へ視察に行ったときに、時々思うんですけれども、ここは緑が多いなという都市がたくさん

あります。それに比べると四日市の場合は比較的緑の場所が少ないなと思っておりますので、こういった対策もお願いしたいと思います。

それから、低公害車、先ほども言われましたけれども、低公害車をもう少し増やす方法がないだろうか。今年度も低公害車を買う場合の助成金は予算化していただいておりますけれども、まだまだ四日市市、日本そのものもそうかもわかりませんが、低公害車が少ないわけでございますので、こういったことも考えていただきたいと思っております。

次に、生涯学習についてでございますけれども、まず、教育委員会の中で生涯学習がどう取り扱われているのかが非常に外から見てもわかりにくいということです。この問題をどこへどういうふうにご相談、またお聞きしたいなと思ったところが、教育委員会の中を歩いても生涯学習を扱っているという文字がほとんどないので、私は社会教育課がやっていたというのを聞いておりますから、そこへ行っておりますけれども、そういったことで、本当にまじめに取り組んでいただいているのかなという疑問が起きてきます。聞くところによれば、一生懸命やっていたことは承知しておりますけれども、見えにくいということは、それだけ一般市民に対しても、その意気込みというのは伝わらないわけですから、この辺もう少し明確な形で位置づけを教育委員会の中でしていただきたいと思っております。

リカレント教育については、いろいろとご検討をいただき、いろんな情報を集めていただいておりますことはよくわかりましたので、今後こういった社会になってきておりますので、すぐ応用できるような体制づくりをお願いしたいと思います。

それと、地域社会における教育の場づくりということですが、私は第2センターということで意見を申し上げたわけですが、地域社会づくりと生涯学習とは別に考えていきたいと思っております。現在の地区市民センターの活動を見ておきますと、地域社会づくり的な形で利用されて

いると思います。だから、教育の場としての使われ方は余りしてはられないのじゃないかなと思いますので、やはりその場合には、もう一つ施設が要るということになってくるわけです。そうしないと、安定した形にならない。それから、学校開放等、これは当然のことですけれども、余り学校施設を開放ということは、学校教育への影響も考えられますので、これはほどほどにすべきだなと前から思っているわけです。そういうことから、やはり地域社会の中での生涯学習の場というのは、別途に考えていただきたいと思います。そういうことで申し上げたわけでございますので、今後あわせてご検討いただきたいということを、すべて要望にとどめて私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 宇野長好君。

○宇野長好君 1点目の納税貯蓄組合のあり方についてお伺いします。

この問題は、過去、谷口議員が2度ほど質問したと聞いておりますが、私ここに三泗地区納税貯蓄組合連合会の総会の資料を持っておりますが、当然のことですが、三重郡4町と当四日市市で組織された連合会と理解しておりますが、この資料を見ていますと、平成5年度の事業報告には、三重郡の朝日、川越、菰野の各組合の活動報告は記載されておりますが、当四日市の組合活動報告が記載されておられません。399組合で1万9,300名の組合員、この1年間何もなかったのか。ただ、四日市の組合は、三泗地区連合会の催し物についてのみ参加されると解釈してよろしいですか。

それと、参考までに申し上げますけれども、平成5年7月9日、朝日町は公民館で貯蓄組合の総会を開いております。川越町は平成5年7月15日に尾張温泉東海センター、菰野町は町役場で、議題としては、納税貯蓄組合活動についてと振替納税の普及拡大について、その他と、大体同じような議題で活動されております。四日市の場合は、ただ399組合があって、何もしないと、そのように理解してよろしいですか、お伺いしたいと思

ます。

それから、この組合の納税率がよいという答弁、94%と聞いておりますけれども、この組合に聞きますと、滞納者がおれば全部組合員はやめると、当然100%で当たり前なんです。これは自慢にならないことだと思います。今現在、予定納税で我々やっていますけれども、予定納税が遅れると延滞金利息を取られるんです。市内の組合に対して指導なり要望などをきちんと行われているのか、それとも、金は出すけれども、口は出さないのか、お伺いしたいと思います。結果的にせっきくの補助金が納得のいく形で使われていない。納税行政に対する協力団体は必要と考えておりますので、積極的に正しい活動ができる健全な団体に衣がえしていただきたいと思

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

○財政部長（野呂 修君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、確かに四日市地区の納税貯蓄組合連合会というのが組織されておらず、税務署が管轄しております三泗地区納税貯蓄組合連合会に四日市の399の組合が直接くっついている。三重郡4町の組合は町の連合会をつくっておるという点で、四日市の組合のあり方については問題点があると考えておりました。今後、先ほどいろいろ指摘いただきました点を含めて、早急に見直しを行いまして、健全な納税貯蓄組合にもっていききたいというふうと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時、休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時9分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、市制100周年記念事業ドーム型多目的スポーツ施設の霞ヶ浦緑地公園への建設をめぐる問題についてお尋ねをいたします。

市制100周年記念事業として、この施設を霞ヶ浦緑地公園に建設することについての、批判的意見や疑問が最近に至って市民の間でも市職員の間でも相当強く出ているように思います。それは、私ども議員にも向けられているのではないかと思います。市民の批判的意見や疑問が投げかけられている問題点は、市制100周年記念施設として、なぜ100億円近くもかけるドーム型多目的スポーツ施設を選択したのかということを始め、その施設内容、建設場所、完成年月等の設定の是非、さらには駐車場、アクセスの問題をどうするかなど、記念施設建設の根本にもかかわり、しかも多岐にわたっております。実際、これらの問題について、私たちが必ずしも十分議論を尽くしたとは言えないのではないかと反省しているところでございます。

100周年という歴史的な記念事業を悔いのないものにするために、よりよい記念施設とするために、現時点に至っては大変なことではあると思えますけれども、この際、思い切って全面的に見直しをすべきではないかと思えます。せめて、平成9年8月完成目標を遅らせてでも、ドーム型多目的スポーツ施設の建設場所、例えば競輪場を取り込む、これは前橋市の例がございます。競輪場を取り込んで、競輪場の改造といいますか、そこに建設することによって、維持管理上のメリットも相当多く出ると思いますが、そうした検討とか、その施設規模、内容、駐車場やアクセス整備等の整合性を図るとかの対策を講じるべきではないでしょうか。

既定の計画・方針どおり進める場合の交通アクセス、駐車場の問題についてであります。先日、市議会の代表者会議において配られました資料によりますと、霞ヶ浦緑地公園全体の利用計画、駐車場、国道23号とのアクセスについての基本設計はこれから株式会社日建設計の協力によって行うということになっておりますが、この際、私から次のようなことについ

て、市側としてもはっきりと方向を出して、基本設計の中に生かすようにしていただくことはできないか、お尋ねをいたします。

JRの駅設置でございます。2番目は、バス路線の充実でございます。近鉄の霞ヶ浦駅の整備、あるいは阿倉川駅の整備をいたした上でバス路線をこの緑地とつなぎ充実させるという点でございます。三重橋垂坂線の国道23号と緑地への立体的乗り入れの問題でございます。その早期整備でございます。それから、JR関西線、国道23号をアンダーで緑地とつなぐという問題でございます。さらに、富田山城線と国道1号との交差点の立体化あるいは富田山城線の無料化等についても積極的に早期実現に努めるということでございます。最後に、駐車場の多層化と現在ある入り江の活用をできないかということでございます。

次に、ドームの維持管理、財政収支の見通しと対策を早急に示すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。せっかくできたドームが、大変高くして利用しにくいということでは困りますが、料金設定についてどのような考え方をしておられるか、これもまた早急に示すべきではないかと思えます。

以上の点についてお尋ねをいたします。

2番目は霞二丁目地先の公有水面の埋立てに関連した交通アクセス等の問題でございます。

先ほどもドーム建設とかかわりまして指摘をいたしました。いずれにいたしましても、この地域、既に霞緑地内の運動施設、競輪場等の設置状況、そして国道23号、1号の状況を見ましたときに、大変な交通アクセスのネックがあることはご承知のとおりでございます。今回、この埋立てを進めるに当たりまして、例えば、ほかにもございますように、電源等、各種開発や企業立地等において、周辺整備や対策費をコストの中に企業は入れ込むということはやっておるわけでございますが、それと同じように、少なくとも、例えば、埋立てと埋立地の利用が具体化したときに、埋立地か

ら発生する交通量の増大ということとかかわって、富田山城線と国道1号との平面交差を立体交差にする、あるいは4車線化、無料化するという問題、あるいは国道1号の渋滞の主要ポイントの改良、こうした点について、今も申し上げましたように、埋立費のコスト化をして、早期整備を図るという考え方をとることはできないか。いずれにしても、申し上げたところの解決を早急にしなければ、にっちもさっちもいかなくなることは明らかでございます。問題の認識の度合いによって対応が変わってくると思いますが、その辺を明らかにしていただきたいと思っております。

3番目は、J R貨物基地の羽津地区富士町地内への移転計画についてであります。この問題は後ほど谷口議員も取り上げておられますし、そういう意味で、私の方から特にお尋ねをするということではなくて、この問題について、私の態度といいますか、考え方をはっきりと表明しておきたいと思っております。また、谷口議員の質問とそれに対する答弁の状況によっては、9月議会でも取り上げさせていただくことをあらかじめ申し上げておきたいと思うわけでございます。

市当局はかねてから、J R四日市駅周辺の活性化に関してJ R四日市駅を中心とした新都市拠点整備事業と鉄道連続立体交差化事業の導入実施に向けて取り組んでおられるわけですが、その前提となっているのが現在のJ R貨物基地の移転であります。その移転先として、市当局は、紆余曲折を経て、一たんは河原田地内とすることを決められたわけですが、昨年9月に白紙に戻されました。そして、J R貨物、J R東海、国、県と市との間でJ R貨物基地の移転先は、J R四日市駅から名古屋方とすることを合意し、その候補地として、羽津地区富士町地内とする方向で取り組んでいるとのことでございます。

私は昭和45年から、すなわち当時の国鉄が関西線の貨物輸送力増強等を理由に四日市、鈴鹿、桑名の貨物基地を統合し、富田浜駅と海蔵川の間への移転をするように計画したとき以来、その動向に応じて、これをやめて

いただくために全力を挙げて頑張ってきたところでございます。この計画につきましては、関係地区住民からも強い反対意見があって難航し、社会経済情勢の変動とかかわって、当初計画の中断、変更された経過があるわけではありますが、最近に至り、またしても当初計画における移転先の要所となった羽津地区富士町地内への貨物基地移転を図られるということは、絶対に私は容認することはできません。

J Rや市当局が貨物基地移転をいかに正当化し、望ましいものであるといいましても、羽津地区住民にとっては、将来にわたって、百害あって一利なし、仮に何らかの代償措置がとられたとしても、それと引きかえに移転を認めるべきものではないと考えております。私は羽津地区の住民の安全、住みよい環境とまちづくりのために、J R貨物基地の羽津地区富士町地内への移転の新たな動きには断固反対し、これをやめていただくために、みずからの政治生命をかけて努力し、それでも強行される場合には、ある段階と状況に応じて骨を埋める、こういう覚悟であることを厳粛に表明しておきたいと思っております。

あわせて、私は、J R貨物基地の移転先については、霞地先の公有水面の埋立地を初め、他のさらなる適地を求め、問題の羽津地区富士町地内には羽津地区住民が賛同できる開発を計画するよう強く要望しておきたいと思っております。

最後の、市の工事発注についてでございます。ゼネコン汚職が国の段階ばかりでなく、あちこちの地方自治体においても摘発されておりますが、そのたびに公共工事の発注については、不正や汚職防止策を含めて国から地方自治体に至るまで、ほとんど共通の制度が確立しているはずなのに、どうして不正、汚職が起こるのか、不思議でなりません。

最近の一連の事件をきっかけに、指名競争入札制度の改善というか、制限付きの一般競争入札制度の導入などが図られておりますけれども、それによって、本当に汚職、不正が根絶できるのか、甚だ疑問でございます。

汚職、不正の根絶策はどうしたらいいか、門外漢の私にはわかりませんが、事件が起こって摘発されてから、「信じられないこと」などとよく言われておりますが、摘発されるまでにチェックすることが大切ではないかと考え、幾つかのことを提言して実現を求めたいと思います。

制限つき一般競争入札の制度が導入されても、工事発注件数の大部分は指名競争入札方式が続くであろうから、それに即して申し上げれば、一つは、指名業者の選定の経過と結果、理由を含めて、原課の内申、調達契約課の調査、そして指名審査会の段階に至るまで、公表することです。審査会規程第9条は、秘密の保持を規定しておりますけれども、これがくせ者ではないかと思うのであります。

2番目は、議会の議決を必要としない契約金額1億5,000万円未満の契約について、指名入札、落札に至った経過等を公表することを提起したいのであります。

3番目は、一つの工事を幾つかの工区に分けて、それぞれを入札にかけるときの基準を設けて、その都度、工区を分けた理由を公表する。

4番目は、特定の業者への指名、受注の偏りを防止する措置を講じることです。

最後に、地元業者の参加について、地元とはの基準を明確にするか、各入札案件ごとに地元業者に選定した理由を公表していくべきではないかと思っております。幾つかございましょうが、時間の関係がございまして、こうした点の提起にとどめたいと思っておりますが、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） まず第1番目の100周年記念事業でありますドーム型多目的施設についてご答弁申し上げます。

この多目的スポーツ施設は、3月の議会でもお答えいたしましたように、

100周年記念施設として建設を行うことが決定されたわけでございますが、内容といたしましては、100周年を祝うにふさわしい、できるだけ多くの市民の方々が機会も多く利用していただけることを念頭に置きまして構想が策定されたわけでございます。子供さんからご老人まで、多くの市民の方々が天候に左右されずに、いつでもスポーツやイベントを楽しんでいただける、そういう施設として平成9年度のオープンを目指しているものでございます。

施設の概要につきましては、代表者会議等を通じましてご承知をいただいていると思いますので、改めて詳しくは申し上げませんが、この施設の規模ですとか内容につきましては、スポーツの種類ですとか、イベント等の内容に応じまして、過去の事例ですとか、本市の人口等を参考にしながら導き出してまいったものでございます。今後、本年度内に施設の基本設計及び実施設計を行うこととなっております、この間、各般のご意見を参考にしながら、さらに最終的な案としてまとめてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

完成時期を遅らせてでも再検討をと、こういうふうなお話があったが、これは100周年の式典を新たにつくる記念施設で行うべきだ、こういう強いご意見が議会も含めてございまして、そういったものを受けて進めてまいった、こういうことではございまして、今の段階では市民の皆様にご覧いただけるような施設に内容を詰めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

それから、管理運営面でございますが、できるだけ有効な活用を図りまして、かつまた、円滑な管理を行うことにも努めまして、料金設定につきましても、市民の皆様方ができるだけ利用しやすいものになるように、慎重に検討を加えてまいりたいと、そのように考えております。

それから、一番問題になりますのは、駐車場でございますとか、会場に至ります交通アクセスについてでございますが、特にご指摘のような競輪

開催日等との併催の場合には、相当の混雑も予想されますので、霞ヶ浦緑地全体の利用計画でありますとか、それから、周辺のアクセス等でございますが、これは基本的には公共交通機関の利用というのが一番重要になってまいりますので、お話がございましたような、JR駅の新設の問題ですとか、あるいは近鉄の各駅からのバス路線のあり方、そういったことなども含めまして、短期、長期のスパンで整備を十分検討を加えて考えてまいります、そのように思っておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思う次第でございます。

○議長（伊藤雅敏君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の第2点目、交通アクセス等につきましてお答えいたします。

四日市港霞ヶ浦地域へのアクセス道路でございますが、本市の主要幹線道路でもございます国道1号あるいは23号は南北幹線道路といたしまして重要な路線でございます。年々増大いたします交通量に対応する抜本策といたしまして、ご承知のように、建設省におきまして北勢バイパスが事業化されたところでございます。この北勢バイパスは、本市の南北の骨格となる幹線道路でもございまして、早期供用開始が重要な課題となっております。建設省に対しまして、事業促進の要望を機会あるごとに行ってまいっておるところでございます。

また、国道1号や23号の渋滞対策のための交差点部の改良でございますが、建設省に対してその促進を強く要望するとともに、市といたしましても、一体となって取り組んでまいり所存でございます。

また、市事業といたしましては、阿倉川西富田線や赤堀山城線あるいは三重橋垂坂線など、四日市港あるいは霞地域へのアクセス道路を補完する道路事業を推進いたしまして、円滑な交通確保ができますよう事業推進に努めてまいるところでございます。

四日市港への直接のアクセス道路でございます富田山城線の有効活用につきましては、関係機関の協力を得ながら対応してまいり所存でございます。また、国道1号との立体化でございますが、4車線化にあわせまして要望してまいりたいと考えておるところでございます。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（川畑義之君）登壇〕

○計画推進部長（川畑義之君） JR貨物ヤード移転先につきまして、昨年度、平成5年度に鉄道事業者の助言を得まして、羽津地区を含む数カ所の候補地につきまして、鉄道接続、道路アクセス、都市計画、現況の土地利用状況、さらには移転に伴う荷主への影響等について調査をいたしたところでございます。しかしながら、鉄道事業への影響、とりわけ関西本線との接続や列車編成に及ぼす影響、あるいは管理運営等につきまして、鉄道事業者とさらに協議、調整が必要でございます。また、地元の方々へのご理解、ご協力を得られることが必要であるというふうを考えているわけでございます。

しかし、移転先としましては、限られた候補地しかないことから、地域全体を今後どのように住みやすい町にしていけるかをも十分検討した上で結論を出していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、本事業は、本市の将来の発展にとりまして極めて重要な事業と位置づけられており、早期実現に向けまして、鋭意努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げる次第です。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） 第4点目の市の工事発注についてお答え申し上げます。

議員ご指摘のように、昨今の工事に係りますゼネコン汚職等、非常に遺憾な問題が多く出ておるわけでございまして、本件に関しましては、昨年度特に半年間かけまして総務委員会におきまして、閉会中の調査事項としてお取り上げをいただき、ご報告もいただいておりますが、特に私が共感を得ておりますのは、この中で、明治からの長い歴史の積み重ねの中で、今後基本的な問題として、いわゆる政治改革等の中においてもこれが取り組まれるべきであるというふうな付言もいただいております。

今具体的にご指摘いただきました市の内部におきます、特に地元業者に関連する事件でございますが、幸い、当市におきましてはかかる事案が現在ないのありがたいというふうに思っております。今るる披瀝いただきました中で、特に公開、いわゆる事務手続あるいはその経過の公開ということでございますが、これにつきましては、必ずしも全部を全く公開することで果たしてこれらのことをすべて解決できるかどうかというふうなこともございます。中にはこのことによって、逆に問題を惹起するというふうなこともあり、当方におきましては、昨年あるいは一昨年来、部内における検討委員会等を通じまして、今ご指摘の各般にわたりまして見直しをかけておるところでございます。非常に長い歴史の中で、一挙に何ができるかということも結論的にはまだ出にくい面もあるわけでございますが、今後とも鋭意検討を重ね、できるところから手がけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 小井道夫君。

○小井道夫君 JR貨物基地の問題は、私が申し上げたとおり、私のそういう決意をご承知いただいて、慎重に対応していただきたいと思います。

時間の制約もございまして、ドームの問題、そしてドームや埋め立て問題と関連した交通アクセスの問題で改めてお尋ねしたいと思います。

今、市長公室長からお答えがございましたけれども、やはりこの問題は

大きな政治判断を要する問題だと思います。市長にお答えをいただきたいのですが、計画を発表されてから今日までに、私が受けとめる限りでは、今申し上げたように、批判が相当出ているんですが、市長は何らそういう批判というものを聞きではないですか。そして基本的に既定の方針どおり、計画どおり推進をされることについて、何らの疑問やためらいもお持ちではないでしょうか。もしおありでないとすれば、これ以上の議論は無理だと思います。また、別の問題も考えなければならないと思いますけれども、その辺はぜひ聞かせていただきたい。

それから、完成して、式典をどうしてもそこでやらなければならないか、いいものをつくるためには、余りあわてて、中身にもいろいろ疑問があるものを無理していかないで、この際思い切って、せめて完成日時を1年、2年でも遅らせて、11年には開港100周年記念事業もあるわけです。それらともうまく調整し合う形をとって、よりいいものをつくるために、今申し上げましたように、競輪場を取り込んで、競輪場の場所で作るとか、そうすると、95億円もかけて5,000人収容の施設で、維持管理費も物すごくかかると思うんです。どれくらい持ち出していくことになるかわからない。全く発表されていません。それもお尋ねしたわけですが、改めて早急にその数字も出していただきたいと思います。

そういうことから見ますと、競輪場にかぶせる問題なんか、非常に効果的だと思うんです。どっちみち、今、競輪場と隣接する限りは、スポーツにとって大事な土曜、日曜は月4回のうち2回は競輪につぶされてしまうんです。スポーツをやるのに、土日が決定的に重要です。月4回のうち2回は競輪でつぶされてしまって、なかなかうまくいかないという事態も現実起こるわけです。ですから、そういう点も含めまして、もう一遍考えるとか、あるいは、単体施設で多目的を果たすのか、サブ施設をつくって複合体の中で多目的を果たし、そして総合的な施設とするのか、この辺も私は改めて検討してもいいんじゃないかと思うんです。

それから、時間の関係もありますから、交通アクセスの問題ですが、西田建設部長からお話がありましたけれども、あるいは佐々木市長公室長のお話にもございましたけれども、JR駅の設置については、ひとつ確実に実現へ向けて努力していただきたいと思います。そういう方向での努力ということを言われましたので、その実現を期待したいと思います。

他の関係、アクセス問題、ドームは平成9年に完成しようというわけでしょう、既定方針どおりいけば、平成12年に埋立ても完成するわけです。だから、努力すると言われるのもわかりますけれども、いつまでにはどんな状態をつくるかと、基本的にこうしたいというものをもっと明示していただきたい。

今日は時間の関係もございますので、この程度にとどめますけれども、いずれ近い機会にそうしたことを明確にしていきたいと思いますと思うわけでございます。市長のお答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

私はこのドームの建設につきまして、県の方との記念施設のすり合わせを知事とやりまして、「港は港でやるよ。市は何をやるんだい」と、こんな話がございます、私は、港でやるものについて、市がやろうということは避けた方がいい。市としては、やはり文化的なものをつくっていきなと、そういう考え方でおるということは、知事に申し上げたことがございます。

たまたま実は100周年の記念事業をどうするかということで、100人委員会も構成をし、ご答申をいただいた。あのご答申は、市政全般にわたっておりますので、どれを取り上げていいのか、ちょっと私も迷ったわけがありますが、今までにない何か記念に残るようなものと、しかも、文化、スポーツ面で考えるとすれば、こういったドームの施設しかないのかなというふうに考えたわけでありまして。できるだけ早くやれというご指摘も皆

さんからちょうだいいたしましたので、あえて、あの地を時間的な問題を考えて選ばせていただいたと、こういうことでございます。したがって、それに関します補足的な交通アクセスの問題でありますとか、その他もろもろの問題について、同時に考えながら進めていかざるを得ない、完成までにはそれらの状況をしっかりつくり上げて、そして利用できるようにいたしたい。

当然、競輪場との併設も考えて、競輪当局の方とも随分折衝をいたしました。しかし、最終的に私がこれをあきらめましたのは、競輪場の施設というのは、改修をする期間、それをやめなければならないという状況がございます。したがって、その間、競輪の収益というものが全く望めない、こういうような状況にもありましたので、やむを得ずこれはあきらめた。なお、施設の大きさの問題もあったと思います。

以上で私が、こういう決断をさせていただいたということでありまして、どうぞご了解のほどお願いを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、小井道夫君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時、休憩いたします。

午前11時40分休憩

午後1時1分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川勝彦君。

〔石川勝彦君登壇〕

○石川勝彦君 緑水会の石川でございます。午後のひととき、またおつき合いをよろしく願いいたします。

通告に従いまして、3点ほど質問をさせていただきます。

第1点、第4次行財政改善整備計画に関連して質問をさせていただきます。

数年前までの経済は、右肩上がりの内容で、大量生産、大量消費という形を守るための企業努力がされてきました。このおかげで、法人税等税収も順調に推移し、行政も強気の施策が展開できたように思います。しかしながら、長引く構造不況で雇用の不安が高まり、企業にとって一番大切な設備投資もほとんど見られないといった昨今の経済界は、真剣に経済各分野全般にわたって根本的に見直すといった姿勢をとりつつあります。

すなわち経済界は、総じてリストラに全力を傾注し、それぞれ企業の足腰を鍛え直し、商品開発にすべてをかけ、今までの右肩上がりの内容を修正した経済方針を明確にしようとしております。ようやく底打ち感があるとの見方をする人が、専門家あるいは経済学者に多く増えておりますが、しかし、マクロ的には期待できる状態にあるとは言えません。部分的にやや明るさが感じられはしますが、これが本格的な回復に向かうかどうか、確固たる見通しを立てる人も極めて少ないようであります。

こんな経済的状況を反映して、税収は湿りがち、今後に大きな回復の見込みがないと、自治体の苦労はきっと多くなるように思います。今までの考えを改め、意識改革をするため、行財政改善整備が第1次より、既に今年はその第4次に入っているようではありますが、何となく華やかな第6次基本計画に隠れて、行財政の整備は不十分のまま推移することになりかねません。

土日休みの結果、月曜日から金曜日までの仕事への取り組みに本格的なメスを入れ、中身の濃い日常業務がなされていかななくてはなりません。その結果、時間外にかかるむだを縮小していく必要があるのではないのでしょうか。時間外に仕事をする場合、昼間の市民サービスに支障を来さない努力をし、そのための一つの方法として、フレックスタイム制を取り入れるとかしてみたらいかがでしょうか。

本庁のおひざ元の市民は、昼夜この高層の建物を見詰めており、口から出る言葉は、夜遅くまで電気をここのところつけていることに対する言葉で、ほとんどいいものはありません。昼休み等の消灯が励行されているようですが、やはり時間外を最小限にし、さらに土日の休みを徹底した休日にするに抜本的な改善は図られないのでしょうか。有能な職員が、明日の時代のために力をためる、養う時間は必要であると思います。年間10億円を超える時間外手当について、ここ数年改善の努力はされているかもしれませんが、結果としてその努力は不十分としか判断のしようがありません。

さて、具体的に通告した内容についてであります。まず、職員、職場の活性化についてお尋ねいたします。

計画の基本方針の中に、行財政の改善整備は、職場や組織の全体の能力を高め、環境の変化に対応し得る行動力や体質を培うことになり、職員及び職場の活性化が不可欠であると、まことに理想的と言える表現で述べられております。しかも、継続的にその取り組みがなされているようですが、拝察するところ、かなりの部分、一番肝心なところに古臭さを強く感じられるように思います。例えば、幾ら適正な人事異動がなされていようとも、表面だけの人事考課しかないように思います。本当に職場が活性化することは、民間企業でいうと、労務管理が的確に行われていなければなりません。

さきにも申しましたように、リストラが進められている社会情勢下、行政のみリストラが十分でないということは許されるものではありません。それぞれ職員1人1人が自分の能力を最大限発揮できるような職場環境が考えられているのでしょうか。また、職員1人1人仕事に全力投球しているのでしょうか。公務員は適当に仕事をし、適当にサボるといった思われ方に、多くの方は抵抗感を持っておられることと存じます。今日民間では、ご承知のように、40歳で、否それ以前から肩たたきが始まっております。市の

職員は肩たたきなど全く考えなくてもよく、大変恵まれた存在であり、それゆえ、大変に仕事に力を注ぐことができる場所でもあります。

基本的方向として、職場研修や研修所研修の充実を図るとありますが、毎日の忙しい職場で今の仕事への取り組み方でOJTが可能でしょうか。今年度がその実施年度になっておりますが、果たしてどんな取り組みが可能なのでしょうか、お尋ねいたします。

研修所研修にしても、たくさんのカリキュラムをわずかな職員の配置による取り組みで、どんな成果が上がって、どんな形で2年後、3年後に出てくるのでしょうか。職員1人1人が、今時代の変わり目であることを百も承知と思います。一生懸命取り組んでいる職員をあちこちで見かけますが、才能がありながら、外から見ていると、ただ淡々と仕事をこなしているのみの方も結構多いように思われます。職場研修、研修所研修のあり方にもっと力強い取り組みが必要ではないかと考えられますが、ご所見をお尋ねしたいと存じます。

これと関連して、さきに申し上げました時間内での業務遂行をどう考えるか。また、時間外勤務の見直しについて、どのように考えられるのか、ご所見をお尋ねいたします。

意識改革は、言うは易しいものです。具体的にどういう取り組みによってこれができるか。特に、研修のあり方について最もお聞きしたいところでもあります。さきの理想的表現と申し上げた部分を換言しますと、庁内体制の抜本的な組みかえを進めなければならないということになりますが、いかがでしょうか。

次に、事務事業の見直しについてお尋ねいたします。

事務処理の簡素、効率化、公社、第三セクター等市民との協力、協同、大いに結構です。しかし、ここにおいても本当のリストラは将来に向けて見ることができるのでしょうか。無理はせず、むだを気にせず、むらが黙認されている今の職場で、どこまでそれぞれの仕事を切り離して、

果たしてむだは出ないのでしょうか。

例えば、第三セクター、公社関係にそんな現象が多く見られるのはいかがなものでしょうか。主観の相違かもしれませんが、外部の委託にもかなりのむだが出ているように思われます。果たしてこの傾向が行財政改善と言えるのか、不思議な気がいたします。幾ら委託することによって経費削減を図るといっても、財布は同じです。それならそれでもっと本庁の中身が軽くなっていいのに、それも期待することができそうにありません。時間外勤務の実態が顕著な例と言えます。また、委託による質の低下は否定できません。委託によってよくなったという声も聞きません。事務事業の見直し、外部委託についての再吟味など、どこかもう一つたがが緩んでいるところがありそうです。大いに取り組むなど本質的なリストラを提言するものであります。

またこの際、膨らみつつある補助金等についても見直しをする必要があります。膨らませるばかりが社会的に正しいとは決して言えないものがあります。ご所見をお尋ねいたします。

最後に、職員数の適正化に関連してお尋ねいたします。

事務事業の見直しによるいろいろな方法での見直しは大いに結構ですが、この見直しは職員の数の見直しであって、1人1人の職員の質の見直しは見当たりません。これこそ民間のような人減らしでない自治体のリストラであります。今市民が求めている市政への希望を考えると、質の見直しを抜きにして行財政整備は半分も達成されません。活性化を考える場合、相関的に考えていい見直しではないでしょうか。

質をよりよく向上させるための研修以前のもの、職員の質の見直しについてどう考えておられ、具体的にどのように取り組もうとしておられるのか、お尋ねいたします。

以上、第6次行財政改善整備計画に関連して、考えているところ、また市民の声を反映させながらいろいろお尋ねいたしました。的確なご答弁を

よろしくお尋ねいたします。

次に、昨年度の本市の交通事故結果に関連してお尋ねいたします。

過去の議会において、本市の交通事故、交通死亡事故全般について触れたことがあります。また道路行政全般について質問しましたが、平成5年度の本市交通事故の結果について取り上げてみたいと思います。

このほど既に交通事故ワースト上位脱却四日市対策決起集会が行われるなど汚名返上への動きがあったようでございます。本市の関係者、各種団体、また関係者のご努力に敬意を表したいと存じます。

さて、全国及び県の交通事故において、人身事故は増加を続けているようですし、本市においても昨年は大幅に増加し、42名の交通死者を出しているようです。この数字は、全国10万人以上の都市213市中、人口10万人当たりの死者数は、茨城県つくば市、群馬県太田市に次ぐワースト3位、ちなみに、昨年度は21位でございました。人口割にすると3位ということであり、交通事故発生状況は増加傾向にあり、各種の対策を積極的に推進する必要がありますが、どのような対策が考えられ、進められているか、お尋ねいたします。

また、路線別に見ると、件数、傷者は市道が過半数を占めており、死者の40%は国道で多く発生しているようです。市道は道路幅員が狭く、人家が密集しており、老人、子供の道路への飛び出しが予測されますので、速度を落として安全運転に努めさせる。また、信号のない交差点などでは衝突の危険が高いので、必ず一時停車させるなどの道路標示、標識等道路安全対策上の取り組みについて思い切った施策が必要かと存じますが、ご所見をお尋ねいたします。

各地区から地元要望がたくさん出されていると思われませんが、生活道路が通学道路になっているところも多く、危険はたくさんあります。それゆえに、積極的な要望に対する対応を望むところであります。

本市には、動脈として1号、23号の国道が通っておりますが、交通量も

多く、市道に比べ事故発生件数は少ない割に死亡事故が多発している点、どのようなことを考え、ワーストスリーの汚名返上に努力を払われているのか、お尋ねいたします。

事故が多いことは、やはり道路に欠陥があるのか、こういった汚名返上のための道路整備について、また安全整備、ミラー設置等交通安全対策について、またマナー等啓発活動について、それぞれの具体的な取り組みについてお尋ねいたします。

道路が狭いから事故が多いのか、道路の整備が不十分だから事故が多いのか、道路が狭いのに車は増えるばかり、また免許所得が増えるばかりで、このギャップが埋められずに事故が多いのか、いずれにいたしましても、毎日の交通事情は大変厳しいものがあります。加えて交通事故、人身事故、死亡事故等の多発に対して、もっと積極的な取り組みが必要ではないでしょうか。道路整備が行き届くと交通事情がよくなると言えるでしょうが、安心して走れる道路整備はどのように進められていくのか、お尋ねいたします。

次に、福祉行政における老人福祉の取り組みについてお尋ねいたします。

この4月から、高齢者福祉の実施主体が国から市町村に移りました。よりきめ細かいサービスが期待できると同時に、自治体ごとに格差が生じる可能性が、考え方、取り組み方によって大きく出てくることとあります。利用したいサービスがあったら相談してほしいとの声がありながら、また声を上げることが福祉サービスの充実につながるにもかかわらず、メニューがあっても食べられないのが現状のように感じられます。アセスメントサービスの充実をどう図っていくとしているのかなど、以下、具体的にお尋ねいたします。

日本型福祉が現実離れしてしまった背景において、高齢化による家族構造の変化が著しいなど具体的なことが挙げられますが、今後の福祉社会形成に向けて、まず大きな課題として挙げられることは、1、高齢者の医療

を受ける権利を守りつつ、いかに介護主導型に転換するか。2、地域に医療、看護をどう広げていくか。3、家庭、家族の過重負担をどう軽減していくか。4、社会的入院をどう減らしていくか。すなわち、虚弱高齢者の居場所をどう確保していくか。5、人手不足の解消についてどう考え、どう対処していくかであり、これに対して今後の具体的な意識改革的課題は、1、対症治療法から予防への転換であり、痴呆の悪化や寝たきりを予防した方が人間的で安いという考え方から、予防にまさる治療ということになります。2、医療主導型から介護主導型への転換が図られなくてはなりません。すなわち、福祉サービスの充実をいかにするかということになります。3、老人医療、年金の伸びは著しく大きい現在、この伸びを抑え、老人福祉を大幅に伸ばすことにしていってらどうかということでもあります。4、つまるところ、マンパワーを増やすことしか福祉社会への道はなさそうであります。

さて、より具体的な質問をさせていただきます。

まず第1点、施設に入ると、他の老人もたくさんいて、おむつ交換や食事のときなど、決まった時間にしか介護してもらえない。だからホームへは行きたくない。すなわち、ホームは1対1ではなく、多くの人が多くの人に対応している。根本的には、人手不足の問題が既に現場で壁になっており、社会の壁になっているのです。在宅介護の充実を図るしかありませんが、どうお考えになっておられるのか、お尋ねいたします。

また、病院へ入院された老人が、ある期間を経過しますと、治療の必要がない、もうこれ以上は治りません、よくなりませんという判断のもとに、退院を余儀なくされます。老人ゆえにたくさん病気を持っても、自宅へ帰らなくてはならない人が多いのです。家族の困惑は身につまされるものがあります。施設福祉から在宅福祉、すなわち在宅医療、在宅介護が考えられますが、家族の過重負担は減りません。

そこで、施設を考えますが、施設は病院ではありませんから、対応が難

しいということになります。この点につき、どうお考えになっておられるか、お尋ねいたします。

こういった虚弱高齢者の居場所の確保、また対応についてもお尋ねしておきたいと存じます。処置の多い、介護の多い、医療の多い人はどうしていくのか。本市のゴールドプランのより具体的な説明を求めたいと思います。医療、福祉、保健の連携の重要性が考えられますが、どう考えておられるのか、お尋ねいたします。

国のゴールドプランに戻って、例えば、在宅介護の大切な存在、ホームヘルパーについて考えてみたいと思います。現在、全国で5万人程度のヘルパーが活動しておられるとのことですが、当初の目標では10万人だそうですが、既に修正せざるを得なくなり、福祉ビジョン、あるいは新ゴールドプランでは20万人とも40万人とも言います。人手不足の充実を図り、在宅介護の充実に向けて、ホームヘルパー210人の確保に向けてスタートしたばかりの本市の取り組みにおけるこの課題はどうお考えになっておられるのか、お尋ねいたします。

余り需要がないということをよく耳にしてきましたが、現場は決して甘いものではありません。門を狭くしておれば需要が狭いということになりましょうが、もっと温かい思いやりを持って取り組むことが福祉のあるべき姿と考えるとき、掘り起こすことをためらってはいけません。何かと不自由な体を持つ、また事情を抱えるお年寄りが多いのです。いかがお考えでしょうか。

次に、訪問給食についてお尋ねいたします。

訪問給食は、なかなか柔軟性がなく、利用しにくいという声があります。訪問給食のメリットは、毎日安全が確認できる、すなわち、見守りができるということで、いいサービスの一つであると言えます。1回のサービスが380円で、おいしい、安い、そしてプラス安心ということが考えられますが、メニューがあってもなかなか給食サービスが受けられないのは

どうしたことでありましょうか。利用する立場で考えてやらなくてはならないのに、現場の声はどう伝わり、どう対応しておられるのでしょうか。非課税世帯であっても、体の状態がよほど悪くなければサービスが受けられないのはどうしてなのか。買い物に行けるかどうか、調理が本当にできないのか、ちょっとでも動けたらだめなのか。息子の扶養に入っているから、たとえひとり暮らしでもサービスは適用外なのかなど、評価基準はそんなに厳しいものなのでしょうか。主観的に判断されているのではないのでしょうかとの声もあります。

福祉とは優しい思いやりということではないのでしょうか。ADL、日常生活動作評価で何点という評価を下しているといいますが、老人福祉課の担当ワーカーの主観的判断で評価しているように感じられますが、どうなのでしょう。このような現場の悲鳴をどう受けとめられるのでしょうか。改善に向けての考えをお尋ねいたします。

最後に、さきに触れた在宅医療、さらに老人訪問看護制度について、それぞれその取り組みの現状についてお尋ねいたします。

制度が漸しいゆえよく知られていないなど、いろいろ現場における課題があるやに聞いております。以上、アセスメントサービスの充実などいろいろお尋ねいたしました。ご答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

1回目の質問をこれで終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） 第4次行財政改革改善整備計画に関連してお尋ねがございました。お答えを申し上げたいと思います。

現下の社会経済情勢が非常に厳しいもの、また、市民を取り巻く生活環境にかかわる問題も大変厳しい。これによって、行政に対する需要、要望がなお増大し、幅広く対応が求められておるとことは厳しく受けとめておるところでございますが、このような状況のもとで、業務量の総体的

な増大や、あるいは労働時間の短縮等の制度改善の中で、第1点目にご指摘をいただきました職員の意識改革、これの具体的手段としての職員研修のあり方について、どうなっておるのかということでございますが、この点につきましては、やはり業務を遂行する中における研修という機会をどのようにつくっていくかというのが具体的な問題としては非常に難しい。これまでも十分な取り組みをできるように努力をしてきておるところでございますが、特に本年におきましては、この職場における研修のあり方につきまして、職場リニューアル研修というふうな名づけをいたしまして、特に今回は、この各職場における研修の実施計画を個々の所属ごとに立てていただいて、それを実行してもらおうということを計画いたしております。既に5月の中旬におきまして、具体的な指示をいたしましては、この職場リニューアル研修計画は、所属長の積極的な指導のもとに、職場の現状を課題として、業務の見直し、あるいは職員の資質向上を図るための具体的な研修計画を策定し、それを実行してもらいたいということを示達いたしております。

これまでの例を申し上げますと、庁内におきます庁議、いわゆる三役以下部長で構成をいたしております庁議が、毎週定例的に月曜日には行われております。この中におきましては、現在の行政環境の厳しさ、これらは特に強く市長初め三役からも各部長に認識を深めるよう指示をいただいておりますし、そのことをもって各部におきましては、まず課長会議でもってこのことを示達いたしております。火曜日の日には、朝、定例的に毎週ラジオ体操を5分前に流しまして、その後四日市市歌を流し、火曜日の朝8時半から最低5分は課中での会議を行うというふうな制度的なものもしてきておまして、その中でできる限り各人が課題を認識しながら協議し、職場の活性化に向けていけるよう取り組みをしておるといったのが具体的な現在の状況でございます。これらにつきまして、特に申し上げておきたいのは、それぞれの職場における所属長のこういった改善意識の深

まりというのがまず第1に必要であろうということで、本年は、現在計画いたしておりますのでは、近々に7月には全所属長を対象にして研修も計画し、そのことが職場に反映できるように進めていきたいというふうに考えております。

第2点目の時間外に関連してのご質問でございますが、時間外勤務につきましては、お尋ねの中にごございましたように、夜非常に遅くまで庁舎に電気がついておるとのご指摘がございました。私どもも、非常にそのことは苦になるわけでございますが、現実の執務対応といたしましては、特に事業部門におきましては、一つの工事を行うのに、設計、施工上の監督及びその後におきます検査前検査、あるいは検査といったようなことで、どうしても昼間に外の業務が多くなる。で、夜それを整理し、かつ翌日以降の業務として昼間の事務が庁内で行われるというふうなこともございます。

これらにつきましては、職員を3倍に増やせればそれで事が足りるということになるかと思っておりますが、必ずしもそういったことがその工事そのものについての関連性といえますか、熟達度がうまく図られないということで、職員数の定数管理という面も周辺にございますし、それらのことで、現在、この時間外については、職員の健康上の観点からもできる限り抑制をしたいということで考えておるところでございますが、具体的には本年度、これまで試行をいたしてきておりました毎週水曜日におけるノー残業デー、これを本年4月からは全庁的に本実施という形でしてまいっております。

これに関連をいたしまして、人事当局におきます職場の巡視、さらには所属長に対する時間外勤務命令のあり方の認識を深めてもらうということで、先般来私の方で、消防、教育、水道局も含めました全部の各部長さんから事情等をお聞かせをいただいた。その中で、特にこちらからも各所属長が時間外勤務命令は、あくまでも命令によって業務を行うということの

認識をまず第一に持っていただく。実績だけを認めるということではなくて、業務がどのようになっておるかということを具体的に認識した上で、あるいは時間外に命令を下すのか、他の職員への事務の配分を図るのか、そういったことも常々具体的に所属長の責任として実行をしていただきたいということを強く申し上げてきておるところでございますが、特に、一定の率で持ちまして、前年度実績をもとにして、時間数削減というふうなことについても、既に全庁的に通知を発したところでございます。これらが実行されることを期待して、今後十分にその実行過程も検証しながら、より一層効果の上がるようにしていきたいというふうに考えております。

関連して、この間におきますフレックスタイム制のことも触れていただきましたが、フレックスタイム制につきましては、特に研究所等における、各人が人についた仕事として行われておる職場にまず適度に行われるということで、今の状況におきましては、やはり市の所属長というのは勤務時間内は常に縛りつけられるのが原則でございますし、また、市民サービスという面からいきますと、必ずしも今即フレックスタイム制を導入するという点については、まだ結論を出し得ないのではないかということで、現状の事務の分析、あるいは同制度導入による効果等も踏まえまして、引き続き研究をし、できる点があればそれを実行していきたいというふうに考えております。

なお、過去3次にわたりまして行財政改善整備計画に基づく事務の改善合理化を積極的に進めてきておるところでございますが、第4次の行財政改善整備計画をこの中で取り組む課題としては、職員数の適正化、あるいは職員、職場の活性化について、今申し上げたような形で具体的には取り組んでまいりたい。職員数の適正化に当たりましては、できる限り現員主義、いわゆる定数をこれ以上は不必要に増やさないということを原則にして、組織あるいは事務事業の見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。また、外部委託におきますご指摘でございますが、外部委託

につきましては、おおむね市が直営で行う業務でなくても、その効果として行政効果が上げられる部分について、特に清掃関係、あるいは公園の管理でありますとか、下水道のポンプ場の管理でありますとか、職員の種別からいきますと現業サイドの業務が主にこれまで外部委託をしてきたところでございますが、今ご質問のご趣旨でまいりますと、必ずしもそういった面の外部委託ではなくて、その他の第三セクターによります行政が行う事務の一部を分割して行っておる第三セクター等における効果、こういったものもご指摘があったように存じておりますが、これらにつきましては、私どももできる限りその内容について常に事務改善の観点から、目を光らせながら、指導あるいは是正をしてまいりたいというふうに考えておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、補助金についても一部お触れをいただいたわけでございますが、補助金につきましては、確かに補助効果が乏しいもの、あるいは融資等の措置によることが可能なもの、あるいは補助団体の事務として既に定着しておるものというふうなことについては見直して、廃止すべきものは廃止すべきであろうというふうには考えておるわけでございますが、一挙にはこれらもでき得ない面もあるわけでございますが、今後ともこの補助の内容、あるいは効果等について再度見直しをかけながら、実効あるものにしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） ご質問の2点目の昨年度の本市の交通事故結果に関連して3点ほど質問がございますので、お答えをいたしたいと思っております。

ご指摘のとおり、平成5年度中の四日市市内の交通事故は、人身事故、物損事故とも昨年に比べて増加しておりますし、特に交通事故死者につき

ましては大幅に増加し、先ほども石川議員が言われましたように、42名というとうとい命が失われたところでございまして、不名誉な記録となったわけでございます。

このため、本市では平成6年度当初から、国、県、あるいは警察、交通関係の各団体と連携しながら、4月27日に交通死亡事故ワースト上位脱却四日市対策推進協議会を設けまして、交通環境の整備を図るための交通環境部会と交通安全意識の高揚を図るための交通マナー高揚部会を設けまして、運動を進めてきておるところでございます。さらに5月11日には、脱却のための市民集会を開催いたしましたし、今後はセーフティーマイタウン四日市をスローガンに、ハード、ソフトの両面から、市民の協力を得ながら具体的な対策を考えていきたいと考えております。

交通死亡事故ワースト上位脱却のための、当然のことながら第1点目は、ご指摘のように道路整備と交通安全対策であろうと思っております。市道並びに国、県道の幹線道路の整備を促進し、交通渋滞の解消を図り、生活道路での交通のふくそう緩和に努めてまいっているところでございますが、市内で特に人身事故の多発しております国道1号、国道23号、国道25号、国道365号、国道477号、さらにまた市道であります赤堀小生線、市道子西小林線の7路線については、交差点改良を重点的に、国、県、市が一体となって交通安全の対策に取り組んでいるところであります。

また、他の道路につきましても、地元の要望を踏まえながら、交差点改良、自転車・歩行者道の設置、カーブミラー、区画線、照明灯の設置等につきまして、県の公安委員会とも相談をしながら、事故抑制のためのハードな面での整備を図っていきたくて考えているところでございます。

さらに大きな2点目は、交通事故をなくすためには、交通マナーの向上、啓発活動が必要であろうということは言うまでもございませぬ。したがいまして、交通安全整備とあわせまして、各種の啓発活動にも積極的に努めていきたいと考えております。

まずその一つは、子供に対する啓発活動、教育活動が必要であろうと考えております。教育委員会、あるいはPTA連絡協議会、各学校に設置をされております交通安全母の会連合会等と連携をしながら、交通安全読本の配布、交通安全教室、指導者の研修等を、さらには通学路の交通安全も含めて交通安全のキャンペーンを実施し、とうとい命の大切さを交通教育の中で推進をしていきたいと考えております。

二つ目は、若者に対する対策でございますが、若者に対するドライバー教室の開催、企業と連携をいたしました交通安全教育の講習会、交通安全運動への市民参加等について積極的に連携をとっていきたいと考えております。

さらに三つ目は、高齢者に対する対策が非常に重要だと考えております。四日市老人クラブ連合会との連携のもとに、高齢ドライバーの事故が非常に多いことを含めて、高齢者ドライバー教室、さらに高齢ドライバー研修会を開催いたしているところでございますし、老人クラブと連携をしながら、毎年大きな集会でございます高齢者交通安全の集いも開催をしてきております。

このように本年度以降につきましては、従来の講義方式から参加実践型の啓発活動に重点を置いていきたいと、かように考えておりました、今申し上げます、大きくは3段階に分けて、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教室を開催するほか、全国的な交通運動といたしまして、四季に4回の全国交通安全運動がありますが、これは特に街頭運動を中心といたしました啓発活動を行っていききたい、かように考えております。

しかしながら、残念ですが、不良ドライバーあるいは不注意な行動をする人々のマナーの教育につきましては、啓発に非常に苦慮しているところでございますが、ご指摘がありましたとおり、今後とも力を入れていきたいと、かように考えておりますが、少なくとも交通死亡事故ワースト3位という結果を見たことから、先ほど申し上げました対策のほか、8月26日

から30日までの5日間は、市民公園あるいは松坂屋におきまして、より交通安全教育的要素の強い交通ときめきフェスタの開催を、これは三重郡4町と連携しながら開催をしていきたいと考えております。

さらに、シートベルト着用の啓発、あるいはまた夜間事故の防止のための夜光反射材の普及、着用を徹底させたい。少なくとも人命の尊重を基本として、交通事故を防止するためドライバーだけではなくて、道路を利用する人々を含めて、心にゆとりを持ったまちを目指しながら運動を展開してまいりたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたしまして、簡単ですが、答弁といたします。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまご質問いただいた3点目の福祉行政についてお答えいたします。

ご指摘いただいたように、入院治療ほどの医療が必要でなく、介護が中心となった患者は、病院から退院する状況になっております。このような高齢者を家庭において家族だけで見るのは相当に負担であるため、在宅復帰のための中間施設である老人保健施設の整備促進や、往診、訪問看護等の在宅医療の強化に加え、より一層介護に重点を置いた福祉サービスの強化充実を積極的に推進する必要があります。

そのため、本市の老人保健福祉計画では、在宅サービスの拠点である（仮称）在宅介護サービスセンターを整備し、総合的に相談することを通して、保健医療、福祉が連携を密にして取り組んでまいりたいと考えております。そして家庭の事情により、病院に入院をしていた虚弱な高齢者に対しても、居住施設であるケアハウスや在宅介護サービスセンター等の利用により支援をしてまいりたいと考えております。

また、身近な総合相談の窓口である在宅介護支援センターが地域できめ細かく活動する中で、保健福祉ニーズの掘り起こしも積極的に行っており、

このような活動は重要な活動ですので、今後も強化してまいりたいと考えております。

そして国の方では、全国の市町村の目標量の積み上げた数値に連動して、国のゴールドプランも変更されることが考えられます。本市の場合、サービスの提供体制に工夫を加え、ニーズの伸び等も含めて積算しておりますが、社会情勢の変動により、重要な要素が変更されれば、目標量の見直しを行うことも考えております。

次に、訪問給食サービスにつきましては、調理が困難なひとり暮らしの高齢者等の食事を確保するために、昭和49年から先進的に週6日間、昼食と夕食を自宅へ配達しております。

このサービスは、必要な高齢者の実態に合うよう段階的に利用対象を緩和してきており、現在は、所得に関係なく、実態がひとり暮らし等にみなされ、調理が困難な高齢者に提供しております。施策全体の中で今後も充実を図ってまいりますが、例えば、必要に応じてホームヘルプサービスなどの他のサービスを組み合わせて対応することがありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

最後に、高齢者の在宅医療につきましては、本年4月の診療報酬改定により、その充実を図るべく、新設の報酬導入や老人訪問看護療養費も含め、増額改定が行われております。

老人訪問看護制度に基づく四日市医師会老人訪問看護ステーションにつきましては、昨年4月に開設され、1年余りが経過いたしました。この間、関係者の方々のご努力により、利用者は着実に増加し、平成6年5月の実績は、利用者が約60人、訪問回数は240回余りであり、この需要に対応すべく、5名の職員はフル稼働状態であり、さらに現在、職員募集中と聞き及んでおります。

市といたしましては、今後とも開設者であります四日市医師会との連携を強化し、また、毎月行っております市のケースワーカー、ホームヘルパー、

保健婦、病院のソーシャルワーカー、訪問看護婦、さらにはデイサービスセンター、在宅介護支援センター等の職員、医師会の訪問看護ステーション、保健所の職員等担当者レベルで行っております医療保健福祉連絡調整会議の中などで訪問看護婦との意見交換を通して問題の把握に努め、利用の拡大、サービスの充実につなげるよう努力をしてみたいと存じます。  
○議長（伊藤雅敏君） 石川勝彦君。

○石川勝彦君 ご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。一部物足りないところもございましたが、非常に力いっぱいご答弁をいただいたと。そしてその可能性は大であるというふうに理解をさせていただいて、今後大いに期待をしたいところであります。

さて、第1点目の行財政改革の問題でございますが、それぞれの所属長の意識改革が必要であるということでございますが、これ今後具体的にその辺の、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングというものは、なかなかでき得るものでないというふうに思いますし、意識改革がどこまで末端にまで至るかということも、大変難しいものでもございますが、民間の企業の例を出していろいろ申し上げましたけれども、大変な世の中でございますので、行政だけは別格であるというような考え方は絶対にならないように、大いなる努力を期待しておきたいと思っております。

それから、適正化という、現員主義の問題をお話ししていただいたわけでございますが、時には必要のところへ動かして応援するという、これがどうも必要ではないかなというふうに思うわけでございます。よく市民の人が、あるフロアへ行くと大変忙しいフロアだなと。ところが、フロアが変わりますと、何かのんびりしたムードがたくさんあると、あそこは人余っているのと違うかというようなことをよく言われます。私は、それは時にはそういうこともありますでしょうと、4月、5月が忙しいときもあるし、あるいは年度途中が忙しいときもあるでしょう。そういうところでよく見てくださいと言いますと、よく見て物を言うんだということ言

葉を返されて、言葉に詰まることがよくございますけれども、その辺のところも民間の企業に学んでいただくということも大切ではないかと思いません。

業務量が総体的に増加したということはよくわかりますし、どれだけOAを導入しても、人が必要であるということはわかりますし、さらに複雑化することはよく承知しておりますけれども、その辺のところはお答えがどうもなかったようでございますけれども、職員の質の向上という問題、その辺のところはすべてかかっていくのではないかなというふうに思います。

行財政の改善整備計画が第4次に至っておるということは、かなり進んでおると言ってもいいわけですが、どうか本当に改善される、あるいは改善されたということが来年の初め、今ごろにも市民がわかるような体制をとっていただきたいと思えます。かなり勇気が要ると思えますし、所属長の責任は大変大であるというふうに思えます。

それから第2点目でございますが、これは私は四日市南署の交通課長にお会いしていろいろ聞かせていただいたわけですが、何にしましても、今までの発想を変えていかぬなということは、警察庁の方でも、あるいは県の公安委員会の方でもいろいろ考えられているんだと。

例えば、交差点は、今は極めて小さくしておりますけれども、交差点のエリアをさらに広げることによって事故を抑えるということも考えていなくちゃならぬと、これは外国の例があるわけですが、日本は、交差点をとにかく狭く狭くという、狭く持ってくるという考え方で終始されておりますので、この辺のところはこれからの大きな課題ではないかと思えます。

四日市南署管内で32名死亡しておって、そのうちの14件が交差点事故、24件の事故で14件が交差点の事故という、その辺から考えますと、決定的なことではないかもしれませんが、交差点改良というのは、これは積極的

にやっけていなくちゃならない。国道、県道については今後の課題と言えますけれども、市道に関してはその辺のところを取り込むということも、まず一度やってみるということも大事じゃないかと思えます。十分ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

マナーの向上につきましては、これはなかなか決定的なものはございませんし、車に乗れば人柄が変わるということは、もう特に日本人の悪いところだそうでございますので、四日市だけよくするということは考えられませんけれども、数年前も、たしかワーストツーだったかワーストスリーだったと思えます。昨年が21位になって、また3位に上ったと、こういう繰り返しをしておるようなことでは、これは人命を本当に尊重しておるというようなことにはなりませんし、道路整備あるいは交通安全対策が十分にとられているということは言えないと思えます。どうかその辺のところをいろいろと考えていただいて、市民の命を守っていただくことも、警察にお願ひしておるわけにいきませんので、どうかやはり取り組める最大限の努力をお願いしておきたいと思えます。

それから福祉行政についてでございますけれども、各施設のバランスの調整が、在宅介護にしましても、あるいは給食サービスにしましても、バランスがどうも悪いということと、今保健福祉部長の答弁で言われたほど、現場の方ではいいような感触ではございません。現場と今の答弁とは、大変遊離した部分がございます。だから、末端の声をもっともっと聞いていただかないと、これからのゴールドプラン達成に向けて、3年後、4年後、5年後というようなことで、本市が県の代表都市でありながら、何となく周りから見ても物足りない、充実が図られていない。早くから取り組まれているにもかかわらず、質的な向上が図られていないというようなことでは、大変お粗末だと思いますので、その辺のところを十分ご検討いただいて、よく考えていただいて、調整を図っていただきたいと思えます。

それから、老人訪問看護ステーションのことでございますけれども、こ

これは本当に先日も、産業公営企業委員会で市立病院をお訪ねして、院長にお聞きしたときに感じたものでございますけれども、私は質問の中で申し上げましたけれども、例えば脳梗塞とか、あるいは脳血栓等で最大限治療されて、3カ月ぐらい入院して、そして退院と。だけれども、やはり体もよく使っておりますので、ほかのところから病気が出ると。だから病気でいながら家へ帰って、いろいろ看護をしなくちゃいけない。施設においては病気を治してからという、そういう問題がございますけれども、その辺のところをやはり在宅看護制度というものをもっともっと充実させていく。聞くところによると、三重県では三つしかないそうでございますけれども、その代表的な一つが四日市でございまして、まだでき上がって1年ちょっとしかたっておらぬわけですがけれども、どうかいろんな意味で四日市の医師会にバックアップをしていただきまして、充実を図っていただくようお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時15分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 通告に従いまして質問をさせていただきます。

なお、通告いたしました事項の中で、3番目の高齢化社会に向かってにつきましては、都合によりまして割愛させていただきますので、よろしくお願いたします。

久方ぶりの登壇で、いささか緊張をいたしておりますが、質問通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、市民に夢と希望を与える市政運営に関連して、1、四日市大学の将来展望について。2、夢のある宝の交通網整備と町づくりについてであります。

さて、思えば私は、昭和62年5月の役員改選のとき、皆様のご支援によりまして、第50代目の議長として就任させていただきましたことは、身に余る光栄に浴している次第であります。それだけに、今でもその当時の議会活動というものが鮮明に思い起こされるのでございます。そして今でも、その年が市政にとりましては大変重要な一つの節目の年ではなかったかと思うのでございます。

当時の問題をいろいろと思い浮かべ、これは絵にかいたもちか、それとも市の宝になりそうなのか、喜んでみたり心配をしてみたりすることがたびたびあります。それは、一つには四日市大学の許認可と開学に向けまして、諸準備にかかる問題。二つには、国家的プロジェクトである大型放射光施設の誘致と鈴鹿山麓研究学園都市構想にかかる問題。三つには、近鉄四日市駅西開発と申しますか、工業高校跡地の開発にかかわる問題。四つには、JRの連続立体交差事業にかかわる問題。そして14年ぶりに改定を見た現在の基本構想の策定にかかる問題、さらには超電導によるリニア新幹線、超音速機の離発着する24時間体制の中部新国際空港、伊勢湾岸道路、東海環状自動車道、北勢バイパス、第2名神等の幹線道路網の整備にかかわる問題等々が集中的に論議された年でもありましたし、そして議員一同も、幹線道路網の説明を聞き、喜んだ年でもありました。そしてその一方で、国におきましては、東京一極集中を是正するため、多極分散型国土形成の促進をねらいとする第4次全国総合開発計画が発表されたのもこの年であり、これに関連して遷都論や分都論が、さらには展都論などの論議が出始める等、まことに画期的な年であったと思うのであります。

その中で、待望久しかった四日市大学の設立につきましては、日本では初めての考え方と言われました公私協力方式によりまして、地域に開かれ

た大学、国際性豊かな大学として見事に誕生し、そして今日までに立派に育て上げられてまいりました。今懸案となっております学部増設の問題についても、その検討がなされているやに聞き及んでいるところであり、さらなる発展を期待するものであります。

当時の説明によりますれば、昭和67年、すなわち平成4年になりますが、その時に全国的に学生数はピークに達する見込みであります。ますます大学の競争は激化する。それだけに、大学も特色のある大学としなければならない。学生に魅力の持てる大学として育てなければならないとのことであり、今日の状況はどうなっているのでしょうか。そして将来の見通しはどうか。また、この大学は将来どのように維持され発展されていくつもりか、大学運営協議会では今どんな協議がなされているのでしょうか。この大学運営協議会ができましたときに、私も副議長として参加し、開学の年が議長という因縁が深く、よかれあしかれ心配をしておる1人でございます。公私協力方式であるこの大学は、生みっ放しではなく、育ての親ともなるべき本市の責務と考えますが、市長の所見をお伺いしたいと思っております。

大型放射光施設、SORの誘致の問題につきまして、当時それこそ中部圏における産・官・学が一体となりまして、いまだかつてない陳情合戦が展開されました。議会におきまして、SOR施設の誘致に関する意見書が発議によって可決され、市の幹部の方々及び市議会議員団、全員一致の上京を願い、県下の各代議士先生に協力をお願いし、関係各大臣に向け提出をいたしました。しかし、結果は戦いに破れ、西播磨に負けました。しかし、そのことを私は決して非難するものではありません。むしろ、本当によくやったと評価しているものであります。あのときの運動を起爆剤として、現在の国際環境技術移転研究センターの設立に見事につながってありませんか。あのときの気迫を忘れずに、今後も頑張る事に当たっていただきたいと思っております。

そしてまた、あれだけ議論沸騰した駅西開発につきましても、市長の強い信念によって、アムスクエアとして立派な花を咲かせました。大変な努力の成果でもあります。

JRの連続立体交差事業につきましても、いまだ開花はいたしていませんが、国の採択を得るまでのご努力は、これまた大変なことであったわけでありまして、必ずや事業を完成し、遂げられるものと期待申し上げる次第でございますが、市勢の発展のために、基礎的事業として、私どもこれを大いに支援していかなければならない課題であると認識するものでございます。

私が議長在任以来7年が経過する中で、市長はいろいろな施策を着々と実現してみえました。中央駐車場もできました。総合会館もできました。博物館もできました。北大谷斎場も立派に生まれ変わりました。東芝誘致にも成功いたしました。そうして現在の港湾計画の策定に当たりましても、市勢発展の大局的見地に立った市長の強い意思というものが十分に反映されたと聞き及んでいるところであります。いよいよ市長も円熟期に入って拍車がかかってきた感じすらするものであります。いかがでしょうか。

そこで今回私は、本市を見据えた夢の交通体系に視点を合わせて、今後本市のとるべき施策の展開がどのように順序立てしてみえるのか、そしてこの交通網の体系にあわせてどのようなまちづくりをされようとしてみえるのか。今は不況、そして政情不安定の中、決して明るい時代ではありませんが、市民に夢を与えるためにも、ぜひ市長の夢をお話ししていただきたいと思っております。

現実の問題として、本市におけます道路整備につきましては決して良好であるとは言えないのではないのでしょうか。朝夕に限らず、平時におきましても交通渋滞は慢性化している状況にあります。その解消策は大変難しい課題であることは私も十分承知をいたしておりますし、今回の質問は夢の話として質問するものでありますので、あえてこの問題は問いません。

要は、ルートの方決定の話聞いてより7年たった今日、いまだに何一つ手につけない。悲観の念が頭をかすめるようになり、特に、幹線道路網は夢ではなかろうかと思うようになってまいりました。リニア新幹線や第2名神自動車道、東海環状自動車道等幹線道路網の整備や、JRの高架事業や四日市港の港湾整備に、さらに中部新国際空港構想との関連で、これらは年次的にいつどのように動き、当市のかかわりはどの部分になっていくのか。そして、これらに関連するアクセスをどのように図っていかなければいいのか。特に、第2名神自動車道のルートが発表されたとき、先ほど申し上げましたように、幹線道路網がこれほど近いところに、現在ある東名阪その他を含めると、数多くの幹線道路網がある箇所は全国でも数少なく、これが整備され完成するならば、四日市の宝となり、武器となりましょう。

中部新国際空港が完成するならば、空港の貨物の取り扱いで、私のときの大型放射光の誘致問題で西播磨と戦ったときと形こそ違え、同じように、最後には名古屋と半々になるまで戦うことを覚悟しなければならぬ。また、武器である道路の完成をしておかねば戦えない。全部名古屋に取られてしまうおそれがあります。心配でならない。勝つために、道路を完成させたい。若い理事者の皆さん、若い議員の皆さん、どうかこのことを心にとめておいてください。私の現役時代には間に合わないと思います。この点よろしくお願いを申し上げます。

さすがは市長、この問題で何とか懇話会のようなものを発足させ、その準備に入っているようにお見受けをしております。いずれも本市にとって大変重要なプロジェクトでありますだけに、例えば、それが国家的プロジェクトといえども、市としてはこれを活用し、生かしていかなければなりません。現時点におきましては、いまだ市民サイドから見れば夢の構想としての域を出ていないかもしれませんが、これが中部圏の中で、日本の中で本市が果たすべき役割といたしますか、位置づけをどのように考えればよろ

しいのでしょうか。どのような夢が描かれるのでありましょうか。四日市港の役割や輸入促進地域構想、三重ハイテクプラネット21構想、富双地区の開発構想等、本市のまちづくりの上で深くかかわる重要問題に絡めて、どのようなイメージを描けばよろしいのでありますか、ぜひ市長の思い切った所見をお伺い申し上げます。

次は、都市景観に関する表彰制度の制定についてお尋ねをいたします。

本年4月から本市におきましても都市景観条例が一部施行され、来年以降の全部施行に向けて精力的な取り組みがなされていると聞いており、景観行政に本腰を入れたことに大きな期待を持っているものであります。

都市景観行政のねらいは、条例の目的にうたわれていますように、ただまちを美しくするというだけでなく、私たちがそこに住んでいることに対し、親しみと愛着と誇りを持てるような地域づくりを行うことにあるわけで、そのためには、身近な地域づくりといたしましうか、まちづくりに対する参加意識をより一層高めていくことが非常に重要なことではなかろうかと感じるわけであります。

私がヨーロッパを視察した際に感じましたことがあります。町並みが非常に調和がとれている。また、住宅の窓などにはきれいな花が咲かされているわけです。1軒や2軒だけではなく、町中がといった感じで花が続いているのです。石づくりの建物の重圧感を、飾られた花が見事に和らげてくれているようでした。地域づくりといたしましうか、住まいの環境といたしましうか、そういったものに対するヨーロッパの人々の協同性、文化性の高さといえますか、自分の住まいもまちの景観をつくっているといった協同的な認識の高さに感心させられたのであります。

最近、私が住んでおる近くの十四川周辺も宅地が造成されて、たくさん家が立ち並んできました。その中で、立派な門構えが続いている一つの通りがあります。私はその通りを散歩していて、日本的な門構えの連なりが気に入っているわけです。気に入るか気に入らないかは1人1人の考え

方にもよるわけですが、日本人は、家を建てる時にはいろいろと個性を発揮するように思うわけですが、家を建てる時には、まず大工さんに相談をする。大工さんは、自分の建てた家以外は見せません。その理由は、ほかの大工さんのを見せると、その方が立派な家が建っておった場合、その大工さんの方がよいと思われる気持ちを起こさせる、そんなことをしていたら、いつまでたっても景観上よい家が建ってこないと思う。

そこで、本市の都市景観条例の中に表彰制度の規定がありますが、大規模な建物を表彰するだけではなく、大工さんや造園屋さんが工夫を凝らした家や、門や塀や生け垣等で、地域に合って町並みの美観に貢献しているような内容のものを、市民の皆さんに写真等で応募をしていただき、その中から表彰していただきますよう、ご要望させていただきたい。

また、市民の皆さん方が住まいを新築したり建てかえたりする際に、表彰されたものを参考にできるように、できましたら、それを広く公表していただきたいと思うわけです。

魅力ある都市景観に対する市民意識の一層の高揚を図る観点から、早期に本市にふさわしい都市景観賞といった表彰の制度化を図るべきだと考えますが、どのように表彰制度を運用していかれるのが、ご意見をお伺いいたします。

質問は以上で終わりますが、再質問はいたしませんので、充実したご答弁をお願いいたしまして、終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えを申し上げます。

まず冒頭に、四日市の各種の施策につきましては、平素から議員の皆様方、あるいは市民の方々から大変ご指導、ご支援をいただいておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げておきたいというふうに思います。

時間がございませんので、直ちにご質問の項目に移らせていただきます。

まず最初に、四日市大学の問題であります。四日市大学は、ご承知のように、既に63年度に開学をいたしましてから、大分時間もたちました。そして、約1,000人を超える学生が3カ年にわたって卒業をできるようになりました。幸い地元企業の皆さん方の積極的な受け入れ態勢にも恵まれて、卒業生の就職状況は100%近いという好調を毎年維持しております。着実な歩みを運んでいくことができるようになっております。

そして、さらに現在、四日市地域経済研究所を初めといたしまして、四日市市政に関します将来についての検討の中にも、四日市大学の各教授あるいは学生諸君にも手伝っていただきながら、参加をしていただいております。産・学・官の協力体制の推進にも大きく貢献をしてもらっているという実態でございます。

ただ、大学というものは長い年月の後に、最終的に地域に還元し得る有為な人材を育てていくことが大切でございまして、そういった意味からは、大きな視点で物を見詰め、考察し、行動ができるような人材育成ということが極めて大切ではないかというふうに思っております。そういった意味で、大学の中身をさらに一層充実していくことは極めて重要な課題であるというふうに考えておるところでございます。

現在、四日市大学は経済学部だけですが、やはりそういった意味から、さらに四日市大学の中身を高度化していこうという気持ちは、大学当局にもございますし、また私どももその必要性を痛感しているところであり、それはそのまま四日市地域の文化レベルの向上にもつなげていくことができるというふうに思っております。

四日市大学運営協議会、これは開学以来、市と大学側とで設けておまして、もちろん議会の議長、教育民生委員にも加わっていただいております。過日、14回目の協議会を開催いたしました。平成9年4月の学部増設に向けての取り組みを聞いたところでございます。

新たな学部でございますが、これは今の段階では、四日市が歩んできた

歴史、とりわけ環境改善というものを非常に長いこと経験をしてまいりました。そういった意味で、環境関係の学部、それも文科系の学部とどうつながっていくかというところに問題があるわけでありまして、最近では環境といたしましても、その幅、あるいは奥も非常に深い。幅が広く、奥が深い、いわゆる都市開発、地域開発、都市環境といった自然科学的な分野のみならず、さらに環境問題を経済学的に考察するといった社会科学的な分野というものをその領域として含めることが可能であります。文科系学部の中で多様な展開を期待していくためには、環境情報学部的な学部を想定いたしまして、大学当局の方では既に文部省側と折衝に入っております。これは、かなり経済的にもかかるわけでありまして、そういった意味合いで、ある程度の支援というものは私どももやってまいらねばならないかというふうに思っておるところであります。これは大体平成9年度に開学ということで、既に文部省側と、ただいまご説明申し上げましたように、折衝に入っておりまして、着々その準備を進めておるところでございます。どうぞそういった意味合いにおきまして、今後ともさらに皆様方のご支援を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

第2点目の交通網の問題でありますけれども、先ほどお話のありました第2名神自動車道のうち、伊勢湾岸道路部分であります。これは飛島から四日市ジャンクションまでであります。昨年11月に日本道路公団に対しまして既に施行命令が出されました。さらに、東海環状自動車道につきましては、四日市ジャンクションから北勢インターチェンジまでのうち、既に東員町等で用地買収が進んでおります。

なお、ルート公表が最も遅かった四日市北ジャンクションから亀山までの第2名神自動車道も、近々都市計画決定をされる見込みというふうになっておりますし、それ以外の骨格となります北勢バイパスも平成4年度に新規大規模バイパスとしての事業採択がなされまして、現在、大矢知地

区において既に地元協議に入っているところでございます。

さらに、中部新国際空港は、平成3年度から調査実施空港となりまして、平成8年度からの第7次空港整備5カ年計画での事業実施に向けて、地域こぞって運動展開をしているところでございます。

次に、リニア新幹線ですが、これは現時点においてもルートがまだ決まっておりませんし、停車駅についてもまだ決定をされておられません。今後、なおしばらく時間がかかるかというふうに思っております。

ただ、21世紀に向かいます。この地域が有しております活力を維持し、高めていくためには、これらの高速交通体系の整備充実と先んじまして、地域内アクセス道路網の整備充実と、インターチェンジ周辺を初めといたします幾つかの拠点におきまして適正な開発誘導並びに機能配置が極めて重要ではないかというふうに考えております。今後、現在の四日市インターチェンジ、四日市東インターチェンジの二つに加えて、圏域内にさらに四つのインターチェンジが開設されるということになりまして、近畿、北陸、東海へ開かれ、さらに港湾と空港を擁する一大交通結節点として成熟をしまっているというふうに思いますので、新たな東西道路、あるいは新たな環状道路、さらに湾岸道路の整備を早急に計画をし、これを実施していくことが必要ではないか。極めて多くのプロジェクトが必要となってくるわけでございます。

例えば、朝日インターチェンジへの富田一色朝日線や、あるいは菟野インターチェンジへの国道477号バイパス、さらに東員インターチェンジへの国道365号バイパスなどを中心に、域内道路の整備ということは極めて重要ではないかというふうに思っておりますので、県の方とも十分打ち合わせをしながら進めてまいりたいというふうに思っております。

さらに、こういった道路交通網に加えて、四日市東インターチェンジでありますとか、今回埋立て造成に着手をしようとする霞北埠頭、そして川越インターチェンジなどは、地理的にも極めてポテンシャルの高い物

流拠点となり得るところでもございますので、海上アクセス拠点構想で位置づけましたACCT、ACCTとは、貨物をここから空港へ運ぶ拠点となるわけではありますが、その立地も含めまして、早期に機能集積を図っていかねばならないと思っております。

なお、人の問題であります。これは空港アクセスを千歳地区にとるわけでありまして、そこに空港ターミナル等々必要な施設の整備を進めていく必要があろうかというふうに思っております。本市としては極めて四日市市の都市構造に大きな変革を与えるものでありますので、十分検討をして、そういったインフラを有効に活用していけるよう調整をすべきではないか。特にFAZ、これはフォーリン・アクセス・ゾーンといいまして、輸入促進地域というふうになっておりますが、この地域指定に向けて、今日、いろいろ関係機関と打ち合わせをやっているところでございます。

いずれにいたしましても、伊勢湾の中でこの四日市港、特に富双地域というものが魅力ある空間形成ができるように努力をしてみたいというふうに思っております。

さらに、JR四日市駅周辺の問題についてお触れをいただきました。

私は、この地域が今申しあげました空港アクセスとの関連から、もう少し町並みを整備しておく必要があるのかということで、この地域について、都市開発、区画整理の申請を国の方にお願いをいたしておるところでございます。三重県の方から、既に国補事業によりまして調査実施をされました。現在、それをどう具体化していくかということについて県との協議も進めている段階であります。この中にJR貨物駅が入ってくるわけありますので、この貨物駅をどうするかということにつきましては、けさほど計画推進部長の方からお答えを申し上げたとおりでございます。

以上、そのような方向で、今後さらに一層四日市市が中部地域におきまする一大拠点として活力を持ちながら、住みよい、いい町にしていくよう

な努力を一生懸命続けていくつもりでございます。

以上、非常に大ざっぱな答弁で大変恐縮でございましたが、私の方から2点についてお答えを申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） ご質問いただきました都市景観に関する表彰制度についてお答えをいたします。

ご承知のとおり、本市の都市景観条例は、親しみと愛着と誇りを持てる美しい町並みの形成や地域の個性ある姿を、市民や事業所と行政が一体となって守り育て、つくっていくための基本的な仕組みや、行政の果たすべき役割等を明確にしたものでございます。

市民や事業者の皆様方が主役となって取り組んで、初めて親しみの持てるまちづくりができるのではないかと思っておりますが、そのためには、みずからの建物がまちの姿を形成しているという意識を高めていくことが重要でございます。

そのための啓発事業の一環として、都市景観に関する表彰制度があるわけでございますが、これは景観に配慮した建築物や工作物などを市民の皆様方から募集し、その建築主や設計者等に名誉を与えることにより、景観活動への取り組みをしていただくことをねらいとしております。

ご提案のありました都市景観形成に貢献している身近な事例を取り上げることは、都市景観というものをより具体的に、またより理解する上で非常に有効と思われることから、積極的に表彰の対象としていきたいと考えております。

また、表彰されましたものにつきましては、広報への掲載や、具体的事例集としてのパンフレットづくり等に努め、その周知に努めてまいりたいと考えております。

本市にふさわしい都市景観に関する表彰制度の実施につきましては、ご

要望の趣旨に沿うよう、本年度中にその運用基準を明確にし、来年度から実施してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いをいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時16分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日置記平君。

〔日置記平君登壇〕

○日置記平君 本日の最後の質問となりましたが、よろしく願いいたします。

F A Zの展望について、まず初めにお尋ねをいたします。

フォーリン・アクセス・ゾーンという言葉であります。先ほど市長も若干触れられました。本市は、やがて市制100周年と、そして港開港100周年と記念すべきときを迎えます。21世紀に向け、魅力と活力に満ちた経済と文化のまちをつくるという目標を達成するために、今、本市は何を最重要施策としてやらなければならないかを考えてみますときに、第6次4カ年基本計画が発表され、今後目標に向かって大きく動き出していくわけでございます。

四日市の持つ特質は、何といたっても石油と石油化学に頼るところが大変大きく、今後新しい方向を目指すためには、さらに新しい産業を創造するためにも、本市が抱える日本の特定重要港湾の一つであります四日市港を最重要施策の基地としなければなりません。

そこでF A Z、フォーリン・アクセス・ゾーンのいわゆる輸入促進地域づくりについての概要をご説明いたしますと、関係する省庁につきましては、通産省、運輸省、農水省、自治省、貿易振興会、いわゆるジェットロで

ございますが、これらが担当をいたします。目的は、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づき、輸入の円滑化のため第三セクターを中心に事業活動を集積させる輸入促進地域を設定するわけでございます。施設につきましては、輸入品の物流支援施設、ビジネス支援施設、展示館、情報センター、デザインセンター、輸入品加工施設、マネジメントエリア、輸入品の卸と直販ショッピングセンター等、幅の広い多くの機能を持った基地となるわけでございます。

このようなF A Zの指定を受けるのを満たす諸条件が何であるかと申しますと、まず第1に地域性、これにつきましては、港湾、空港及びその周辺地域であること。輸入貨物が相当流通し、また将来見込まれること。F A Zの整備により輸入が拡大すると認められること。以上が地域性でございまして、次に、計画についてでありますけれども、都道府県または政令指定都市によって計画を作成、計画の内容については、F A Zの地域、輸入貨物、流通の目標、輸入基盤整備事業と貨物流通促進事業の内容等についてであります。それから最後に、承認については、それぞれの大臣がその計画によって承認し、各種の施設整備に対し支援を実施することになります。

では、全国からどんな地域の、どこの港がリクエストしているかと申し上げますと、平成4年度地域輸入促進基地計画として承認されましたのが、大阪府、ここにつきましては関西国際空港であります。大阪市・大阪港、神戸市・神戸港、4番目、愛媛県の松山港も承認されております。5番目に北九州市、6番目に長崎県・長崎空港等でございます。それから平成4年度日本貿易振興会、いわゆるジェットロの調査対象地域が10地域ございまして、茨城県、静岡県、富山県、石川県、福井県、京都府、広島県、山口県、熊本県、大分県、以上の10地域です。5年度になりまして、同じくジェットロの調査対象地域が6地域でございます。青森県、宮城県、新潟県、鳥取県、鹿児島県、そして、やっとここに三重県の四日市港が出てまいり

ます。

以上がきょうまで承認、または調査対象の地域でありまして、全国的に見ても、技術力の大変高いこの中部の経済圏は、市長も先ほど中部地域の交通アクセスについてご答弁もございましたように、伊勢湾岸道路、第2名神自動車道、東海環状自動車道、さらに加えて中部新国際空港等、交通網の整備によって今後経済の中核地域となつてまいります。それだけに、現在調査中となっております本市は、できるだけ早い時期に承認を獲得しなければならぬわけですが、この辺につきましかが対応されておられますか、ご所見を承りたいと存じます。

二つ目でございますが、水道の安全性について2点ご質問をいたします。

大きな質問の2点でございますけれども、まず1点目の水質の安全性についてでございますが、過去にもこの水質の安全性については何度か他の議員の方々から質問されておられます。

今回特にマスコミの間で発がん性物質として騒がれておりますトリハロメタンについてでございますが、四日市の水源としているシステムについて、それぞれの水源の源、井戸、河川については内部川、三滝川、海蔵川、朝明川、町屋川、大きくは木曾川、各水系の水質調査がどのような計画に基づいて実施されているのか、お尋ねをいたします。

5月30日でございますが、毎日新聞の記事に、地下水汚染源半数が未調査という記事がございました。これにつきましては、総務庁水質保全行政監査で判明、環境庁へ勧告と報道されておりましたが、本市水道局としてはどのように対応されておられるのか、お尋ねをいたします。

水質安全面で、三重県条例の中で、産業廃棄物処理指導要領にゴルフ場排水の水質検査について管理目標値を設定しております。従来21項目から、さらにプラスされ8項目が加えられておりますが、これについてもよろしく願いいたします。

水の安全についての最後ですが、最近目立ってコマーシャルベースに

乗っております、私どもの政友クラブの会派の冷蔵庫にも入っておりますが、市販のミネラルウォーターでございますけれども、これらにつきましては、いかにもおいしそうなネーミングでかなりの勢いで販売量が增大しているようでございます。これら我々自身が安心して飲めるミネラルウォーターは健康的な水なのかどうか、こういったことをもし調査をしておられるようでありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

水量の安全についてでございますが、水源の給水率、各河川、先ほど私が河川を申し上げましたけれども、河川のデータとして、いわゆる平成12年、四日市が目指す30万人口に対応できる中期・長期計画に対して水量確保は万全かどうかについてお尋ねをいたします。

それから、三つ目の市制100周年記念行事として目指すドーム型多目的スポーツ施設と、それから交通アクセスについてでございますが、今回私を含めて4人の皆さんが同様の質問をされるわけでございます。午前中も小井議員の方から、細部にわたって質問をされたとおりでありまして、私もこのドーム型多目的スポーツ施設に関しては非常に関心を持っておる一人でございます。いろいろについては一部もう既に回答が出ておりますので、このドーム型という設計についてでございますが、いわゆるドーム型というのは円形を基準にして私は考えていたんですが、この間の新聞の報道にありましたように、かまぼこ型というふうな形でちょっと記事に載っております。ドームというのはかまぼこ型を称するのか、私が想像していたように円形を称するのか、この辺のところの設計についてはそう問題ではないと思うんですが、かまぼこ型の利点が一体何なのか、その辺でも承れれば幸いに存じます。

そして一番心配するところは、いわゆる名四国道の現在の交通量が大変混雑しております。特に朝夕のラッシュは極めて渋滞がひどくっております。そういった中で、この交通渋滞につきましても、小井議員からお話があったこととありますけれども、やはりこれはどうしても長期的に考え

ておかなければならないことであると思います。市長の答弁の中では、館をつくって、その後起きてくる問題を一つずつ解決をしていくというふうなご答弁であったかと思うんですけれども、やはりこれは事前に対応しておかなければ、さらにいろんな形で市民の批判が繰り出すのではないかと、いうふうに心配をする向きがありますので、この辺のところ、具体的には小井議員から、JRの駅をつくるだとか、あるいは国道1号から地下道をつくるだとか、さらに立体交差かというふうなこともございましたが、含めてその辺のところをお聞かせをいただきたいと存じます。

最後の私の質問であります、にわかに注目を浴びてきております本市の小選挙区制区割りについての私の質問をさせていただきます。

6月の2日でありました。NHKの午後7時のニュース、桑名市の飛び地を解消し、四日市を分割するというニュースでございまして、大変急だったのでびっくりしたわけですが、桑名としてはよくなったであります。反面、四日市が私は問題であると思います。こういった混乱を少しでも調和をとり、一応市民、経済界、あるいは議会等意見調整をする必要があると思います。

1990年国勢調査の人口をもとにつくった3年前の第8次選挙制度審議会答申では、千葉県新7区と三重県新2区で分断される飛び地ができてしまいました。市と区の分割回避を飛び地発生に優先させたからであります。でも、今回は飛び地解消で委員が一致し、飛び地を避けるためには、市と区の分割はやむを得ないとして、優先順位が逆転してしまったわけであり、飛び地解消のためには、千葉県では市川市、三重県では四日市市の分割が避けられない方向に来てしまいました。市川市の高橋市長は市議会で、「住民の意識もあり、市の分割は困る」と悩んでおられるようであります。

区割り基準のポイントについて申し上げますと、1、選挙区間の人口の格差は2倍未満を基準とする。2、郡、市、町村は原則として分割しない

が、1議員当たりの人口が54万9,000人以上の場合は分割。3番目、飛び地はつくりません。4番目、地勢、交通などの自然的、社会的条件を考慮すると、以上4項目となっております。

市、区及び郡の分割案に対し、今後大きく反対する意見が出ることも予想できます。区割り案の首相への勧告の時期、国会での法案審議と成立時期のほか、国民への周知期間をどれくらいとるか、焦点にもなり、各都道府県からの生活圏、広域行政の分析は困るなど意見が強まります。小選挙区制の知事意見ヒアリングが終了し、まとめられた結果は、30県が、これ全国でございませうけれども、30県が異論となりました。三重県の場合知事は、分割反対。県は飛び地解消と市、町村の分割をしないよう要望。地域の一体性を確保していただくということから、分割することは避けたいと声明を発表されたわけです。

本市長は、飛び地ができたことに関しては、ちょっとおかしかったと思うと感想を述べられた上、今回の決定を二つの選挙区に分割されることも考えられるが、国の決定に従って対応する。特別な感想はないと冷静な受けとめ方をされておられます。宇佐美連合自治会長、二つに分かれれば、2人の国会議員とかかわり合いを持っているから賛成。本市の新議長さん、伊藤議長さんですが、同じ市民でありながら、民意を別々の国会議員に託すのは市民の連帯感にかかわるとデメリットを指摘され、さらに広域行政を進めていく四日市として、マイナス要因が大きくなり、分割は反対。四日市商連の鈴木会長は、周辺商圏の連携が薄れるので絶対反対。四日市商工会議所堀木会頭も、お会いをさせていただきましたが、会議所運営からも、市民の連帯感からも好ましくないと言っておられます。

こういった問題を本市はいかに受けとめ、対応していくのか、お尋ねをいたします。

以上、私の第1回の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） まず1点目のフォーリン・アクセス・ゾーンについてでございますが、この内容につきましては、先ほど日置議員の方から大変詳細にご説明がありましたので、その点については省略を申し上げますが、端的に申し上げまして、これはアメリカのフリー・トレード・ゾーンという自由貿易地域、要するに、港の周辺ですとか空港の周辺に一定の地域を設けて、税金がかからないようにして貿易を促進する区域を設けることでございますが、それを見習って輸入の拡大を図るということで、輸入に関するインフラ整備だけを行う施策でございます。平成4年に輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法と、こういう法律ができて、これは平成8年の5月29日までの時限立法と、こういうことになっております。

そこで本市といたしましては、特定重要港湾四日市港がございますし、既に貿易実績が相当でございます。また、将来的には霞の北埠頭の造成ですとか、川越地区の連絡橋整備が予定されております。また、四日市東インターチェンジや川越インターチェンジですとか、そういったことにあわせまして、一体的に交通結節機能というのが大変強化されるということが見込まれるところでございますので、四日市港の背後圏の飛躍的な拡大、こういうこととあわせまして、F A Zの地域指定を得るに値する地域である、そういうふうにか考えまして、この法律ができる前から、情報収集ですとか、あるいは先般策定いたしました四日市地域総合開発整備構想、そういったものを通じまして、これの検討を加えてまいったところでございます。現在の進捗状況といいますか、動きでございますが、昨年度は国、県への働きかけを行いまして、先ほど日置議員からもお話がありましたように、四日市が一応ノミネートされておまして、四日市港霞ヶ浦地区、それから四日市東インターチェンジ周辺、それから川越インターチェンジ周辺、そういった地区を対象にいたしましたジェットロによります調査が行

われたところでございます。その結果、食料品輸入基地ですとか、あるいは自動車部品の輸入基地の形成などについては可能性があるだろう、こういうふうな方向が示されたところでございます。

本市の産業構造を見ました場合、近年は内陸部の半導体ですとか、輸送機械の工場なんかの展開が図られておりますので、これらの動きをさらに進めまして、柔軟かつ多面的な産業構造にしていきたい。こういうところがございまして、F A Zの地域指定とそれの完成によりまして、新しいビジネスチャンスがそこを起点にして生まれてくるのではないかと、そういう期待もあるところでございます。

いずれにしても、今後の地域指定に向けまして、現在は県が、これは県が中心になって地域指定の申請から指定を受ける、こういう建前になっておりますので、県が中心になって、見本市・展示場機能ですとか、あるいは貿易情報提供機能、そういったものからなります輸入支援センターの第三セクターによる設立に向けて、現在計画の策定を行っているという段階でございまして、こういった動きを私どもといたしましては、四日市港管理組合、あるいは関係の主要企業等々含めまして、連携を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほどドームに関連いたしまして、アクセスはどうだと、こういうお話がございましたが、これは午前中の小井議員のご質問にもお答え申し上げましたように、できるだけ鉄道等の公共交通機関の利用を積極的に図ると、そういう中で、その他道路問題ですとか、それから駐車場問題を含めまして、短期、長期のスパンで周辺の道路事情の計画を考えていきたいと、こういうふうにご答弁申し上げたところでございますが、いろいろ具体的に案は持っておりますが、それらをまとめた段階で、一度またご報告を申し上げなければならないと考えております。

それから市長の答弁も、完成してから考えると、こういうことではなく

て、事業の進捗に並行して考えると、こういうふうに答弁をしたと思いますので、ひとつその辺よろしくご理解賜りたいと存じます。よろしく願います。

○議長（伊藤雅敏君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（栗本春樹君）登壇〕

○水道事業管理者（栗本春樹君） 水質管理、安全対策に関連いたしまして、2項目についてご質問をいただきました。一つは水道の水質について、もう一つは水道の水量確保についてということでのご質問でございます。お答えを申し上げます。

まず第1点目の水質問題について、幾つかのご指摘をいただいたわけでございます。その中で、地下水による水道水への影響に関するご質問についてであるわけですが、確かにこの問題につきましては、水道水源の水質保全に関する有識懇談会というものが国の方で設置されておるわけですが、その場におきましても、既にそのことにつきましては指摘されておるところでございます。特にこれは、トリクロロエチレン等の有機溶剤等によるいわゆる地下水汚染が進行して、社会問題化しておる地域もあるというふうな報告がなされておるところでございます。

また、先ほど5月30日でしたか、毎日新聞の報道の中で、総務庁が行いました水質保全対策の行政監察結果に基づきまして、環境庁に対して、いわゆる調査のしっ放しで汚染源の追跡調査がされていない。こういうことに対する指摘勧告が報道されたというふうに伺っておるところでございます。

そこで、本市の水道水源でございますが、現時点におきましては、これまたご承知のように、約70%を地下水に依存しておるわけでございます。それだけに、私どもといたしましても、この地下水汚染の問題につきましては、当然のことながら強い関心を持っておるところでございます。

そこで、この問題でございますが、本市におきましても、地下水の水質

調査は既に環境行政の中で取り組みが行われておるわけでございまして、市内におきましても、定点を設けまして、平成元年度より経年的に常時監視がなされてきておるところでございます。これが平成5年度の測定結果を見てみましても、すべての地点、すべての項目について環境基準に適合しておるというふうな結果を得ておるところでございます。

そしてまた一方、一昨年12月に水道の水質基準が大幅に拡充強化されたわけですが、水道局におきましても、これに対処するために、高精度な分析器を導入するなどいたしまして、水道水質のチェック機能を強化してきたところでございます。そして現在におきますチェックポイントといたしましては、原水の取水井で27カ所、水源地及び配水池で12カ所、給水栓、つまり蛇口のところで16カ所の定点を設けまして、それぞれの段階で3重の自己検査を実施しておるところでございます。トリクロロエチレン等の有機塩素化合物や、あるいは先ほどご指摘の農薬等につきましても含めて検査を行っておるところでございます。水質監視につきましても、当然のことながら、万全を期しておるつもりでございます。

その検査結果につきましては、この2月下旬号の「広報よっかいち」に特集号を組ませさせていただきまして、公表させていただいたわけですが、この水質データの公表については、これも私自負しておるんですが、日本で一番最初の公表であるということございまして、これは自慢するわけじゃございませんが、それだけ四日市の水が安全であるという証左でもあろうかというふうに思っております。

そして「広報よっかいち」の特集号の見出しにつきましては、「安全でおいしい水を安心して飲んでください」というふうなことでの見出しで、本市の水道水のよさをPRさせていただいてきたところでございます。したがって、ご指摘の本市における地下水汚染につきましては、問題がないということが断言できるわけですが、ただ、全国レベルで見れば、問題となる地域があるということでございます。しかし、この問題につきま

しては、大変重要な問題でもございますので、今後とも怠ることなく、常時監視は続けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、ミネラルウォーターのお話が出ました。このいわゆるボトルウォーターとか、あるいは家庭用浄水器の普及につきましては、私どもにとりましては、裏を返せば、いわゆる水道に対する信頼が低下していることを意味しておる、こういう理解をするものでございまして、水道事業者にとりましては極めて残念な社会現象であるというふうに思っておるところでございますが、本市の水道は、これらのミネラルウォーターに匹敵するうまい水であるということにつきましても、ぜひひとつご認識をちょうだいいたしたいというふうに思うものでございます。

現在、全国的にミネラルウォーターが生産されております生産高でございますが、これは年間、平成3年度で約27万klという数値が報告されておるところでございます。現在では、恐らく35万klを超える勢いであるというふうに言われておるわけございまして、しかも、その種類も多種多様でございます。したがって、水道事業体といたしましては、こういうミネラルウォーターの水質を逐一チェックするという権能は当然持たないわけでございますが、しかし、四日市の水道水との比較をするために、実験的にはこういうミネラルウォーターを検査したことがございます。おいしい水と言われます「六甲の水」とか、あるいはいろいろと流布されております富山の霊水、こういうものの水との比較検討をしたところでございますが、決して遜色のない水でございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。いずれにいたしましても、四日市の水道は昭和60年に、厚生省の中で組織しております「おいしい水研究会」におきましておいしい水に選ばれておるところでありますので、ミネラルウォーターや、あるいは家庭浄水器に頼ることなく、ひとつご飲用をいただきたいというふうに思うところでございます。

次に、水量確保の問題に関連してご質問をいただきました。

まず、本市の水源能力についてでございますが、平成5年度では16万8,220万㎡/日でございます。その内訳は、自己水源が12万2,000㎡/日でございます。そのほか、いわゆる県水受水ということになるわけですが、木曾川水系の受水が3万3,400㎡、それから三重用水の県水受水が1万2,820㎡、こういうふうになっております。したがって、その水源比率は、それぞれ73%、それから20%、7%となっておりますところでございます。

この水量確保、大変重要な問題でございまして、ちなみに平成4年度及び平成5年度の1日最大配水量の実績を申し上げますと、平成4年度で15万9,183㎡ということで、平成4年度に過去最高の数値を示したところでございます。しかし、昨年度は、冷夏でございまして、15万294㎡というのが1日最大配水量となっております。

そういう数値の観点からご判断いただきましてもご理解いただけるかと思うんですが、現状におきましては、水源は十分に確保されているものというふうに考えておるところでございます。しかし、今後とも人口の増加、あるいは生活水準の向上、さらには生活活動の活発化等に伴い、着実に水需要の増加が見込まれるところでございます。そのために、既にご承知のように、平成元年度から平成12年度の12カ年の長期計画ということで第4期拡張事業を現在推進しておるところであるわけでございますが、昨年12月議会におきましては、その一部変更をご承認いただいたところでございます。

それで、最終年度の平成12年度には、計画給水人口を30万5,000人というふうに推計をいたしております。1日最大給水量を19万1,900㎡ということで推計をいたしております。そのための水源確保を図ってきておるところでございます。しかし、この平成12年の時点におきます水源比率になりますと、どうしても県水受水に依存していかなければならないと、こういう体質があるわけございまして、その比率につきましては、自己

水源で約61%、木曾川水系で17%、三重用水で22%、こういうふうな形になってこようかと思えます。

しかし、現在は、13年度以降どうするかという問題、この問題につきましても、まだ確定をさせていただいておりません。恐らくこの問題につきましても、将来的には地下水の水量というものが一応限度に来ておるといふふうに私どもは見ておるところでございます。県水への受水依存度というものがさらに高まっていくのではないかというふうに思っております。

しかし、私どもはそう言っても、いろいろと農業用水に使われておりました井戸等も活用しながら、現在、平尾取水場の開発を初めとするその他の自己水源開発の模索もしていかなきゃならぬというふうに思っております。将来的には、大きな、恐らく平成7年ぐらいにはその辺のご議論をお願いしていかなければならぬのではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、28万市民の皆さんに安全な水、おいしい水を安定的に供給するというのが私どもの責務でございますので、精いっぱい今後とも努力をしております。よろしくひとつご理解をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） ドーム型の多目的スポーツ施設ということで、ドーム型と申しますと、どういう形かというご質問もございましたわけですが、ドーム型といいますと、楕円形といいますか、卵形という意味だろうと、そういうふうに理解しているわけですが、ドーム型の多目的スポーツ施設の基本構想案ということで、この大規模な空間の建物をどうまとめて構想するかということで、本年の2月にドーム施設等の大規模な施設の設計実績を持つ設計会社7社に発注いたしまして、それぞれ基本構想案の提出を受けたわけでございます。

そういう中で、選定に当たっては、学識経験者を含む10名の委員によりまして、設計技術提案の審査を行いまして、その結果、久米設計案が推薦案と選定されて答申されたわけでございます。また、次点としては梓設計、また日建設案、これらを選定しております。

そういう中で、推薦案のドーム型という形の中で、推薦案につきましては、四周をガラスに囲った形態で、大空の下で競技をするというイメージを屋内に導入して、開放的で伸びやかな施設であるという点で推薦案になっております。次点案としては、梓設計案を、イベントを主体に考えられておるグラウンドと観客席が直接出入りできるようなきめ細やかな提案がなされたということで、次点になっております。また、日建設につきましても、霞ヶ浦の緑地公園全体の利用計画、こういうものと広場と施設のつながり等外構計画、こういうものがすぐれているということで、次点になっております。

そういう中で、市としてこれの提案を受けて、本設計に当たっては、久米設計案を基本として、梓設計の長所、こういうものを生かして、なお一層いいものをつくりたいということで、久米設計と梓設計、これの共同企業体に発注しておるわけでございます。

先ほど道路交通形態につきまして、市長公室長の方からも申し上げておりますが、この外構とか交通体系につきましては、周辺の整備、これの中に交通解析も含めて設計を日建設に発注して検討していきたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 小選挙区制の区割りにつきましてご質問がございました。

小選挙区の区割りにつきましては、総理府に設置をされております衆議院議員選挙区画定審議会において調査審議がなされておられるわけであり

まして、内閣総理大臣に勧告が行われるということになっております。

この審議の過程におきまして、先ほどお話がありましたように、人口格差を2倍未満に抑える、あるいは飛び地は解消するという方針を持って、6月2日、区割り案の作成方針が発表をされました。

これによりますと、本市分割の方向という報道がなされましたが、この件につきまして、私はちょうど発表されたときに東京におったわけですが、東京にいる新聞記者の方々から、コメントをというふうにしつこく東京事務所の方に質問がございました。私は、全国市長会で役員をやっておりました関係上、大変多忙でありまして、その日も4時から外務省へ行くことになっておったわけですが、余り言われますので、やむを得ず記者会見をやりました。その中で私が申し上げたことは全部報道されているわけではありません。私は、実は、割られるよりは割られない方がいいというふうに思っておりまして、そういった意味合いでは、県の案がいいのかなということを行ったわけですが、それは困るだろうというお話がありました。しかし、よく考えてみますと、これは一連の政治改革の中で実施をされます選挙制度の改革にかかわる極めて国政レベル上の重要な問題でもありますので、私としては、やはり最終決定というものは国会でなされる。それに従って対処をしていかなければならないということをお願いしたのでございます。

したがいまして、その後いろいろと皆さんのご意見をあちらこちらで伺っていますと、いろいろなご意見があるなど、意見を集約したわけでもありませんから、市長という立場で、余り軽々に物を言うべきではないというのが私の真情でございます。

以上でご理解を賜っておきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 日置記平君。

○日置記平君 後先順序が逆になるかもしれませんが、最後にご答弁をいただいた市長の方に申し上げたいと思うんですけれども、若干東京事務所

でのお話と新聞報道とに差があるようでございますが、いずれにしても、市長の考え方は、慎重に対応すべきだというお考え方でございます。

私は、多分市長はその辺のところ、冷静な受けとめ方というふうな新聞の内容でありましたので、私なりに、一体市民がどういうふうを考えておられるのか。あるいはこの区割りによって経済界がどういうふうに対応しておられるのか、その辺のところを調査してみたわけでありまして。実は、自治会28地区の代表の方にもお伺いをいたしました。それから、四日市商工会議所の各部会がありますが、繊維工業部会から始まりまして、各部会がずっとございます。そのそれぞれの部会長さんにもお伺いをいたしました。さらに、四日市には、団体中央会さんに加入しておられます組合組織がございまして、この組合組織も大変多くありまして、103の組合組織がございまして。その組合の理事長さんにもご意見をお伺いしたところでございます。それから、独自に市民の方々にも一部お伺いをさせていただきました。さらには6月12日、中日新聞であります。こういう報道もされたのは、既に皆さんご存じのとおりであります。

多少の差はあります。一番大きな差というのは、まず商工会議所の関係の各部会の部会長さん並びに四日市にあります103の組合の理事長さん皆さんのお考えは、90%がこれに対して反対の意見でございました。大変に大きな数字です。それからこの中日新聞の報道によりますと、大体70%がよくないというふうな意見だそうでございます。一般の市民に対するご意見は、私の調査も大体こんなところかなというふうに思います。ただ、一般市民の方は、反対か賛成か、それともわからないかこの三つでお尋ねしますと、わからないという方も意外に多くございます。

そんなところからして、本市といたしましても、この問題はそう簡単に取り扱うべき問題ではないというふうに思います。冒頭申し上げましたように、第1回目の質問でお話ししましたように、桑名市さんは、そういう形で成功された。我が四日市もそんな形で成功できないものかどうか。で

きることなら、私としては一つの形で進めていくべきが本当だというふうに、この新しいことに対しては反対の意見でございます。何とかしてその辺のところが可能なのかどうかをいろんな形で探りながら、いい方向を見つけて、新しい選挙区制に対する対応を、トップからすべての組織に対してまで検討する必要があるかと思っておりますので、市長の方からもう少し詳しいご説明があるかとは思ったんですけれども、この場でそう簡単に回答すべきことではないかもしれませんが、ぜひひとつそういう経済界並びに組合、そして28万5,000人の市民の皆さん方が、いろんな形でこの問題に真剣に取り組んでおられますので、今後ともひとつ十分なる、適切な方向に我々議員としても向かっていかなければならないと思っておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと存じます。

それから、一番最初の市長公室長の方から答弁をいただきましたF A Z、フォーリン・アクセス・ゾーンにつきましては、これは実際、今現時点において可能性があるのかどうかということが、実は私非常に心配なんです。

平成4年度に申請された地域については、もう既に承認をされているわけです。5年度の調査地域の第1と第3については現在調査中ということなんです。四日市は一体見込みがあるのだろうか。その辺のことについてのご判断をもう少し明確にさせていただきたいと思うんです。全く見込みがないのか、それとももう先が見えてきたのか、その辺のところ。これについては、第三セクターというものが関係してきますので、そう簡単なものではないと思いますが、まず承認がされるのが第1番でありますので、承認に向けての計画についてはお話がありましたけれども、見込みがあるのかどうか。なければ市長も東京参りを積極的にトランクをひっ提げて営業活動をしていただかなければならないと、こういうふうに思うんです。

私の心配している点は、ごく最近ですけれども、これは日経新聞ですが、6月6日に、「木曾岬利用財界で一本化」という記事がありました。これは中経連が物流センター構想というものを発表しているんですね。これは

各紙発表しておりますけれども、なぜこれを引き合いに出すかといいますと、これは四日市が今輸入促進地域を進めている中で、本当に実現できるのかなという不安が抱かれるわけです。この木曾岬利用財界で一本化というのは、これ実は愛知県の話でありまして、今まで木曾岬の干拓が土地の分捕り合戦で、38度線をどこに引くかということで戦いをやっている最中には出てこなかった問題なんです。これが戦いが終わって整理がついたら、途端にこの問題が出てきたわけですね。いろいろ条件はありましようけれども、これは陸上をアクセスとした基地かもしれませんが、物流センターです。しかし、それだけで終わらないと思うんです。ここがもし完成したら、四日市と周辺の伊勢湾を中心とした物流関係が、今四日市が進めているF A Zの問題がこれとかかわってきたときに、どちらが力が強いのか。力の関係で、今の四日市の私の提案している問題が消えてしまう可能性があります。ありはしないかどうかということなんです。第1回の質問で申し上げたように、四日市がこれから新しい経済を興していくためには、この四日市港という問題は絶対なくすわけにはいかない。伊勢湾を中心をめぐる新しい交通体系が、もういろんな形で発表されているわけです。そうすると、この木曾岬利用というのは、一面では、これ伊勢新聞ですけれども、一部を農業公園とこう書いておりますが、公園になればありがたいことです。しかし、愛知県はこんなふうには打ち出していないわけです。愛知県の知事を中心に、これは中部財界がもろ手を挙げてこのところで新しい展開をしようとしているわけです。そんなところを考察しますと、四日市が打ち出したもの、あるいは市長公室長の第1回目答弁だけを頼ってみますと、大変私たちは不安です。この辺のことについても、しっかりとしたひとつ方向性を持って、承認に向けての活動を市長を中心にやっていただかなければいけないと思うんですが、この辺についてその積極性についてもう一度ご答弁をいただきたいと思います。

それから、ドーム型多目的スポーツ施設へのアクセスですけれども、市

長公室長も道路について若干触れられましたが、私は、今の四日市港の整備の問題と関連して、ただ単にこのドーム型多目的スポーツ施設のための交通アクセスだけではないわけです。富双地区、それから四日市港を含めた新しい時代に向けての交通アクセス体系を考えていかなければなりませんので、目先のこの多目的施設だけに焦点を置きますと、小さなことだけしか回答できませんので、私はもっと独創力のある、将来に向けての大きなビジョンからいえば、一応発想かもしれませんが、今の名四国道を、これを上りと下りを一方通行にする。つまり道を立体化して、上りは今の現状を使って、下りは2階にする。さらにその3階にはモノレールをつくるというふうな大計の夢を描いてもいいんじゃないか、そんな構想をも考えてもらうべきだと、私は将来に向けて思います。

それから、水道の問題ですが、これは大変いろいろと、日本で一番最初に公表なさったそうではありますが、それだけ安全なら、この際、「洒水」という名前でも何でもいいんですが、新しい売れそうな名前をつけて売って見ていただいたらいかがかと、こんなふう思うんですが、これはまたいろいろとご検討いただきたいと思います。大変水については長期的にも安全であると、水質につきましても安全であるというふうにご答弁をいただきましたが、あとの点ひとつよろしく、時間の限りがありますが、簡単に、特にFAZにつきましてもご答弁をいただきたい。私も政治生命をかけてこれには掲げたいと、このように思いますので、よろしく願います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） 大変心強いお言葉をいただきましたうれしく思っておりますが、木曾岬のお話が出ましたが、物流センター機能というのは以前から若干聞かされたりもしておりましたけれども、FAZの場合は、施策の内容といたしますのは、中心になりますのは見本市等のできる展示機能、展示施設をつくるか、あるいは保税の状態にある輸入貨物を保管する、いわゆる保管機能、こういったものが中心になるわけでご

います。

したがいまして、そういったものを建設して、それを運営する第三セクターをつくると、こういうことが中心になるわけでごいまして、一番難しいのはこの第三セクターをいかに組み立てるかということでございますが、これは相手のあることでございますので、右から左というわけにはいかないわけでございます。一応今の段階は、どういう格好で、特に先ほどちょっと申し上げましたように、輸入貨物はどういうものを中心にするのかとか、そういったところの絞り込みも当然要るわけでございますので、そういった関係する企業、特に大型量販店ですとか、あるいは商社的な機能を持ったところだとか、そういうふうなところの組み込みも必要になってくるだろうと思いまして、そういったところ、どういうところにするのか。現在、そういったところを模索しながら、今県の方と詰めておるところでございますので、一体どうなるのかというお話で、やみくもに動いてもいけませんので、そういったところは周りの状況を見ながら進めていかなければならないと、そういうふうに思っております。

とにかく港のあるところにつくるというのが原則になっておりますから、木曾岬は当然に名古屋港とのかかわりも持つわけでございますけれども、名古屋港はまだ手を挙げておりませんが、四日市は四日市なりの動きを今後積極的に進めていきたい、そういうふうに思っておるわけでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 選挙区の区割り法案について、これは県の地方課と国の方とは折衝があるようでありまして、私の方には正式に何ら通知がないわけでありまして、したがって、四日市としては県の地方課に対して意見を言うなら言うという形になろうかと思いますが、実は選挙管理委員会の方には、地方課の方から出ておりまして、それに対しては、二つに分割をされるのは困るという意見は既に出してあります。ただ、これは選挙事

務取り扱いの関係上の問題であって、政治的な配慮はなされていないということでございます。

したがって、今、政治的にこの問題をどうするかということになりますと、やはりある程度の意見集約を図る必要があるのかなというふうに思っております。これは、しかし大変難しいことでありまして、約20万人の有権者の方々がいるわけでありまして、それを全部集約するという事は非常に難しいと、私はそう思っておりますが、議会での決議でもあれば、私が何か物を言うのに言いやすいかなというふうに思っておるところでございます。私自身がそういう背景なしに軽率に物を言うことは避けたいというふうに思っておる次第でございますので、ご理解をちょうだいしておきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 日置記平君。

○日置記平君 いろいろとまだまだ不透明な点もありますので、じっくりと私はその区割りについては全員でもって見守っていきたくて、新しい方向を見詰めるために進めていきたいというふうに思っております。それで、フォーリン・アクセス・ゾーンの件であります。余り急いでもいけないというのは、なぜいけないのかよくわからないんですけども、私は急がねばならぬと。声を大にしなければいけないと、そういうふうに思うんです。愛知県はこれ港ではないとおっしゃったんですが、愛知県の力なら、あそここのところを港にするぐらいの力は何でもないと思うんです。それぐらいの気持ちにならないと、本当に四日市港のあしたはないと、あるいは四日市のあしたはないと思うんですよ。いつまでも石油化学に頼っているわけにはいかぬですよ。ですから新しい経済を興すためには、私は一番ここが、これがスタートだと思うんです。ですから、この資料の中にもありますが、直販ショッピングセンター、これ大変おもしろい発想だと思います。神戸にもあります。商工部長もこの辺のところしっかりひとつ勉強していただきまして、さらに、時間もありませんが、市長公室長、私も力あ

りませんけれども、いつでもお手伝いします。真剣にこの問題に取り組んでいただけませんか、あすの四日市のために。以上でございます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 田中俊行君。

○田中俊行君 ただいまの日置議員の質問のうち、最後の小選挙区の区割りの問題について関連質問をいたします。

本市の分割につきましては、その将来における影響を現時点で正確に予測するのは大変難しいことでありますし、賛成、反対、あるいはどちらでもいい、そういう三者三様の意見があることも承知しております。また、先ほど市長からご答弁ありましたように、市の行政当局として大変微妙な国政の問題でもあり、統一見解を出したり、あるいは行動を起こしたり、そういうことは難しい面があるということは理解しておりますけれども、しかし、決着までもう余り時間がないということ。飛び地に関しましては、これまで地元の意見を申し述べる機会が十分あったわけですが、今回の分割の問題に関しては、地元の意見を申し述べる機会がほとんどないと、そういう状況の中で、たとえ選挙の区割りであろうと、一たん一行政区というものを真ん中で線を引いてしまいますと、やはり人間縄張り意識というものも出てまいりますし、同じ税金を払う、同じ四日市の市民でありながら、将来何らかの格差といいますか、対抗意識といいますか、そういったものも生まれかねない。大げさに言うと、新しい四日市における南北問題といいますか、そういった問題すら惹起しかねない、そんな可能性も心配をするところでもあります。

なおかつ、今回の飛び地解消による分割に関しては、千葉県の市川市もその対象になっておりますけれども、市川市の場合は人口45万人ということで、大変大きな人口を抱えておりますけれども、本市の場合は28万5,000人という少ない人口で2分されるわけですから、全国の中で一番影響の大きい市であるということは間違いのない事実でありますので、そん

な状況を考えますときに、議会としても、あるいは行政としても、結果がどうなろうと、できる限りのことをして、そして少なくとも四日市の将来に大きな禍根を残すことのないような対応はぜひともしていかなければならないと思うわけであります。

そこでお尋ねをしたいわけですが、今県の方で、この人口の格差2倍未満、そして飛び地、そして分割、こういったことがほとんど避けていけるような腹案を二つほど持っているというふうに仄聞しておりますけれども、このごく一部で物理的な飛び地が生じるということも聞いておりますけれども、いずれにしても、従来の飛び地、あるいは今回の本市の分割よりははるかに支障の少ない案があるというふうに聞いておりますので、最大多数の最大幸福ではありませんけれども、マイナスを最も少なくするという方法として、この第3の案を含めて、今後の国の審議会の具体的な論議のプロセスの中で再度検討していただくことを、県を通じてになるかもしれませんが、国あるいは審議会の方へ働きかけていただくお考えがあるかないか、その辺を、大変急を要する問題でありますので、お尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 実際はまだよくわかりませんが、県の地方課から私の方に、これは選管の方へ、意見はどうかというお尋ねがあったと。私の方へは内閣の方から質問があったわけでもありません。したがって、むしろ県を通して物を言っていく方が筋道なのかなというふうに思ったところでございます。したがって、こういう意見が市においてはありますよということは県の方に私の方から申し上げておきたいと、こう思っておるところでございますので、ご理解をいただいております。

○議長（伊藤雅敏君） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後4時21分散会

会 議 録

第 3 日

(平成6年6月14日)

○議 事 日 程 第3号

平成6年6月14日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (39名)

青 山 弘 忠  
小 井 道 夫  
石 川 勝 彦  
市 川 悦 子  
市 川 正 徳  
伊 藤 正 数  
伊 藤 雅 敏  
伊 藤 正 巳  
宇 野 長 好  
大 島 武 雄  
大 谷 茂 生  
小 川 政 人  
喜多野 等  
久 保 博 正  
桑 原 勇  
小 林 博 次  
坂 口 正 次  
佐 藤 晃 久  
佐 野 光 信

瀬川憲生  
田中武  
田中俊行  
谷口廣睦  
土井数馬  
豊田忠正  
中森慎二  
野崎洋  
橋本茂  
橋本増蔵  
長谷川昭雄  
日置記平  
藤井浩治  
古市元一  
堀内弘士  
益田力子  
水野和子  
水野幹郎  
毛利道哉  
森真寿朗

○欠席議員（1名）

野呂平和

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助

収入役	毛利道男
港湾審議監	梅木勇二
調整監	鎌田悟
市長公室長	佐々木龍夫
計画推進部長	川畑義之
総務部長	鈴木一美
財政部長	野呂修
市民部長	小畑廣次
保健福祉部長	服部美次
商工部長	米津正夫
農林水産部長	須原賢治
環境部長	玉置泰生
都市計画部長	大橋実
建設部長	西田喜大
下水道部長	岡田幹夫
消防長	島村隆
病院事務長	谷口淳一
水道事業管理者	栗本春樹

教育長 丹羽武

代表監査委員 伊藤治郎

○出席事務局職員

事務局長	長谷川昭彦
参事兼議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	玉田耕士

議事係長 井上紀久夫  
主事 濱田信二  
主事 芝田敏樹

午前10時1分開議

○議長（伊藤雅敏君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続いて行います。

順次発言を許します。

伊藤正数君。

〔伊藤正数君登壇〕

○伊藤正数君 一般質問2日目になりました。質問が長くなりますので、議員の皆様方のご理解と理事者の皆様方の適切なるご答弁をお願いいたしまして、通告に従って順次お尋ねをいたします。

質問の第1点は、首長資産公開制度に関する問題でございます。

去る5月31日、羽田内閣発足時の閣僚の資産が公開されました。家族の所有分も含め、資産を構成する土地、建物や有価証券、ゴルフ会員権などで、朝日新聞社が独自の調査により、周辺地価や取引価格をもとに実勢価格に換算したところ、羽田孜首相を含む21人の資産額の平均は7億3,900万円、細川内閣の3億9,800万円を大きく上回った。社会党が連立政権を離脱し、実勢価格では資産が約85億円に上る鳩山邦夫労働大臣を初め、かつては自民党議員だった閣僚が前内閣の7人から10人に増えたことも平均

値を押し上げる一因になったと言えそうと述べております。

自己申告に基づく閣僚の資産公開は、第2次中曽根内閣が1984年度に実施して以来、今回で14回目になる。政府は当初、羽田首相ら前細川内閣に続き入閣した閣僚に関しては、前回公表分より資産に大きな変化がないとして公開を見送ろうと決めたが、批判を受けて全閣僚の公開に踏み切った。

自治省によりますと、国会議員に資産公開を義務づける法律が地方自治体も市長などの資産公開条例を平成7年12月31日までに制定しなければならないと定めています。これまでに市長の公開条例を制定しているのは、川崎、仙台両市など、まだ少数で、都道府県レベルではまだありません。愛知県半田市は、この6月定例会市議会に市長に資産公開を義務づける条例案を上程する方針を固めました。来年末までに全国の自治体が制定しなければならない条例だから、まだ全国でも珍しいが、既に同県内の高浜市も制定していることもあり踏み切った。上程するのは政治倫理の確立のための市長の資産等の公開に関する条例案、市長本人名義の不動産や定期預金、有価証券、ゴルフ場会員権、貸付金、借入金などを記した報告書を就任後100日以内に市選管に提出しなければならないと定めている。任期中に取得した資産や前年の総所得額などは毎年4月に報告、これらの報告書は5年間、市選管で保管し、だれでも閲覧できる。妻や家族名義の資産の公開までは義務づけない。このような内容となっています。

当四日市市は県内最大の市でもあり、他の市町村のリーダーシップを発揮していく意味からも、また、いずれ平成7年12月31日までに制定しなければならないことでもあり、そして県内では既に上野市が当市に先駆け、今6月議会に条例案を提案いたしております。今どこまで準備をされておられるのか、また、このことに対して市長はどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

次に、教育問題について、2点お尋ねいたします。

まず、いじめについて。あってはならないことがまた起こり、若くとう

とい命がこの世から二つ消えた。5月30日午前7時ごろ、総社市総社の八幡宮近くの雑木林で、同市総社市立東中学校3年菅野明雄君（14歳）が首をつって死んでいるのを探していた父親泰樹さんを見つけ、総社署に届けた。調べでは、29日は前夜、友達から電話があり、明雄君は「部活動があるので学校に行く」と話したという。当日、自転車で出かけたのは午前8時過ぎ、そのまま行方がわからなくなっていた。現場に残されたメモには、同級生五、六人の名前とともに、取られた金額や暴行されたことなどが書かれていた。総社東中学校の風見校長の話によると、今月9日朝、明雄君の母親が中学校を訪れ、担任教諭と学年主任に、家から1万円近くのお金がなくなっていることを相談。担任らが明雄君や友人七、八人に、お金をめぐるトラブルがあったかどうかなどを問いただしたが、全員が否定した経緯がある。署の調べに対し、学校関係者や生徒は、「明雄君が同級生らから金を要求されたり、暴行を受けたりしていた」と話したため、いじめのグループがいたのではないかと見て捜査を始めた。

明雄君へのいじめがエスカレートしたのは2年生の3学期。ある女子生徒は言う。「菅野君はトイレ、非常階段に呼び出されてなぐられていた。いじめるのは同じ五、六人。みんな陰で見ている。」家の現金がしばしばなくなるのに両親が気づいたのは今年3月末から4月半ばにかけて。5月に入ると金額も間隔もエスカレートする。「本当にお金が必要ならそう言いなさい」、父の泰樹さんが幾らただしても、明雄君は「僕じゃない」と否定した。学校側は5月25日から長崎や雲仙、熊本などをめぐる修学旅行の直前、母親の康恵さんからの報告で、同級生らから、明雄君が1万円単位で現金を脅し取られていたことを知っていた。だが、旅行の準備で忙しいので調査は帰ってからすると約束。旅行中は、副担任をそばにつけ、気を配っていた。明雄君が14歳の命を断って1週間、先生も同級生も、そして親も何かか起きていることに気づいてはいた。しかし、だれも死を選ぶとまでは考えていなかった。父親の泰樹さんは、「サインはたくさんあっ

た。学校も、そして、私も甘く見ていた。明雄はなぜ本当のことを言わなかったのかと思っていた。でも、言えなかったんです。そんな子がほかにもたくさんいるはずですよ。」そう朝日新聞の記事は掲載をいたしております。

また、6月3日午後8時30分ごろ、愛知県安城市今池町の14階建て、高さ39mのマンション北側の自転車置き場で同市内に住む県立高校1年A君が倒れているのをA君の中学時代の同級生が見つけた。A君は市内の病院に運ばれたが、約2時間後、外傷性ショックで死亡した。A君の自宅の机の中から、「中学時代の同級生仲間からいじめに遭い、死にたい」などと書かれた大学ノートが見つかり、同署はいじめを苦しんで自殺したのではないかと見て調べている。A君は飛び降りる前に同マンションに住む中学時代の同級生に会い、友人から暴力を振るわれるなどして悩んでいると相談、この同級生が自宅でA君をなだめた後、自殺した。

事件は繰り返される。あってはならないことがまた起こった。去る昭和61年2月1日、東京都中野区立中野富士見中学2年だった鹿川裕史君、当時13歳が父親の実家に近い岩手県盛岡市の国鉄（現JR）盛岡駅構内で「このままじゃ生き地獄になっちゃうよ」という遺書を残して自殺。遺書に同級生2人の名前が書き残されたことなどから、いじめを苦しんでの自殺の疑いが強まり、社会問題化した。これまでに、1、買い物や登下校時にかばん持ちなどの使い走りをしてきた。2、使い走りを教師に伝えたために、2人から暴行された。3、鹿川君が死んだことにして、葬式ごっこの対象にされ、追悼の寄せ書きに教師も署名していた、などの事実が明らかになった。

この事件で、両親の会社員雅弘さんと、みどりさんが「自殺はいじめが原因。学校は監督を怠った責任がある」などとして、都と中野区、同級生2人の両親を相手に、総額6,000万円余りの損害賠償を求め訴訟、この控訴審判決が5月20日午前、東京高裁第8民事部であった。菊池信男裁判長

は、「自殺前年の9月以降の出来事はいずれもいじめで、自殺の主たる原因になった」と述べ、いじめの存在をほぼ全面的に認めた上で、自殺との因果関係があったとした。しかし、自殺は予期できなかつたとして、自殺についての賠償責任は否定、被告側に暴行などのいじめで裕史君がこうむった精神的苦痛に対する慰謝料など、総額1,150万円（弁護士費用を含む）を支払うよう命じた判決では、まず、原告が主張した使い走り、暴行などについておおむね一審どおり認定した上で、2学期になると使い走りなどの使役が一層厳しくなった上、事あるごとにいじめの対象になった。要求は無理難題というのに近く、暴力的制裁もあったため、心理的苦痛を感じないことはあり得ないとして、いじめの存在を幅広く認めた。葬式ごっこについても、多数の生徒に教師までが加わって、裕史君の存在を否定するような行為が行われたことは大きな衝撃だったとして、いじめと認めた。その上で、教師は軽率な行為で集団的いじめに加担し、教師が頼りにならないことを思い知らされたと厳しく指摘した。自殺との関連性については、いじめが自殺の主たる原因であることは疑いを入れないと因果関係を認めた。自殺前年の60年秋以降のいじめについて、担任教師、校長らは鹿川君のいじめを認識し、12月以降欠席を続けていたことも知っていたのに、適正な対処を怠ったとして過失があったとした。8年前に起きたこの事件の判決を、都と中野区、原告の鹿川君の両親が受け入れ、上告しないことを決めた。時を同じくするような形で、初めと終わりを迎えた三つの事件。若く将来あるとうとい命が奪われ、長い年月を要した裁判。そして、最後にはお金でしか命の代償が償われないものなのか。

私たちの四日市でも起こり得る可能性が十分にある。いや、現実に私の住んでいる桜地区内で、小学生と中学生の違いこそあれ、これとよく似たいじめが発生し、平成4年に相談を受けました。この子供さんは、当時6年生。5年生のときによそから桜地区に住んでいるおじいさん夫婦のもとに引っ越してきた。いじめはすぐに始まり、転校生だという理由だけで被

害者にされた。当初から担任教師は気づいていたが、この子の親が学校に訴え出るまで黙認した。被害者はこの子だけにとどまらず、この子が努力し、やっとなつた友達も対象にされた。私は校長先生、学校関係者、教育委員会に十分な調査といじめがなくなるように依頼したがならず、この被害者の子供さんは、地元公立中学校への進学をあきらめ、私立中学校への道を選んだ。なぜ被害者だけが逃げるように他の私立中学校に行かなければならないのか。私は激しい憤りを感じ、ご両親を説得したが、「もしも命をなくするようなことになっては」という親の強い願いが私の思いを断ち切った。

子供は親の背中を見て育つ。そして、「うちの子に限って」という親の勝手な思い込みと、このいじめも学校関係者、教育委員会、そして加害者側の親が、自分の子供に適切な対処がなされておれば防げたと思われまふ。また、この被害者の友達は、地元の中学校に進学したから、いじめは今も続いていることは明らかです。私はこのことを現在の中学校長、教育関係者の皆さんに説明し、十分なる対策をお願いいたしてありますが、教育委員会はどこまで把握し、どのような対処をしてこられたのか、お尋ねいたしますとともに、桜地区のみならず、四日市の他の地区でも十分起こり得ることあります。教育関係者の皆様方は、この問題に対しどのように取り組まれようとしているのか、お尋ねいたします。

続いて、平成2年6月議会で中核文化施設として丹羽文雄記念館を建設いただき、四日市文化の中核施設と位置づけられるようお願いをいたしました。そのときのご答弁は、「現在の図書館は、規模を拡大しようと思っても、あるいは駐車場を確保しようとしても、現在の敷地内では無理であろう。さりとて、隣接地の確保も困難な状況にあるので、適地への移転を検討しなければならぬと思います。基本計画では、最終年度でその調査をすることになっております。それまで待てるかどうかという問題もあります。改めてよく検討し、図書館の移転等について調査を進めていく。

さらに、丹羽文雄記念館について、郷土作家といえば、丹羽文雄さん、さらには田村泰次郎さん、伊藤桂一さん、近藤啓太郎さんというような方々が見えますが、それらの方々の書籍あるいは資料等も、現在は丹羽文雄さんを記念しております図書館内に同時に収書、展示をいたしておりますが、総数が7,700点ということになっておりまして、スペース的に見ても非常に手狭の感は免れません。したがって、これらのことも考え、記念館は別途の独立館として設立しなければならないというふうに考えておりますので、図書館の移転問題とあわせて、今後検討を進めていく」と約束されました。

新設図書館については、第6次基本計画の中で、その必要性を「急速に進展する国際化、情報化社会の中で、生涯学習の中核的施設として、図書館への期待はますます高まりつつある。市民の多様なニーズにこたえるためにも、図書資料の充実、整備とともに、新中央図書館の整備が必要である」として、事業費19億1,000万円を計上しておられます。当市が生んだ唯一の文化勲章受賞者であり、名誉市民に列した先生の文学上のご功績をたたえる意味においても必要であるとお認めになられた丹羽文雄記念館について、今後どのように進めていかれるのか、お尋ねいたします。

参考までに、最近お亡くなりになられた田村泰次郎さんについては、三重県が県立図書館の中に記念コーナーを設けられるようであります。

最後に、桜地区の関係について、2点お尋ねいたします。

まず、桜駅前広場について。この事業の推進については、理事者側は熱意を持って整備の手順を決定いただき、着々と推進されている点に敬意を表したいと思っております。本事業の推進には、特に地権者のご理解、ご協力が必要でありましたが、それも得られ、本年8月ごろより、いよいよ事業の運びとなりました。駅前広場と智積養水保全公園の整備は建設部道路課が、駅前広場西側の農地の整備については農林水産部耕地課が、近鉄湯の山線線路南側の農地の整備については都市計画部区画整理課でと、それぞれの

事業の内容につきましても、地元説明会を通して十分認識し、理解もいたしております。

そこで、お願い申し上げたいことは、駅前広場の現在の状況は、理事者側も十分認識されておられることと思いますが、近鉄湯の山線利用者の駐輪場と化し、車の通行もままなりません。このことを第一に解決していただく。ほかにも重要なことはたくさんありますが、これらは北側に駅前広場をつくり、駐輪場その他をつくらただけでは解決いたしません。現在、湯の山線桜駅には南側しか出入口はありません。北側に駅前広場をつくり、線路を挟んで南と北に出入口を設け、それをつなぐ通路をつくらない限り、先ほど申し上げた不便は解消されません。これを解決してこそ、桜駅前広場整備事業は完成を見るわけであります。理事者側の説明によりますと、この件は本年度において近鉄側と交渉、設計図を作成し、7、8年度において施工推進いたしたいとのことでありましたが、地元桜地区としては、それでは納得できません。桜駅前広場整備を計画されたときから、このことは十分わかっていたはずであります。地区住民の一日も早い不便解消のため、少しでも短い期間で事業を完成させていただきたいと思っておりますが、今後どう進めていかれるのか、担当部局にお尋ねいたします。

また、駅北側の国道477号の拡幅と東側の県道平尾茶屋町線の拡幅見直しはあるのか、あわせてお聞かせください。

2点目は、桜地区内の幹線道路の整備についてお尋ねいたします。

今まで質問させていただいたものもあれば、初めてのものもあります。すべて完成を見ていただきたいものばかりでありますし、中には県事業のものも多く含まれております。調査をされた上、的確なご答弁をお願いいたします。

まず、県道茶屋町湯の山停車場線についてであります。この路線わきには国際環境技術移転研究センター、三重北勢ソフトウェアセンター、少年自然の家、星の広場等々、本市に関係した施設もたくさんあります。国際

環境技術移転研究センター入り口を通過し、東急ゴルフ場入り口以降 700 m ぐらいの間が道路が狭く、未整備の状況にあります。この拡幅整備について。

二つ目は、県道平尾茶屋町線について、現在の国道477号を右折、平尾へ向けての道筋について、入り口付近は民家が点在しており、拡幅整備が難しいと思われませんが、桜橋手前より将来の国道477号に向けての間について、桜橋の拡幅、かけ直し、及び県橋の拡幅工事を含む道路拡幅について、既に地元より県に要望いたしてありますが、今後の施工日程はどのようなになっているのか。

また、桜台小学校西側の外周市道と交差する部分について、道路に段差があり見通しも悪く、広い市道と狭い県道との交差であり、車もスピードを出して走る箇所であり、非常に危険度の高い場所です。これの改良について、以前よりお願いをいたしておりますが、いまだ何の返事也没有ありません。どうなっておりますか。平尾茶屋町線は主要地方道にしては狭隘道路のため、大型車、観光バス等も通りにくく、他の道路に迂回しなければならないところが数カ所あります。そのうちの一つに、山正精肉店前があります。ごく最近、この民家の移転を含め、拡幅改良整備を県にお願いいたしてあります。この件についても、調査、お答えください。なお、民家移転については、持ち主の同意をいただいております。

三つ目、矢合橋の拡幅歩道の取り付け並びにこの先、県道平尾茶屋町線に至る市道の改良整備について。矢合橋の拡幅整備については、昨年12月議会において、本年実施をする旨のご答弁をいただいておりますが、本6年度予算に計上されていないようではありますが、どうなっておりますか。また、この先の市道改良整備も地元よりお願いをして3年以上の期間が過ぎております。今後どのような計画を立てておられますか。

最後に、ミルロードの今後の補修整備計画と県道昇格について。この道路は年々交通量も増え、道路の傷みもひどい部分がたくさんあり、また、

今後の交通量増加を考えると、2車線化しなければならない時期が来ることは明らかであります。今後の改修改良工事の計画とあわせて、今まで何度もお願いをいたしました県道昇格に向けて、現在の状況、今後の見通しについてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） 第1点目の首長資産公開制度についてお答えを申し上げます。

既に昨年の9月の定例会におきまして、一般質問に市長の方からお答えをさせていただいております。この件につきましては、市長の意思としては、その必要性を十分に理解、認識をいただいております。なお、その際に、市長の方から、平成7年の12月31日という期限ぎりぎりまで放置、あるいはそれまではやらないという意味ではなく、できる限り新年度中にはやりたいということの表明もいただいております。それを受けまして、事務的には、現在、条例の内容あるいは公開体制等の整備につきまして検討を深めておりまして、できれば新年度前の7年の3月の定例議会には上程をさせていただきたいというふうに準備を進めておるところでございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま伊藤議員の方から、いじめの問題につきまして事例を含めまして詳しくご発言をいただき、数々の貴重なご指示をいただきましたことをありがたくお礼申し上げます。

ご発言の中にもございましたように、東京都中野区の富士見中学校の鹿川君のいじめ事件の控訴審判決におきましては、教師はいじめの存在や鹿川君が欠席を続けていたことを知っており、問題意識を持って事態に対処

しておれば、その実態を認識できた。鹿川君の心身に悪影響が出るおそれがあったのに、適切な対処を怠ったとして、教師らの過失を認める判決が出されたことは、皆様ご承知のとおりでございます。

私も教育委員会といたしましても、この判決に対しましては、厳粛にこれを受けとめていきたいと思っております。いじめは人のつながりを断ち切るものでありまして、理由のあるなしにかかわらず絶対あってはならないことでありまして、学校に対し、きめ細かい生徒指導を行うよう指導を進めているところでございます。

具体的には、教育委員会といたしましても、生徒指導に関しての学校訪問を定期的及び随時行っているところでございますが、学校からの報告によって、情報を収集する中で、学校が適切な対応ができるよう指導、助言を行っているところでございます。例えば、職員会議等を通じて、教員全員が共通理解を図ることの重要性や教育相談の体制を整備する、あるいは家庭や地域と協力をして取り組むための協議の場を設けるなどして、学校に対する指導を強めているところでございます。

次に、平成4年度に桜地区で起こったいじめのご発言がございましたが、教育委員会といたしましても、このような事象が起りましたことはまことに残念なことであったと思っております。当時、学校の対応につきましては、いじめの実態を知った担任が、いじめを行っておった子供たちを指導したり、家庭訪問を行うなどして、いじめの解消にも努めたところでございます。また、学校全体といたしましても、今までの指導のあり方を厳しく見直すとともに、思いやりのある子供を育てることを目標とし、校長は職員会議等で児童の行動を的確に把握して、児童理解に努め、ふだんからのかかわりを深めることの重要さとか、あるいは学校挙げていじめを早期に発見し、適切に対処することなどの指示を行い、授業時間や、あるいは休憩時間、放課後など機会あるごとに仲間づくりに取り組み、粘り強くいじめ解消に向けて努力を続けていったところでござい

す。また、教育委員会といたしましても、この件は重大なことであると受けとめまして、学校に直接出向きまして、事件の事情の聴取及びその指導を行いました。それとともに、学校との連絡を密にしながら、関係者の話し合いの場を設けたり、あるいは信頼関係を築くよう指導を重ねてまいったところでございます。

いずれにいたしましても、いじめの問題についての対処の仕方につきましては、互いがかけがえのない人間として尊重する心情や態度を養っていくとともに、教師や子供がいじめを見抜く鋭い感覚を身につけるよう日常の教育活動の中で、人権にかかわる学習を深めることの重要さ、あるいは日ごろから何でも相談のできる教師と子供、あるいは子供同士の人間関係を築くことが大切ではないかと考えております。そのために、子供の行動の裏にある心情を家庭訪問や子供のノート、あるいは日誌、これは学校でいろいろと学級活動等をした日記を書いておるわけでございますが、そういったような記事の中からも鋭く把握し、一人一人の子供をよく見詰めて指導していくよう努めているところでございますが、今後さらにこうした指導の徹底を図りたいと考えているところでございますので、何とぞよろしくご理解を賜りたいと存じます。

次のご発言の中核文化施設についてお答えを申し上げます。

このことにつきましては、先ほどのご発言にもございましたように、議会でも討議がされたところでございますが、それを受けまして、昭和62年度に私どもは学識経験者も交えての郷土作家記念館の調査を行いました。その報告書の中で、郷土作家記念館は作家とゆかりの深い人とか、あるいは作家研究に造詣の深い人によって運営されることが望ましいことであるとか、あるいはまた、場所につきましては、図書館に隣接して建設をし、管理運営を図書館に委ねることが、機能面あるいは管理面及び利用者の利便性などを総合的に判断した場合、望ましいという提言を受けたところでございます。その趣旨を踏まえまして、現在検討しております新図書館の

建設構想の中で、丹羽文雄氏などを中心とした郷土作家記念館を新しい図書館または現在の図書館のいずれかに設置するのが効果的であるということを含め、具体的な検討を進めているところでございます。

なお、郷土作家記念館の構想に備えまして、引き続き、より多くの資料収集につきましては、継続して行ってまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 建設部長。

〔建設部長（西田喜大君）登壇〕

○建設部長（西田喜大君） ご質問の第3点目、桜地区の諸問題につきまして、お答えいたします。

まず、近鉄湯の山線桜駅前広場整備に伴います駅舎移転及び南北連絡通路の整備でございますが、平成5年度に概略設計を終えまして、本年度、実施設計を予定しております。また、工事施工につきましては、現在の駅舎やプラットホームを利用しながら施工する必要もございまして、工事ヤードや資材等の搬入路としての広い面積を必要とするため、駅前広場を整備した後、この部分の利用を考えております。今後、鉄道事業者との協議を進めながら取り組んでまいりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

次に、駅前広場への進入路と国道477号との交差点の改良でございますが、円滑な交通が確保できますように整備を計画しております。

また、県道平尾茶屋町線の拡幅でございますが、地域の皆様から強い要望をいただいております。近鉄湯の山線踏切の拡幅が問題となっております。踏切拡幅につきましては、他の踏切との統廃合が前提となっておりますので、かねてから自治会の方々に統廃合につきまして、お願いをいたしておるところでございます。したがって、この見直しを見きわめながら、県当局へ拡幅整備を進めていただくよう要望してまい

りますので、よろしくご理解をお願いいたします。

続きまして、幹線道路の整備でございますが、県道茶屋町湯の山停車場線の未整備となっております東急ゴルフ場以西につきましては、現在、県におきまして、本路線東側の県道平尾茶屋町線の整備が行われており、本路線につきましては、今年度から調査を予定していただいております。

県道平尾茶屋町線の県橋、桜橋、及び接続いたします道路の拡幅整備やご指摘の2カ所の交差点改良につきましては、今後とも県に早期調査及び事業着手を働きかけてまいります。

次に、桜駅につながります旧湯の山街道及び矢合橋の整備でございますが、地域の皆様の協力を得ながら、事業の進捗を図ってまいります。

ミルクロードの補修整備でございますが、平成2年度より順次行っておりまして、今年度、完了する予定をしております。また、県道昇格でございますが、菰野町、大安町と1市2町が一体となりまして、大安菰野四日市線の県道昇格期成同盟会といたしまして、昇格の要望を行っております。今後ともさらに一層の働きかけを行ってまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長（伊藤雅敏君） 伊藤正数君。

○伊藤正数君 ご答弁ありがとうございます。

1点目の首長資産公開制度につきましては、前回、佐野議員が質問をされました。そのときのご答弁は6年度中ということでありました。別にこれ以上私は深く言及することはありませんし、先ほどのお答えでは、7年3月議会に上程されるというご答弁でありましたから、これ以上別に申し上げることもありませんので、1点目はこれでよしとさせていただきます。

2点目のいじめにつきましては、桜地区内でのことを詳しく申し上げますとプライバシーにもかかわる部分もありますので、長くなりましたが、

よその事例を挙げ説明を申し上げた、こういうつもりであります。これ以上言及いたしません、いじめというのは非常に難しい問題でもあらうと思います。しかし、命にかかわる問題でもありますので、今後とも、難しい問題であるかもわかりませんが、関係者の皆様方のご努力を一層お願い申し上げておきたい。どうしても教育委員会のことを悪く言うわけではありませんが、閉鎖的などころがあり、包み隠そうとするところがあるので、はなかりかなと思いますので、教育長初め、皆さん方の努力は十分理解をいたしておるつもりでありますので、今後ともなお一層ご努力をいただきますことをご要望申し上げておきます。

それと、中核文化施設、丹羽文雄記念館についてであります、前回質問させていただきまされたときから調査をいただいて、内容が変わってきておるといことは否めない事実かもわかりません。今後新設される図書館の中に併設して運営管理をしていくということですが、現在の図書館の中にも、そういった状況にあるわけありますので、これが丹羽文雄記念館であるというはっきりしたものをつくっていただきたい、これに対してもう一度教育長のご答弁をお願いいたしたいと思ひます。

それから、3点目の桜地区の問題で、桜駅前整備についてであります、私がお願いをいたしましたのは、7、8年度で施工したいということは聞いておるわけあります。これを一日も早く完成をさせていただきたいということを申し上げました。ということは、2年間かかるのではなくして、何とか1年半とか1年9カ月とか、少しでも短くしたいということありますので、この点につきまして、もう一度建設部長のご答弁をお願いいたしたいと思ひます。

それから、矢合橋の拡幅整備についてであります、これは先ほど発言させていただきまされたように、平成6年度中に当初するというご返事をいただいております。今年度の予算に計上されておませんが、いろんなほかのことが関係してくることは私も十分認識をいたしておるつもりであ

りますが、一体いつごろにさせていただく予定なのか、再度お尋ねをいたしまして、教育長と建設部長のご答弁をもう一度お願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいま答弁の中でも申し上げましたように、現在検討されております新しい図書館、これの建設に付随しまして、先ほど申しましたように、新しい図書館のどこかへつくるか、あるいは現図書館のところで整備するかを含めて検討をしておるといふうに、ひとつご理解を願いたいと思ひます。いずれにいたしましても、現在あります丹羽文雄氏の記念館といひますか、展示場所は非常に面積も狭うございまして、図書館へ来館された方も、それがあつても場所的にもはっきりしない点もございまして。そういうものも含めまして、新しく図書館ができるときには、そういったレイアウト等も含めて一般市民にもわかるような、そして十分に丹羽文雄氏の功績が展示できるようなことを考えていきたいと思ひておるもので、よろしくご理解賜りたいと思ひます。

○議長（伊藤雅敏君） 建設部長。

○建設部長（西田喜大君） 桜駅前広場の南北連絡通路の問題でございまして、先ほどお答えしましたように、本年度実施設計をいたしまして、平成7年度より工事に着手する予定のもとに進めておるところでございまして。駅舎もあわせて、一体的な改築を要しますことから、鉄道管理者と今後具体的な工事に対する調整を行ひまして、でき得る限り早い時期に完成できますよう努力してまいりたいと思ひておる。

また、矢合橋の整備につきましては、昨年12月議会におきましてお答えいたしましたとおり、県道平尾茶屋町線とのバイパスとしての調査検討の中で、ルート等が固まつた段階で、本年度、測量及び調査に着手してまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時、休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時2分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 通告の順に、5点ほど質問させていただきます。

最近、テレビなんか見ていると、何か問題があるまでに、Aという問題があると、その次に問題が出るまでの間、同じことが繰り返し、繰り返し、評論家みたいなのを通して流れますと、国民あるいは市民は、もっと別の正確な情報がないと正しい判断ができないと、こういうふうなことを最近強く感じるわけです。そういうことで、私どもの政治活動についても、できるだけ正確な内容を市民の皆さんに伝えていくと、こういうことで努力していく必要があるかなと、こんなふうに最近思っているわけでございます。

さて、きのうからの答弁の中で、ちょっと気になることがあるんですが、私は気が優しいので、余りきついことが言えないのですが、「私がやりました」とか、それから、「政治生命をかける」とか言われると、もう次に、震え上がってしまって、何も言えないということになります。ひょっとして、その問題と同じような場面に出くわしたとしても、そういう決意を私はあらわしませんので、ご答弁をお願いしたいなと、こんなふうに思います。

さて、まず第1点目のドーム型多目的スポーツ施設に関連する諸問題についてお尋ねいたします。この問題についても、昨日、小井議員、日置議員の方からも質問がございました。しかし、少し気になる点がありますので、もうちょっと突っ込んでお聞かせをいただきたいと思っております。

私どもこの問題を質問するに当たりましては、実は福井ドーム、あるいは

は出雲ドーム、そのほかのドーム、それから資料なんかも随分集めて、ほとんど多目的というわけですが、その使い方によっては、随分金を食うし、大変な施設なんだなということで、そういう視察の印象を持っているわけですが、そういう印象を含めて、きのうの答弁を聞かせてもらったんですが、例えば、市長の方からは、むしろ、理事者よりは議員が言うからだと、こういうふうに言われておられるわけですが、私も去年、代表を1年しておったんですが、どこでどうやって決まったのかちょっとわかりませんけれども、しかし、市民の中からも、三重県下最大の都市四日市にドームぐらいはせめてあってもいいだろうと、こういう気持ちがあるわけで、そのことについては、私どもも県下最大の都市四日市にこれぐらいのものが一つぐらいあってもいいやないかと、こういう気持ちでおるわけでございますので、そういう点を含めて、少し質問をします。ただし、この場所では質問をしたいことの半分にとどめます。あと半分は、来年の3月に質問させていただきたいと思っております。

まず、四日市でドームをつくるという最大の目的は一体何か。平成9年の100周年をやるのが目的なのか、あるいは説明を聞くと、ひょっとすると、なんかスポーツをこの中でやると。一体何のスポーツをやるのかちょっと分かりませんが、一体何を目的にしておられるのか、これをちょっと、多目的と、この前聞き合わせのときに答えられたのですが、多目的では目的にならぬので、何を中心にやるのかだけは答えてもらいたい。

それから、3社で、そのうち久米設計を中心に梓設計を含めて設計がされるということですから、どんなような格好のものを考えておられるのか、それをちょっと早いと構想図みたいなものをお示しいただきたい。これは、きょうは無理かと思いますが、できるだけ早い機会に示してもらいたい。

それから、きのうも質問がありましたが、どっちにしても、交通渋滞が大変なものです。きのうも高規格道路がここへアクセスをしてという説明

があったんですが、平成9年までに開設できる高規格道路は一つもないと、こういうことになりますと、話と答えがずれる、こういうことです。これを何で突っ込んで聞くかといいますと、例えば、今世紀末ぐらいに四日市の高齢化もかなり進んでくると思います。競輪のお客さんも随分高齢化が進んでくるとすると、うっかりして交通渋滞のあるような場所へはお客は来なくなる。一回お客が離れたとすると、四日市競輪をやめるつもりならいいですが、お客が来なくなって、もう一回改めて集めようとしても、そんなうまくはいかないだろう。ですから、この交通渋滞の問題と、その解消については、よほど真剣に最初から答えを出しておいていただかないと困る。競輪をやめるという話なら結構ですが、やめるとすると50億円ぐらい用意しなければやめられないと思うんですが、そういうことなんかもひとつ聞かせておいてほしい。

それから、交通渋滞と密接に関連するのが駐車場の整備の問題があるのではないかと。現在、平均して四日市競輪に一日当たり5,000人ぐらい、多ければ最大のときは、聞けば1万人ぐらい、普通のときですと大体7,000人ぐらい来られる。通常1日5,000人ぐらい来ていただいたとして、現在3,400台車が置けるんですが、名四国道に随分はみ出して置いていますから、それを多分差し引いた数字だと思うんですが、3,400台ぐらいは収容できる。実際にはもう200台ぐらい上回っているんじゃないかと思っています。

それから、考え方によると、例えば、ドームをつくと、はっきり答弁ありませんが、競輪場の南側、750台ぐらい置ける敷地の2層か3層を提案されるのかなと思うんですが、750台全部には置けませんから、柱の分とか縮むわけです。そうすると、700台ぐらいとしても、トータルでそこへ3層にして2,100台、数では1,350台ぐらい増えるだけです。そうすると、5,000人集まる競輪に3,400台要するのに、あと5,000人集めるドームには同じような感じで、もしお客さんが来たとすると、倍要る勘定になるんです。

ところが、そんな場所をあそこには見当たりません。ですから、もしきちっと競輪に響かさずに駐車場を整備しようとする、操車ヤードの候補地、競輪場の西側の用地の一部を駐車場にして使うというふうなこと、あるいはパビリオンをどこかへ壊してしまうと言うと怒られますけれども、どこかへ移設する、あるいは体育館をどこかへ移設する、こういうふうな処置をしながら残りの台数を確保するというのであれば、両立ができるかなと、こんなふう思うわけです。

それから、どちらにしても大量輸送機関、鉄道に頼ることが大事だと思うんですが、きのうの段階では、JRの霞駅の設置については、めどが示されていませんが、少なくとも平成9年8月までに開設ができていないと、これまた問題があるのではないかと、こんなふうに思います。

さらにまた、さっきもちょっと触れたんですが、競輪場西側の操車ヤードの候補地の問題でございますけれども、この問題についても、例えば、ドーム施設が四日市全体のまちづくりの100年を契機とした一つの指針であるわけですが、それは単に羽津地区に何かをすることにとどまらずに、例えば、そこへドームをつくり、ドームに駐車場を関連させてつくり、あるいは駅を開設し、そこにJR四日市駅の操車ヤードを早く移転をさせるような、そういうこともあわせて考えていかないと、ドームだけつくるんだということではぶつんと切れてしまうと、まちの発展とは無関係になってくのではないかと、こんなふうに思います。

何でこんなことをここで、あえて同僚議員に逆らうような格好で出すかといいますと、例えば、桑名と四日市はJRの高架の問題では綱引きしています。桑名が早いか四日市が早いか。四日市が操車ヤードがネックになっているとすれば、四日市で積極的に操車ヤードの候補地のめどをつけて動いていかないと、桑名との競争には勝てない。そういうことになると、四日市のまちづくりそのものが大きく狂ってしまうということが出てくると思います。ですから、そういう意味で、早くこういう問題につい

て答えを出して、関連させて答えを出していく必要があるのではないかと  
いうふうに思います。

それから、多目的のうち、このドームは産業振興に使うと、こういうこ  
とでございます。当初聞いたら人口芝だと。人口芝で展示場ができるのか  
な、あるいはサッカーができるのかな、ちょっと不安になるんですが、き  
のうちらっと聞いたら、コンクリートにするような、こんな感じがあった。  
それなら産業用の展示場にできるなと、とりあえずF A Zをどんなふうに  
されていくかわかりませんが、されないかもわかりませんが、されるとす  
れば、港に一番近いところでの短期的な展示即売に活用できるかなと、こ  
んなふうに期待を込めて見ているわけですが、産業振興施設としてどんな  
ことをこの中でやろうとしているのか、ちょっと見えてこないの、あれ  
ば出しておいていただきたいと、思います。

それから、そのときに工事場所、これもこの前、福井ドームへ行きまし  
たら、5万㎡の中で大体半分ぐらいがドーム、全長120mぐらいのドーム  
ですが、半分ぐらいは屋根を組んだり柱を置いたりという工事場所、しか  
し、まるきり足らなくて、その隣に5万㎡ぐらい借りて、そこへ工場で鉄  
板を加工して持ってきたやつを運んできて、そこで組み立てて、組んだも  
のを屋根の上へ乗せたりと、こういう作業をしています。四日市の場合、  
金さえ出せばどんなことでもできますが、工事する場所が見当たらずな  
りです。ですから、工事する場所を、例えば操車ヤードを予定している、そ  
の場所を駐車場とするなら、そこで埋め立てて作業の一部に使うとか、あ  
るいは霞ヶ浦の別荘地をちょっとどけていただいて、これは無理だとい  
うことらしいですが、そこら辺を使っていくか、こういうふうなことを考  
えないとできないかなと、こんなふうに思っています。

それから、最後になりますが、経済的な効果の問題でいいますと、中途  
半端なドームをつくってしまうと、結局、金ばかり食ってしまって、ど  
うしようもないと、こういう結果にならざるを得ぬと思うんです。これは

最初の一体何を、どんなスポーツを目的にするのかということと関連して、  
答えを聞いてからまた質問したいと思いますが、経済的な効果はどうや  
って考えているのか、これについてもお尋ねしたいと思います。最初の説明  
では、経済効果を見捨てたという答弁であります。しかし、余り無視し  
過ぎて大変重荷になるものだと思いますから、その点を踏まえて、考え  
方があれば聞いておきたいと、思います。

次に、2点目、D地区の再開発について質問したいと思います。

これは、AからFまでの再開発の中で、一番後にスタートしましたF、  
沖の島第一地区、これが本年7月6日に竣工式を迎えることになりました。  
これは住民が一番まとまっていたからできた、ということでございます。  
さらにまた、E地区について、これは諏訪新道第一地区ですが、これ  
も本年6月に着工の運びとなった。各区を見ていると順調に滑っている  
など、こういうふうに思うわけです。

さて、D地区ですが、ここへは商工会議所も早く入りたいと、平成9  
年、この建物は完成しているかというふうに当初思われたのですが、ど  
ういふかげんか、ずれてきました。これは、一番大きな原因は、バブル経済  
が崩壊をして、入ってくれる人が少ないと、こういうことが極めて大きな  
原因であったかなというふうに思うわけですが、しかし、最近聞いていま  
すと、最初の案が修正をされて、どうやら状況が動きそうだと、こんなふ  
うに聞き及びましたので、その辺の進行状況というか、これからの進みぐ  
あい、これをお聞かせいただいております。

次に、3点目に、3歳児保育のモデル園の設置についてお尋ねいたしま  
す。

幼稚園教育の振興につきましては、文部省は第1次幼稚園教育振興計画、  
昭和39年度から昭和46年度で、入園を希望するすべての5歳児を就園させ  
ること、第2次幼稚園振興計画、昭和47年度から昭和56年度で、入園を希  
望するすべての4歳児及び5歳児を就園させることを目標として、幼稚園

の計画的な整備を図りながら、幼稚園の普及、充実に努めてきたわけでございます。平成3年には、第3次幼稚園教育振興計画要綱を定め、平成13年度までに入園を希望するすべての3歳児から5歳児を就園させることとしております。このような流れの中で、四日市の幼稚園の設置の状況を見てもみますと、平成5年度現在、私立幼稚園が17園、公立幼稚園が22園設置されております。地域的な設置の状況を見てもみますと、保育所につきましては、児童福祉法第24条の趣旨に基づきまして、各地区に1以上の保育所が設置されておりますが、幼稚園につきましては、市町村に設置義務がありませんので、未設置の地区が氷沢、小山田、県、河原田の4地区もございまして、少し偏りがあるわけでございます。

さらに、公私立幼稚園を規模別に見てみますと、平成5年度現在、公立で2学級が12園、3学級が2園、4学級が8園、合計で22園、62学級となっております。また、就園の状況を見てもみますと、4歳児の就園につきましては、昭和51年に1学級35名で始まったものが、10年後の昭和61年には22学級となっております。しかし、この間、多くの地域で定員を上回る応募者があったために、抽選が実施されたわけでございます。このような状況を解消するために、昭和63年より、幼稚園の整備が順次行われ、現在の31学級となったわけでございます。

また、私立の幼稚園では、3学級が6園、6学級が1園、8学級が3園、9学級が3園、12学級が2園、15学級が2園、合計で17園、129学級となっております。この中で、就園状況を見てもみますと、4歳、5歳児につきましては、昭和59年度以降、平成5年度まで余り変化は見られませんが、初期の段階で見られました4歳児までは私立で、5歳児からは公立にといった状況につきましては、平成5年度現在、ほとんどの公立幼稚園で4歳児学級の数と5歳児学級の数が同じになっていることから、4歳で入園し、そのまま5歳へ持ち上がって進むというような形がほぼ定着しているのではないかと思います。

また、参考のために申し上げますと、保育園の3歳児の就園在籍率、これを見てもみますと、昭和59年度から昭和62年度までが46%台であったものが、平成2年度には54.3%、平成5年度には66.4%にも増えています。この3歳児の就園在籍率の上昇傾向は、核家族化や少子化の中で、家庭や隣近所で同じ年齢の子供さんや年齢の異なる子供さんの間の交流ができにくくなっていることや、働く女性が増加していることを含め、家庭での教育力の低下を補うために、3歳で保育園に入りたいというニーズが高まっているものと思われまます。

さて、昨年7月に三教組三四支部幼稚園部で3歳児の保育に関する調査が実施されておりますので、この調査の中身を少し報告してみますと、調査の対象は、公立幼稚園に就園している園児の保護者578人となっておりますが、この調査によりますと、3歳児から受け入れる公立幼稚園があるとしたら通わせたいと答えた人は71.6%に上っております。主な理由を聞いてみますと、1、3歳から公立幼稚園の教育内容を受けたい。2、周りに遊ぶ友達がいない。3、3歳になると育児が家庭だけでは不十分であるというふうに答えています。つまり、子供の就学前教育は主に家庭で行いたい、今申し上げた理由で、3歳から公立幼稚園での教育を受けたいという要望が非常に強いということがわかります。

これらのことから、今後ますますそのニーズが高まってくる3歳児保育を充実させるためには、公立幼稚園での3歳児の受け入れが本市及び本市の幼児教育機関にとって、避けて通ることのできない課題でございます。少子化、核家族化、都市化など、幼児を取り巻く環境が決してよいとは言えない現状の中で、幼児の発達の特徴を踏まえ、集団で教育の場における適切な援助を通して、幼児の心身の調和のとれた健やかな成長を保障していくことが、今行政に何よりも求められています。これらのことを真摯に受けとめ、本市の幼児教育機関が幼児を持つ親のニーズや期待にこたえ、その課題を解決していくために、行政はより積極的な施策を講じるべきだ

と思いますが、いかがでしょうか。

これらにつきましては、幼児問題研究会でも随分研究されているということでございますので、その研究内容を含めて、ご答弁をいただきたいと思えます。

次に、第4点目としまして、障害児教育の拡充についてでございます。

今年度、四日市の障害児学級に席を置く児童・生徒の数は124名ですが、そのうち49%、61名の児童・生徒が本来の校区から遠く離れた校区外の学校に通学を余儀なくされています。昨年度の三重県の校区外通学者の割合を見ますと、小学校で15.4%、中学校で16.4%でございますが、三河または四日市の校区外通学者の割合は小学校で40.7%、中学校で実に72.7%となっています。四日市のこの状況は極めて異常な状態となっていますので、一日も早く改善を図る必要があると思えますが、いかがでしょうか。障害を持たない子供にとって、校区の学校に通うことは当たり前のことでございます。当然、保障されている権利でございます。むしろ、校区の外への通学は特別な理由がなければ認めただけいけないわけでございます。障害を持つ子供だけが、本人や保護者の意思も認められず、地域の学校に行きたいという素朴で当たり前の願いを聞き届けられないのはいかがなものかと思えます。ご見解を賜りたいと思えます。

第5点目に、建設業者の汚職の再発防止のための罰則の強化についてお尋ねいたします。

ご案内のように、金丸事件に引き続くゼネコン汚職には、国民もうんざりでございます。ゼネコン汚職の再発防止には、入札制度の改革、企業経営者のモラルの向上、行政のフェアな対応が望まれるわけでございますが、あわせて、贈賄や談合事件にかかわった建設会社に対する罰則を強化することが犯罪の抑止効果を上げることにつながると思えます。四日市の昨年度からの指名停止の状況を見ますと、指名停止が9社、そのうち3カ月停止が4社、6カ月停止が2社、4カ月停止が1社、9カ月停止が1社

となっています。営業活動につきましては、いずれも停止をされていません。

営業停止の問題につきまして、国の対応は、建設省がゼネコン汚職再発防止のために公共工事の指名停止期間を1カ月長くする、これは短か過ぎるんですが、刑の確定時には公共工事に限定して最長1年の営業停止処分をする。ですから、指名停止だけではなくて、営業もとめますよと、こういうふうなことが言われています。それは、今年の夏から実施するんだと、こういうふうになっていますが、何か聞いていると、刑が確定してからですから、指名停止されてからずっと刑が確定するまで、忘れたところに営業停止と、こういうふうな格好になるのかなというふうに推測するわけですが、それはちょっと矛盾があるので、指名停止期間中を含めて、営業停止のような、そんな処置が要るのではないか。一説に、余りきつくすると会社がつぶれるということがありますが、しかし、汚職を防ごうとすれば、つぶれるぐらいの厳しさを持たないと防げないと、こんなふうに思いますから、そんな点を踏まえてご答弁をいただきたいと思えます。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 第1番目のドーム型多目的スポーツ施設に関しましてご答弁申し上げます。

まず、スポーツは何を中心とした施設かと、こういうご質問でございますが、多目的といえますのは、昨日もお答え申し上げましたように、できるだけ多くの方々がいろいろご利用できるように、できるだけ多くの種目をそこでご利用いただけると、こういうふうな施設にしたい、そういうふうに考えております。しかし、今中心となる利用が考えられておりますのは、まずサッカーでありますとか、バスケットボール、テニス、ゲートボール、グランドゴルフとか、そういった少年からお年寄りまで幅広く使っていただける施設を考えておりまして、特に1万㎡もあります施設で

ございますから、ミニサッカーですと2面とれますし、テニスや何かですと14面ほどとれるとか、非常に数多くそういった施設がとれるということでございますので、市内の大会ですとか、そういったものときには天候を心配せずに十分ご利用いただけるような施設になるだろう、そういうふうに考えておるところでございます。

それから、展示機能でございますが、これは当然考えておまして、展示見本市ですとか、オープンバザール、そういったものは当然にここで開催がされるように考えております。床構造もそのような利用ができるようになっているところでございます。

それから、こういった施設を建設することについて、操車ヤード等の周辺の整備も含めて考えるべきだ、こういうお話もございました。これは交通アクセスが当然絡んでまいりますので、周辺の整備ということは、当然影響が出てまいりますので、100周年の施設といいましても、当然に地元の方々にも影響の出るところでございますから、地元の皆様にも喜ばれるような方向で、地域の発展のための整備の方法を考えていかなければならない、そういうふうに思っております。

中でも交通アクセスでございますが、これと駐車場が1番問題になるのはご指摘のとおりでございます。交通アクセスにつきましては、いろいろ考えているわけでございますが、短期的なものと長期的なものと分けて考えなければいけないと思っております。短期的なものにつきましては、現在あります国道23号への取りつけの方法であります。これは現在のままで若干一部その施設、いわゆる霞ヶ浦と国道23号を区切ってあります防潮堤を多少いじくることで出入りの場所をもう少し増やすとか、そういったことを検討しております。根本的には、これは若干長期的な問題になります。霞ヶ浦の敷地内から国道23号を越えて西の方の道路へアクセスをすると、計画路線もございますが、そういったことも含めて考えていかなければならないと思っております。特に大規模な集客施設でございます

ので、基本的には公共交通機関を使っただく。特に鉄道を使っただく。現在近鉄の霞ヶ浦駅がそういったことで競輪場のお客様を運ぶ有力な手だてになっておるわけでございますが、新たにJRの霞駅の設置というのは当然考えていかなければならないことでございますし、できるだけこの施設のオープンに間に合うような方向でこれを検討していかなければならない、そういうふうに思っております。

それから、鉄道駅から競輪場の敷地内までのアクセスにつきましても、当然バスを利用する方法でありますとか、あるいは高架橋を利用する方法でありますとか、いろいろございますので、そういったこともあわせて検討させていただきたいと考えております。

それから、工事場所の問題、要するに工事ヤードの問題ですとか、あるいは設計の方向につきましては、これは担当は都市計画部の方になっておりますので、そちらの方からご答弁させていただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） 工事ヤードと、場所的には工事するについて、二次製品とか、そういうようなこともございますし、そういうような関係の中で、今後、今の設計の中で詰めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 計画推進部長。

〔計画推進部長（川畑義之君）登壇〕

○計画推進部長（川畑義之君） 2点目の諏訪町第一地区、いわゆるD地区の市街地再開発事業についてお答え申し上げます。

事業の進捗状況につきましては、昨年2月に準備組合が設立されたところでございますが、地元権利者の意向を踏まえ、事業区域の変更を検討した結果、区域を縮小しても、このコンセプトでございます。四日市の顔、シンボルとなる文化産業の核施設の創出、それによる活性化を達成するこ

とができるとの結論を得たため、本年1月の準備組合総会におきまして、区域変更を行い、現在敷地9,080㎡、計画延べ床面積6万8,000㎡の規模で計画を進めております。今後の目標スケジュールでございますが、平成6年度にはデベロッパー等を誘致し、平成7年度には都市計画手続を行い、工事着工を平成8年度と考えております。

しかしながら、議員からもお話ございましたように、経済情勢の悪化による民間投資や床需要の低迷によりまして、床処分やデベロッパー誘致に苦慮し、再開発事業が停滞しているのが全国的な状況であるわけでございます。そういった情勢の中で、現在デベロッパー等と鋭意折衝を続けているわけでございますが、当事業を企業にとりましてより魅力的なものにするには、計画全体の付加価値を高めるということとともに、建設価格や土地評価の見直しにより、床価格のコストダウンも図ることも必要であるというふうに考えております。さらに、早期に保留床の処分の見通しをつけるためには、民間の豊富な情報や人的ネットワークが必要であることから、関係民間団体との協力も積極的に進めたいと考えております。特に、参加組合員でもございます四日市商工会議所とはタイアップしまして、事業推進に努めたいというふうに考えております。何分、当市では初めての大規模な複合再開発事業でございますので、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問をいただきました3歳児保育についてでございますが、このことにつきましては、昨年の9月の議会で藤井議員からご質問がございまして、その節、幼児教育問題研究会を設置して、その答申を受けて、できれば平成7年ないし8年に試行の一部を行いたいというようなご答弁をさせていただいたところでございます。

その後、ただいま申しました幼児教育問題研究会を平成5年10月から設

置いたしまして、これには大学の教授あるいは公私立の幼稚園あるいは保育所の園長とか保護者の代表者等も含めまして、第1回の幼児教育問題研究会を続けて開いてもらっておるところでございます。先日、5月にも第3回目の研究会を開いていただきまして、その中で、「環境の変化と3年保育」というテーマを中心として、本市の幼児教育機関が豊かな人間性を持った心身ともに健やかな子供を育成するのに就学前教育の第一歩となります3歳児教育のあり方を現在検討していただいております。

この中で、先ほどのご発言もございましたが、現在、少子化あるいは核家族化といったような現象によりまして家庭の教育力の低下と申しますか、保育しがたい状況から、3歳児から幼稚園教育を望む保護者の増加というものが現実にあるわけございまして、本市におきましても、公立幼稚園において3歳児保育を実施することは避けて通ることができない課題であるという共通理解を得たところでございます。

しかし、3歳児保育を試行するに当たりましては、本市の公立幼稚園では何分初めてのことでございまして、教育内容、これには毎日通わせるのか、あるいは何時間にするのかといったような、いろいろなそういった、いわゆる教育内容であるとか施設の改善であるとか、あるいは学級編制をどうするかとか、4歳児、5歳児とは違ったさまざまな面が出てまいりますので、そういった基礎的条件をつかむためプロジェクトチームを設置し、試行をしながらその実践を検討していく必要があるというご指摘も現在までの討議の中でされておるところでございます。

そういったような討議の結果を受けまして、ただいま小林議員がご指摘になったような3歳児保育のモデル園の設置に進んでいくということになるかと思いますが、その時期につきましては、平成6年度末までには幼児問題研究会の答申をいただくことになっておりますので、それを踏まえまして、充実した保育内容が保障できるよう、教育委員会内部でソフトあ

るいはハード両面にわたって十分検討し、少なくとも平成8年度には試行を実施していきたいというふうに存じておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

次に、障害児教育の充実といえますか、特に区域外通学が多くあるが、それを早く解消せよというご趣旨かと存じます。障害を持つ児童・生徒の就学につきましては、教育委員会で設置しております就学指導委員会でもって、それぞれの障害の程度に応じた個々の児童がどういう形で教育を受けることが望ましいかといったようなことについて審議をさせていただいておるわけでございます。その判定の結果によりまして、保護者との話し合いを十分に重ねる中で、適切な就学の実現を目指しているところでございます。

現在、ただいまご指摘がございましたように、障害を持つ児童・生徒が校区外の障害児学級へ通っている現状は確かにございます。市教育委員会といたしましても、こういった障害を持つ児童・生徒の通学につきましては、保護者の意向をお聞きしていく中で、学校の状況等も勘案し、各学校に障害児学級が設置されることが望ましいという認識のもとで、県教育委員会に学級設置の申請をしているところでございます。障害児学級の開設につきましては、学級編制基準の緩和というようなこともございまして、従前に比べると、現在やや広き門になってきておりますが、申請した学級のすべてが認可される状況には現在まだなっておりません。本年度の新增設につきまして申しますと、小学校では6校の申請をいたしました、そのうち認可されたのが4校、中学校では4校の申請をいたしまして2校の認可がされるといったような状況でございます。

障害児の就学先につきましては、今言いました障害の種別とか、あるいは程度に基づくことはもちろんでございますが、もう一つ、やはり登下校による本人の負担が多く出てこようかと思えます。そういった本人の負担とか、あるいは保護者の希望等も十分に配慮しながら、校区外通学につい

ては、全力を挙げて今後も解消に向けて努力を続けていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 加藤助役。

（助役（加藤宣雄君）登壇）

○助役（加藤宣雄君） 建設業者の汚職の再発防止についての罰則強化についてのご質問についてお答えを申し上げたいと存じます。

先般の大手建設業者による一連の汚職事件に対しまして、市といたしましては、ご指摘ございましたように、関係各社、9社ございましたが、これに対しまして、3カ月から9カ月の指名停止処分にいたしましたところでございます。大手建設業者の一連の汚職事件に対する指名停止期間が、市内業者の場合に比べまして短いのではないかとご質問でございますが、本市におけます指名停止基準につきましては、本市で発生した不正な行為に対する基準でございまして、他の自治体等での不正行為等に対する指名停止期間につきましては、国、県等の処分を参考にしながら、また本市に与える影響等も勘案しながら、指名審査会で決定いたしておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、指名停止期間中、市への営業活動を停止させたらいかかというご質問でございますが、ご存じのように、建設業法によりまして、建設業者等に特に不適切な行為があった場合は、一定期間の営業停止を行うということで、法的にはっきりと規制をいたしておるところでございますが、指名停止の場合は、ご存じのように、発注者である市が四日市市請負工事指名競争入札参加者選定要綱によりまして不適切な行為のあったものに対しての指名停止を行っておる場合でございます。この場合、営業停止期間のように、厳密な商行為まで規制をいたしていないのが現状でございますが、ご指摘のように、汚職等の再発防止策として現在、建設業許可行政庁におきまして、営業停止期間の罰則強化等が検討されておりますので、これらの動向を踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えておると

ころでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 1番目のドームのご質問に対しまして、ちょっと答弁を申し上げるところを忘れておりましたので、つけ加えてご答弁申し上げます。

経済効果については、中途半端な利用がされないようにと、こういうふうなお話でございます。その点につきましては、いかに効率的な利用を図っていくかということが一番重要であろうと思っております。ご利用いただく形態が多目的ということになっておりますので、その運用については、いろいろ十分な配慮が必要になってくるだろう、そういうふうにお考えしております。また、施設の利用に対しましては、使用料という形で受益の度合いに応じまして考えていかなければならないと思っておりますが、それもいろいろお使いになられる施設の種類のほか、利用される方々、そういった点をいろいろ考え合わせて決めていきたい、そういうふうにお考えしております。

○議長（伊藤雅敏君） 小林博次君。

○小林博次君 まず1番目のドームの問題ですが、ここでどくどくと私質問したのは、大方の議員さんが、今回提案されているドームは中途半端ではないかと、こういう気持ちがあること、それから、ここへもしつくとすると交通渋滞の問題とか、どうしようもないかと、どうしてあわててつくるのかと、こういうふうな疑問がありましたから、その疑問の内容が実は今質問申し上げた中身になったわけです。ですから、それをもうちょっと正確に答えていただかないと、紙に書いてポケットの中に入れておいたのではわからぬわけです。私らは勢い、反対か賛成かという意思表示をするしかないわけです。それは、せっかく県下最大の都市四日市でドームをつくるかということに反対の意思を表示してしまうことになるので、もう

ちょっと正確にご答弁いただきたいと思うんです。

例えば、交通アクセスの問題一つとってみましても、国道23号へ出やすくすると、今の答弁だけではちょっと不十分なんです。例えば勢いそれが国道1号へ行ったらとすると、国道1号は阿倉川から北側は2車線のままなんです。ですから、短期的に本当に使いやすくするよというなら、国道1号を含めた拡大が平成9年の8月までにできるかどうか、こういうことで答弁いただかないと、私も判断基準にならぬわけです。

例えば、霞駅の設置の問題についても、努力するだけでは、努力するしかないのをごさいますけれども、いつまでに努力するということをはっきりと表示していただかないと、どうもうまくない。しかし、そこへドームをつくるということを決められたというのは、そういうさまざまな問題を内部的に検討されて、これならいけるという考え方に基づいて、答えを出されているというふうにお思っているわけです。ですから、その中身をオープンに出して、一遍答弁したから引込みつかぬよということではなくて、討論の素材として、幾つかの選択肢として提案すべきではないか、こんなふうにお思うがゆえに質問したわけです。

その質問の中で、また、例えば一体何を中心にスポーツを考えているのかなと言えば、今どうもサッカーらしいような雰囲気がちらっとあったわけです。もしサッカーを中心にやろうとするなら、例えばドームの屋根は鉄板でなくてシートか何かにして、芝生が太陽光線で育つような、そういう中身のものも実は技術的に今可能なわけです。そういうやり方ができないことはない。ただ、多目的ということになりますと、芝を張ってテニスが出来るかという、できません。それから、何かの展示即売をやるといっても、これもできないわけです。ですから、多目的というのは話わかりますが、実際にはなかなか使い勝手が悪い、そういう内容になっているのではないかと、こんなふうにお思うわけです。あえてここへつくるということであれば、我々を説得するような中身をもっと出して説得すべきだ、

こんなふうには思っています。

それから、平成9年の市制100周年にもししが合わされずに、もうちょっとずれてもいい。例えば平成11年の、きのうも答弁がありました。港の100周年に合わせてということであれば、もうちょっとしっかりとした別の対応が可能なんです。100周年はテントか何か借りてやればいいわけで、あるいはもうちょっと言えば、例えばドームを大きくせずに縮めて、四日市のシンボルみたいな、オーストラリアからもらったパビリオンでは何ともみすばらしいので、もうちょっと格好つけたものということであれば、縮めて、例えばゲートボールをやるなら、長島温泉にある鉄骨のドーム、あれなんか数億円です。それから、例えばソフトボールなんか別に雨の日にやらなくても、四日市じゅうのソフトボールをやる場所が足りないわけです。それを各地区に1コートぐらいずつ配置してあげる方が、100周年事業にふさわしいのではないかと、こんなふうには思うわけです。

そのほかのことについても、一つ一つ分解していきますと、何かちょっと我々の心の中にしっくり来ないものがある。ただつくって、例えばコンクリートを張って、あるいはそれ以外の床でドームをつくったとして、今度はサッカーをやる、ロールで芝生をくるくと延ばして、サッカーをやる時にやれるようにするんですが、そうすると物すごく経費がかかるわけです。果たしてそんな経費をかけてやれるのかなという疑問があります。そういうものを一々そろばんをはじいて使用料と含めて実はこれぐらいかかりますよというやつが、ここへ提案されてこない、何か検討材料にならぬわけです。ですから、そういう意味で、ここで出しにくければ、後日でも結構ですが、せっかく質問しているわけですから、質問に対して答弁すべきだと思います。そうでなければ、我々どこで一体検討しているかわからなくなってくる。こういうことでございます。

実は、私もこの前、福井ドームを見に行きました。これはスポーツというよりも、むしろ産業振興として使っていく。これは中国貿易とか

ロシア貿易、こういうふうなものを頭に入れたつくりだと思えます。床がコンクリートで、席が、見に行きましたら8,500席、1、2階が各3,000席で移動席です。ですから、電動で移動させると、会場が広く使いやすくなった、そういうつくり方になっています。移動席の場合は、例えば横浜アリーナの場合なんかでも、移動席で非常に使いやすい、広く使えるということなんかがあると思います。ですから、四日市の場合も、もうちょっと目的をはっきりさせて、その目的に合わせて設備をきちっとする。あとほかになにかできるかどうか。できないものがあるとなれば、別の手だてを講じるというふうなことが大事になってくるのではないかと、こんなふうには思いますので、ポケットの中に入っているやつがあれば、出していただきたいと、そんなふうには思います。

それから、諏訪町第一地区の問題についてですが、やっと動き出して商工会議所なんかの力をかりながら、デベロッパーを探していくんだと、それはそれでいいわけですが、この中に、例えば当初、オフィスとか、商工会議所、ホテル、文化施設、駐車場、こんなものがある。それから、マンション、住居系のものがあつたわけですが、この中には住居系が外れたのかどうか、それだけちょっと聞かせてもらいたいと思います。これはほかの民間で、ここがやるならそんなにできないというやつがあるわけです。もしここが住居系をやるなら、住居系の再開発をやりたいというところがほかにもありますから、やるのかやらないのか、そのあたりははっきりと出しておいていただきたい。ですから、何をおやりになるのかということだけは、ちょっとここで出していただきたい。

それから、3歳児保育の問題についてですが、私は藤井ではありません、小林でございますので、だれにどんな答弁をしたかは記憶していますが、そういう無礼な答弁は今後はやめてもらいたい。そういう答弁の仕方ではなくて、実際に平成6年末に、幼問研からこういうふうにするということが出るとするならば、教育長の気持ちがあるならば、一日も早く実施しようと

すると、今年の夏前後ぐらいには、実験園をどこにするとか、園が足りなければ建てるとか、壊すとか、そういうことにしていかなければいかぬわけです。やる気があればできると思うんです。どうやるのかという研究は、3月には出るわけです。ちょっと早めていただければ、もうちょっと前に出るとするなら、それまでに生徒の募集とやる場所を決めておけば、できるわけです。いろいろ答弁を聞いたんですが、教育長としてやる気があるのかないのか、それがちょっとわからぬので、聞かせてもらいたい。やる気があればできないことはない、そういうふうに思いますから、この問題についてはさらにご答弁をいただきたい。

それから、障害児の校区外通学の問題ですが、この問題については、先ほど申し上げましたが異常な数字を示しています。小学校で40.7%、中学校で72.7%。先ほど教育長の答弁でいくと、今年もいろいろ小学校について6申し込んだら4、中学校について4申し込んだら2、こういうふうな、県が認めてくれたが、あと認めてくれなかったという答弁があったんですが、別の話によりますと、県の教育委員会はこの問題に対して、必要があれば1名でも学級をつくっていくんだと、こういうふうなご回答をいただいておりますので、説得の仕方に問題があるのではないかと。ですから、今申し上げている数字が異常だということをもう少し正確に理解できれば、県に対する説得力になって、それが答えとなつてはね返ってくると、こういうふうに思うわけでございますので、この点についても再度ご答弁をいただいております。

さっきこの問題について、教育長の方は親御さんと相談をしてどこへ行くか決めていると、こういうふうに言われました。しかし、今ある中で幾ら相談したって、ないところへ行きたいという人がいっぱいおれば、相談したことに実はなっていないわけです。なっていないにもかかわらず、相談して決めていると言われると、さっきの保育所の問題に続いて腹が立つてくるわけです。あるところで、どこへ行くんだと言われるれば、決められ

ますが、ないところへは行きようがないので、そういう考え方は適切でないから、変えてもらいたい。

教育長が障害児問題を全部やっているわけではないので、担当の人がやっているわけで、その努力については評価をしますが、しかし、なおかつ、数字から見れば、評価をすると申し上げられぬわけで、努力が足りぬというふうに思えるわけですから、教育長が「お前もっとやれよ」という優しい言葉をかけてやれば、もっと問題解決につながっていくのではないかと、こんなふうに思っていますので、再度ご答弁をいただきたいと思ます。

それから、5点目の汚職の再発防止の問題についてですが、例えば指名停止の期間について、市内業者、これはこの10年間に3件、地元業者の指名停止がありました。昭和61年には地元の業者6カ月、これは廃業したのと違いますか。それから、平成2年には6カ月、平成4年には4カ月、この業者は、例えば毎月幾らか指名があるものが6カ月間とまったりという答えを出すわけです。そうすると、本当に生きるか死ぬかという思いをするから、その次に汚職したいという気持ちになるかならぬかわかりませんが、多分再発はしないだろうなというふうに思うわけです。

ところが、大手の場合は、四日市で悪いことしとらぬからいいじゃないかと、こういうふうな響きで聞こえるわけです。しかし、大手はどこかに本社があって、日本じゅう同じで、ここにおけるのは現場のやる人でなくて、営業所なんです。だから、どこでやろうと、日本じゅう本社が指示してやっておるわけですから、これを見逃すということについては非常にまずいのではないかと。3カ月なら、別にその期間全く指名にかからぬ期間です。あるいは9カ月でも、指名してから次の指名まで、1年から2年先になりますから、これもかからない。まして、ずっと見ておったら、大手を振って営業活動にきている。こういうのは心外でございます。そういう意味で、何も建設業法で営業停止が決められているから、そんなこと関係ないと言

われるかも知れませんが、四日市市としては、悪いことをしたやつは来るなど、次に指名に来たら入れないよと言っておけば必ず来ませんから、それぐらいの決意がないのかどうか。そういうことで質問しているわけです。国がやっているから、遠いところで悪いことをしたからということではなくて、遠いところでやろうとどこでやろうと、悪いことは悪いということで、きちっとした対応をすべきではないか、こんなふうに思いますので、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 理事者に申し上げます。残り時間が少なくなりましたので、簡潔にご答弁願います。

市長公室長。

○市長公室長（佐々木龍夫君） まず、霞ヶ浦緑地を選定したことの是非について、道路事情等を含めての疑問があるという話でございましたけれども、こういった全市民が利用する施設を立地するということにつきましては、周辺の環境ですとか、あるいは道路事情といいますか、基幹道路の整備の状況から考えまして、霞ヶ浦緑地が短期的に整備すべき施設としては一番ふさわしいと、そういう考え方で選んだわけでございます。ただ、難点になりましたのは、道路事情がいいだけに車が大変集中しておるといふ実情がございますので、そういった点については、先ほどお答え申し上げましたように、短期的、長期的と申し上げましたのは、短期的というのは、この施設がオープンするまでに間に合うもの、それから、長期的と申し上げましたのは、将来的には整備をされて交通問題が解消されるけれども、その施設がオープンするまでには間に合わないもの、こういうふうに区分けをいたしまして、ちょっと申し上げたわけでございますが、短期的にできるのは、ある程度具体的に考えられるわけでございます。長期的なものにつきましては、特に鉄道の駅をどうするかという問題につきましては、できるだけオープンまでには間に合わせたいと考えておりますが、これは土地の収用ですとか、そういうこともございますので、一概にいつま

でということはちょっと今の段階では申し上げることはできません。

施設の中身につきまして、どうもはっきりしないというお話がございますが、今基本設計、それから実施設計に今年度入っていくと、こういうことになっておりますので、そういったものが進みました段階で、また、もう少し詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

ちょっと時間もないようでございますので、特別委員会等もございしますので、そういった中でご答弁させていただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 計画推進部長。

○計画推進部長（川畑義之君） 住宅機能を持つのかどうかということでございますが、率直に申し上げまして、今2案、理事会はもっております。と申しますのは、地権者の一部の方でございまして、どうしてもこの地で住みたいというような形のご意見も出ておりますので、そういう点を理事会等でどうするか検討をしているところでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、小林博次君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 坂口正次君。

○坂口正次君 3歳児保育の問題ですけれども、教育長がやるかやらぬかということで答えよということでしたけれども、時間が来たわけで、再度そのことについてお答え願いたい。教育長が3歳児保育を本当にやるという気持ちがあれば、4歳児保育は保々で試験的にやりましたね。その結果、4歳児をやることについて意義があるということで、四日市全域に広まって4歳児保育をつくってきたということになるわけで、再度、本当にやる気があるのかないのかということを教育長からはっきりお答え願いたいと思っております。

それから、もう1点、ドームの問題でいろいろ意見があったわけですがけれども、私は自分なりに、あのドームを、これから非常に施設費とかそう

いうものがかかりますので、いっそのこと、今やっているソーラーの屋根に変えたらどうか。自家発電でドームを運営するというようなことを考えてみたらどうかと思いますが、これは要望にとどめたいと思います。

教育長にはっきりお答え願いたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） 先ほどの答弁でもお答え申し上げましたように、3歳児の幼稚園教育は必要であるという認識は絶対に持っております。それに向かって、文部省が言うように、平成13年度には希望する全員を収容する形でもっていきたい。その段階として、遅くとも平成8年には試行を始めたということでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時、休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時1分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川悦子君。

〔市川悦子君登壇〕

○市川悦子君 失礼いたします。今日は、四日市の人材グループ・ウイミン1期生の方、それに四日市のまちづくりに日夜活動してみえる女性グループの方が傍聴に来てみえます。皆さんの中には、女性カレッジを終了後、各種審議会に参加したり、さまざまな行事の実行委員を務めたり、まちづくりの企画に直接参加されるなど、その活躍は周囲へ大きな波動を呼んでいます。私が今日質問させていただきます女性施策の推進と障害者計画については、いずれも皆様が日ごろ活動される中で直面されている具体的な問題でもありますので、理事者の方々には、どうか熱意ある具体的なお答えをいただきますよう、くれぐれもお願いいたします。

それでは、質問の最初は、女性施策の推進についてをお伺いいたします。

この4月から女性課がホールへ新装移転し、新聞などにも報道され、各地へ大きな反響を呼んでいます。県の内外からの視察の受け入れに大変なようです。何よりも好評なのは、カウンターの下にそろえられた豊富な、しかも手軽に読める女性学や女性問題に関連した書籍コーナーだと聞きました。市長の、また関係の方々の時を得た斬新な取り組みに深く感謝いたします。あらゆる年代の悩める女性も、エネルギーいっぱい元気な女性も、そして男性も多くこの拠点を訪れると聞きました。移設当初、時折寄せられたマイナス評価も、もう今ではすっかり影をひそめてしまったようです。

さて、先日いただきました9月実施の市政アンケート結果と、2月に女性課が行った市役所で働く男女の意識調査の結果からお伺いいたします。なお、職員の意識調査は、集計、分析の途中のため、今まで明らかになったところまでを参考にさせていただきました。今回の市政アンケートは、女性問題と同和問題の2点に絞られています。この二つの問題を並べることにより、女性問題は人権問題との意識を明確にしたと考えますが、いかがでしょうか。この点が非常に大切なところですので、先にその見識について明確にさせていただきたいと思っております。

次に、職員の教育・研修についてお伺いいたします。

人権問題に対する施策の重要な柱は、教育及び啓発活動の推進であります。男女平等をめぐる意識の変革も、新国内行動計画の一番最初の事項に挙げられており、具体的には、男女の固定的役割分担の是正、すなわち、「男は外で働くもの、女は家で育児、家事をするもの」という固定した考えをどう変革していくかということと、それと男女平等の学校教育と社会教育の推進が挙げられています。そこで、市政アンケート及び職員アンケートに関連してお伺いいたします。この調査結果を見られてどうお考えになりましたか。この調査は、重要な問題を多く投げかけております。簡単にはお答えは無理かと思われませんが、総括して問題点を明確にした上で

お答えください。そして今後この調査はどう活用されるのでしょうか。私は、市民の啓発・広報もさることながら、まず、職員の教育の必要性を痛感いたしました。ご所見をお聞かせください。

今、出生率の低下が大きな問題となっています。平成元年に1.57ショックと言われましたが、もう既に1.50を割り込み、1.47も間近と言われていきます。こうした低水準が続けば、日本の人口は100年で現在の半分になってしまいます。そして1,000年でほぼ消滅してしまうと言われていきます。今年度の広域行政特別委員会でも、30万都市を目指して少子化問題が検討されることになっています。それだけ大きな社会問題でもあり、他人事ではなく、近い将来、我が身に必ずふりかかってくることにみな気づき始めました。女性に「どうか産んでください」ではなく、子供を産み、育てるのは女性一人ではなく、男・女の役割をして、夫婦がともに人間としてお互いを認め合い、尊重し合い、分担し合うというごく基本的なことを、個人も社会もどこまで本当に理解ができるかなのです。その教育や啓発は、行政の責任です。そういった大きな役割を担う庁内職員の意識のありようは、とても重要となります。こうしたこともお考えになり、お答えください。

3点目に、市長へお伺いいたします。

女性課というセクションの設置について疑問を感じたり、不必要とする意見もあるようですが、少なくとも市の重点施策や機構改革などは理解しているのが職員の義務と考えますが、再度ここで設置の目的、必要性をお伺いしたいと思います。

次に、海外交流事業についてお伺いいたします。この質問は、さきの3月の代表質問で毛利議員より提案されました。今回は、もう少し具体的にお尋ねいたします。

まず、世界女性会議への出席についてですが、これは初回は、1975年の国際婦人年にメキシコで開催され、その後、80年にはコペンハーゲンで、

85年にはナイロビで、そして来年は北京で第4回が開かれます。草の根の女性たちが着々と準備を進めています。政府もようやく国内委員会を設置し動き出しました。国際的視野に立って、女性問題をさまざまな視点から学ぶ人材育成のよい機会です。それと同時に、この機会を利用して、友好都市天津へ女性国際交流団としての第一歩を記してはいかがでしょうか。本市ももう国際的場面で男女の共同参画を図る時期だと思います。ぜひあわせてご検討いただきたい。

また、この会議のテーマは、健康・労働・農業・文化・教育・政治・経済・暴力・人権・科学・先住民・家族・環境など、多岐に及ぶと聞きました。それに交流団としての活躍も期待するとなれば、思い切った人員を考えねばなりません。また、女性職員の代表参加についてのお考えはいかがでしょうか。女性職員の多くは、会議やミーティングにもっと出席したい、視察や研修で学びたいと願ってみえます。意欲ある人材を埋もれさせないでください。お伺いいたします。

最後に、教育長にお伺いいたします。

本市でも国際家族年に当たって、さまざまな啓発事業が行われるようです。ここで推進に当たり、1点だけ確認させていただきます。このことにつきましては、ご答弁は結構です。それは、国際家族年を考えるに当たり国連が力説していることは、家族の定義づけ論議の泥沼にはまり込まないということです。つまり伝統的な家族像や価値を押しつけることのないよう、くれぐれも気をつけるように。そして古きよき時代に戻るのではなく、大切なことは、男女のパートナーシップを大切に、お互いの人格を平等に認識し生きること。その中で何が大切なのかを子供たちに教えていく、みんなで考えていくことが最大のテーマだと言われていきます。国連のこの趣旨を十分理解した上で取り組まれることを、くれぐれもお願いしたいと思います。

さて、学校での男女平等教育の推進ですが、男女平等をめぐる意識の改

革は、学校の中で進めることが大変重要とされています。まず、教育に直接かかわる教師の意識のあり方が非常に大切と考えます。当然研修等の学習の機会が必要と考えますが、現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。教育長にお願いいたします。教師の研修について、論点を絞ってお答えください。

二つ目の質問は、障害者長期計画についてお伺いいたします。

国連障害者の10年が終了し、新たに2002年、平成14年までを、アジア太平洋障害者の10年とすることが決議されました。そして障害者の10年をさらに継続して障害者対策を推進していくことになったのです。この計画は、可能な限り10年間に達成する目標、またはプログラムを定め、定期的なフォローアップをし、状況の点検をするなど、より確実に実施を図ることとされています。また、昨年23年ぶりに心身障害者基本法の一部が改正され、名称も障害者基本法となりました。この法の改正には、社会情勢の変化に対応するため、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るべく、地方公共団体の責任が新たに明確に示されました。そして付則第7条の2により、市町村も障害者基本計画を定めることが義務づけられました。県では平成5年から12年までの8年間を、第2次長期行動計画として全庁的に推進するということです。本市でも今年度中に策定と聞きましたが、その進捗状況をお伺いいたします。

2点目に、本市のリハビリテーション理念についてお伺いいたします。

さて、改正された法案には、基本的理念として、障害者の完全参加と平等が盛り込まれましたが、これを達成するためには、リハビリテーション理念とノーマライゼーション理念をいかに実現するかが大きな課題となります。そこでお伺いいたしますが、今回の質問は、広範な障害者対策の中でも特に視覚障害者対策に焦点を絞りさせていただきますので、お答えの方向が広がりませぬようよろしくお願いいたします。

さて、本市も視覚障害者の自立を図るため、一貫したリハビリテーショ

ンの組織体制づくりを、この長期計画の中で具体化させるべきと考えます。現在、失明者の中で中途失明が、糖尿病など成人病の増加とともに多くなっており、また高齢者になってからの失明も多く、高校を過ぎてからの失明を合わせると65%を占めています。日常生活の中で私たちがうける情報の約80~90%は目からと言われます。それだけ多くの情報を人生半ばで断絶されることは、まさに死を意味するに等しいと聞きました。失明された方の外出状況を見てみますと、4人に1人は家に閉じ込めりきりになっています。その理由は、車や階段などが怖いというのが半数以上となっています。本市で把握されている視覚障害者は543名、その中でも盲人センターに登録され比較的活動している人は130名ほどにしかすぎません。リハビリテーションは、失明者の障害受容が円滑に行えるよう初期の段階から始め、生活に必要な訓練や指導で徐々に生活ゾーンを拡大しながら社会参加へと進めねばなりません。長期計画にこういった包括的なリハビリテーションのシステムをどこまで具体化させるのか、ご所見をお伺いいたします。

2点目に、障害者理解の深化を図るための啓発・広報活動についてご所見をお伺いいたします。

今、視覚障害者の就学を盲学校にするか、通常の学校にするかで社会的にも注目されています。先日の津のおりえちゃんの時でも明らかなように、視覚障害児はこれまで本人の自由な学校の選択は許されませんでした。盲学校へ隔離されているため、私たちは視覚障害児とともに遊び、学ぶという機会もなく、そのため障害に対しての理解や認識に極端に乏しいのが現状です。また一方、市民の方々からは、視覚障害者をガイドする正しい知識と技術がもっとほしいという声をよく聞きます。また、今、本市で盲導犬を持ってみえる方は5名で、4頭の盲導犬がいます。盲導犬を連れて入ってもよい飲食店にはステッカーが張られるようになりましたが、果たして視覚に障害がある方にこれが見えるでしょうか。盲導犬を拒否するこ

とは、単に犬だけではなく、その人を排斥していることを認識せねばなりません。また、銀行など、私たちが便利に利用するキャッシュカードシステムですが、視覚障害者にとってこれは平坦な画像のため大変困るそうです。このような細かい生活面の問題が蓄積しています。こういったことは少し心を砕いて工夫を加えれば、解消できることではないでしょうか。企業、民間事業者、商店への啓蒙がとても重要だと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目は、障害者のまちづくりへの参加についてお伺いいたします。

建築物、道路、交通ターミナル等、障害者の利用に配慮した生活環境面での改善については、いろいろな整備指針やガイドラインが設けられているようですが、まだとても平等に社会参加できる状態ではありません。この庁舎も健常者の視点で整備されているところが多いようです。例えば、エレベーターの点字の位置、これはあくまで健常者の都合のよい目の高さになっています。また、点字誘導ブロック、これは車いす対策と混同しています。今後、障害者とともに都市計画づくりに参画できる体制づくりが求められますが、ご所見をお伺いいたします。

次に4点目は、ガイドヘルパー派遣制度についてお伺いいたします。

本市では今、約30名のガイドヘルパーが登録されており、またこの方々のほとんどがボランティアの会員でもあります。問題は、ガイドヘルパーとして依頼できるのは非常に限られており、病院受診、官公署用務、冠婚葬祭、学校行事の参加、公的な場合の研修と講座の出席、奉仕活動のときと決められていることです。そのため個人的な生活活動や文化活動など、ほとんど日常的な活動は、ボランティアの立場でのガイドにより支えられています。このような制約は、あくまで個人の基本的な人権を守るためのものでなくてはなりません。制約により社会参加が阻止されることがあってはならないのです。今の制約は、今回改正され盛り込まれた完全参加の基本理念に逆行するものと思います。長期計画の中でガイドヘルパー派遣事

業をどう考えるのか、お聞かせください。

最後に、情報の提供の充実についてお伺いいたします。特に、視覚障害者は、その障害により情報の収集に大きな壁のあることは先に述べました。そこでお伺いいたします。

長野市では、既に取り組みされていますが、市役所から送付される封筒に点字表示をしてはいかがでしょうか。また、京都市では、担当課の電話番号を点字にしたシールを張り、電話による問い合わせを可能にし、他人に内容を読んでもらうこともなく、本人が直接電話で発送先へ内容を問い合わせることができるよう配慮しています。本市のお考えをお聞かせください。

最初の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） ただいまご質問のありました二つのアンケートの調査の内容、並びにこれを受けて今後どうやっていくのかという2点につきましてお答えをいたしたいと思っております。

平成5年度実施の第21回市政アンケートでは、女性問題と同和問題について、先ほど質問がありましたように、市内の在住20歳以上の1万人を対象に実施してきたところでございまして、回収率は38%弱でございしますが、同和問題は言うまでもなく、同和对策審議会の答申にありますように、基本的人権にかかわる課題として、本市では、その解決に向けて具体的な施策を推進しているところでございまして、同和問題に対する市民の意識を把握するために、4年に一度の割合で市政アンケートを実施してきたところでございまして、一方、女性問題につきましては、昨年4月女性課が新設されましたのを契機に、女性に対するさまざまな問題、差別、不利益等について、その現状と課題を明確にするために調査を実施したところでございます。本市はご承知のとおり、人権尊重都市宣言を行っており、人を大切に、住民本位の行政を行っていくことを基本としているところでござ

います。そういう意味におきまして、同和問題と女性問題は、その基本的  
人権にかかわる重要な問題としてとらまえ、市民意識の調査を行ってきた  
ところでございます。したがって、この次にアンケートの結果を踏まえて、  
今後どのようにしていくかということでございますが、先ほど申し上げま  
したように、昨年の女性課の新設に伴いまして、昨年度は課題を探る年と  
位置づけながら、まず庁内からの出発ということを念頭に置きながらさま  
ざまな仕事を進めてきたところでございます。その一環として市政アン  
ケートと市役所に働く男女の意識調査を実施したところでございます。市  
役所で働く男女の意識の調査は、臨時職員を含めて全職員に実施し、回収  
率は87%と高く得ておるところでございますが、その結果は、先ほども申  
されておりますように、今、集約中でございます。この二つの調査から、  
男は仕事、女は家庭という役割分担意識が、共稼ぎ時代と言われる今日で  
もなお残っているということ、さらに、この意識のために家事、育児、あ  
るいはまた老人介護など、家庭内で一人の女性に大きな負担がかかっている  
現状を知ることができたと思っております。そこで、男女の固定的役割  
分担意識の是正という意識改革を、女性課のあらゆる仕事の事業の基盤に  
据えているところございまして、この点についても改めて認識をしたと  
ころでございます。

また、この二つの調査で明確になった課題、すなわち、女性と育児を支  
える条件整備の問題、さらに、男女平等教育を進める問題、審議会等への  
女性の進出の問題、登用の問題、さらに男女共生社会の実現の問題など、  
具体的な七つの課題に対して、いわば21世紀に向けて女性施策プランをど  
うやっていくのかということを中心に4月に懇話会を設置し、今、審議を  
していただいている最中でございます。この審議の結果を、女性課だけ  
ではなくて、全庁的な女性施策への取り組みに結びつけていきたいと考  
えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

さらに、女性課に対する具体的な要望といたしまして、アンケートの中

にも女性問題に関するさまざまな情報の提供をほしいと、こういう声がご  
ざいますので、かわら版的な発行を情報提供としてやりたいと、かように  
考えておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思っております。

次に、女性課の設置と北京会議への派遣等の問題につきましては、市長  
の方からお答えをしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 女性課の設置の目的は何だったのかと、こういう  
お問いだというふうに思っておりますが、私は、日本の社会におきまする  
男女の区別といえますか、差別、これは室町時代からずっと今日まで長い  
こと、女は家庭を守り、男は外へ出て働いて稼ぐと、こういう習慣が続い  
てまいりました。そこで、今日の社会では、私はそういうことは許されな  
い。男女共生社会というものを目指して、既に1975年に、国際婦人年以降  
の国の政策として取り上げられてまいりましたし、この市議会でも多くの  
皆様方から、女性施策ということについてさまざまな角度からご質問、ご  
質疑をちょうだいをいたしてまいりました。先ほど申しましたような、今  
日、過去の歴史を引きずった日本の社会を、本当の意味での男女共生社会  
につくり上げていく上におきましては、私どもの役所の中においても、同  
じような傾向があるわけでありまして、女性の職員が男性の職員と全く同  
じ立場で仕事をしてもらおうというのが、今日社会でぜひ必要なことでは  
ないかというふうに思っておりますが、なかなか今日の時代では、女性の声  
が行政の上に通りにくい。行政内部においてさえ、上まで通ってこない  
という欠陥がございます。こういうものを打破していかなければならない。  
それにはまず女性課というものを思い切ってつくって、その存在をしっか  
り部内にもアピールをしていき、そして地域社会の皆さん方にもアピ  
ールをしていく必要があるだろうと、こう考えまして、私はあえて女性課の設  
置に踏み切ったというのが、当時のいきさつでございます。

したがいまして、住みよい地域社会をつかっていくという上においても、男性だけでなしに、女性の方も男性の方も同じように社会の制度に、あるいはつくり方に関心を持っていただいて、声を出していただく。それを吸収して行政の上に反映をしていく必要が私はあるだろうと。そうしないと、本当の意味での住みよい社会というのはなかなかつくりにくい。先ほど、市民部長がご答弁申し上げましたように、育児あるいは日常生活の大部分は家庭だと思うんですが、その家庭は女性に任せてしまうというような傾向が依然として抜け切らない。そのために高齢化社会への対応も遅れていくということでもありますから、男性、女性ともに、家庭においても、社会においても、同じように責任をとっていただくと。そういった意味で、それができれば私はもっともっと住みよい、いい地域社会ができていくのではないかなと、実はこんなことを思ったわけでございます。人口も大体半分よりも女性の方が四日市の場合には若干多いわけですから、そういった方々の声が真に行政の上に通じるように、できるだけ取り計らっていきたいというふうに思ったところでございます。

非常に雑駁な考え方を申し上げましたが、真意はそんなところにあるということをご理解いただいて、大いにご活躍いただきますようお願いを申し上げます。

なお、北京会議への派遣であります。これは1995年9月、第4回世界女性会議が北京で行われるわけでありまして、この会議は、1975年、メキシコシティにおいて開催をされた国際婦人年会議に始まるものでございまして、第3回大会は1985年、ナイロビで行われたわけで、2000年までの達成目標を検証する会議として行われたわけでありまして。北京会議は二本立てとなっております。政府会議が1995年9月4日から15日まで、それから民間のNGOフォーラム、これは8月30日から9月8日までということになっておりまして、広く女性参加が呼びかけられておるわけでありまして。本市におきましても、女性の人材養成、あるいは交流を深めるために、市

民を対象にいたしまして、日本女性会議や、あるいは国内交流研修等への派遣事業を実施しておりますが、世界女性会議は北京で今度行われるわけでありまして、近いところでもありますので、ぜひこの会議にご出席をいただきまして、肌で世界の状況をご理解いただくということは、女性問題の理解、促進のために非常に有意義ではないかというふうに考えております。その際、天津市の女性との交流事業もあわせ考えまして、第4回会議への女性派遣団について検討してまいりたい。ぜひ実現させたいというふうに思っておりますので、ご理解をちょうだいをいたしておきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） 第1点目の女性施策の推進に関連いたしまして、アンケートに関連し、かつこれを進める上での職員の意識改革についてのご発言がございました。昨日も研修のテーマでご答弁をいたしておるわけでございますが、本年度の特に重点的な職場の研修としましては、まず第1点は、人権、同和問題に関する研修、それから、第2点目に、職場風土をリニューアル、活性化するための取り組みに関する研修、あるいは3点目といたしまして、女性職員が活躍できる職場づくりに関することを、職場の集合研修の大きなテーマとして取り組み、かつ昨日申し上げましたように、所属長を中心としてこれらの計画策定をし、実行をしてもらうということの方針を立てて、現在、それに向かって進めておるところでございます。

職場の体制的な研修といたしましては、今、申し上げたようなことでございますが、そのほかに実は、自主研修として、女性のグループによる研修を自主的に行っていたおるグループがございまして。サルビアの会ということで、女性の方がおおよそ今、会員としては80名ぐらいが定期的に集まって、いろいろなテーマを持ち寄って研修をしていただいております。

けでございまして、先般も私、少し話をせいということで、話をするために少し女性問題の生いたちといえますか、経緯をそのときに勉強させていただいて、改めて女性問題についてどう取り組むべきかということ、自分なりに考えたところでございますが、先ほど市長のご答弁にもございましたように、あくまで職場と家庭ということを分けて見た場合に、いきおいこれまでの女性の職場におけるあり方というのが、職場にややもすれば家庭が持ち込まれておるのではなかろうか。それと職場の中で女性が活躍をしようとする際に、女性がむしろ周辺の女性の目を気にし過ぎるというふうなこともあって、なかなか職場の中での女性の地位というものが、男女均等にはなりにくかったのではなかろうかということで、ぜひ勇気を持って、女性の方には、周りの目を気にしないような形で、また、周りは、男性を含めてそういったことを、職場では、あくまで男女が職場の一員としての同じ立場で仕事に取り組んでいただくというふうな、風土づくりをつくっていただきたいということを申し上げたところでございまして、今後そういった点も含めまして、それぞれの職場において取り組みが強められていくということに期待をしておるところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご発言がございましたように、我が国の社会が真の男女共生の社会になっていくということのためには、やはり子供の時代からそういった教育を受け、それを体験していくと。いわゆる身につけていくということが大切かと存じております。そういった考え方のもとで、現在の学校においても、子供たちが男女を問わず協力し合ったり、あるいは自分たちでいろいろなことや仕事をする場合、そういった価値判断をした上で共生の活動をしていくと、そういった取り組みをしておるところでございます。そういったような活動をしていくということにな

りますと、それを指導していくのは教員でございます。したがって、教員自身が男女共生の考え方をしっかりと持つということが大切であり、そういった考えのもとで子供を指導し、体制を整えていくということが大事かと思っております。したがって、まず、校長あるいは教頭といった管理職研修も本年行うわけでございますが、そういった管理職の方々にも、まずは校内における教員の意識の啓発について考えていただけるよう、私どももその研修会の中で強調していきたいというふうにも考えております。とともにまた、校長、教頭たちは、校内研修というのが各学校で、毎週とまでいかなくとも、一定の日を決めて行われておりますが、そういった中で男女共生の考え方について、お互いが確認し合うという研修を積極的に開いてもらえるよう指導を進めていきたいと思っております。そういったような意味合いで、こういった男女共生の社会を築くためには、あえて女性だけを集めて研修するとか、そういったことでなしに、男女がともにお互いの立場を考え合わせる、そういう教師育成のために私どもは努力していきたいと、こう思っておりますのでよろしくご理解を願いたいと思

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 2点目の障害者長期計画に関連してご質問がございましたので、お答えいたします。

現在策定中の障害者長期計画の進捗状況につきましてでございますが、この計画策定の目的は、障害者施策をより総合的、計画的に推進することであり、計画の期間は平成7年度を初年度に、平成12年度までの6年間とし、本年度中に策定するものでございます。進捗状況といたしましては、昨年8月に各界各層の方々の参加を得て設置されております四日市市心身障害者対策協議会を開催、長期計画策定の目的、方針などについて説明し、ご理解をいただいたところでございます。これを出発点に策定の作業を進

めてきており、本年3月、第2回の対策協議会を開催し、計画の全体構成と乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期といった各年代に対応した大きな課題等について検討していただいております。また、これと並行して関係各課、及び関係機関の障害者施策に関する取り組みの現状、課題、今後の方針に対する考え方、さらには障害者団体、障害者関係福祉施設等の意見などを聴取し、現在、計画を方向づけるための分析の作業を進めているところでございます。

次に、ご指摘の障害者のリハビリテーションの問題でございますが、病院における治療を終えた方の日常生活能力、あるいは社会復帰のためのリハビリテーションを、市保健センター及び障害者福祉センターで実施しております。このほか、訪問リハビリ、さらには市外、県外の専門施設などを紹介するなど、個々の状況に応じたリハビリテーションができますよう努めております。しかし、障害の種別、程度等に応じた訓練が必要であり、例えば、ご指摘の中途失明者のリハビリテーションにつきましては、点字教室、歩行訓練、点字読み方教室などの日常生活に必要な訓練も実施しているところでございますが、現在のところ、まだまだ体制が整っている状況ではございません。今般の計画策定の中で、より実態に即したリハビリテーション体制の整備、充実に向けて検討してまいりたいと考えている次第でございます。

次に、障害あるいは障害者問題についての理解、認識を普及させるための啓発、広報の問題についてでございます。

この問題は、障害者施策を推進する上で重要な課題であると考えております。障害者問題の特質の第1は、人権問題と言われてまいりました。障害を持つことが差別や不利益を生み、基本的人権を損なう現実があるところから、障害者問題は生まれてくると言われております。国連は1975年に障害者の権利宣言を、また1981年を国際障害者年とし、さらに1983年からを国連障害者の10年とする勧告をしたのも、このような障害者問題を放置

することができなかったからでございます。国際障害者年行動計画の1節には、こんなことをうたっております。「社会は今なお、健常者のみの要求を満たすようにつくられている。社会は物理的環境、教育、労働、スポーツを含む文化的社会的な生活全体が障害者にとって利用しやすいよう整備する義務を負っている。これは障害者のみならず、社会全体にとっても利益になるものである。ある社会がその構成員の幾らかの人を締め出すような場合、それは弱くもろい社会である。」したがって、啓発・広報では、人権尊重とノーマライゼーションの理念を十分に踏まえたものにしてまいりたいと考えております。まちづくりはハード面のみの整備だけでなく、市民へ正しい理解と認識を普及していくことが障害者の社会参加を促進し、生活の範囲を大きく拡大することにつながるものと考えております。例えば、街角で障害をお持ちの方を見かけたとき、親しく話を交わし、必要であれば手を携えていただくといった街の風土づくりも大切なことであると考えております。現在、学校における副読本を利用した福祉教育のほか、ふれあい広場など、各種行事への参加を通して交流を促進するなど、さまざまな方面から取り組んでいるところでございますが、今後とも各種広報紙、あるいは啓発冊子により、市民一人一人だけでなく、企業、商店街などに向けても幅広い啓発・広報を行ってまいりたい、さよう考えております。

また、視覚に障害をお持ちの方々にとりましては、さまざまな文書が届いても第三者に頼らねばならず、そういった方の情報獲得手段の確保を図る観点から、「広報よっかいち」の点字版、録音版などの発行や、ごみの収集日程表などの点字化を実施しているところでございます。これに加え、市から発信する文書についても、発信元の点字表記についても拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、福祉のまちづくりについてでございますが、市では昭和54年に福祉環境整備指導要綱を制定し、公民の施設を問わず、障害をお持ちの方や

老人の方の利用に配慮した施設整備を行うよう、広く協力をお願いしているところでございます。また、市独自でも福祉環境整備事業を行っており、これまで都市部を中心に点字ブロックの敷設、盲人用信号機の設置などの施設整備を実施してきたところでございます。福祉のまちづくりへの障害者の参加についても、大規模な施設が計画されたときには、障害者自身との協議の場を設けるなど、できるだけご意見を伺いながら施設づくりを進めているところでございますが、今後もこういった姿勢で、よりだれもが住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、ガイドヘルパー派遣制度についてでございますが、市では現在、登録のガイドヘルパー30人を配置し、重度の視覚障害者を主な対象者として、外出の際の付き添い、介助の支援を行っているところでございます。ご指摘の弾力的な運用ということでございますが、対象者の方々のご意見などを踏まえながら、一層実のある制度となるよう検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

いずれにいたしましても、障害者対策は、教育、保健、医療、福祉、住宅、雇用、就労、所得など、大変に幅広い対応が必要でございますので、福祉のみならず、全庁的な取り組みの中で長期計画を策定してまいりたいと考えておる次第でございます。どうかよろしくご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 市川悦子君。

○市川悦子君 ご答弁ありがとうございます。女性施策の推進についてですが、前の鶴飼総務部長に続き、今度の鈴木総務部長、本当に女性施策の推進に対して熱心な取り組みのご答弁いただきました。本当にこれから期待しております。このことは後ろに傍聴に来てみえる方々のお心も察しながら代弁させていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ただ1点なんです、職場の男女平等についての所感を述べられました

が、男女の固定的な役割を通した生き方というのは、まだまだ根深く残っております。それが職場の中で持ち込まれているのも事実ですが、そういうふうな情勢をよくお察しの上進めさせていただきたいなと思いますので、その点よろしく願いいたします。

2点目、本当に市長の方からも温かいお言葉ありがとうございます。北京への国際会議、それから天津への女性の親善使節団を派遣して下さるとのことなので、ありがとうございます。思い切った人員がなぜ必要かということですが、3点ほど考えられると思います。まず1点は、帰国されてからその方たちの活躍が必ず期待できるということ。これは武蔵野市が平成元年から実施してみえますが、非常にその効果が大きいというふうなことを聞きました。それから、2点目は、この国際会議は5年に1回しかない。今回は非常にいいチャンスである。国際舞台に本当に市民の代表として出せるチャンスはそうない。そういうようなことを考えましたら、本当にチャンスかなと思います。3点目ですが、北京という比較的近いお国だということ、少なくともこういうふうなことを考え合わせますと、10名以上は必要かなって思いますので、その点どうぞご検討していただきますようお願いいたします。

それから教育長にですが、どうかきちっと計画的に男女平等教育を進めていただきたいな。くれぐれもよろしくお願いいたします。

あと1点追加させていただきますが、青少年問題協議会というのがありますね。ここではいろんな立場の方が集まる、本当に意義の深い大きな会議だと思います。ここで先回、国際家族年でテーマを話し合いました。しかし、少し焦点が外れたような気がいたします。もう一度ぜひこういうふうな機会を持っていただいて、国際家族年に当たって、男女平等、教育を含めて、どういうふうに家庭教育をしていくかというようなことを話し合っていただければ幸いかと思います。

またそれこそ突っ込んだ発言になりますが、障害者の長期計画に関連し

て、総論じゃなくて、本市としてどういう方向を持っているかという具体的なお考えを聞きたかった。本当に残念かなと思います。総論は私ども、本当によく存じ上げておりますので、本市としてどういう方向性を持っておるかということをご聞きたかった。それが残念に思います。

2点ほどちょっと要望させていただきます。まず、白杖歩行訓練士ですが、この方の採用といいますか、育成といいますか、視覚障害者の方にとって歩行訓練というのはものすごく大きな意義のある訓練です。こういうふうな従事者をどう育成していくかということをご長期計画の中で検討していただきたい。

それから、もう1点、訪問リハビリですが、今、保健福祉部長がおっしゃった視覚障害者の訪問リハビリの観点はずれております。もう一度きちっと視覚障害者の訪問リハビリはなぜ必要かというようなこと、しっかりと考えていただきまして、長期行動計画の中できちっと盛り込んでいただきたい。次回また障害者長期計画に関連しましては、突っ込んで発言をさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

もう1点つけ加えさせていただきますが、職場のセグレーションの開放、これは固定的ないろんな差別的な役割を開放しようという動きですが、ぜひ職場の中でお茶くみ、「たかがお茶くみ、されどお茶くみ」、そういうふうなお茶くみ論議をしっかりと沸かしていただきたい。このところでしっかりと固定的な役割分担があります。それでもって男女がいい仕事をするとなれば、このところを避けて通れないところですので、しっかりと職場で本音で話し合っていたいただきたいなと思います。人権啓発研究室ができました。同和、男女、人権、障害、いろんな面に対応していただきたいなと思います。

えらいたて続けに申しわけありませんが、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、市川悦子君の一般質問は

この程度にとどめさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後2時9分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

益田 力君。

〔益田 力君登壇〕

○益田 力君 それでは、通告に従いまして、4点につき質問をいたします。

まず第1点目、環境問題についてでございますが、まず、ごみの減量化についてお尋ねをいたします。

毎日排出されるごみをどうするかは、消費大国日本として避けて通れない重要課題であり、年々増大するごみの対策に各自治体が頭を抱えているのが現状でございますが、本市におけるごみ排出量の推移を、昭和61年度から平成3年度までの6年間を比較しますと、家庭系廃棄物では一般ごみが14.1%、埋め立てごみが21.3%の増加となっております。また、再生可能物は毎年10%を超える増加が続き、6年間で80.7%の増となっております。事業系廃棄物では、焼却ごみが177%の増、埋め立てごみは産業廃棄物を主とした搬入規制等で43%の減となっておりますが、総量では6%の増となっております。そういう状況の中、平成3年6月から平成5年2月にかけて12回にわたり、四日市ごみ問題会議で審議され、まとめとして提言書が提出されました。その中に、ごみ減量、再資源化を推進していくための目標値が設定されております。市制100周年を迎える平成9年度には、家庭系廃棄物では、平成3年度の市民一人当たりごみ量の10%減、事業系ではごみ総量の10%減をそれぞれ達成するようにうたわれております。この提言に基づき、どのような対策を進めてこられたのか。また、今後、どの

ようになされようとしておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、フロン対策についてお尋ねをいたします。

地球の宇宙服とも呼ばれ、有害な紫外線を99%吸収し、地上の生物を守っているオゾン層を破壊し、しかも滞留期間が100年以上というおそろべきフロンガスの全廃が叫ばれている今日、本格的にこの対策に取り組んでいかなければならない状況下において、本市はこの問題をどのようにとらえ、どう対応なされようとしているのか、まずお尋ねをいたします。

これに関連して、フロン回収機の導入についてお尋ねをいたします。

冷蔵庫やエアコンの冷媒などに広く使われておりますフロンは、粗大ごみとして廃棄処分される過程で大気中に飛散し、オゾン層破壊の原因として以前から問題視されてきましたが、このフロン回収機は、廃棄処分する際、破碎する前にモーターコンプレッサーに封入されているフロンをホースで吸引し、ポンペに充てんする装置でありますから、大気中への飛散はありません。ぜひともご検討いただきたく提案するものであります。

次に、トレー回収車の導入についてお尋ねをいたします。

ごみの中でも最も厄介なものの一つに発泡スチロールが挙げられますが、愛知県小牧市では、この発泡スチロール再生車を導入し、家庭から出る食品トレーの回収、再資源化に大きな効果を上げていと聞いております。この発泡スチロール再生車は、市民意識の啓発もねらい、白のボデーにカラフルな絵が描かれ、車の多い場所でもひととき目立つデザインとなっており、月曜日から金曜日までの週5日間、市内の回収協力店を巡回してトレーを回収し、体積を50分の1に縮小して固形物に処理しております。このように本市も業者にゆだねるだけでなく、ぜひとも導入していただきたく提案するものであります。

最後に、空き缶ばい捨て防止対策の一環として、昨年9月、中央緑地の体育館前に空き缶回収機が2台設置されましたが、その利用度及び効果、今後の取り組みはどうなされようとしているのか、お尋ねをいたします。

2点目として、放置自転車対策に関連してお尋ねをいたします。

近年、駅周辺やスーパー等に放置された自転車が道路や歩道をふさぎ、交通の妨げになる銀輪公害が問題になってはや20年近くが経過しております。その原因には、所得の増加に伴い自転車の価格が相対的に安くなったこと、また交通混雑やバス代の値上げによるバス離れ等が考えられます。今や国民の2人に1台の割合で自転車が普及し、減少となる要因は見当たりません。そうした現状の中、自転車問題の基本法とも言うべき自転車法が遅まきながら昨年12月、13年ぶりに改正されましたことは、皆さんご承知のとおりであります。その改正点の主なものとして、一つには、鉄道事業者の協力体制の整備、二つには、撤去、廃棄等の法的根拠が明確になったこと、三つ目として、自転車等駐車対策協議会を市町村の条例で設置できる規定が設けられたこと等ではありますが、この改正に伴い、特に問題となっております放置自転車対策を含め、本市としてどのように取り組まれようとしているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、本市におきます現在の市営駐輪場整備状況は、市中心部及び近鉄各沿線等で31カ所の駐輪場が設けられ、6,100台の収容台数で、数カ所を除き係員を配置して管理に当たっております。自転車問題を環境美化、防災問題などととらえ、単なる駐輪場の整備、放置自転車の撤去を中心とした対応にとどまっているのが現状であります。この自転車問題を環境問題としてではなく、交通問題としてとらえ、総合的な施策を打ち出す必要があらうかと思えます。そういった点から考えられますのが、有料駐輪場の整備であります。総務庁の実態調査では、有料駐輪場が徐々に増え、ここ数年は有料化が主流になりつつあると言われております。駐輪場の無料化が駅周辺への自転車乗り入れを加速させたと言っても過言ではありません。適正な利用料金を徴収することで自転車台数の歯どめになるのではないのでしょうか。

そこで、まず手始めに、本市の玄関口であり、本市の顔でもあります近

鉄四日市駅の周辺に有料駐輪場を整備してはどうかと考えます。駐輪場は駅から200m以内ないと利用率が落ちるとすることも考え、駅周辺の1等地の確保が財政的にも物理的にも困難であります。現在予定されております中央通り地下駐車場の一角が確保できれば最適地ではありますが、余地がなく無理なようでありますので、現在、有料駐車場として利用しております近鉄四日市駅南側高架下を候補地として検討できないものでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

もう1点は、レンタサイクルシステム、すなわち貸し自転車制度の導入であります。この件に関しましては、さきの議会におきまして水野幹郎議員が同種の質問をされておりますが、私は今後の自転車問題を考えるとき、このシステム導入は必要欠くべからざるものとしてとらえておりますので、私なりに質問をさせていただきます。

このレンタサイクルシステムは、公的交通手段と位置づけ、駅と自宅をつなぐ交通として貸し自転車を利用する制度であります。ある人が朝、自宅から駅まで乗ってきた自転車を、別の人が駅から通勤、通学先まで利用するなど、1台の自転車を重複して利用することによって、自転車の有効利用が図れるという特徴があります。また、自転車の利用者が特定されないため、通常の駐輪場のように通路スペースをとる必要がなく、用地の有効活用が可能であります。さらに、自転車の出し入れを全自動の機械式にすることで、利用者は磁気カード1枚で24時間好きなときに出し入れができるなど、多くのメリットがあります。また、駅への自転車乗り入れ数の減少、放置自転車の減少という間接的な効果も出てるようであります。今述べました中身につきましては、東京都練馬区の方式であります。そのほか東京都の世田谷区、埼玉県の上尾市、神奈川県小平市等で、それぞれ独自の方法で導入されております。バスなどの公的交通手段のない地域も本市にはございます。本市なりの方式でぜひとも実現できますようご検討ください。できますれば市制100周年記念事業の目玉にならないものか

と思いますが、ご所見をお伺いいたします。

3点目は、不登校対策についてお尋ねをいたします。

文部省の統計によりますと、不登校の子供たちが年々増える傾向にあると発表しております。平成4年度では、年間30日以上欠席者が小学生では1万3,700人、中学生では5万8,400人に上り、全小学生の0.15%、全中学生では1.16%を占め、中学生では100人に1人以上の子供が不登校及びその予備軍というのが実態であります。不登校は学校不適應という言葉が示しますように、子供自身の問題だとされてきました。ノイローゼや精神分裂症、学校恐怖症という心の病の一つであるという考え方、体のどこにも異常がないのに学校へ行かない、いわゆるなまけているという見方でしかとらえませんでした。不登校の子供たちが増えることで事実を直視せざるを得なくなり、一昨年、文部省は、どの子供にも登校拒否は起こり得るという見解を示しました。不登校の子供たちのために、学校外の学びと子供たちの交流の場として、東京都の北区で開設されております「東京シューレ」、これは施設の名前でございますが、での状況をお聞きしますと、最近の不登校が目立つのは、疲れている子供が大変多いとのことでありました。朝のクラブ練習から始まり、朝礼、目いっぱい詰まった授業、そのたびに行われる小テスト、放課後のクラブ練習、塾通い、帰宅すれば宿題等々、この繰り返しでは気力やエネルギーが出ないのは当然のことです。大人の社会では会社人間、子供の社会ではさながら学校人間ということでしょうか。学校人間でないと、今の学校についていけないのが現状ではなかろうかと思えます。一律・画一化、強制、管理といった旧態依然とした今の教育体制では、今後ますます拒否感を強め、不登校になっていく子供が増えていくことは間違いなかろうと思われま。そこでまず、本市におきます不登校問題に対して、教育長としてどのようにとらえ、今後どう対応なされようとしておられるのか、熱意のほどをお聞かせいただきたいと存じます。

あわせて、本市における不登校児童・生徒数の推移、並びに各学校現場における対応はどうなっているのか。さらには、昨年10月の中部幼稚園跡へ移転いたしましたふれあい教室の現状と、今後の取り組みにつきお尋ねをいたしたいと思います。

最後、4点目、市制100周年記念事業についてお尋ねをいたします。

平成9年には市制施行100周年を迎えるわけですが、100周年記念事業の意義づけとしてマスタープランの中で、「全市民が一体となって本市の過去・現在・未来を考え、ともに祝い、喜びを分かち合うことは大変意義深いことである。この市制100周年を一つの大きな節目としてとらえ、次の100年に向けて大きく飛躍し、未来を創造するための新しいまちづくりの幕開けの年と考える」とあります。これからの21世紀の四日市を担うのは今の子供たちであり、子供たちが主役になってまいります。そういった視点から、子供たちにいかにスポットライトを当てるかが、この記念事業の成否のかぎの一つになるであろうと思われませんが、この点につきましてどのようにお考えになっておられるのか、まずお尋ねをいたします。

次に2点ほどお尋ねをいたします。

1点目として、市内の全幼稚園・小・中・高校の児童・生徒を対象に、未来の四日市、また四日市のきのう・きょう・あすといったテーマで作文や絵画の募集を行ってはどうかと思えます。そしてその中から優秀作品を選び、文集や写真フィルムにしてタイムカプセルにおさめ、次の100年まで25年ごとにカプセルを開封し、保存作品の展覧会などを行いながら、次の200周年までの橋渡しとしてはどうかと思えます。これは次代を担う自覚を培ってもらうことがねらいであります。

次に、子供議会の開催であります。これもさきに述べました趣旨で、市内の各小学校6年生の代表各1名、中学校もそれぞれ1名の代表を選び、小・中学校個々の議会を開き、今の四日市、未来の四日市をテーマに自由に発言してもらってはどうかと思えます。その議会には当然のことながら、

学校の先生や父兄にも傍聴していただき、先生、父兄、子供たちが一体となって未来の四日市を考える場をつくることも必要ではないかと思えますが、いかがなものでしょうか。

もう1点、違った観点から提案いたします。それは宿場町サミットの開催であります。当事業のイベントとして、東海道の宿場町の再現が掲げられ、全国からの宿駅の名物や特産品の展示、並びに江戸時代の仮装等のパフォーマンスが予定されておりますが、大変結構なことだと賛同する一人でございます。それに加え、東海道五十三次の各宿場町からそれぞれの代表を招いて、それぞれの宿場町の豊かな文化や歴史遺産など交換し合いながら、今後積極的な交流をする出発点にしてはどうかと思えますが、いかがなものでしょうか。宿場町とは、他都市と常に交流し、人々を招き入れる町、これが宿場町の本来の姿であります。本物のまちづくりをするためにも、ぜひとも宿場町サミットの開催を考えていただきたいと提案するものであります。ご所見をお伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） ご質問の第1番目、環境問題についてお答えをいたします。

ごみ10%減量につきましては、ご指摘のように提言書に基づきまして、限られた資源を有効に利用しなければならないとの観点から、平成5年度から平成9年度を目標に取り組みを始めており、ごみ減量へのいろいろな対策を組み合わせ、鋭意努力をいたしておるところでございます。主な方策といたしましては、平成5年度に生ごみ堆肥化容器の購入費補助制度を設け、5年度は全世帯の約6%に当たる5,200基の購入をいただいております。今後相当の効果がでてまいるのでないかと期待をしておるところでございます。平成3年度から実施をいたしました家具等リサイクル制度につき

ましても、5年度約900件の回収を行いまして、必要とする方々に再利用をいただいております。また、本年度は地域が一体となってリサイクルの大切さを体験し、地域社会づくりにも役立てていただくために集団回収の助成制度を設けましたところ、4月、5月の2カ月で自治会、子供会など約220団体の登録があり、市民の関心も高く好調な滑り出しとなっております。

一方、事業系のごみにつきましては、ごみ減量講演会を開催し、啓発を進めるとともに、今年度から大規模事業者に減量計画の作成と実行を求めたところであり、今後計画内容についてヒアリングを行いまして、指導を行っていく予定をいたしております。このようにいろいろな方策を組み合わせながら対応いたしておりますが、今後ともあらゆる機会を通じましてごみの減量と、ごみをできるだけつくりたくないライフスタイルを訴えていくとともに、広報特集号や生活環境フェアなどを通じてさらにPRするなど、総合的に対処してまいり所存でございます。

次に、フロンガス対策につきましては、1987年にフロンの消費量を段階的に削減、全廃することを内容とするモントリオール議定書が採択をされ、特にオゾン層の破壊力の強い5種類の特定フロンの製造が1995年末で禁止されることとなりました。1991年現在、国内の特定フロンの使用量は年間約9万tであり、このうちの70%は、半導体の洗浄用やウレタンフォームの発泡用でございましたが、これについては全国的にもう既に相当の切りかえが進んでおります。本市の半導体工場でも、当初からフロンを使用しないように指導をいたし、ノンフロンで稼働をいたしておるところでございます。ただ、市が埋め立てごみとして処理をしている家庭で使われた冷蔵庫やクーラーにも冷媒としてフロンが入っていることは、ご指摘のとおりでございます。これら家電製品のフロンの量は少量とはいえ、環境保全都市を目指す本市といたしましては放置できない問題であると考えており、フロン回収に向け検討の上、取り組んでまいりたいと存じます。

次に、発泡スチロールにつきましては、業界が発泡スチロール再資源化協会を設立し、回収、資源化拠点の全国展開を進めつつあり、本市にも資源化の拠点が置かれており、家電梱包材などは建材などへの利用が図られております。

さらに、大手スーパーを中心とするトレーの回収も定着しつつあり、筆箱や定規などに再生されております。したがいまして、市といたしましては、直接収集を行うというより、むしろこうした活動を積極的にPRするなどの形で支援をしまいたいと考えております。

最後に、空き缶回収機についてであります。街に散乱をしている空き缶対策の一環として、環境美化と資源リサイクル意識の高揚を図ることを目的に、昨年度、中央緑地公園内に設置をいたしましたところは、ご指摘のとおりでございます。利用状況でございますが、昨年9月から本年4月までの8カ月間に約43万個、1日当たり平均1,800個の空き缶が投入されておまして、市民の方々に大いに利用をされております。しかしながら、この利用実態の中には、自動販売機の横にある空き缶入れの空き缶を多量に持ち込んだりすることも散見をされておまして、必ずしも所期の目的どおりの利用とは限らない場合も見受けられます。また、ランニングコストにつきましても、管理委託費、電気代、図書券代等々、年間約400万円ほどかかっておまして、少ない額ではございません。本市では、空き缶類は、再生可能物として出していただければ、リサイクルをされるシステムになっておりますので、空き缶回収機に頼らなければリサイクルがストップするというものではございません。したがいまして、当面はその利用状況などをもう少し見きわめてまいりたいと考えておるところでございます。

ごみの減量、資源の再利用につきましていろいろご提言を賜りましたが、市といたしましても、かけがえのない地球を守り、次の世代によりよい環境を残していくよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願ひ

を申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 第2点目の放置自転車対策に関連をいたしまして、私の方から自転車法の改正につきましてご答弁を申し上げたいと思いますし、あと、駐輪場整備等につきましては、都市計画部長の方から答弁を申し上げたいと思います。

まず、本市の鉄道周辺における自転車の利用状況でございますが、年々増加の傾向をたどりまして、昨年度実施いたしました自転車の実態調査によりますと、鉄道全体で32駅あるわけでございますが、約1万2,300台が自転車、バイク等で占められておりまして、その中で3,300程度の自転車が路上に放置されている状態になっております。このような状態は全国でも同様でございますが、こうした中で先ほどご指摘ありましたように、平成5年の12月22日に自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、通称自転車法と言っておりますが、この法律が議員立法によりまして改正をされたところでありまして、今年度の2月以降この取り扱いについて、運輸省、建設省、警察庁等々の関係7省庁で現在、調整が進められているところでございます。これらを待ちまして具体的な方策を検討していきたいと考えておりますが、放置自転車対策につきましては、同法第6条第4項の規定によりまして、これまで9カ月間放置をしておいたのを、告示してから6カ月経過して所有権が市に移る、こういう帰属をするということになったわけでございますが、この6カ月という期間が処分の期間として依然として厳しい状態がございます。したがって、処分ルートの問題、あるいはそれを再生産する問題等につきましても、各関係機関とそれぞれ今、検討しておりますところでありまして、今後も積極的にこの点について検討していきたいと、かように考えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、同法第5条第2項には、これも先ほど指摘がありましたように、鉄道事業者は、地方公共団体または道路管理者に対して自転車駐車場の設置については、協力をするというだけになっておりまして、駐車場設置の義務が課せられておりません。したがって、利用の利便性などスムーズにいくためにも、この法を尊重いたしまして、鉄道管理者、あるいは関係団体との協力を得まして、先ほどご指摘がありました自転車等駐車対策協議会の設置につきましては、四日市市自転車放置防止条例の変更の中で考えていかなければならないと考えておりますので、この点につきましては早急に検討していきたい、かように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） 放置自転車対策に関連しまして、有料駐車場の整備についてと、四日市にふさわしいレンタサイクルシステムの導入についてお答えをいたします。

近年、都市の近距離交通手段としての自転車の利用は増加の一途をたどっておりますが、近鉄四日市駅周辺におきましても、昨年度実施いたしました利用実態調査では3,500台の自転車やバイクがとめられております。そのうち1,000台が路上等に放置されている状況でございます。また、平成5年度に策定いたしました自転車駐車場整備基本計画では、平成15年における当駅周辺の自転車駐車場は、約4,300台と推計されております。新たな駐車施設の設置や既存施設の立体化、機械化など、計画的な駐車施設の整備が必要となっております。しかし、自転車駐車場は駐車施設を整備しても路上放置は減少せず、むしろ利用台数が増え、自転車利用の増加を助長する傾向にありますことから、施設整備とあわせて、路上放置の規制強化を図る一方、ご提案のような有料駐車場の受益者負担を求めていく方策を検討していく必要がございます。ご指摘のとおり、他都市の事例

では、有料化を実施した結果、自転車の利用が約25～30%減少したとの実績報告がなされております。放置自転車対策に有効な手段であると考えております。本市におきましても、近鉄四日市駅周辺では、名古屋線高架下や、湯の山線高架下を有料化の対象として検討すべきであろうと考えております。民間駐車場経営者との競合や、有料化する区域と無料化する区域のバランスなど課題もございますので、今後とも調査を重ねてまいりたい、このように考えております。

次に、レンタサイクルシステムでございますが、レンタル方式を採用することにより、より少ない自転車駐車スペースでより多くの自転車駐車場に対応することができ、放置自転車の減少、また駐車施設の効率的な利用につながることを期待できます。しかし、同システムの採用に当たりましては、有料化が定着されることが前提条件となりますので、まずこれらのステップを踏んで、本市にふさわしいレンタサイクルシステム導入を研究してまいりたい、このように考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） 登校拒否児童対策についてのご発言につきましてでございますが、四日市における登校拒否児童の経緯はどうなっているかというご質問でございますが、平成4年度の学校基本調査によりますと、病気など何らかの理由で年間50日以上欠席した者は、小学校で50名、中学校で111名おります。そのうちでその原因とか状態から推測いたしまして、いわゆる登校拒否と考えられる者につきましては、小学校で13名、中学校で65名でございます。これはパーセントに直しますと、小学校で四日市が0.065%で、これの全国平均が0.117%でございます。中学校も0.605%で全国平均が0.943%になっております。このように本市における登校拒否児童・生徒の割合は、全国に比べますと少ないということが言えるわけ

でございますが、しかし、近年、わずかながら増加傾向にあると考えております。こうした登校拒否というのは、特異な子供だけにこういった現象が起きるというのではなく、どの児童・生徒にも何かのきっかけがあると起こってしまうという、そういった視点に立ちまして、個々の児童・生徒へのきめ細かい対応が必要であるというふうに考えております。その指導につきましては、早期発見、あるいは早期対応が何よりも大切になってまいると考えるわけでございますが、登校しぶりとか、あるいは欠席が続きましてときには、担任教師等の家庭訪問など、速やかな対応がとれるよう、教育委員会といたしましても、登校拒否指導事例集というものを発行いたしましたり、あるいは教育相談についての研修会を開催したりして、教員の資質の向上にも努めているところでございます。

また、欠席が長期化したり、あるいは専門的な治療とか相談が必要になったりしたときには、学校だけで対応するのではなく、児童相談所を初めとした専門機関に、積極的に相談に行くようにも指導もしているところでございます。

また、学校では、児童・生徒一人一人が自分の存在感を持てるような学級づくりとか、あるいは教師と子供、子供同士の好ましい人間関係の育成とか、子供の立場に立った人間味のあるあったかい指導体制の追求とか、心安らぐ環境づくりにも努めているところでございます。子供や保護者、担任の教育相談につきましては、現在、教育センターが中心になってこれを受けているわけでございますが、昨年10月に北条町の方へ移転しました適応指導教室、通称私たち、ふれあい教室と呼んでおるわけでございますが、昨年度は13名がここへ通級をしてきておりました。3月の年度末には、幸いにもここでのいろいろな指導が効を奏しましてというか、全員が退級をいたしまして、そのうちの8名は進学とか、あるいは就職といった方向へ進んでいきましたし、5名の者は所属の中学校へ復帰をして、全員が退級をいたしていきました。本年度につきましては、5月末現在で、教育セ

ンターに約50件の相談が来ております。そのうち24名の登校拒否児童・生徒が、センターへ親子で来所したりして相談を受けているわけでございます。その中には登校はしているけれども、いわゆる母子登校、お母さんと一緒にしか登校しないとか、あるいは保健室登校、いわゆる学校へ行っても教室へは入らない。保健室で1日いるといったようなことを続けている子供が12名ございます。残りの者は、欠席が長期化してきております。欠席が長期化している子供に対しましては、生活の立て直しと子供集団でのふれあう場が必要でありますので、このふれあい教室の見学とか、あるいは体験入級をさせながら、ふれあい教室への入級を勧め、現在、3名の生徒が通っております。そこでは、拒否の原因になっていると一応考えられている、そういった雰囲気はなるべく避けるようにして、それとは違った生活様式の中で自主性を引き出すように心がけたり、あるいは学校生活の日課にもなれてくれば、近づけた形で指導を行うなどして、学校や家庭との連携を図りながら、体験活動とか、あるいは教科学習を通して、心的エネルギーとか、あるいは集団適応力を高める中で、学校復帰を目指しているわけでございます。

また、昨年度通級をして、この4月から学校へ復帰しました5名の生徒に対しましても、引き続いて定期的な適応相談を実施する中で、今後もそれらの子が学校生活へ定着できるよう図っているところでございます。今後ともこういった問題に対しましては、早期発見、早期対応ということに努めていくとともに、子供一人一人の実態を的確に把握して、学校とか、あるいは家庭、地域、及び関係機関との連携を密にしながら対応してまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 4番目の市制100周年記念事業についてご答弁申し上げます。

100周年記念事業につきましては、これまで市議会特別委員会のご報告ですとか、推進市民会議の提言等を踏まえまして、昨年度に記念事業のマスタープランを策定いたしましたところでございます。市制100周年を迎えます平成9年には、記念事業のテーマとなっております100年の誇り、100年の夢、新世紀を開く四日市と、こういうテーマを掲げながら、本市の歩みを振り返り、今後の100年に向かって新しいまちづくりを進めよう。そのためにお年寄りから子供まで一体となって参加していただきますよう、多彩な記念事業を実施してまいる所存でございます。四日市の新しい世紀を担う子供さんたちが、四日市に夢と希望と誇りを持って、四日市を愛する心をはぐくんでいただきますように、ご提言も参考とさせていただきますながら、未来の四日市を大いに語ってもらえるような事業も検討してまいりたいと、さように考えておる次第でございます。

次に、ご提言のございました宿場町サミットでございますが、文化や人の交流を進めるために開催をしてはどうかと、こういうご提言でございますが、四日市は東海道五十三次の43番目の宿駅として栄えてまいりまして、今日を迎えておるわけでございますが、100周年を一つの契機といたしまして、市の歴史にスポットを当て、四日市を知り、また四日市らしさを改めて発見できるような記念事業を何かやってみたらどうか、そういうふうを考えております。今後検討させていただきたいと、そういうふうに思っております。

100周年記念事業につきましては、先ごろにお示しをいたしましたマスタープランに基づきまして、実施計画づくりを進め具体化していくわけでございますが、記念事業そのものが単に平成9年だけの一過性の事業に終わるということではなくて、中・長期的なまちづくりに影響を持つ継続性に留意をしながら、全市民がともに祝って喜びを分かち合えるようなものとしてまいりたい、そういうふうを考えておりますので、今後とも格段のご指導とご協力をお願い申し上げる次第でございますので、よろしくお願

いいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 益田 力君。

○益田 力君 ご答弁ありがとうございました。第1点目の環境問題でございませけれども、ごみ減量10%の具体的な方策、いろいろとご努力をいただいておりますことに対しては敬意を表するわけでございませけれども、市民全員の意識変革というのは大事なことでございまして、大変難しい問題であろうと思います。しかしながら、努力はしたけれども目標値の10%には達しなかったということでは済まされないわけでございませので、その辺大変心配しているところでございませ。そこで、他都市の例にもございませけれども、今の体制から指導、啓発といった部門を別に独立させまして、ごみ減量推進係というものを設置して、より強固なものにすべきではないかと、このように思いますけれども、この点について再度答弁をいただきたいと思ひます。

フロンガス解消につきましては、解消に向けて検討していただくということでございませ。どうか一刻の猶予もないわけでございませので、早急に対応していただきますようお願いしておきたいと思ひます。

あとの2点につきましては、ちょっと期待していた答弁をいただけませんでした。やはり本市は公害を克服したとはいえ、まだ全国的にイメージとしては残っておるわけでございませ。ですので環境問題だけはどの自治体よりも先進的であり、模範的な環境行政というものを行っていく責務があるのではないかと、このように思ひます。そういった点、よくよく肝に銘じていただきまして、今後より積極的な姿勢で取り組んでいただきますようお願いしておきたいと思ひます。

2点目の駐輪場の有料化、レンタサイクルシステムにつきましては、前向きな答弁をいただきました。駐輪場の場所の位置づけも具体的に示されたわけでございませが、あと、民間の経営者との問題等、課題を早くクリアしていただきまして、一日も早く実現できますように重ねてお願いして

おきたいと思ひます。

法改正後の取り組みにつきましては、改正されたとはいえ、まだまだ厳しい状況であるということでございませ、理解をいたします。その中で、放置自転車の有効利用というのが必要であろうかと思ひます。本市におきませ平成5年度の放置自転車の処分台数は1,500台ほどだそうでございませが、そのうちおおむね1割はリサイクルができるとういうふう聞いております。福岡市とか広島市だとか静岡市などでは、常に再生自転車を発展途上国へ無料で贈呈したりしているようでございませけれども、国際都市を目指させ本市におきませても、国際貢献という立場からでもぜひとも考えていただきたい、このように思ひ次第でございませ。

3点目、不登校の対策につきましては、いろいろと答弁いただいたんですが、教育委員会の目指せものと、各学校現場における現状とは、まだかなり隔たりがあるように思ひます。私、昨年度監査委員をさせていただきまして、10校ほどの小学校、中学校へ行かせていただきましたけれども、そのときに感じましたことは、この問題に対して真剣に取り組んでいる校長、また担任の教師だけに任せていると思われても仕方のないような校長、いろいろございませ。やはり校長の姿勢を見れば、その学校がこの問題をどこまで考えているかというのが察知できるわけでございませ。大変ご努力をいただいていることは理解いたしますけれども、もう一步積極的な対応をお願いしておきたいと思ひます。

昨年11月の文部省の調査結果で、不登校の原因とういものを、子供は学校に、学校は家庭に、家庭は子供にと、三者三様の回答が出ております。やはり老人問題は老人に、女性問題は女性に声を聞くように、子供のことは子供が一番よくわかってるわけでございませので、当事者の子供の声に耳を傾けることが一番大事なことだと思ひます。不登校の原因、子供は学校にあるとこのように答えておるわけでございませが、私は決して学校だけに問題があると思ひませんけれども、この調査結果を真摯に受けとめ

ていただきまして、今後とも大変ご苦勞をおかけいたしますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の100周年事業につきまして、私の意図するところを十分にくみ取っていただいでのご答弁だと解釈いたしております。すべてを取り上げてほしいという気持ちは毛頭ございませんけれども、参考にさせていただければ幸いです。どうか全市民が心から喜び、祝い、分かち合える100周年事業にさせていただきますように、今後ともよろしくお願ひいたしまして、先ほどの1点だけ答弁いただきまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤雅敏君） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） ごみ減量に対しましては、昨年度より生活環境課に、ごみ減量推進担当副参事を置いて取り組んでおるところでございますが、現在、担当副参事を中心に全課を挙げまして、先ほど申し上げました種々の具体的な方策、あるいは啓発等について、その進め方、あるいは効果、こういったものの評価を行っておるところでございます。これらの作業と並行をいたしまして、ご指摘のごみ減量推進係の設置等、組織の強化につきましてもあわせて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時15分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中森慎二君。

〔中森慎二君登壇〕

○中森慎二君 それでは、本日最後の質問となりました。大変お疲れの中ですが、しばらくの間ご協力をいただきたい、このように思います。

それでは、通告に従いまして質問を順次させていただきます。

まず第1点目は四日市プラネタリウム館の運営についてであります。

四日市プラネタリウム館は昨年11月にオープンし、約7カ月が経過いたしました。入場者数の推移も好調で、四日市市の駅前の顔として定着しつつあると思います。また、開館以来、内容の向上に向け職員の方々がご努力をいただいている点について十分承知をいたしておりますし、そのご苦勞に対しまして心から敬意を表するところであります。しかし、この施設のよりよい内容充実を望む観点から、市民の皆さん方から寄せられるご意見と、私なりに感じている点を質問させていただきたいと思ひます。

まず最初に、プラネタリウムの上映プログラムについてであります。

現在、プラネタリウム館における番組構成は、日曜日の場合、1日4回の上映が行われております。そのうち2回がアストロビジョン番組、そして残り2回がプラネタリウム番組という構成になっていますが、アストロビジョン番組の時間帯では、当然のことながら、最初から最後までアストロビジョン番組が上映されるわけでありまして、市民の皆さんから、「プラネタリウムを見に入場したのに、残念だった」という声を多く耳にいたしました。私自身も、この5月のゴールデンウィークに子供と一緒に入場させていただきましたが、同じ体験をさせていただきました。私の考えは、アストロビジョン番組の廃止をしてということではありませんが、アストロビジョン機能を活用したプラネタリウムソフトの番組構成を考えていく、あるいは1回の上映時間内にプラネタリウム番組の上映を必ず織り込むことが必要だと思います。この点についてお考えをお聞かせ願ひます。

また、市民の方々が1回だけの来場だけではなく、何度も足を運んでいただけるようなプラネタリウム館にするためには、何をおいても上映ソフトの充実だというふうに思ひます。そのためにはもちろん費用がかかるわけですが、単なる箱物行政と言われることのないよう、ソフトに対しての予算措置につきましては、十分にご配慮をいただきたいと思ひます。

この点につきましてもお考えをお聞かせ願います。

次に、入場券の販売窓口についてであります。現在、博物館の入場券は1階で販売をいたしております。そしてプラネタリウム館は5階ということで、それぞれ階をかえて購入をしなくてはなりません。分割する必要性は特にないと私は考えるわけですが、市民の方々からも同様のご意見を伺っております。販売窓口を一本化し、入場者の利便性に配慮すべきと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

次に、プラネタリウム館の職員の方々の他の職場への異動、ローテーションについてであります。

プラネタリウム館の職員の方々につきましては、特殊なポジションであるというふうに思います。つまり既成のプラネタリウムのソフトでの上映だけではなく、四日市市としてのオリジナルなソフトの対応や、来場者との一体感のために欠かすことのできないナレーションを多く提供する上において、職員の経験といえますか、キャリアというものが大変重要であるというふうに考えています。そういった観点から、長期的なスパンでの他の部署への異動について配慮する必要があるというふうに考えますが、この点についてお考えをお聞かせ願います。

次に、プラネタリウム友の会の発足についてであります。

この四日市にプラネタリウムがオープンしたことによりまして、星が好きになり天体に興味を持つ子供たち、また、多くの市民の方々が増えてこようかというふうに思います。また、さらに宇宙のことを知りたくなる、そんな人たちを、プラネタという施設を通じて交流を図るために、プラネタ友の会の発足が必要というふうに考えますが、お考えをお聞かせ願います。

次に、移動天文観測車の導入について、その後の対応についてであります。

私は、昨年の6月議会の一般質問におきまして、移動式天文観測車の導

入につきまして提案をさせていただきました。この観測車の導入の意義は、前回は申し上げましたので多くは申し上げるつもりはございませんが、固定した天文台ではなく、こちらから出かけて行って多くの方々に楽しんでいただけるものであるということでもあります。仙台市では、移動天文観測車の機動性を理解をして、天文台を持っていながら導入を決め、現在では市内の各地から引っ張りだこだということでもあります。また、私が今回質問をさせていただきましたプラネタリウム館を含めての全体的な内容とも密接な関係があり、その活用方法の幅は大変大きいものがあるというふうに考えております。前回、教育長のご答弁は、今後調査、研究をしていきたい旨の内容でありましたが、その後1年を経過したわけですが、導入に向けて積極的な検討をいただいておりますというふうに伺っております。具体的な導入の見通しにつきまして、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

大きな2番目、小・中学校におけるいじめ問題についてお尋ねいたします。

この問題につきましては、午前中に伊藤正数議員の方からもご質問がございましたので、重複する部分につきましては割愛をして質問をさせていただきます。

いじめにつきましては、皆様方もご存じのとおり、毎日のように全国のどこかで問題化をし、最悪の場合は幼い命をみずから断つという、本当に痛ましい事態に発展をしております。平成4年度の青少年白書によりますと、全国の公立小学校2万4,557校のうち、いじめの発生している学校数は2,984校とされています。発生率12.2%、発生件数は7,718件、公立中学校の場合、1万595校のうち、発生している学校数は3,234校、発生率は30.5%、発生件数は1万1,922件となっております。傾向としまして、ピークでありました昭和60年前後のいじめ発生率は、小学校におきまして全国で52%、中学校で67%というふうに言われておりますので、それぞれ

現在においては減少傾向にあるというふうに言われておりますけれども、ただ単に件数が減少しているということだけで判断するのは妥当ではないというふうに考えます。また、最も新しいデータによりますと、昨年よりも最近ではまた増加傾向に転じているということが言われております。また、いじめの内容につきましては、小学校では1番がひやかし、からかい、2番が仲間はずれ、3番が暴力の順に多くなっております。中学校では、1番が暴力、2番がひやかし、からかい、3番が言葉での脅しというふうな順になっております。また、いじめは小学校から学年が進むにつれて多くなりまして、中学校1年生で最も多く、その後は学年が進むにつれて減少しています。このように全国的な数値と傾向は以上のとおりであります。四日市市における小・中学校の状況はどのようであり、その内容をどう分析し対処してみえるのか、お尋ねをいたします。

次に、同じいじめの関連であります。いじめの防止対策の基本原則として、早期発見・早期解消が大切なことは、皆様もご認識いただいていることでは、なぜいじめの早期発見が遅れるのでしょうか。子供たちは、小学校、中学校以上ともなりますと、善悪の判断は持っています。悪いこととは知りつつ、いけないこととは思いつつ悪いことをする。人に見つかればどうなるのかを十分にわかっているからこそ、それだけにいじめの発見が遅れがちになるということでもあります。また、ちょっと古いデータであります。全国の警察が昭和60年の1月から6月に扱った274件のいじめ事件の分析の結果、いじめられた子供の4割は、だれにも相談せずじっと我慢をしていたり、相談を持ちかけた教師の3割が助言を与えず、相談にのらないなど、悩む子供がほったらかしの状態であったと報告をされています。このことは非常に重要なことだと私は考えます。子供たちからの情報を早くキャッチし、的確に対応することが求められていると考えます。現在、四日市市の少年センターにおきまして、いじめ問題に限らず幅広く電話相談を設置していただいておりますが、こといじめに

関しては専用のホットラインを新設して、子供たちが気軽に電話できる体制をとって、いじめの直接的な当事者はもちろんのこと、それ以外の方々からの情報も得ることが大切であると思っておりますが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

大きな3番目としまして、さわやか行政施策についてお尋ねをいたします。

行政の文化化と言われて久しいわけですが、四日市市におきましても各種の取り組みを進めていただいていることと思っております。今回、さわやか行政施策の一環として、市役所1階ロビーにおいて行いますロビーミニコンサートについてお尋ねをいたします。

市役所のイメージは、とかく固く暗いイメージだとよく言われていますが、先ほど市川悦子議員もおっしゃいましたが、ことし、市役所の1階ロビー東に完成しました女性課は、もちろんそのネーミングはもとより、ちょっとおしゃれなつくりでありまして、ロビーのイメージアップにも大変大きな役割を果たしていると考えています。市民の皆さんに、さわやかで親しまれる市役所づくりのためにロビーミニコンサートを開催してはと考えます。具体的には、お昼休みの時間を利用して、市内在住の方々、あるいは職員の方々の中からご参加をいただき、ピアノ、バイオリン、フルートなど、どんな楽器でもいいと思うんですが、ミニコンサートを開催し、また自動ピアノ演奏機能を活用したりして、無人でも自動演奏での音楽を提供することも可能であるというふうに思います。また、市民の皆さん方の手軽な発表の場としてご活用いただけるわけでもありまして、ぜひ開催を望むところであります。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後、4番目に、ゆとり滞在型施設の整備についてお尋ねをいたします。

最近のアウトドアブームの中で、家族そろって自然の中でのびのびと過ごし、ホテルや旅館を利用した場合と比べ、費用が格安にあがることから、オートキャンプ場が大変人気をよんでいます。ちょっと写真を持ってまい

りましたが、今の写真は日本にある施設なんですけれども、92年のレジャー白書によりますと、余暇活動の潜在需要の1番が海外旅行、これが39%、2番が国内旅行16%、3番目にオートキャンプ場11%、4番目がゴルフ、5番目がスキー、このような順になっております。特に20代から30代にかけては、オートキャンプ場が国内旅行を抜きまして2番目にランクをされています。オートキャンプ場は、車でテントサイドまで直接乗りつけることが可能なキャンプ場のことでありまして、芝生などでテントサイドが区分をされ、その中には上下水道、家電製品が使える電源、あるいは温水シャワー、または露天ぶろなども備えられた施設も開設され、大変な盛況だと伺っております。

また、オートキャンプ場の収容人員であります、全国で31万人、一般のキャンプ場を含めましても83万人にすぎません。このためゴールデンウィークや夏休みに利用者が集中するため、この時期予約をとるのも難しく、施設自体がまだまだ不足しているというふうに言われています。このような現状の中、四日市にもぜひオートキャンプ場の整備が望まれるところであります。昨年の3月、商工部でまとめられました鈴鹿山麓レジャーレクリエーションエリア開発基本計画がありますが、その中に内部川エコロジーパーク計画として、オートキャンプ場の整備が触れられております。具体的整備に向けて早期に進めていただきたいわけですが、その点につきましてお考えをお聞かせいただきと思います。

また、より具体的な場所といたしましては、桜地区にありますスポーツランドであります、現在、デーキャンプができる設備が整備をされ、日曜日などは多くの方々にご利用いただいていることと思います。現在、小動物園やセンターハウスがあるわけですが、その付近の整備見直しを行うことにより、小規模ながら対応可能ではないかと考えますが、お考えを含めてお聞かせいただきたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまのご発言の第1番目の、四日市市におけるプラネタリウム館の運営についての五つの点についてのご質問にお答えをいたしたいと思います。

プラネタリウム館につきましては、昨年11月の開館以来、本年5月末現在で、観覧者数は4万2,317名ということで、月平均にいたしますと6,045名を数えまして、広く市民にご利用をいただいております。このプラネタリウム館は160席という限られた座席数でございまして、プラネタリウムとしては順調な利用者等があったものと理解しております。

1点目のご質問の上映内容につきましてでございますが、現在のところ1日4回の開館のうち、ご指摘がございましたようにアストロビジョンとプラネタリウム番組とを交互に上映をしておる状態でございます。これは大画面での迫力ある映画と、それから星空番組とそれぞれ選択をさせていただいて、楽しんでいただくための別番組として上映をしておるところでございますが、ただいまご発言もございましたように、来館者のご意見、ご要望等をも今後十分に考えまして、検討をしてみたいと存じます。ただ、両方とも40分ずつでございますので、一挙にしますと、ああいった広い画面でもございますので、見られる方の疲れの状態等も勘案しなければならないかと思ひますし、それらも含めまして検討をしてみたいと存じます。

なお、今後プラネタリウムの方につきましては、当初は開館間もないために自主制作が間に合いませんでしたので、既存のソフトを使って上映しておりますが、この6月からは自主作品による春番組というのを現在、上映しております。これにつきましては、身近な四日市の空の星ということを中心にしていきたいと考えておりますので、今後これらの夏・秋・冬という番組を順次制作して、親しみを持って見ていただけるようにしてい

たいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目につきましては、プラネタリウム館は博物館と若干その性格を異にしております、また先ほども申しましたように、座席にも限定がございます。したがって、現在、入場券を簡単な機械管理で販売している関係上、5階と1階とでそれぞれで発売いたしますと座席をオーバーしてしまうということもあって、かえって迷惑もかけるということで、1カ所で管理をして切符の販売を行っているというのが実情でございます。しかし、今、ご指摘がございましたように、今後、観覧者へのサービスという点も考えまして、そういった切符販売が違うところで自動的に管理できるシステム等の改良についても、それが可能かどうかといったようなことについても、考えていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、3点目のご質問の職員の運営でございますが、現在、職員は4名で運営をしております。ご指摘がございましたように、これらの職員につきまして、やがて異動といったようなこともあり得ることでございます。しかし、このプラネタリウム館におきましても、専門的知識を持った学芸員の配置が望まれるところでございまして、プラネタリウムの説明も、どちらかといえばなま解説といった方が親しみもあり、また見ていただく方もよく理解もしてもらえという点もでございます。そういった点で機械操作も相当複雑でございますし、そういった点を考えますと、かなり長期化した勤務をお願いしなくちゃならぬということもありますが、今言った異動のことも考えまして、4名の方の中でそういった技術がうまく受け継がれるように、あるいはそういった解説等についてもうまく受け継いでいけるような体制を考えながら、今後も十分配慮をまいりたいというふうに考えております。

それから、4点目のご質問でございますが、現在もあの屋上で観望会といったようなものも開催しているところでございますが、それへの参加者

もだんだんと増えてまいっております。そういうようなことで市民の方々の天文に対する興味、関心も次第に高まってきておると、こういったようなことがそういう点でもうかがえるわけでございます。こうした市民の方を中心として、博物館の支援協力組織としてボランティア活動による自主運営が可能な、ご指摘のような友の会といったようなものの組織化につきまして、近い将来というよりは近い時期にそれが結成できるのではないかと、そういった気運の高まりもございますので、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、5点目にご指摘の移動天文観測車でございますが、本年度教育委員会内で検討委員会を置きまして、いろいろの点で研究をしておるわけでございますが、移動天文観測車につきましては、現在、札幌、釧路、府中、仙台といったような各市でこれが導入され、先ほどご報告もありましたように、仙台等でも非常に喜ばれておるとのご報告でございました。私どもこういったような実態を調査させていただくとともに、その運営等の面についても、さらにはこれを導入した場合の所管、人員、メンテナンス、あるいは必要経費等の運営実態を、各市の実態を調査するとともに、本市においてこれを導入した場合どういうふうになるかといったようなことについても調査を行い、できればこの9月末までには一応のめどをつけて、その調査結果をまとめてみたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2番目にご質問になりましたいじめの問題でございますが、今日の午前中にも同様のご質問がございました。その節にも申し上げましたように、特に東京都中野区の控訴審の判決につきましては、私どもその節申し上げましたように、厳粛に受けとめていきたいと思っておりますし、それらの対応につきましても十分に参考とさせてもらって、再びそういったようなことの起こらない体制づくりについては、真剣に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

四日市におけるいじめの実態につきましては、毎月各学校から実態報告をいただき、またそれを年度別でまとめているところでございますが、平成2年度におきましては四日市で137件、平成3年度は169件、平成4年度は117件の報告が学校から上がっております。学年別でこれを見ますと、先ほどご発言がありましたように、やはり四日市の場合も中学校の1年、または2年生でこういったいじめが多く発生しておるといふ傾向も、全国と同じでございます。

いじめの対応につきましても、やはり四日市の場合もひやかし、あるいはからかいといったようなものが一番多く出ており、ついで暴力をふるうとか、あるいは仲間外れになるとかといったような、そういう対応になっております。

これらのいじめの発見の端緒は、四日市の場合は担任の教師の発見が最も多くなっておりますが、いじめられた児童・生徒からの訴えとか、あるいは他の児童及び保護者からの訴えも、かなりの割合を占めているのが実態でございます。これらのいじめに関しましては、午前中にも申し上げましたように、一人一人の悩みを早く見抜く、早期発見・早期対応といったようなことに今後も一層の努力を続けてまいりたいというふうに考えております。

次に、こういったいじめのホットラインの設置の件についてでございますが、現在も児童・生徒あるいは保護者といったような方々が、こういった種類の悩みなどを相談できるように、指導課に置いております人権担当参与であるとか、青少年課における担当者、特にこの教育センターにおいても人権担当を置いておりますが、そういったところでの教育相談を受けるようにしておりますし、さらには現在、中部地区市民センターに置いております少年センターにおきましては、電話番号を書いた小さいカレンダーでございますが、そこにそういった番号を記入したカードを全小・中学生に配付いたしてございまして、何かあったらこういうところで相談しな

さい、そういったようなのを各学校を通じて渡しておるところでございます。こうした相談に関しましては、現在のところ児童・生徒直接に相談を持ちかけるというのは非常に少なく、親からの相談が多くなっております。いじめは、何としても早期発見が大切でございますし、児童・生徒も気軽に相談できるよう、学校へも働きかけを強めてまいりたいというふうに思っております。学校におきましては、教育相談を定期的に、あるいは何かそういった雲行きを感じたときは随時に行い、教師との人間関係を深めるために、児童・生徒が気軽に相談できるよう取り組んでいるところでございます。

さらに、いじめや被害にかかる調査を全校的に行いまして、いわゆる被害調査というものでございますが、これは無記名で、相手の名前とかそういうプライバシーに関することは伏せて、被害に遭ったそういう状態等の調査を行ったりすることによって、そういった発見の端緒にもしていただいております。

そのほかにも児童会とか、あるいは生徒会といったようなものの活動をしておるわけでございますが、そういった中での児童同士で討論をするテーマにもこういった問題を取り上げて、仲間づくりを進めていったり、あるいは友達とか教師にも相談しやすい状況を生み出すことにも努めているところでございます。

いずれにしましても、いじめをなくするためには、やはりこれも午前中に少し触れさせていただきましたが、子供も教師もそういった対応を見て、何がいじめであるかといったようなことを見抜く、そういう鋭いといひますか、感覚を教師も生徒も持つということが大事なことかと思っております。したがって、ささいなことでも、あるいは生徒の行動の中の裏に潜んでいる心理といったようなものを見抜くことができる、そういう教師の資質の向上といったようなことと、子供たちが安心して、そういう事実があった場合には訴えられるような、そういう雰囲気づくりにも今後一層努めて

まいりたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、そういうふうにして一人一人を教師はよく知ることとともに、子供たちがお互いにそういった話し合える雰囲気づくりといったようなことにも特に意を用いながら、今後もこういったいじめによる悲惨な状態に至らないまでにこれを全部解決していくという気持ちでもって、今後に対応していきたいと存じておりますので、よろしくご理解のほど賜りたいと存じます。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） 3点目の市役所のロビーでのミニコンサートを文化化の面から考えてはどうかというご提言でございます。

ご質問にございましたように、本年1階の東側に女性課のルームをセットをいたしまして、これに伴いまして、来庁者が自由に閲覧していただけるような書棚、あるいはデザインを考慮した掲示板、またそれ以前から市民課の窓口におきましては、観葉植物等の配置などで、できる限り快適性を高めるように努力をしてきたところでございます。ご提案のピアノ中心、あるいはバイオリン等による、昼休み等を対象にしたミニコンサートが考えられないかというご提言でございますが、ご承知のように、女性課を設置いたしました関係で、西側の方にはロビーのいわゆるソファが非常に過密に置いてあるような状態でございます。昼休みの状況を見ますと、職員も含めましてほとんどいすがいっぱいになるように、昼の休みをそこでとっている。庁内全体を見回しますと、職員に対する休養室の整備もまだ行き届いておりませんので、そういった実態を何とか解消する方向に持っていくのも大きな課題であるというふうに思っております。ご提案の市の庁舎ロビーにおいてこういったものが実際にやれるかどうかということにつきましては、1階の市民課の事務につきましては、昼休みも職員の交代制によりまして窓口は休業なく行っておる関係もございますので、それらとの兼ね合いを考えますと、1階のロビーというのは必ずしも、可能

性として少し困難性があるのではないかなというふうに思っておりますが、音楽による快適性というものが人にとって非常に安らぎを与えるという点もあろうかと思っておりますので、現在は昼休みにはBGMを軽く流しておるわけでございますが、生演奏ということになりますと音の調整というものも非常に難しいかというふうに考えております。ご提案の趣旨を踏まえまして、他の公共施設のロビー、例えば、総合会館のロビー等をそれに充てて何か考えることができないだろうかというふうなことも研究してみたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 4点目のゆとり滞在型施設の整備につきましてご答弁を申し上げます。

オートキャンプ場につきましては、数年前から新しい身近なレジャーとして急激に関心が高まり、全国におきましては、約350カ所以上に上っておるわけございまして、オートキャンプを楽しむ人につきましても延べ300万世帯、1,300万人と言われておるところでございます。オートキャンプ場の魅力につきましてはご指摘のとおりでございまして、個別のスポーツとかレクリエーションの種目とは本質的に異なっておるわけございまして、生活そのものを持ち込むレジャーであること。また、年齢とか性別に関係なくだれもが楽しめ、費用が安いこと、家族ぐるみで参加できるレジャーであるなど、多くのメリットがあるわけございまして、経営的には収益性が低く、第三セクターなどの公営が約7割、民営が3割といった現状になっております。現在本市におきましては、滞在型の観光施設といたしまして、宮妻峡には市営宮妻峡ヒュッテとか、あるいは宮妻観光協会のバンガロー、テントサイトなどがあるわけございまして、これらにつきましても第6次基本計画の中で順次施設整備を図っていくことにしておりますが、ご指摘もございました鈴鹿山麓レジャーレクリエーションエリ

ア開発基本計画の中に位置づけておりますオートキャンプ場につきましては、水沢の千歳池周辺とか、あるいは水沢市有林を活用いたしまして、調査・研究をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

また、ご指摘のスポーツランドにおけるオートキャンプ場の整備につきましては、その敷地の大半が保安林に指定をされておまして、利用につきましては制限があるわけでございますが、地形的にも急傾斜地が多く、オートキャンプ場としての新たな施設スペースの確保は難しい状況でございます。したがって、四日市スポーツランドにつきましては、アスレチックコースの全面改装とか、あるいはサイクルモノレールの建設など、施設の充実に努めてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 中森慎二君。

○中森慎二君 ご答弁ありがとうございます。時間がありませんので、たくさん再質問したかったんですが、2点に絞って加藤市長の方からご意見をいただきたいと思っております。

移動天文観測車の件でございますが、市長の方も十分その必要性はご認識いただいておりますかと思うわけでありまして、この件につきまして導入の見通しと時期につきまして、市長のお考えをぜひともお聞かせをいただきたい、このように思います。

もう1点は、先ほどのロビーコンサートの件でございますが、市のイメージを変えていくということは、市の皆さん方みずからがもう一步を踏み出すということが非常に大切であろうと思うんです。この点につきましても、開催の意義も含めて簡単で結構でございますが、市長の方からコメントをいただければと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 第1点目の天文観測車でございますが、私も実は府中市でちゃんと見てまいりまして、運営状況も聞いてまいりました。この

運営につきましてかなり費用もかかることでありますので、そういったものを含めまして、全体を教育委員会の方で検討してもらっておるといふふうに思いますが、検討結果に基づいて、できるだけ早い機会に導入を図って、皆さん方のご期待におこたえをいたしたい、そういうふうに思っておりますので、ご理解をちょうだいいたしておきたいと思っております。

次に第2点目でございますが、確かにロビーのコンサートというのは、非常に忙しい中でのゆとりのための一つのいいご発想かなというふうに思いますが、場所をどうするか、その辺の問題の解決、それからそういうところへ来ていただく、演奏される方々の問題等を踏まえまして、今後さらに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 時間がまいりましたので、中森慎二君の質問はこの程度にとどめさせていただきます。

---

○議長（伊藤雅敏君） 本日はこの程度にとどめることといたします。

次回は、明日午前10時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後3時55分散会

会 議 録

第 4 日

(平成6年6月15日)

○議 事 日 程 第 4 号

平成6年6月15日(水) 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第52号ないし議案第64号 …………… 質疑・委員会付託

第3 議案第65号ないし議案第71号 …………… 説明・質疑  
委員会付託

議案第65号 工事請負契約の締結について  
－磯津第1ポンプ場放流管布設工事(その3)－

議案第66号 工事請負契約の締結について  
－羽津茂福1号幹線水路築造工事(その2)－

議案第67号 工事請負契約の締結について  
－羽津茂福3号幹線水路築造工事(その2)－

議案第68号 工事請負契約の締結について  
－午起雨水幹線管渠布設工事－

議案第69号 工事請負契約の締結について  
－桜污水1号幹線管渠布設工事(その1)－

議案第70号 工事請負契約の締結について  
－桜污水1号幹線管渠布設工事(その2)－

議案第71号 委託協定の締結について  
－桜污水1号幹線管渠布設工事－

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員(39名)

青 山 弘 忠

小 井 道 夫

石川勝彦  
 市川悦子  
 市川正徳  
 伊藤正数  
 伊藤雅敏  
 伊藤正巳  
 宇野長好  
 大島武雄  
 大谷茂生  
 小川政人  
 喜多野等  
 久保博正  
 桑原勇  
 小林博次  
 坂口正次  
 佐藤晃久  
 佐野光信  
 瀬川憲生  
 田中武行  
 田中俊行  
 谷口廣睦  
 土井数馬  
 豊田忠正  
 中森慎二  
 野崎洋  
 橋本茂  
 橋本増蔵

長谷川昭雄  
 日置記平  
 藤井浩治  
 古市元一  
 堀内弘士  
 益田力  
 水野和子  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗

野呂平和

○欠席議員（1名）

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	毛利道男
港	湾	梅木勇二
調	整	鎌田悟
市	長	公室長
計	画	推進部長
総	務	部長
財	政	部長
市	民	部長
保	健	福祉部長
商	工	部長
		佐々木龍夫
		川畑義之
		鈴木一美
		野呂修
		小畑廣次
		服部美次
		米津正夫

農林水産部長	須原賢治
環境部長	玉置泰生
都市計画部長	大橋実
建設部長	西田喜大
下水道部長	岡田幹夫
消防長	島村隆
病院事務長	谷口淳一
水道事業管理者	栗本春樹

---

教 育 長	丹羽 武
-------	------

---

代表監査委員	伊藤治郎
--------	------

---

○出席事務局職員

事務局 長	長谷川 昭彦
参事兼議事課長	伊藤 千秋
議事課長補佐	玉田 耕士
議事係 長	井上 紀久夫
主 事	濱田 信二
主 事	芝田 敏樹

---

午前10時1分開議

○議長（伊藤雅敏君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は37名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配付しました議事日程第4号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

---

日程第1 一般質問

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

谷口廣睦君。

〔谷口廣睦君登壇〕

○谷口廣睦君 おはようございます。

一般質問の最終日となってまいりますと、かなり重複した内容が多くなってくると思いますが、私もその辺については多少考えながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず1番目の財政部と収入役室の役割の問題については、その通告した中身の後に、来年度の予算編成をにらんで、今から1年何をなすべきかと、こういうことも括弧書きで入れておいたわけでございまして、理事者の皆さんについてはご承知だというふうに思います。

そういった中で、前段、やや今日における日本の経済論を少し私なりに話をさせてもらおうと思ったんですが、一般質問の初日に石川議員からかなり格調の高い経済見通し論を理路整然と訴えられましたので、それ以上のことを私が少しお話をしますと、少し私も落ちると思いますので、省かせていただきますが、いずれにいたしましても、今日における日本経済は、依然として回復基調もなく、全くの不鮮明なまま、国民の一人一人、あるいはまた住民一人一人が立ちを隠せないのではないかというふうに思います。

このような状況からいけば、恐らく来年度の予算編成については、財政収入については非常にはかり知れないほどの厳しいものがあるのではないかとこのように思います。そういうことで、少し先走って見ますと、四日市市の財政についても、市税の中で市民税、あるいはまた地方譲与税等に

ついてはかなりの落ち込みがあるのではないかなと、このように思います。かといって、本年度の予算の中においても、財政調整基金についても三十数億円の大規模な取り崩しを行い、あと三十数億円しか残っていないのではないかというふうに思いますし、また公債費比率についても、十五、六%が望ましいというふうな内容の中で、もう既に十二、三%の内容になっておる。こういうことからいけば、非常に厳しい状況になるのではないか。かといって、都市計画あるいは100周年の事業というものは、好景気、不景気に関係なくこれを推し進めていかなければならない、このように思うわけでありませう。

今、平成6年度の国家予算も、まだいまだにすっきりしていない中で、来年度の予算編成を論じるのは早計ではないかというふうに思われるかも知れませんが、決して私はそうではないと、これから7カ月、8カ月かけて、その当事者がいかに知恵を絞り、いかに汗をかいていくかということによって、その限られた財源の中でどう効率的な予算を組むか、こういうことになるのではないかというふうに思います。

財政部が予算編成をやる中で、予算編成をして執行をしてしまうと、その予算がいかに効率的に運用されているかどうかということについての追跡調査というものは、なかなかこれは難しい。そういうふうなことから、市の財政、財布を預かっておる収入役室、この収入役室がやはり歳出の個々の内容を的確につかんでおるわけでありませう。また、つかみ得るわけでありませう。そういうようなことで、また金融市場動向についても的確にその動向というものを把握する立場にある。大きな金額になりますと、収入役室も、入札等をやっておるようでありませうけれども、しかし、かなりこの辺で厳しいチェックをしながら、財政部とのコンタクト、いわゆる緊密な連携をとる中で、一つ一つが本当に有効な予算になるように、今から一つ一つ汗をかいていく、積み重ねていく、こういうことになるのではないかということで、私はその辺について、この本会議にもずっと座っていただ

いておっても、なかなかここへ答弁に立ってもらえない、毎日毎日睡魔と闘いながら、また人の答弁をいらいら聞きながらじっと座っていただいておりますのもどうかということ、若干の気を使って、毛利収入役にひとつここで篤とその財政論を一遍お聞かせをいただきたいなど。ちょっと聞いたところによると、毛利収入役も、ここへもし今日立っていただくということになれば8年ぶりになるそうでございますけれども、かといって余り長くないように、ひとつお願いをしておきたい。

また、野呂財政部長についても、新進気鋭の優秀な財政部長が、今回東京からこちらへ来られて、これから四日市市の財政基盤をどう整備していくかということでお骨折りをいただくと思うんですが、東京から見ておられた四日市市の財政と、現場に携わった一つの関係等で、これからどうしていくのかということも、ひとつお聞かせをいただければありがたいなど。これも余り長くないように、ちょっと簡単に結構でございますので、よろしくひとつお願いをしたいと思います。

次に、2番目の監査体制の内容ですが、監査体制の充実と、地方自治法の改正によって、今回、地方自治の行政内容についての監査体制がかなり強化をされ、あるいはまた大幅に改正されたというふうに思うわけでありませうけれども、そういった一連の中で、今回四日市市においても、かつて鬼の財政部長と言われた伊藤監査委員が常勤監査委員になられたわけでありませうけれども、私は、大いに期待をしているところでありませうが、監査委員が、あの人はええ人やなど、私の監査委員任期中も、かなり理事者の人からはちょっと陰ながらやじられた人もあるようでありませうけれども、監査委員がそんな、褒められるような監査委員ではあかぬわけなので、私は嫌われて結構だと思っていたんですが、そういうことで、ひとつこれからの四日市市の監査についてどのように、従来の監査からこれからどう変えていこうとされるのか。

また、市長の専任事項というものはあるにしても、監査委員が監査の及

ばない内容はこれからどの範囲なのか。例えば、社会福祉協議会にしたり、シルバー人材センターにしたり、生活環境公社にしたり、市の財政というのはかなりいっておるわけなんです。しかし、その内容といえ、ちょっと失礼なことを言うかもわからぬけれども、こらえていただくということになれば、委員会とか理事会でぱっぱと決められるような傾向もなきにしもあらず。そういうことからいけば、この辺についても市の監査委員が若干顔を出してもいいのではないかなと、監査権を突っ込んでもいいのではないかなと、このように思います。ですからこの辺についても、ひとつどこまで突っ込まれるのか、お聞きをしたい。

それからまた、補助金あるいは交付金、負担金、利子補給、こういったものも、随分私はこれはもう10年かかって言ってきたんです。効率的な補助金にしていきなさいと。3年、5年、10年たったら、その補助金が時代の趨勢によってかなり変わってくる。経済情勢に乗って変わってくる。そういうことになれば、ある程度思い切って、前任者がやったんやから今回もじゃあないわなというんじゃなくて、思い切った見直しもし、また新しくつけるものはつけていくということをやりたいということを、口が酸っぱくなるほど言ってきたわけなんです。ところが、なかなかこれはやれない。

こういうことからいけば、私はちょっと考えたんですが、監査室で監査でやっていかないと、これはもういかぬ。監査室の中で、個々に抜き取りでよるしいから、ちょっとどうかなと思うものについては、監査を中身まできちっとやって、そしてこれはどうかな、一考を要することかなというふうに思えば、だめだというふうには言えませんから、やはり監査所見の中に、この補助金については来年度は一考を要するというぐらいのことは、監査所見の中へ書いてもらってもいいのではないかな。そしてその監査所見を理事者の皆さんは見て、思い切って見直すなら見直すと、こういうことにしていかないと、なかなか補助金というのは断ち切れない。

元財政部長の鈴木総務部長もよく言われたけれども、いや、これはもう何遍かいろんなことをやって、こうなって、かなり効率的ですと何度もここで答弁されておったけれども、いまだにして、これが本当に市の財政を伴う、多くの市民の幸せを願う補助金かというような内容が一つ、二つあるわけなんです。もし絶対ないというなら、私は再質問の中で、こういう補助金も皆さんが理解されるような内容ですかということをはっきりさせていきたいと思いますが、いずれにしてもそういうことで、新しい監査制度の中で、ひとつ篤とお願いをしたいのと、このように思います。

また、伊藤監査委員もここへ立っていただくとなると、十何年ぶりのお立ちになると思いますが、ひとつよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、これまた3番目の効率という言葉の、効率という2文字の重みとその認識についてであります。

こういった問題については、私も常々思ったんですが、今回の質問全般にわたっても言えるわけなんです、役所の偉い人がしゃべられること、外部でも講演してしゃべられること、講演ということは余りないにしても、しゃべられること、あるいはまた文書の中にも、「効率」という言葉がやたらに出てくるんです。しかし、本当にこの効率という言葉が3,000人の職員がどれほどかみしめておられるのか。あるいは日々のデイリーワーク的な仕事の中で、どれだけその2文字というものをかみしめながら仕事しておられるかということになると、私はいささか疑問がある、こういうふうに思うわけあります。

今、各企業では、企業のことを引用しては悪いんですが、各企業で競争原理、コスト原理というものを頭から外しては何にも進まないわけです。絶えず一人一人の人がそういったものを頭に描きながら、大きな社会の荒波を受けながら、頑張っておるわけあります。しかし、私は、そういう企業出身でありますから、全くその企業の思想をそのまま役所のこういう

業務の中へ植えつけようとはしない。なかなかそれとこれとは一緒になることはできないというように思います。けれども、多少なりともそのぐらいの荒波にあるかということぐらいは、社会の荒波の、ここだけでもいいから、かみしめながら、管理者の皆さんも職員の皆さんも、一つ一つの業務に携わっていただきたいな、こういうふう思うわけでありませう。

そこで、先日もどなたか議員さんがおっしゃられましたけれども、各企業の中でリストラ、リストラという言葉が盛んに出てくるけれども、このリストラという言葉は、私は英語に弱いからちょっと字引も引っ張って見たんですが、このリストラという言葉は日本語に直すとかなり幅が広いです。そういうことから、今、この四日市市、あるいは三重郡を含めて近隣市町村の中から、かなり厳しいリストラの中から、九州の大分、あるいは京浜、こういうところへ、四日市周辺から1,000人ぐらいの方が出稼ぎに出ていっているわけでありませう。出稼ぎに出ていって、その先でいろんな貴重な所得を得て、そして四日市市の財政に持ってくるわけなんでしょう。

そういうことからいけば、ちょっと脱線するかわかりませんが、今、大体私の関係するT社においても、約200人の方が応援に行っておるわけでありませう。その応援に行った先で、帰ってこられた人にちょっと聞いてみますと、1時間の残業をするのにも、主任、課長、製造長、その辺の人たちから、どういう製版で、どういう納期で、どういう中身で遅れておるから1時間残業させてくださいという許可を得ないと、1時間の残業ができない。しかも半年から応援に行っておると、煙突を2本立てれば、それだけの経費もかかる。若干の経費はいただくにしても、それだけの経費がかかって、少し残業してでも潤いたいなと思っても、その1時間の残業をするにしても、そのぐらい厳しい状況の中で残業をしておるんです。

ところが、その人たちが久しぶりに四日市へ帰ってきて、四日市駅周辺の喫茶店で、久しぶりに友人と会話をしておる中で、ちょっとこれは余談になって、もし差し支えがあればお許しをいただきたいと思いますが、四

日市市役所の職員らしき人たちが、横で会話をしておるのを聞いておたら、年齢にして三十二、三歳とは言っておりましたけれども、我が家の会計をやっていくためには、平均40時間ぐらいの残業をしていかないと持たぬと、こういうような発言が平然として行われておたということを、その人が聞いて、我々の血の出るような思いで得てきた所得からの税金をそのような形で使われておるということになれば、市の効率という言葉は一体どこにあるんだろうか。谷口、おまえも市会議員なら、一言ぐらい声を高くして言ってこいよということを、私は言われました。

なるほど、確かにそういう人たちのことを思えば、いま一步何かしらの役所の、時間外勤務の問題についてもどなたかが触れられましたけれども、少し気にしていただいてもいいんじゃないかなと、このように思います。

また、書類整理の一つにしてもそうなんです。フロアが狭くなった、フロアが狭くなったと言うけれども、この課で一つしか要らないような書類を、その課員の人みんなが持って、みんながいっぱいになっておるんです。そんなものは紙一つか二つどこかへちょっとファイルしておけば、要ることになれば、それをみんなが共通して見ればいいわけなんでしょう。そういうことを徹底してやることができれば、四日市市役所の11階までのフロアの中で、一つのフロアぐらい簡単にあいてくる。やる気があれば。そういうふうなことで、ひとつこれを機会にして、どなたか、これはどなたに答弁をしてくれということはお求めませんが、谷口、そんなことないぞと、四日市市もこういうことをいろいろやっておる、あるいはこれからいろいろやっていきたいという人がこの中にいれば、その方に答弁をお願いしたいと思います。

それから次に、4番目の諏訪公園内の旧図書館の活用の問題についてありますが、この問題については、既に中核文化施設の問題について、伊藤正数議員が触れられました。私も、またこれはこの3月議会にも、石川

議員が郷土の文化施設等の有効活用というか、注目度についてご質問をされております。私も、62年の9月議会で、郷土の文化遺産の問題について質問をさせていただきました。その中で一つの例として、諏訪公園の中にある旧図書館、これを何とかいい活用をすることはできないだろうか。先日もCTYのテレビを見ておりましたら、歩け歩け運動の人たちがあの前を通って、懐かしそうに、あの小便小僧を見て、我々が子供の時分には、この小便小僧からいいあれが出ておった、懐かしいな、この建物は何でというようないろいろ言うておられました。それがCTYに流れておりましたけれども、そういうことで、私もはっとまた気がついて、いつかこれが質問して、あれから一体どうなっておるんだらうかと、こういうふうに思ったわけです。

そのときの前岡田教育長は、議事録には載っておりませんが、私が質問した後で、「谷口さんあれは前向きに検討させていただきます。今、丹羽文雄記念館がいろんな形でささやかれておる。ですから、できたらあれを丹羽文雄氏の記念館にしていきたい。期待してください」と、こういうことを言われたんです。62年ですよ。それからこの12月の委員会で、公園問題で少し議論がありました。そこで私はちらっと聞いておいたら、公園担当者がその議論の中で、いやあれはね、諏訪公園の中で軽食堂につくっていきたいと思うんですわと、けろっとそういったことが、何の抵抗もなく出てくるわけなんです。

一体理事者のこの本会議における答弁の重さというのはどこにあるのかということ、私は少し疑問に思ったわけでありまして。教育長、その辺についてしかりとひとつ私に聞かせていただきたい。どうしていくのかということ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、JRの貨物ヤードの移転問題については、これは困りました。私もこの通告の下に、四日市ドーム（仮称）建設に伴うアクセス問題についてということも括弧書きで通告してありますので、理事者の皆さんも、そ

れはそれなりにかみしめていただいていると思いますが、しかし、この問題については既に小井議員、日置議員、小林議員がそれなりの角度からいろいろ質問もされております。

しかし、これ今この傍聴に来ていただいております羽津地区の連合自治会の三役の方も、関心を持って来ておられるわけなんです。そういうことで、じゃ、これ私どうやって質問したらええのかなと。

私が率直にこの質問をしようかなと思ったときには、皆さんの質問を聞く前には、いわゆる四日市市の土地利用全体の計画論の中で、いわゆる霞の駅の貨物ヤードの移転問題があそこにあるということの中からいろんな問題があつて、河原田へ今度は矛先が変わった。じゃ、あとどういふような土地利用をしていくのか、あるいはまたその後、この3月議会で市長が河原田地区への移転は断念した。こういうふうに聞かされた。

そして今回この議会の中で、小井議員からは、政治生命をかけてでもこれは反対するぞと、そうすると、いつの間にここに決まったのかと、いつの間にそれ霞に決まったんかなという疑問が、私には出たわけでありまして。しかし、議員が政治生命をかけるということは、よほどのことではないことにはかけられないわけです。そう何遍も言えることと違ひますわな。そういうことの中で、政治生命をかけるということとどんと頭からかぶせられると、同じ地区の議員として、おれどうやって言うていいのかわけわからぬ。困ったな、ここでおれ賛成と言ったら、あほうってまたしかられるかわからぬしね。

そうかと思うと、小林議員も少し触れられましたけれども、わしはどっちかという、小林議員の意見が正しいのかなと、こういうふうに思うわけです。

ですから、通告の内容とはちょっと外れると思いますが、JR四日市駅周辺については、高架問題、あるいはまた港からJR四日市駅周辺の開発というものは、もう四日市にとってはどうしても必須議題なんです。これ

を外して何にも言えないわけなんです。どうしてもやっていかなければならぬ。どうしても貨物ヤードというのはどこかへ移転をしなければならぬ。そうなりますと、今これ飛行機から見たって、川北あたり、そして霞、午起、河原田、四つぐらいですわな。これぐらいのところしか土地がないわけやから。

そうすると、その中のどこかということになれば、どっかへはこれ行かぬならぬだろう。しかし、何かのものが先に先行している。ひとり走りしておるわけなんです。まるっきり産廃の基地でも来るように、全くどえらいもう公害的なものが来るようなイメージが先に、きのうの小井議員の話でも聞いていると、そのように感じ取るわけです。じゃ、今の貨物ヤードが従来の昔からのあの貨物ヤードそのままがどんと来るということでもなさそうですし、どこへ行ったって。それでまた、昔とは、輸送体制も変わってきておる。今は陸上輸送がほとんどになってきて、JRに依存する内容も、昔から見るとかなり縮小もされておると思うんです。

であるんなら、そういったJRの貨物ヤードを移転するなら、このくらいの規模で、このような内容がこの地区にひとつふさわしい。しかし、イメージ的にはそういうものが来ては困るという感じがなきにしもあらずであるのなら、これをここへ持っていくから、この地区についてはこのような都市開発をしていきます、あるいはまた、このような交通機関なんかも整備していきます。そういうものが先にちゃんと練られて、そういうものを先行させて、その後こういうことでどうですかと言ってからいろんな話が出るのならいいですよ。けれども、何でそんなんでやられると、政治生命と言われると、私も物の言い方がのうなってくるわけです。

そういうことで、私は霞の土地については、単なるギャンブル施設のことだけではなくて、全体をレジャー施設的な方向で開発をしていってはどうですかということも、3月議会の代表質問の中で申し上げました。先般来、この四日市ドームの建設に伴うアクセスの問題について、交通体系の

問題が3人の議員さんからもいろいろ出ました。市長公室長は短期的にはこういうこと、長期的にはこういうことと簡単に言われるけれども、そう生易しい問題ではありませんよ。これを解決しようとしたら、かなりの財源もいるし、かなりの決意でやらないとできませんよ。もし万が一、万が一ですけれども、羽津地区にでも来るということになると、あの踏切はもう往来でほとんど遮断機はおろしっ放しになって、西東の往来はほとんどできやぬようになってくる。そうなってくると、国道23号を控えて、地下道でもばっと行って、そしてドームの交通体系、いろんなことにもあわせてやっていくと、こういうことにしていけないといけません。

こういうことで、私はこの問題については、それこそ市長がね、これこそわしは政治生命をかけてやる仕事だというぐらいのことはね、それを言えるにはそれだけの背景の下地をちゃんとつくって、そして披瀝をしてやっていただきたいと、このように思いますので、少し言葉もきつくなりましたことをお許しいただきたいと思います。

次に、いよいよ最後であります。これはずっと言ってきた流れの一つであります。市長の任期途中、いわゆるちょうど中間点よりちょっとまだ手前ですが、その中間点を迎えて、いろんなことを考えてみますと、今役所の中で、各部局がいろんなプロジェクトが、いろんなことで、私は今回この質問でも、今までに私が言ったことない、あるいはまた行政上特に、個々の現象面に対する質問から外したのは、どこの部署でも、福祉にしたって建設にしたって、下水にしたって環境にしたって、一つのを私は勉強したい、どどこで地区でひとつ講演をしたいから何か資料でもいただいけませんかという、全く立派なものができておる。もうこのとおりいったら、こんなもの我々がひとつ、これはあかぬではないかという、裏側から見れるようなことはほとんどない。財政も含めながらいろんな形で、多少趣は違いますよ。けれども、いろんな形で構想というものを見た場合には、かなり立派なものができておるわけなんです。

けれども、それを一つ一つ遂行していく中で、市長も今回出られたときに、いろいろ公約もされた。けれども今現在、ちょっと私も市長頑張ってくださいといってよいしょをした、大きな責任の一人と思っておるわけですが、しかし、ちらちら聞いておると、どうもいま一つびりとしたものがないかと、響いてこないかと。市長怒らんといてくださいよ、率直な意見ですから。怒って、後で答弁でがっと言われると、私もちょっと立場がないので、どうも響きがない。

それはなぜかな。私たち議会人がそういう響きがないということは、市民の皆さんもないということとイコールなんです。当然なんです。そういうことを、なぜかなということをも自分も静かに、冷静に判断をしてみますと、個々の内容が、これは我々議員も、市長も同じなんです。選挙という物理的な工程を経なければならぬ者は、必然的にそういう声というのは、ええか悪いか聞かなければならぬと思うんですが、もはや市長の次の改選は市長はどうなんかな、どうのこうのというような議論、そういうことがもうちらちらあちこちから出てくる。それをもう一つ裏返してみると、ちょっとこれ言いにくいかわからぬ、もし差し支えがあればお許しをいただきたいと思うんですが、この幹部職員の中からも、市長とのすき間風が多少あるのではないかなということをも私はちょっと感じるわけです。いろんな行政上の遂行一つ見てみても、この貨物ヤードにしたってそうなんです。あるいは四日市ドームの問題にしたってそうなんです。時間がないので、余り個々の問題には触れられませんが、個々の大きな一つの問題を見ても、何かひとつちぐはぐな面があるのではないかと、こういうふうに思います。

そういうことからいけば、どうかなと、市長は我々28万市民が、この4年間、住みよい四日市、あすの四日市をどうぞつくってください、あなたに強力なリーダーシップを預けてやってほしいですよということで、託したわけなんです。何の遠慮も要らないわけなんです。ところが、もうあと

一、二年ここにおれば、次の第二の人生の場所をちゃんとつくってくれるでええわというような気持ちが職員の中に少しでもあるとするんなら、たとえ任期の途中であっても、更迭してでもぱっとやっていくぐらいの気力で、私は市長に頑張ってもらいたい。こういうふうに思うわけでありませう。

市長なり、管理者の皆さんが頭の隅で、少しでもそういう緩みがあるとするんなら、この3,000人の職員に与える影響ははかり知れないものがあるわけなんです。だだだっとならぬでいくわけなんです。幾ら立派な絵を描いたって、今言ったように効率的な仕事というのはできないわけなんです。

ですから市長、一遍この辺で中間点を迎えて、おれはこうしてやっていくんだ、このような気持ちで3,000人の職員を引っ張って行って、明日の四日市を発展させていくんだということで、どっどひとつ汗をかいていただきたいと思います。そういう汗が我々にもとととととと響いてくるなら、また次市長も、もうそこまでは私もちょっとよう言わぬけれども。まあ余り脱線しても申しわけないので、いずれにしても、これで私の質問は終わりますが、どうぞひとつ、少し汚い口になった点についてはおわびを申し上げ、また失礼な言葉があったことについてはおわびを申し上げながら、私の意の含んであるところについて篤とひとつ理事者の皆さんのお考えを聞かせていただきたい。このように思います。

○議長（伊藤雅敏君） 収入役。

〔収入役（毛利道男君）登壇〕

○収入役（毛利道男君） まず、収入役に就任いたしましたから8年ぶりにお答えをさせていただく機会を与えていただきまして、谷口議員に厚くお礼を申し上げたいと思います。

さて、ただいまのご質問、非常にいろいろたくさんちょうだいしたわけでございますけれども、その中の最初の財政部、収入役室、来年度予算を控えて、どうするのかと、もっとしっかりしたらどうかというような、要約すればそういうご指摘だったと思いますけれども、私の後でまた財政部

長がいろいろご答弁申し上げますけれども、せっかくのご指名でございますので、私からも少し収入役室の役割を含めてお答えを申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、収入役室の業務と申しますのは、これは地方自治法に基づきまして、会計事務の公正な処理を確保するために、長、いわゆるこれは市長でございますけれども、市長の予算執行部門から独立をいたしまして、収入それから支出の事務を収入役の権限と責任のもとにとり行っておるわけでございますが、その内容を少し具体的に申し上げますと、市長の命令に基づきまして、現金、物品、有価証券の出納保管、それから支出負担行為の確認とか、決算調書の作成等が主な仕事でございます。こうした業務は、予算それからこれらの執行、決算といった一連の流れの中で、財政部はもとよりでございますけれども、関係部局との緊密な連携を図りながら、その役割を担ってきているところでございます。

ところで、先ほど谷口議員からご指摘もございましたように、今極めて我が国は厳しい経済状況下に置かれておるわけでございますけれども、にもかかわりませず、一方では、また住民の方々から極めて複雑多様化した行政需要にこたえるべき諸施策をどう積極的に進めていったらいいんだろうというふうなことも大きな課題となっておりますのでございます。

先般来、この本議会を通じまして、各議員の方からも数多くのいろんなご要望、ご指摘が出ておるわけでございますけれども、そういった諸事業をいかにこなしていくかということも大きな課題だというふうに考えております。

したがって、こうした諸事業の円滑な推進を図っていくということはもちろんでございますけれども、収入役室といたしましては、市全般のこれらの事業に付随をいたします会計事務を、いかに正確に、また迅速に処理するかということも市民の皆さんへのサービスの一つではないかというふうに理解しておるわけでございます。

そこで本市では、平成3年度からでございますけれども、全庁的に会計事務の合理化を図りますために、予算の執行状況とか歳入・歳出管理、決算、それから物品管理等の財務会計システムの導入を図ってまいりました結果、事業の進捗状況、それから予算の執行管理状況等をリアルタイムで把握することができるというふうな成果が出てきたわけでございます。

しかし、今、谷口議員からご指摘を賜りました数々の点は極めて貴重なご意見と承りまして、今後は収入役室としても、収入役室あるいは財政部において取り入れた有用な情報というものを定期的に相互に調整会議等で交換をいたしまして、従来にも増してよりよい意思の疎通を図って、予算編成上の資料の提供及び執行管理に的確に反映させてまいりたいと、こういうふうに考えております。と同時に、さらに本年度から始まりました第6次基本計画の推進に向けまして、効果的な予算執行が行えますよう、今後とも収入役室と財政部との緊密な連携のもとに、各部局に対して十分指導をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、こうした長引く不況のもと、市の苦しい財政をいかに健全に管理して運用していくかということにつきましては、ひとり収入役室あるいは財政部のみの問題としてとどめることなしに、全職員がただいまのご意見を真摯に受けとめまして、一丸となって対処してまいらねばならないというふうに考えておりますので、今後ともぜひよろしくご指導を賜りますようお願いを申し上げます。簡単でございますけれども、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 財政部長。

〔財政部長（野呂 修君）登壇〕

○財政部長（野呂 修君） ただいま収入役から、財政部と収入役室の役割とコミュニケーションについてご説明をさせていただきましたけれども、財政部としての答弁を若干させていただきます。

予算というのは、編成作業が終わりますと、財政部の手を完全に離れて

しまうというものではございませんで、出納整理を経て決算に至るまでの間、財政当局によりまして適切に執行管理がされなければならないということは、もう申すまでもないところだと思います。

したがって、財政部といたしましては、予算に計上された事業が、単に予算編成の際に決められた内容どおりに実施されているかどうかといった、そういう表面的な、あるいは形式的な事柄の確認をするのみでなくて、四日市を取り巻く情勢の変化などを十分に見きわめ、最も、効率的という言葉がすぐ出てくるというふうにちょっと言われたんで、使いにくいんですが、最も効率的な予算の執行が行われるように、調整、コントロールをしていく必要がございます。

このような考え方のもとに、財政部といたしましては、四日市市予算の編成及び執行に関する規則というのがあるんですが、そういう所定のルールに基づきまして、予算の執行計画であるとか、予算の配当、流用などについて厳格に管理をしてきているつもりでございます。

このように予算の執行管理におきましては、先ほど収入役の答弁にもありましたとおり、収入役室が行う会計面からの歳入の調定であるとか出納、支出負担行為であるとか支払いの手続など、厳格にチェックをしていただいているわけですが、それと同時に財政面からも行うというふうに、両面から行われているわけですが、そのほかにも資金計画におきましても、あらかじめ収入役室と財政部とが協議をいたしまして、起債の前借りを行ったりして収支の均衡に努めておりますし、また、縁故債の利率の決定等に当たりますとも、双方が協議を行って、それから収入役室の方で相手方の銀行と交渉を行っていただいております。

こういうふうに、収入役室と財政部というのは、いわば車の両輪のような関係だと思いますし、今後とも収入役室との連携を一層密にするために、ご指摘いただきましたように、定期的な会合などを持ちながら、より効率的な資金運用、予算の執行管理に努めてまいりたいと、このように考えて

おります。

ご指摘いただきましたように、平成7年度の予算も、戦後最長となる、どうも37カ月になったんじゃないかと思いますが、そういう長期の経済不況のもとでは、さらに厳しいものとならざるを得ないのは当然だと思います。したがって、予算を執行するのは市役所の全部局でございますので、今までにも増して、あらゆる事務事業の節減、合理化などを全庁挙げて取り組んで、この難局を乗り切っていかなければならないというふうに考えておりますので、どうかよろしくご指導をいただきたいと、かように思います。

○議長（伊藤雅敏君） 代表監査委員。

〔代表監査委員（伊藤治郎君）登壇〕

○代表監査委員（伊藤治郎君） ご質問をいただきました監査に関連いたしまして、お答えをさせていただきますと思います。

先ほど私どもに対しまして、叱咤激励をちょうだいいたしました。真摯な気持ちで謙虚に受けとめまして、今後の監査業務に反映をさせてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

ご指摘のとおり、平成3年度の地方自治法の改正によりまして、監査の範囲が大幅に拡大をされたことは、既にご承知のとおりだと思います。従来は、財務監査に限定をされておったわけでございますが、これがこの権限と申しますか、裏返せば監査委員としての義務の拡大、こういうふうに認識しておるわけでございますが、二つございます。

一つは、先ほど申し上げましたように、従来の財務監査、財務会計監査というのは、非常に狭い範囲から大きくなったわけでございますが、一つは行政監査を実施しなければならない義務と責任を与えられた。

二つ目につきましては、いわゆる機関委任事務、団体委任事務、これは従来禁止されておったわけでございますけれども、この機関委任事務、団体委任事務、具体的に申し上げますと、戸籍、国保年金、あるいは生活保

護、その他河川管理、いろんな分野で機関委任事務を任されておるわけ  
でございます。具体的にはどのくらいか。市役所の全体の仕事の中で、機関  
委任事務、団体委任事務というものはどのくらいあるのか。正確には、一  
応精査いたしました。割合までは非常に難しい。一説によりますと50%、  
一説によりますと80%が機関委任事務、団体委任事務である。したがって、  
個々の自治体の固有事務、いわゆる団体事務は3割から4割ぐらいじゃな  
かろうかという説もあるわけございまして、私の感じといたしましては  
60%から70%ぐらいが機関委任事務ではなかろうか、そんな感じを持って  
おるわけでございます。

そういった二つの改正がなされまして、非常に大きな義務、責任が我々  
の肩にどさっとかぶってきたと、こういう感じを受けておる次第でござい  
ます。しかしながら、改正された以上、そんなことは言っておれませんの  
で、我々監査委員としましては、この法律改正の趣旨に即して、腰を据え  
て、腹をくくって、大胆かつ的確な監査行政を粛々と進めてまいる決意で  
ございます。

それでは、平成3年度に改正されて、その後どういことをやってきた  
のか、今後どういことをするのかというご質問でございますが、ただい  
まのところ六つございます。既に六つとも実施いたしております。

最初の三つにつきましては、内部事務的な問題でございますので、時間  
の関係もございまして、これは省略いたしますが、概略申し上げますと、  
内部事務の強化拡充。従来より厳しくやると、こういうことでございます。

それから四つ目でございますが、四つ目といたしましては、監査時に監  
査記録をとる。こういうことでございます。監査の場等では、監査委員が  
4名並んでおります。その前に受ける方が並ばれます。説明がありまして、  
その後いろんな角度から、360度の角度から、監査委員から相当踏み込ん  
だ、突っ込んだ質問、それから意見、こういったことが矢継ぎ早に出ます。  
私も経験がございまして、監査を受ける身となりますと、非常に緊張いた

します。したがって、質問に対する答えも上のそら、あるいは監査が終  
わったら、緊張の余り忘れてしまうということもしばしばあるわけござ  
います。忘れてもらっちゃ困るということでございますし、せっかくいい  
答弁をしていただいても、忘れてもらっては困るということと、もう一つ  
は、翌年4月1日、配転でどっかへ行ってしまふ。次は新しい人が来る。  
つまり、事務事業の一貫性に欠けることもなきにしもあらず。で、新しい  
人にまた一からやってもらわなければならぬということでも困りますので、  
そういった意味も含めて、質問内容、答弁の内容等につきまして、本会議  
のようなこういう正確な議事録はとれませんにしても、お互いの発言要旨  
を議事録として残したい。これは既に実施をいたしております。

それから、五つ目でございますが、これは先ほどのご発言の中にもござ  
いしましたが、平成6年度におきまして、助成行政を特に取り上げました。

○議長（伊藤雅敏君） できるだけ簡潔に。

○監査委員（伊藤治郎君） 助成行政を特に取り上げまして、これを監査  
のテーマといたした次第でございます。

一昨日もご発言がございましたように、一たんできたものは、時代が変  
わってもそのまま生かしておく、これではよろしくない。社会情勢、経済  
情勢が変化すれば、それに即応した措置が必要ではなかろうか。そういう  
観点からこれを取り上げたわけございまして、このことにつきましては、  
今後、来年度、再来年度、いろんなテーマを取り上げまして、監査の対象  
にいたしたい、かように考えております。

それから、もちろん各種の未納金、こういったものの処理につきましても  
取り上げてまいる所存でございます。

最後になりましたが、六つ目でございます。これは事務的な調整という  
ことになろうかと思いますが、監査をいたしましたら、一定期間の後に監  
査結果の公表、つまり、例えば悪うございますが、通信簿を差し上げます。  
その通信簿につきまして、従来は大体甲の下か乙の上ぐらいの評価をいた

しておたわけでございますが、今後は甲もあるかわりに、丙も丁の評価もつけさせていただきついででございます。具体的な表現で、甲乙丙というような表現はいたしません、例えば、この件につきましては年度を限って廃止をされたい、これは丁に該当するかと思います。あるいは、年度を限りまして、このことについてはこういうふうに変更をされたい、希望するというようなことは、丁の上か、あるいは丙の下に該当するんじゃないだろうか、そういうことを考えておる次第でございます、学校と違いますので、丙丁ばかりもらっておりまして、落第することはございません。むしろ、恐らくそういう方はお見えにならぬと思いますが、毎年毎年丙丁の通信簿をいただいております方がもしおられるとするならば、繰り上げ卒業証書を差し上げたい。かように考えておる次第でございます。

○議長（伊藤雅敏君） 簡潔に。

○監査委員（伊藤治郎君） それから、監査権限の及ばないことをどうするのかということでございますが、監査権限の及ばない範囲につきましては、予算の編成権、それから議会提出権、議会におかれましては、これを審議する権利、議決、あるいは否決、補正予算も含めまして、その他の市長から提出されます諸案に対しましてのそういった権限につきましては、監査権は及びません。さらに、人事権につきましても監査権は及びませんのでございます。

もう一つ、政策につきましても監査権は及びません。本市には基本構想がございます。それから、それを実現するための基本計画もございますが、これらにつきましても監査権は及びません。これを審議、議決される権限は議会におありでございます、議会が行政をチェックする権限というのは絶大なものがございますので、我々といたしましては、議会のチェック機能に期待するしか方法はないわけでございます。

それから、まことに申しわけないんですが、もう一つ。いずれにいたしましても、私ども監査委員が幾らしゃかりきになって頑張りましたも、執

行部の責任ある立場におられる課長さん、部長さんが積極的にご協力をいただかなければ効果は上がりません。効果が上がらないということは、地方自治の本旨でございます住民福祉の向上につながらない。これじゃ困るということでございますので、積極的なひとつご努力をお願いを申し上げますとともに、申し上げるまでもなく、議会からも2名の監査委員さんにおいでいただきまして、大変ご苦勞をおかけしておるわけでございますので、そういう意味も含めまして、議会の皆様方の絶大なご支援を心からお願い申し上げます、終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 理事者の方に申し上げます。残り時間が非常に少なくなっておりますので、答弁は簡潔に願います。

加藤助役。

〔助役（加藤宣雄君）登壇〕

○助役（加藤宣雄君） 3番目の「効率」という意味を全職員がいかにかに認識し、かみしめているかということ、行政各般にわたりましてのご質問にお答え申し上げたいと存じます。

民間企業を初め、各種団体において、経営の効率化に関し懸命な努力が図られておることについて、我々も十分認識はいたしておるところでございますが、このような厳しい情勢下でございます、地方自治体である本市におきまして、職員の果たすべき役割と責任というものは、従来にも増して大きく、限られた行財政資源のもとで、新しい行政需要に即応して、市民の福祉向上と各種事業の円滑な推進を目指し、さらに努力しなければならないことは指摘のとおりでございます。

最小の経費で最大の効果を上げるということは、自治体の当然の命題であるわけでございます。また、市職員個人に至るまで、今日の自治体が置かれている状況を十分にしゃくいたしまして、みずから課せられた責務を見直して、事務遂行に精励努力することが肝要であると認識いたしております。

本市におきましては、行財政の基本でございます四日市市行財政改革大綱、それからその具体的なプログラムでございます第4次行財政改善整備計画の各部門におきまして、真の効率化を目指し、努力をいたしております。

特に、第4次計画の策定項目では、職員研修の充実につきまして、管理職には企業感覚を学ぶ研修内容をより多く取り入れておりますし、また、地域間競争の時代に対応できる政策形成やコスト意識の感覚を研修の題目といたしております。また、一般職員に対しては、新しい知識・技術の習得、それから職場への展開を目指して、事務能率の増進についての研修をいたしております。

時間外勤務につきましてのご指摘がございましたが、特にこの点につきましては、健康管理、あるいは事務効率の向上を図りながらの短縮に努めてまいりたいと思っておりますし、特に管理監督者の指示命令の徹底ということが大切かと思っております。

また、書類の整理整頓につきましてご指摘がございましたが、これについても行政文書のA版化にあわせて、保存、管理等を見直しまして、文書の共有化、あるいは不要文書の廃棄等、効率ある手段を明示しながら鋭意取り組んでまいり所存でございます。

ご指摘を受けました点、職員一同認識して今後行政に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご質問のございました諏訪公園内の旧図書館の活用についてでございますが、時間も切迫しておりますので、ごく簡単に申させていただきます。

あの建物は、昭和4年に建られて、もう既に65年を経しております。しかし、三重県にとっても非常に貴重な建造物になっておりますので、近々、

いわゆる歴史的建造物の調査をいたします。それによりまして、その老朽度とかそういうのも調査してまいりたいと思っておりますが、いずれにしても貴重な建物でございますので、現在使われておる子供の家の主管である保健福祉部、あるいは市民部とも協議の上で、どういった保存の仕方をしていくかについては、今後協議を重ねていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 奥山助役。

〔助役（奥山武助君）登壇〕

○助役（奥山武助君） JR貨物ヤードの移転先の問題につきましては、過日も小井議員のご質問にございましたように、ご答弁のとおりでございますが、今後、限られた候補地でございます。こういう中で、地域全体のまちづくりにつきまして十分検討した中におきまして結論をつけていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、これに関連いたしまして、ドームに対するアクセスの問題でございますが、基本的には近鉄やJR等の公共交通機関の利用ということを考えておりますが、また、これからのバス輸送等、また自動車の乗り入れ等につきまして、国道23号だけでは渋滞解消ができないということは十分承知をいたしております。そういうことから、海蔵川の北側に接しております都市計画道路、三重橋垂坂線の立体交差化など、これにつきまして、長期、短期について、また、北側の交差点につきましても、その交差点の改良等についても十分検討を講じてまいり所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第6番目のご質問にお答えを申し上げます。時間がないので、簡単にお答えをさせていただきたいと思っております。

市長という職は、私は選挙で選ばれた職である。したがって、選ばれる

前には、それなりにまちづくりについて、この4年間何をするかということについて、選挙をなさる市民の皆様方のご理解をいただきまして、市長職をやらせていただいております。

したがって、それらのお約束を果たすことができるかどうか。しかも、極めて変化の激しい時代でございます。政治的な変革、あるいは経済的な変動、さらには社会情勢の動静等々各般にわたって、今日の社会は極めて速いスピードで、予想もしないような変化が起きつつある。その中で、こういった変化に対応しながら、お約束をして、地域の活性化、あるいは市民の福祉の向上に努めるというのが私の責任ではないかというふうに感じております。

したがって、私は今からこの4年間でどういうことができるかということを見通し、見通しの立てられるところまでは頑張っておこなうか、あるいはもうあと2年半でやめたかどうか、あるいはまた、後継者はどうするんだとか、いろんな話は私自身の耳にも届いております。しかし私は、そういうことに対して、一切ご返事を申し上げておりません。それは、自分の責任を感じるからでございます。残念ながら、そういう周辺の情勢によって職員の方々が感傷されるということはなきにしもあらずだろうというふうに思います。そうして、私の考えと幹部職員との間にすき間風があるとすれば、それは私の責任でございますから、私は任期いっぱいしっかり頑張るつもりでございますので、ご理解をちょうだいいたしておきたいというふうに思います。

○議長（伊藤雅敏君） 時間がまいりましたので、谷口廣睦君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 野崎 洋君。

○野崎 洋君 大変質問項目が多くて、恐らく再質問もしたかったらう

と思いますので、私がかわって、関連してご質問を一、二申し上げたいと思います。

トータル的に今答弁を伺っております、いろいろと決意の一端、あるいはこれから今まで以上に頑張ってくださいというお気持ちが伝わってきたということについては感謝を申し上げたい、そう思います。それで、やはりいろいろ変化が激しいという、今市長のお言葉にもありましたように、それに対しては、どの分野においてもダイナミックに対応してもらいたいということ、まず申し上げておきたいと思います。

ここでちょっと関連してご質問を申し上げたいのは、3番目の項目の中で、いろいろ助役の方からご答弁いただきましたが、時間外勤務というような問題については、指示とか命令とかいうようなことをもってということがございますが、現在、そのことについて、本当に各部署において指示、命令が的確になされているのかどうか、多少疑問がありますので、その点についてお答えをいただきたいというのが1点でございます。

それから、4番目の諏訪公園の旧図書館の問題に関連してでございますが、これは谷口議員の質問の中にもございましたけれども、前教育長のお考え、それが果たして踏襲されて、現教育長に伝えられているのか、そういった考え方が踏襲されているのかということについて多少疑問を感じます。そこらについてのお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、大変な問題点と各議員が感じております貨物ヤードの問題でございますが、やはり私は、大いに市民がよかったなというものであれば、やってもらえばいい。ただ、それが今、概要がわからない、そういった部分が多いだけに、皆が心配をしているということではないのかなと、そんな気がします。ですから、今ここで概要を明らかにというようなことは申し上げませんが、いつごろそういったことが我々議員に、そして市民の皆さんにわかるのかというのがもしわかれば、お知らせを、いつごろを目標

にそういったことを検討していくというようなことがお答えいただけるのであればお聞かせをいただきたいなど、そんなふうに思います。

○議長（伊藤雅敏君） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 前段の超過勤務についてのご質問に対してお答えを申し上げたいと存じますが、ご指摘ございましたように、超過勤務は、これはあくまでも命令でございます、この辺が的確に守られておるかどうかというご指摘がございました。

この点につきましては、私ども、特に所属長について、この超過勤務時間の管理をするように徹底した指令をいたしたところでございます。先般も、私命によりまして、6月8日付でございますが、時間外、休日勤務の時間外の削減についての文書を流しておりまして、本年の目標といたしましては、平成5年度の超勤手当の10%を減ずるのを一つの目標として、各所属長が遵守するように命令を出しておるところでございます。これについては徹底をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまの諏訪公園内の旧図書館の活用につきましては、先の議会でのそういった答弁がございました後、いわゆる郷土作家記念館の調査委員会というものが設置されまして、その報告をいただいた結果、昨日ご答弁申し上げたように、あそこでは適切でないという判断が出て、以後、あの新しい図書館を含めて、どうするかを現在検討しておるということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 奥山助役。

○助役（奥山武助君） 貨物ヤードの結論でございますが、貨物ヤードの問題につきましては、JR貨物、それからJR東海というような2社ということで、いろいろそういう問題につきましてもまだまだ検討の要件もございまして、それから、ご質問にもございましたように、まちづくりの観点ということからも、かなり大きな分野でとらえていかなければならないと

いうことでございますが、いろいろのまちづくりに対する情勢もございまして、我々といたしましては、年度内にそういう方向が見出せないものかということで、一層の努力をしまっている所存でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 野崎 洋君。

○野崎 洋君 ありがとうございます。

いろいろな問題は、やはりそれぞれの分野でご検討いただいております。いろいろとわけてございまして、それが、やはり実践をされて結果に結びついて、初めて考えたということになるんだらうというふうに思います。

今の貨物ヤードの問題でも、本当に市民が、特に地域の皆さん方は心配される向きもあるんですが、そういったことが明らかになって、そんなんだらうということになるかもわかりませんし、いずれにしましても、計画がわからない中での論議というのは大変やっぱり難しい、判断に苦しむところがありますので、そういった意味で、できるだけ早い、年度内にということで、大いに期待を申し上げたいというふうに思っておりますが、どうぞその点をよろしく願いたい。

すべての面で管理することは、数字で管理ができれば一番望ましいなど。先ほど超過勤務については10%減というようなお話がありましたが、数字で目標を立てていただくことが大いに望まれるのではないかなということも申し上げて終わりたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午前11時8分休憩

午前11時19分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 通告に従いまして、持ち時間もわずかでございますので、早速質問に入らせていただきます。

まず、第三セクター等に対する職員の派遣についてでございますが、第三セクター並びに財団等々に派遣している市の職員の問題について、3点ほど質問をいたします。

一昨年3月に、浦和の地方裁判所で、地方自治関係者にとってはショックと言うべきか、一考を要する判決が下されました。市長もご存じのことと思いますが、埼玉県上尾市が、第三セクターである上尾都市開発に派遣している職員の給与を市が負担しているのは違法であると、こういうことから、この支給分を市に返還するようというものであります。

本市においても、第三セクター、財団等々に職員を派遣しておりますが、この判決について、市長はどのように受けとめておられるか、お伺いをいたします。

その2点目は、派遣の方法でございますが、自治省の調査によりますと、派遣している一般職常勤職員のうち、職務専念義務免除が44.9%、休職が32.5%、職務命令が22%、退職が0.6%という形で派遣しているそうですが、本市においてはどのような形で派遣しているか、その実態についてお伺いをいたします。

その3点目は、今後の対応の問題であります。判決では派遣職員に対する給与は市が負担するという協定について、公共の利益にかかる行政法規に反する違法な事項を内容とするものであるから無効と、こうしております。自治省でも、立法措置を含めて今後のあり方を検討しているようではありますが、これは早々に改善されるとは考えられません。

そこで、市長は現行制度が改善されるまで従来の方法でいくのか、あるいは見直しをするのか、今後の対応策についてお答えをいただきたいと思っております。

次に、オンブズマン制度の創設についてでございますが、創設することについて、市長はいかにお考えかを質問いたします。

我が国で初めて制度を創設したのは川崎市で、相当の効果が上がっていると報じられています。川崎市は政令指定都市でありますから、大都市であるからできたことで、私は本市のように小さな市では不可能なことだと思っておりましたけれども、しかし、昨年10月から埼玉県鴻巣市でも条例を施行したと伝えられております。鴻巣市は、人口7万7,000人余りでございますが、本市よりはるかに小さい人口の市、これでも可能の事実を知り、本市でも制度を創設することは可能ではなからうかと考えるものであります。いかがですか。

鴻巣市の概要を申し上げますと、条例は、総則、責務、組織、苦情申し立て手続と処理、補則の5章21条から成っております。そして、オンブズマンの定数は2名で、市長が議会の同意を得て委嘱し、任期は3年としております。苦情の申し立てに対しては、市からの事情聴取、関係書類などの閲覧や実地調査を認めるほか、市に対して意見表明や是正勧告、当該制度の改善提言もできることにしております。

また、川崎市、鴻巣市のほか、諫早市、新潟市でも要綱を設け、市政参与制度の名称で実施しておるそうでございます。東京都中野区では、福祉サービスだけを対象に導入しているそうでございます。

そこで、第1点として市長にお伺いしたいのは、こうしたオンブズマン制度について、市長はどのように理解をし、必要だとお考えか、あるいは不要な制度とお考えか、基本的な問題についてお尋ねをいたします。

第2点は、不要な制度とお考えならば、その理由と必要な制度と理解していただけるならば、いつごろから実施したいとお考えになっておられるか、具体的にお示しをいただきたいのであります。

次に、障害者の雇用対策についてでございますけれども、昨日も市川悦子議員の発言がありましたが、私は今回、雇用に絞って3点お伺いをいた

します。

身体に障害を持つ人に対して、世間はいたわり、大事にしてあげなければなりません、もっと大事なことは、自立しようと強い意欲を持っている人に対して援助し、育成、助成することであろうと考えます。

そこで、第1点としてお伺いしたいのは、本市には障害者がどのくらい見えて、該当する障害者はどのくらいで、そうして就業している者、就業を希望していながら職につけないでいる人が何人いるのか。また同じように、精神障害者の実態についてもご説明を願いたいと思います。

第2点は、市並びに関係団体が何人雇用しているのかの問題であります。障害者の雇用の促進等に関する法律第11条では、雇用に関する国及び地方公共団体の義務として障害者の法定雇用率1.6%と定められておりますが、当然、本市は達成をされていると思いますが、その実態と今後の対応について、市、関係団体の取り組みについてお伺いをいたします。

第3点目、市内の企業に対する指導についてであります。障害者の法定雇用率は、地方公共団体ばかりでなく、一般事業主に対しても雇用義務が課せられております。市内の企業でこの率に達しているのはかなり少ないと思いますが、こう推察しますときに、実態を把握しておられるかどうか、また、法定雇用率に達していない企業に対して、どう協力をしていただき、指導をしておられるかをお伺いいたします。

4点目は、私の地元の問題で、旧水沢中学校跡地についてお伺いをいたします。

平成9年には市制施行100周年を迎えようとする今日、水沢地区が本市に合併して早くも37年経過をいたしました。いまだに当時の問題の解決が図られていないことについて、二、三点お伺いをいたします。

少し私の知り得る限りの経過を申し上げますと、本市議会では、昭和37年9月25日、地元の辻定章議員が、また昭和52年9月26日の本会議でも、森安吉議員がこの問題について質問されたようであります。

問題とする土地は、昭和22年10月2日、時の自創法により、戦後の食糧増産のために、農林省が9人の地主から、地目は山林ということで3町6反7畝買収をしております。その後、当該地域に水沢中学校を建設、その手続をする中から、旧地主より払い下げ要望が出され、昭和32年4月15日、合併により未処理財産として四日市市へ引き継がれたのであります。農林省から払い下げ事務については、国から旧地主に払い下げ、最終的には市へということでございますが、昭和51年、水沢中学校、我が母校でございますが、廃校となり、旧地主と多くの問題点が出、それを処理し、手続をする段階でありながら、できなかったようであります。

そこで私は、議員になってから、将来のなお一層の紛争を心配して、何度も何度も教育委員会に解決の要望を申し上げておりますが、一向に進展しないようであります。今日の現状と問題についてお伺いをいたします。

2点目は、解決方法と時期について、具体的にお伺いしたいのであります。

3点目は、当時農林省に納付した旧地主9名にかわり、受け取り代金の立てかえ払いを本市が行っているようですが、どう処理をされるのか、既にされたのか、お伺いをいたします。

最後に、旧中学校跡地の現在の水沢運動広場は、全市民の老若男女に利用していただいておりますが、この問題処理が未処理のため施設の充実が図られず、雨天利用は大変危険な状況であります。当広場の施設拡充についてもお伺いしたいと思います。

時間の関係がございまして、答弁を明瞭簡略をお願いをいたしたいと思っておりますので、よろしくお伺いをいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 総務部長。

〔総務部長（鈴木一美君）登壇〕

○総務部長（鈴木一美君） 第1点目の第三セクターに対する職員の派遣及び第2点目のオンブズマン制度の創設について、私の方からご答弁をさ

せていただきたいと思ひます。

第三セクターに対する職員の派遣につきましては、先ほどご質問の中にご発言ございましたように、上尾市を初めとして、この3年間に3件ほど違憲判決といひますか、違法判決といひことが出てまいっております。

これにつきまして、私どもはこの事実を厳肅に受けとめて、本市の対応についても以後十分に検討を重ねてきておるところでございますが、現実の問題といたしましては、実態的に私の方といたしましては、現在、近々の株式会社ディア四日市などを初めとします、いわゆる株式会社形式の第三セクターへは正職員が5名、国際環境技術移転研究センターなど財団法人等における派遣が、土地開発公社を除きまして20名の職員を派遣いたしておるところでございます。

これらの派遣職員の取り扱いでございますが、派遣先の第三セクター、あるいは財団法人との間に、職員の派遣に関する協定書を締結いたしておりまして、その中で、派遣職員の服務につきましては派遣先団体の規定を適用することを原則としており、職員の身分にかかわる部分につきましては本市の関係規定を適用するといひこと及び給与等につきましては、現状におきましては市が負担をいたしておるのが取り決めの内容でございます。

派遣方法におきます法的根拠といたしましては、先ほど議員の方のご指摘もございましたように、現在、地方自治法あるいは地方公務員法の中におきましては、完全に法的な根拠を持って派遣するといひことは不能でございます。

当方といたしまして、地方公務員法第35条に基づきます四日市市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例及びこれの条例施行規則の第2条第3号に、市の施策と関連のある法人または団体の事務に従事することが適当と認める場合といひ明示の規定がございまして、これに基づいて、いわゆる派遣期間中職員の職務専念義務を免除する方式を採用してきておるところでございます。

現在、国におきましては、自治省を中心にいたしまして、現行地方公務員法に明確な根拠を欠くといひことから、これらの取り扱いについての法制を検討をされておるところでございますが、この検討のねらいとしましては、派遣職員の公務員としての身分、処遇を安定させ、安心して派遣できる体制を整えること。公務員の身分が保障されれば、退職金や年金給付が自治体勤務との通算で計算されて不利益を受けないといひことがその目的になるわけでございます。上尾市等の場合、この職員の給与を自治体が負担することは不適当といひことの判決でございますが、これを仮に給与の支給が派遣先に何らかの形で支弁されるといひことを考えることは、あるいはその業務の事務費等の範囲の中で可能察知されるわけでございますが、その間におきます、給与支払い先が異なることによる年金等にかかわる職員身分に影響が出てくるといひことで、細部にわたってはいろいろな問題が出てきておるわけでございます。ただいま申し上げましたような自治省におきます法制化を一日も早くお願いをするといひことも要請しながら、国の動向を踏まえて、今後とも職員派遣の適切なあり方について研究し、遺漏のない方法を講じてまいりたいといひうふうに考えております。

第2点目のオンブズマン制度の創設について、ご発言がございました。

オンブズマン制度といひのは、日本語に訳するとどういひことになるのかといひことでございますが、一つの訳としては行政監査専門員といひうような訳され方がされる場合もあるようでございます。

これにつきましては、行政機関や議会から独立して、市民、住民の苦情を受け付けて、必要があると認めるときには、権限に基づいて所要の改善を求める、こいひった機関を創設して執行していくといひことで、川崎市におきましてはこいひった形のものを取り入れられてきて、平成2年から実行されてきておるわけでございます。

従来から、行政の救済制度につきましては、十分に確保できない面をカバーするといひことで、市民の行政に対する信頼を確保していくといひの

がねらいでございますが、川崎市の場合のこの条例の目的を少し参照させていただきますと、市民主権の理念に基づき、市民の市政に関する苦情を簡易迅速に処理し、市政を監視し、非違の是正等の措置を講ずるよう勧告するとともに、制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利、利益の保護を図り、もって開かれた市政の一層の進展と市政に対する市民の信頼の確保に資するということがうたわれております。

当市といたしましては、現在、市民相談室あるいは地域振興課におきます広聴の取り組みということの中で、一般市民からの苦情なり問い合わせということに対応しておるわけでございますが、こういったものを、ただ単にそういう形を広げるというだけのことでなく、一般市民の中から適当な有識者を委嘱して、その人々を中心にして、市行政にかかる総合的な相談、あるいは苦情の受け取り、あるいはその処理に当たるということでございます。

したがって、これらにつきましては、少なくとも勧告権限等が付与されるということがない限り、権能が実際に発揮されないということでございます。これは団体意思に基づいてそういった組織をつくるということでございますので、すべて實際上これを実行しようとすれば条例の制定という形になろうかと思うわけでございます。ただ、先のご質問の中で、監査委員会のご答弁にもございましたように、近々に監査制度の拡充というふうなことも図られております。

また、地方におきましては、行政体に議会が既に監視の目を光らしていただくという役割もお持ちでございます。これらとのすみ分けをどの程度、職務範囲をどの程度にするかというふうなことについては、非常に慎重にこれを検討する必要があるというふうに考えております。

ただ、市の行政にかかわって不利益を生じる、あるいは苦情が出てくるということに対しては的確に処理をしていかなければならないという意味合いから、これらの制度が円滑に運用される、そういった権能、職務範囲

といったものが適切に定めることが可能であれば、ぜひこういったものも必要であろうというふうに思うわけでございますが、西欧における歴史とは異なって、日本の場合にはまだ日も浅うございます。私どももまだまだ勉強不足のところもございますので、なお一層これらを研究し、オンブズマン制度を創設するか否かについては慎重に研究を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまのご質問の第3点目についてお答え申し上げます。

ご質問の障害者の雇用対策につきましては、平成6年4月1日現在、身体障害者が6,035人、知的障害者が871人となっており、精神障害者については、四日市保健所等がかかわりを持った者で、資料によりますと年間1,500人でございます。

次に、障害者の雇用実態についてでございますが、身体障害者については、平成4年8月実施いたしました実態調査によりますと、15歳から64歳までの3,100人のうち51%、1,580人が働いているという結果が出ております。その職種の内訳は、会社員が44.7%で最も多く、次いで自営業の17.2%、臨時・パートの11.8%の順になっております。また、自分の障害に合った仕事があれば働きたいという人が4.0%で120人となっております。知的障害者につきましては、15歳から64歳までの700人のうち、24%の170人が働いております。なお、精神障害者につきましては、障害者手帳の交付をする制度が現在のところございませんので、就労の実態もわからないのが実情でございます。

また、本市の民間企業における障害者の雇用状況につきましては、障害者の雇用促進等に関する法律の定める基準による雇用率が、平成5年6月時点で1.53%となっており、前年度の1.44%よりは改善したものの、なお

法定雇用率1.6%を下回っているのが現状でございます。

なお、四日市市職員における障害者の雇用率につきましては、平成5年6月時点において2.2%で43人となっており、法定雇用率を上回っております。職員の新規採用につきましては、平成元年度より、一般受験者とは別に障害者を対象にした採用試験を毎年実施しており、今後とも障害者の雇用安定に資するため、これを継続してまいりたいと考えております。

また、四日市市の関係団体、外郭団体につきましても、その業務内容はさまざまではございますが、その経営運営に当たって、意思形成に参画するという本市の立場から、可能な限り障害者雇用を働きかけてまいりたいと存じます。

次に、企業への指導につきましては、毎年9月が障害者雇用促進月間となっており、本市において昭和56年から障害者雇用優良事業所の表彰を行うことにより、企業への障害者の雇用促進を啓発しております。また、毎年、新規に就職された方々を対象に、勤労障害者激励会、これは遊覧船「いなば」による四日市港周遊を行っております。現に働いている勤労障害者を励ますことにより、交流と職場への定着を図っております。このほか、働きたいという意欲を持っている障害者に対する情報、求職者情報として作成、年4回、市内の企業1,500社に配布し、障害者の雇用拡大を図っておるところでございます。

いずれにいたしましても、障害者がその適性と能力に応じた職業につき、その職業に生きがいを感じ、充実した毎日を過ごすことは、障害者の自立に必要なことでございますし、事業主の方々の理解と協力を得て実現できるものであり、今後もあらゆる機会を通して啓発に努めてまいりたいと存じております。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいま森議員の方から、旧水沢中学校の跡地

の所有の問題についてのご発言がございました。また、昭和22年以来の経緯についても詳しくご発言がございました。まことにそのとおりでございます。

特に、そういった経過の中で、昭和52年の市議会におきましては、この校地を市と地権者でほぼ折半する案が提示されまして、それを解決案として、それによる解決が図られたのでございますが、この市への移転登記につきましては、全地主といえますか、地権者全員の承諾が得られないと登記ができないということもございまして、ところがそういった状況の中で、一部地権者の反対がありまして、これが登記できないという状態になりました。

以後、そういった折半の話し合いによりまして、現実には、当時校地としてでなく、実習地として使っておった部分につきましては、そういった旧地権者が利用していただけるようによく打ちも終わったわけでございますが、今言ったような事情から、今日まで推移するという残念な状態になっております。

当時快く承諾を得ておりました地主の方々に対しましては、今日の状態になっておることについて深くおわびするところでございます。

現在もなおこの交渉は続けておるわけでございますが、依然としてそういった状況が続いております。しかし、今後とも私どもといたしましても、この解決には相当労力といえますか、精力と時間を要することが想像されますが、これの処理については、専任的に当たってもらおうという業務上のことも考えまして、今後、根気よくなお説得を続けていくつもりでございますし、なおそれで解決が得られない場合には、やむを得ず法による解決も含めて、今後鋭意努力していきたいというふうに存じております。

なお、昭和38年当時には、市がこの市有地とするための立て替え払いをしておるわけでございますが、その当時もただし書きの中に、農林省より、水沢中学校用地買い受け代金の立て替えとしてということで、当時の9人

の地主の方からの証書は現在も持っておるわけでございますが、歴史的なそういう経緯も踏まえまして、今後この解決に鋭意努力していきたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、校地として利用しておった部分につきましては、現在この水沢地区を中心とした方々の運動広場として、現在もサッカーであるとか、あるいはテニス、ゲートボール等でご利用いただいているわけでございますが、先ほど議員も申され、私も申したような事情がございまして、この運動広場の整備につきまして、十分そういった整備が行われなくてしまったという点も、率直に認めたいと思います。

したがいまして、今後は、やはり市の所有地であるという考えのもとに、この運動広場の整備についても鋭意努力をしまいたいというふうに存じておりますので、よろしくご理解のほどを賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 森 真寿朗君。

○森 真寿朗君 答弁をいただいたわけでございますけれども、この第三セクター等に関する市職員の派遣の関係でございますが、実は四日市市独自で今後の対応をすると、こういうことじゃなくして、国の方向づけを待つと、こういうご答弁でありました。

そこで、ひとつ代表監査委員さんにお伺いをいたします。こういった事情について、行政監査の拡大等法改正があつて、当然、この問題についても検討を加えられたと思います。そういった点について、ご所見と申しますか、所感と申しますか、ご説明をいただきたいと思うところでございます。

あわせて、伊藤代表監査委員に、こういった点についてもお伺いをしたいと思います。先ほどオンブズマン制度に関連をして、市は否定するものでもない、こういうことで、検討を十分加えていくと、こういうご答弁をいただきました。これに関係して、この点についても代表監査委員からご答弁をいただきたいと思います。

次に、障害者の雇用の関係でございますけれども、問題となりますのは、私はこの点に力を入れていただきたいと、こう思うところ、これは先ほども申し上げましたように、就業を希望している人たち、これにどう対応するかということ。それともう一つは、市関係の団体、この辺が積極的に、数字で言いますと1.6%を掛けると63名で1名と、こういう義務になっておると、こういうことやなしに、積極的にやっていただくように、ひとつこの障害者長期計画、こういった計画を立てる中で十分織り込んでいただきたいと思ひますし、時間が来ましたが、最後もう1点だけ確認をしておきたいと思ひますが、4点目の旧水沢中学校跡地の問題でございます。これは現在の処理ができなくても、運動広場の施設の充実、教育長さんはできるという発言がございました。ここで、それと並行してやるという教育長からの強いお答えをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤雅敏君） 代表監査委員。時間が余りありませんので簡潔に。

○代表監査委員（伊藤治郎君） ただいまご質問、突然いただいたわけでございますが、第三セクターに対する職員の派遣の問題、これにつきましては、私も新聞報道等によりまして承知いたしておるところでございますが、率直に申し上げまして、この件につきまして、監査は実施いたしておりません。本市におきましても幾多の事例がございますので、いろいろいづれ問題になろうかということは認識はいたしておりましたが、いささか力足らぬところもございまして、この問題にまでは監査をいたしていないのが実情でございますので、率直に申し上げます。

それから、オンブズマン制度につきましての監査委員としての感想はどうかというふうに受けとめさせていただいたわけでございますが、先ほど総務部長からも詳しく述べました。

行政に対するチェック機能といたしましては、先ほども申し上げましたように、議会が最大のチェック機能を、権限をお持ちでございますし、

チェック機能を果たしておられるわけでございます。さらに、現行の制度といたしましては、監査委員制度もでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、森真寿朗君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後0時休憩

午後1時2分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤晃久君。

〔佐藤晃久君登壇〕

○佐藤晃久君 通告に従いまして2点質問させていただきます。

第1点目は、コミュニティづくりにおける施設のあり方と生涯学習についてであります。

地域社会を取り巻く情勢は、高齢化、国際化、高度技術化、情報化が急激に進む中で大きく変化し、経済的な豊かさから心の豊かさや地域の住民の関心が移っていくに従って、こんな町に住みたい、こんな町になればよいといった夢、ロマンのある町づくりが求められてきています。

このような状況の中で、四日市市では、平成2年度に発足した地域社会づくり推進委員会を中心として、各地域で平成3年度より、地域社会ふれあい活動事業が取り組まれてきました。この事業の内容は、環境、福祉、健康、地域、文化等のあらゆる分野にわたり、継続的に続けられているもの、新たに取り組みをされているものと、それぞれの地域で特性を生かした事業が進められています。

私どもの橋北地区の平成5年度活動事業は、生きがい農園事業、美しい町づくり事業では一日清掃デー実施、橋北花いっぱい運動、文化の町づくり事業ではふれあもちつき大会等、毎年事業は継続をされてきています

が、新しい事業の取り組みがないためにマンネリ化をしているとの声がありますが、市全体として地域社会づくり推進委員会の活動状況を踏まえ、どこに問題があるのか、今後どのような指導をしていかななくてはならないのかをお伺いいたします。

安全で快適な生活環境の中で、健康で文化的な生活を営むことはみんなの願いであります。しかし、私たちが生活をしている地域を改めて見直すと、いろいろの問題があります。例えば、道路、公園などの都市整備と維持管理、ごみステーションの位置や地域清掃などの環境整備、地域の交通安全や騒音、大気汚染などの公害問題、緑化や快適な景観などの都市美化、防災、防火、防犯問題、青少年の健全育成、ひとり暮らし老人への福祉活動、地域の人たちの連携づくりなどがあります。これらの問題には行政だけで解決できないものが多くあります。また、個人の力だけでも解決をしません。どうしても地域の人たちの心と心の通う人間関係によって解決していくことが求められてきています。

振り返ってみると、昭和40年代には、工業の発展により人口が急激に伸び、都市化が進み、物質的な豊かさをもたらしました。しかし、同時に生活環境が大きく変化をし、家庭や職場の人間関係が中心になり、地域社会の人たちの結びつきが弱くなってきました。こうした都市化の行き過ぎともいべき問題を克服するため、私たちの地域社会のあり方を見直し、心の通い合う人間関係のある地域づくりを実現しようとする社会的な風潮、関心がコミュニティづくりの発端ともなっていると思います。

さらに現在では、週休2日制に代表されるように、余暇とゆとりの時間が増えています。また、長寿化の中で、ますます地域の中で暮らす時間が増えています。余暇時間を利用して集い、共通の趣味やスポーツなどの参加、またボランティア活動など地域社会の中で生きがいのある生活の場や機会が求められるようになっています。特に、地域で暮らす時間が多い女性、老人、子供などにとっては、コミュニティにおける人間関係や活

動は、より充実した生活の実現に欠かすことのできないものであると思います。

こうした問題の解決もコミュニティの中に求められてきている状況の中で、人々の多様化、高度化する学習要求にこたえるため、コミュニティセンター、公民館、生活拠点施設が相互連携を図りながら、地域の活動、学習基盤を総合的に整備充実している兵庫県の明石市にて、過日も勉強に行っていました。

明石市では、コミュニティセンター構想に先立ち、昭和46年7月から、中学校が保有している体育館、運動場、プール等の体育施設をコミュニティスポーツセンターと位置づけて、学校教育との連携の中で住民のスポーツ広場にしています。これは当時社会クラブ化した中学生の活動の場を用意するとともに、一般住民のスポーツの場を確保したものでございます。

翌昭和47年には明石コミュニティセンター整備計画を策定し、コミュニティスポーツセンターを単にスポーツ的機能を持つだけでなく、住民活動の拠点として、広く文化活動や住民の集会機能を含めたコミュニティセンターに発展され、昭和47年から昭和63年までに中学校すべてにコミュニティセンターを配置されています。また、小学校区コミュニティセンターも昭和54年から着手して、現在12カ所設置されています。将来的には全小学校に設置する計画だと聞いています。

人々は常に社会の変化に対応しつつ、人間としての向上を目指しながら、快適な環境の中で暮らしたいという共通の願いを持っています。そのためには、個人の必要に応じて、その年代、時代の知識や技術の修得の機会を生涯にわたって作り出していくこと、またその学習を通してさらに自立した市民として、住みよさを創造、実践していくことが必要であり、市民のこうした要求を満たすため、昭和47年からコミュニティセンターを随時設置し、地域住民の学習の機会とコミュニティ活動の拠点とされてき

ています。

平成3年度におけるコミュニティセンターの活動状況は、中央公民館、コミュニティセンター主催の講座168講座、参加者は9,431人、また、住民の自主的なサークルの数は1,113団体、2万6,706人が登録をしています。これらの人たちの利用延べ人数は128万8,728人となっています。その背景には、急激な社会構造の変化に伴い、人間性や連帯意識の希薄化が進み、人々の価値観も多様化する中で、これらに対応していくため、コミュニティづくりを市政の柱の一つとして積極的に進められています。

コミュニティセンターは、明石市立中央公民館の分館として位置づけられており、大きな二つの役割を持っている住民の生涯学習の保障、コミュニティ形成推進であり、変化の激しい現代社会に対応していくため、よりトータル的な生涯学習の要求にこたえていくとともに、地域の課題に地域の各種団体、機関が連携して解決に取り組む拠点となる役割であり、コミュニティセンターはそうしたコミュニティ形成の認識に立った市民づくりの場であり、それを総合的に、計画的に実践していく施設であります。

コミュニティセンターの施設概要は、コミュニティセンターは学校と併設、体育館の階下につくられている。現在、コミュニティセンター35カ所ある施設のうち、学校内併設施設22カ所、学校内の独立施設8カ所、学校外独立施設5カ所となっております。

コミュニティセンターの運営及び管理は、運営は各センターごとに住民代表で構成され、コミュニティセンター運営委員会を設置いたしております。コミュニティセンターの管理運営に関する計画や方法を決定、事業の策定や広報活動など運営に必要な財源確保、地域の機関及び団体との連絡調整など町づくりの拠点となっております。その構成は、理事会、婦人会、PTA、学校、クラブ振興会、子供会、老人会、青年会、漁業会、サークルなどのこの地域の各種団体の代表であり、市の分担は、職員の派

遣であります。中学校のコミュニティーセンターは、所長、非常勤・嘱託員の事務員2名、計3名でございます。小学校のコミュニティーセンターは、事務員が1ないし2名配置をされております。

また、明石市のコミュニティーづくりでは、昭和49年の3月の市議会の施政方針で、コミュニティーづくりを掲げ、広く市民に、みずから地域社会における役割を目指し、みずからの手で自分たちの町を住みよくするための運動を展開し、全市民で考える町づくりを提唱したいと呼びかけたのがコミュニティーの行政の第一歩であります。その3月に独自のコミュニティーづくりの方向を模索し、地域代表や市職員などで構成した明石市のコミュニティー研究会を開催して、3カ月にわたる論議の中から、冊子「みんなで考えるまちづくりーコミュニティー形成の方向とコミュニティーセンターー」を作成して、コミュニティーづくりの基本的な考え方をまとめ、コミュニティーづくりの住民自身の問題として考えていこうと、コミュニティーを考える市民集會が開催され、自治会、婦人会など住民組織の代表が多く参加されたと言われております。こうした住民の関心の高まりに呼応して、明石市は、昭和50年にコミュニティー元年を宣言し、コミュニティーづくりの実践に入ります。

コミュニティー行政関係の組織は、昭和50年9月、コミュニティー推進のための機構改革も行われました。それは、総務部内にコミュニティー計画の推進、コミュニティーの意識の向上、コミュニティー活動に伴う関係各課との連絡調整、自治会等の各種団体との連絡、育成指導などの目的にコミュニティー課が設置をされ、昭和56年、コミュニティー文化課が開所されました。また、平成2年4月には、従来の社会教育課や青少年課の業務を包含し、新たな生涯教育時代に対応できる組織として、生涯学習課が設置をされています。

また、コミュニティー活動を進めていくために、自治会、老人会、婦人会、子供会、青年団体、地域における教育や福祉など個別に取り組んでい

るPTA、ボランティア団体、その他趣味やスポーツを共通とする文化団体、各種の団体や組織があります。これらの団体を包括し、連携協力を深め、地域の町づくりを総合的に進めていこうとするコミュニティーの推進委員会が各コミュニティーセンターにあり、その活動状況は、きれいな町づくりでは環境保全活動、緑化活動、安全の町づくりでは交通安全活動、防災、防火、防犯運動、健やかな町づくりでは青少年の保全育成の活動、スポーツ・文化活動、連帯感のある町づくりでは親睦活動、コミュニティー活動、施設整備関係があります。助け合いのある町づくりでは、地域福祉活動、ふるさとづくりでは、歴史、文化の活動があります。新しいふるさとの文化創出活動となっていますこの兵庫県の明石市でのコミュニティーセンター方式は、今日全国で波及をしている状況だと聞いております。

また、相模原市、宇都宮市では、学校施設内での公民館の設置もされています。愛知県の新城市では、学習活動を点から面へと拡大し、市全域を学習活動の場にするという目標を掲げ、体育館と公民館の併設がされています。また、富山県の滑川市では、中学校と生涯学習センターが複合されています。出雲市では、子供から高齢者まで一緒に学べるユニークなコミュニティースクールが建設されています。学校は、地域の中心的な公共施設であり、単に子供たちを教育する場とするだけではなく、地域住民のコミュニティーセンターとして、あるいは生涯学習の場として機能することが求められています。

そこでお伺いをいたしますが、四日市市では、23地区の地区市民センターを拠点として、地域づくり、生涯学習の場として活動、学習を推進していますが、地区市民センターの利用、また地区市民センターの補完施設としての小学校の利用も年々増加をいたしています。この際、四日市市もコミュニティーセンター構想を打ち出すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、コミュニティー活動、生涯学習の場としての施設のあり方を今後どう対応されるのか、お伺いをいたしたいと思います。

第2点目ですが、萬古焼の里事業についてであります。

いよいよ四日市市で、長年にわたり検討されてきました萬古焼振興のための萬古焼の里構想が具体的に動き出したと思います。萬古焼のメーカー、商社、それぞれの組合がこのほど開いた総会で、活動拠点となる核施設、萬古焼振興センターを市内陶栄町に建設することを正式に決めたと聞いています。

これを受けて、萬古焼の里構想の活動拠点、この施設の今後の計画、概要と萬古振興のあり方、取り組みについてお伺いをいたしたいと思います。

第1回目の質問を終わります。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 第1点目のコミュニティーづくりの施設のあり方、あるいはまた生涯学習についてお答えをいたしたいと思いますが、その前に、明石市初め各市の活動あるいは組織について、きめ細かくお教えをいただきまして、感謝を申し上げているところでございます。今後十分この点も含めて参考にさせていただきたいと、こういうふうに思っているところでございます。

さて、本市におけるコミュニティーづくりの拠点といたしましては、地区市民センター構想に基づきまして、各地区に市民センターを設置し、市民のためのコミュニケーションセンターとしての機能を果たすと同時に、各種団体活動のネットワークの拠点としての機能を果たしてきたと思っておりますし、このことが本市独自のコミュニティーづくりを進めてきたことではないかなと思っております。その一つとして、平成3年度から町づくり活動に対する財政的、あるいはまた行政面でのいろいろな支援を行ってきておりますし、先ほども指摘がありましたように、

四日市でも各地区に町づくりを推進するための組織といたしまして、平成3年度から地域社会づくり推進委員会を設置し、従来の各種団体による縦割りのいろいろな事業を、横の連携をとりながら地域が一体となって活動を行う、そういうことに発展をさせてきたところでございまして、私なりに、このことについては、まだ3年でございますが、大きな成果ではないかなと思っております。その結果、5年度には全市で、細かいことは申し上げませんが、43のテーマ、これは文化の問題、あるいは環境の問題、さらにまた、心のふれあう問題、あるいは地域での文化財を保護する問題等々の問題について、各種の町づくり活動が行われてきたところでございますし、6年度におきましても、現在、単年度で終わる事業、あるいはまた長期にわたる事業等々について、いろいろなスパンがあると思っておりますが、事業について具体的に今検討をされてきておるところでございますし、今後も強力にこのことは推進をしていきたい。そのことによって、子供から老人までがふれあう町を目指すことになるのではないかと考えております。

当然のことながら、今後予想されます福祉の問題、高齢化、あるいはまた環境の問題、あるいは文化の大切さの問題等々の問題については、生活課題として非常に多くの問題が地域で提起をされているところでございますので、行政的にも専門的対応と並行いたしまして、住民のニーズにこたえるための活動が不可欠だと思っておりますので、このための活動の育成をさらに総合的に検討していきたいと思っております。

特に、地区市民センターでは、指導的役割を果たしております職員を、市の部門、あるいは教育部門から共管で配置をしておりますし、問題の掘り起こしなどを行っておるところでございますし、同時に、団体や指導者の育成につきましても、団体リーダー研修会、あるいは地域社会づくり研修会などを開催いたしまして、地域での指導者の資質向上にも努めてきているところでございます。

先ほどご指摘のように、これらの事業が進むにつれまして、センターの利用状況も本来の目的をはるかにオーバーをしてきている、あるいはまた膠着状態になっている面も考えられますが、センター以外での住民が気楽に利用できる施設としても、昨日からの教育長の答弁にもありましたように、学校施設の開放等々の研究も進めながら、その線に沿って開放の場を提供する。ということで、総合的にコミュニティー活動の場の確保に努めているところでございます。

したがいまして、現在、この非常に利用の大きいセンターの機能を、やはり福祉の問題、あるいは生涯学習の問題等々の分野でいろいろ研究がなされているところでございますので、総合的にこれらのセンターの機能を整理する必要がある、こう考えているところでございます。

これも3月議会で補足説明の中でも申し上げましたように、先ほど申し上げました機能の充実について、あるいはまた、職員の配置についてどう考えていくのかということ、市中心のコミュニティーセンターとしての生涯学習センターを含めて、地域でのセンターのあり方について、ソフト面、ハード面から見直しを考えていきたいと考えておるところでございます。この調査の期間といたしましては、6年度、7年度の2年間で一応の方向を出していきたい、かように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 商工部長。

〔商工部長（米津正夫君）登壇〕

○商工部長（米津正夫君） 2点目の萬古焼の里事業についてご答弁を申し上げます。

長年の懸案課題となっております萬古焼の里事業につきましては、昨年度、議会におきましても、萬古焼振興対策特別委員会を設置いただき、調査研究をいただいたところであり、また業界におきましても、萬古焼の里検討委員会が設置され、協議を重ねてきたところでございますが、これら

を契機といたしまして、両組合でも本格的な議論がなされ、今回の両組合の議決に至ったものと考えております。

さて、ここ1年ほどの経過からご説明を申し上げたいと思いますが、平成4年10月に施行されました特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法に基づきまして、平成5年度には三重県において四日市・菰野地域における陶磁器、同関連製品製造業を特定中小企業集積として位置づけていただき、活性化計画を策定いたしましたところでございます。

また、その中で萬古焼の里事業についても位置づけ、平成6年5月20日にこの計画の大臣承認を受けたところでございます。

一方、業界におきましては、拠点施設への導入機能について種々検討を重ね、徐々に計画の精度を高めてきたところでございますが、根本的な土地提供につきまして総会決議を得ていないことから、今年の5月17日と28日に、卸商業及び工業の両組合で議決がなされたところでございます。

したがいまして、卸商業組合の萬協倉庫に拠点施設、工業組合の陶芸センターに駐車場を整備するという方向で、本年度、具体的な規模とかスケジュールを織り込んだ集積活性化法に基づく円滑化計画を策定し、県知事の承認を受けることといたしておるところでございます。

なお、この円滑化計画は、平成7年度から5カ年計画を策定するものでございまして、この中で拠点施設を完成させたいと考えておるところでございます。

また、萬古焼の里ハード事業のもう一つの柱でもございます修景施設につきましても、本年度、海蔵川の修景施設などにつきまして基本計画策定に着手し、年次的に陶磁器産地らしさを演出できる河川、道路等の整備に取り組んでいく所存であります。

このほか円滑な内需転換を促進するために、業界の意識転換を醸成する種々のソフト施策も重要であると考えており、例えば販路開拓のためのインターナショナルハウスウェアショーへの出展助成とか、あるいは新商品、

新技術開発のための地域産業育成支援事業、後継者育成や知名度向上のための子供陶芸コンクール、そのほか伝統産業技術後継者育成事業とか、伝統産業育成のためのマイスターの認定等の諸事業に着手いたしておるところでございます、今後もこういったソフト事業の充実も図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 佐藤晃久君。

○佐藤晃久君 答弁ありがとうございました。

先ほども報告しましたように、全国的には、一つにはコミュニティーセンターという中でつくられておる。またはインテリジェント化に向けてこれが進められておる学校、またはコミュニティーセンターという、全国的に分けますと、この三つだというふうに思います。

そういう中で私が今まで見ておりますと、最近の日永小学校の建設、また今後進みます中部東、納屋小学校の統合関係が昨年9月決まったというふうに言われておりますが、これなり、これから進められようとする浜田小学校、中部西小学校、私ども地元の西橋北小学校等々の中に、もう一步突っ込んで、学校開放、確かにこれから検討されるというふうに言われましたけれども、学校開放にだけ、もっと突っ込んだコミュニティーセンターの設置をしていただきたいという、これ要望です。

それともう1点は、インテリジェント化の考え方なんですけれども、この辺が私も、何回も聞くわけなんですけれども、この辺の学校の整備を含めてのインテリジェント化が、先ほど言いました、これから建てられる生涯学習の場、時には地域活動の場としての学校施設の整備のあり方のインテリジェント化の考え方を聞かせていただきたい。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまの学校におけるインテリジェント化の問題でございますが、インテリジェント化と申しますと、一つは学校自体が、従来の学校施設というものがいわゆる箱物的な考え方で、どこもかも

が一律といいますか、同じ形のつくり方であったのに対して、現代のいわゆる技術化の進歩等にも対応できる、あるいは現代の社会に対応できる、新しい教科に対応できるような教室等も含めた、いわゆる学校自体の機能のあり方をもう一度再検討しなければならぬのではないかと。いわゆる学校自体の機能のあり方の研究と、もう一つは、先ほどから言われておりますように、地域社会に開かれた施設と共有できるものについては、そういったような開放施設を積極的に取り入れるべきではないかという考え方をあわせたものを考えていこうと、こういうことでございます。

したがって、現在、改築という時期に当たっておる学校につきましては、地域の方が会合をしたり、あるいはいろいろな行事をされる場合に、そういった学校施設も十分に利用していただけるような、それから、学校の機能ときちっと分離しながら、自由に学校に、いわゆる夜間の利用とか、あるいは休日の利用等については、そういった地域の方が全面的に利用できるような、そういう設計も考えていこうという、こういった考え方で現在進めておるところでございます。

昨年度、文部省のいわゆるインテリジェント化の研究指定を受けまして、1年間かかりましてその研究を、大学の教授等も含めてしてまいりまして、現在その成果をまとめて文部省の方へ送っておりますが、やがて文部省の方からも、四日市におけるインテリジェント化の例として、これが出されるというのを待っておるところでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 佐藤晃久君。

○佐藤晃久君 なぜインテリジェント化の関係を聞くかといいますと、これ今教育委員会の資料でありますけれども、学校施設で開放がゼロという利用の学校があるんです。それは、四つほどあるんです。そうかと思えますと、一番年間学校開放で回数で利用されておるのが、私どもの橋北の東西で合わせると240回です。それで笹川西小学校では232回、または三重西の185回、大谷台の172回、八郷西の173回という、こういうふうに片っ方

は利用度が物すごく多い。ゼロという、確かに地区市民センターとの関係があるかというふうに思いますけれども、教育委員会の資料ですが、ゼロというのはどういう形でゼロになっておるのか、わかりましたら一遍お答えをいただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ゼロということにつきまして、どういう原因かということにつきましては、今ここでなぜゼロかということは、私もちょっとお答えできませんので、早速にこれは地区市民センターの方にも一度お聞きしまして、地区市民センターで足っているのかどうかということもあろうかと思いますが、その辺は調査させていただきたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

○市民部長（小畑廣次君） お答えをいたしますが、ゼロというのは、例えば体育館だとか、あるいは教室だとか運動場だとか、いろいろの形態がございます。地域によりましては、例えば一つをとりますと、富田地区市民センターを例にとった場合には、非常に会議室が広い。この場合にはそういうところを利用しているということがございまして、これにつきましても、非常にアンバランスがあるということでございますが、非常に会議場の形態によりましてセンターの問題、これがございまして、今言われる数カ所につきましては、センターの利用頻度が非常に激しいという場合もございまして、地域の活動のいろいろな形態によりましてこれは違うと思いますので、一概に1足す1は2というような割り方はできないと、かように考えておりますので、有機的にこの住民の活動をつなげていくという、そういうことで今後十分考えていきたいと思っておりますので、具体的な資料は今持ち合わせておりませんが、違いがございましたら資料を提供いたしたいと、かように思いますので、よろしく願います。

○議長（伊藤雅敏君） 暫時休憩いたします。

午後1時40分休憩

午後1時57分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 通告に基づき質問をいたします。

第1点目は、環境公害問題についてであります。

市長、あなたは4月27日付日経新聞に、I C E T Tの副理事長の肩書で、文化欄に「元公害都市、今や海外の先生」という文章を書かれましたが、内容的には、四日市の公害はなくなった。硫黄酸化物の環境濃度は発生源のない長野県松本市並みになり、きれいな空気を取り戻したということですが、私どもは、これは事実と反することであるため、公開質問状を出し、6点にわたって質問をいたしました。ところが、先日いただいた回答書では、私どもが出した6点について何ら具体的な答弁がなされず、公害はなくなったという態度であり、反省の態度は見られませんでした。

市長、あなたはなぜ比較することもできない長野県松本市を持ち出し、あるいは具体的な数値を明らかにせず、公害はなくなった、これからは環境保全だと言われるのは、一体何が目的なのか、明らかにしていただきたいと思っております。

あなた自身、大気汚染について硫黄酸化物だけ取り出して比較すること自体が間違いだと思われぬのかどうか、お尋ねをいたしたいと思っております。

市長が言われる硫黄酸化物だけで比較しても、1992年度の年平均値は、松本市が0.005ppmに対して、四日市市役所の測定点では0.009ppmであり、四日市市は松本市の1.8倍もあります。これがどうして松本市並みなのでしょう。硫黄酸化物以上に人体に大きな影響を及ぼし、川崎の公害裁判でも厳しく批判された二酸化窒素は、年平均値で、松本市が0.012ppmですが、三浜小学校では0.026ppmで2倍以上であります。また、磯津地区では

濃度が徐々に上昇してきているではありませんか。その他光化学オキシダント、浮遊粒子物質、降下ばいじん等を比較しても、四日市がはるかに汚染をされています。しかも、松本市には公害企業はなく、盆地を見回しても、四日市みたいな赤白まだらに塗り分けた煙突は1本もありません。清掃工場の排気ガスにかかる汚染負荷金が一番高いという状況であります。

以上の点からも、決して松本市並みと言えるものではありません。大気汚染物質の中から意図的に硫酸化物だけ取り出して比較することは、どんなに言いわけをしようとも、公害のイメージを払拭しようとするだけではありませんか。しかも、市長が書かれた文章は、どう読もうとも、見出しにある「公害がなくなった」という宣伝だけであり、実態は元公害都市と言えるものではありません。

市長、あなたは事実と反したことに反省をするとともに、記事を取り消し、同時に広報で訂正すべきであると思いますが、いかがお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。言いわけや弁解ではなく、明確に答えていただきたいと思います。

第2点目は、ドーム型多目的スポーツ施設建設についてであります。既に3人の方から質問がなされていますが、私からも重複しないように質問をいたしたいと思います。

私のところにも市民の方から、賛否両論というのか、一体何のために、どんなドームをつくるのかと質問が寄せられてきております。しかし、私どもも何ら資料がなく、まともに答えることができずにいます。そこで、お尋ねをいたします。

第1番目は、今回ほど各方面からいろいろ問題が指摘されると同時に、ゼネコンの名前が出てきているという問題でございます。特に、鹿島の名前が出てきていますが、鹿島からの売り込みや働きかけがあったのかなかったのか、お尋ねをします。また、働きかけがあったけれども、どう断ったのかも、あわせてお答えいただきたいと思います。

2番目は、私どもが知らない間にドーム建設が急浮上してきた感じがしますが、一体だれが言い出して、どこでどのように決まってきたのか、明らかにしていただきたいと思います。100周年の100人委員会でも、いろいろ記念行事のうちの一つに挙げられていたものが急浮上してくることは、これこそゼネコン主導の建設になるのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

第3番目は、なぜドームなのかということです。もっと他に建設が必要なものがあるのではないのでしょうか。言われるほどの利用価値があるのでしょうか。今までドームを建設しているのは、出雲市、長浜市、秋田市で、長浜、秋田は県立であります。今回小松市が建設をするようですが、いずれの市も日本海側に面していたり、半年近くも雪に埋もれていたり、天候不順の日が多くて、屋外でスポーツもできないという状況のところですから、建設するそれなりの理由があります。四日市では、そんなに支障があったのでしょうか。市制100周年の記念行事に間に合わせるというだけなら、もっと時間もかけて、100周年に間に合わなくても、後世までも残る事業として取り組むべきではないのでしょうか。

第4番目は、利用目的についてであります。多目的だと言われているのですが、先日も、多目的に利用するのは使い勝手が悪いということだと指摘をされていましたが、改めてお尋ねをしますが、スポーツとイベントのどちらに重点を置くのか、明らかにしていただきたいと思います。重点の置き方で、ドームの使用も変わってくるのではないのでしょうか。屋根つきの運動場だと、公式の試合もできない状況になるのではないのでしょうか。また、イベントとは何を考えているのか、明らかにしていただきたいと思います。

第5番目は、なぜ市民にも公開せずに進めているのかという問題であります。先日市議会の会派の代表者に配布されただけのものが、毎日新聞だけが報道していましたが、その後市からの報道が一切行われていません。

なぜ公表しないのか、明らかにしていただきたいと思います。

小松市の資料を見ましたら、広報で市民的に、なぜこのドームに決めたのかも明らかにして進めています。四日市市が市民にも明らかにせず、基本設計や実施設計ができるまで待つてほしいなど、不透明の中で進めている取り組みは異常としか言えません。なぜ公表できないのか、明らかにしていただきたいと思います。

第6番目は、設計の問題であります。2月18日に設計会社7社にプロポーザル参加要領の説明を行い、発注したとありますが、このときの提案条件は、グラウンドの仕上げは砂詰め人工芝とする。屋根構造は金属製屋根とする。ステンレス製でございます。このように示したはずですが、採用した設計会社の案では、床は二層式を取り入れているし、昨日の答弁でも、コンクリート床の上に砂詰め人工芝とするなどと言われていたのですが、設計仕様と違っているようですが、一体どれが本当なのか、お尋ねをします。

私どもも、交通アクセスの問題、駐車場の問題、競輪場とのかかわりで利用日が限定される問題など、我が党の橋本茂議員が3月議会でも指摘したところでありますが、本当に必要な施設ならば、時期を遅らせても、もっと利用についても研究し、めどをつけ、市民的にも明らかにして諸条件をクリアして取り組むべきではないでしょうか、お尋ねをいたします。

第3点目は、不公正な同和行政について市長の姿勢についてお尋ねをいたします。

昭和44年7月に同和対策特別措置法が施行されて以来、四半世紀を数えることになりました。この間、法は名称を変えても、最も新しい延長地対財特法も、その効力の失効を2年半後に控えています。この間、四日市市の同和対策行政も相当の努力でもって推進され、今や同和地区の環境は二十数年前と大きく変わり、同和対策審議会答申に言うところの実態差別はほぼ解消したか、極めて解消に近いと言っても過言ではありません。

一方、心理差別について見ましても、各種調査によれば一定の解消の方

向に向かっていると言えます。しかし、残念なことに、少なくない地方自治体や同和関係団体が、この歴史の流れを無視し、部落差別は陰湿化している、拡大しているといった一面的な論調を示しています。そこでお尋ねをいたしますが、一つは、市当局として、部落差別は陰湿化または拡大しているといった考えに立つのか、あるいは大局的には解消過程にあるのか、基本的な考えを伺いたいと思います。

二つには、5月30日付の部落解放同盟の解放新聞によると、5月12日東京で行われた部落解放基本法制定要求第8波中央行動に、四日市市長は来賓として出席されています。もちろん代理だと思いますが、四日市市長として部落解放基本法に積極的に賛同していると、この紙面からはうかがえます。市長として、この差別解消に逆行する基本法に賛同しているのか、基本法律についてどのように考えているのか、お尋ねをします。

また、この解放新聞の報道が間違っているのであれば、それを正すべく部落解放同盟に申し入れをする気があるのかどうかも伺いたいと思います。もし記事の訂正を申し入れないとすれば、市長は部落解放同盟の方針に積極的に賛成したものとみなされるし、これは大変な問題だと思うわけであります。

四日市市は人権尊重都市宣言を行いました。私どもはこのとき、この人権尊重都市宣言は同和問題だけではないかと指摘をしましたが、解放新聞では、条例、宣言制定を自治体でさせていく方針を出していますし、5月2日付の解放新聞によると、条例、宣言制定市町村一覧表の中に四日市市が掲載されています。私どもの指摘が正しかったことが明らかにされています。

また、これまでに制定された自治体の条例を見ますと、一つには人権問題イコール部落問題だと、部落問題だけを特殊化、別格化扱いをしていますし、二つには、条例には部落差別の解消の方向に向かっているという科学的な認識がなく、差別はますますひどくなっているという間違った認識

に立ち、同和対策事業の持続化をねらっていますし、三つには、差別は法律で規制し、言論、表現の自由と思想、信条の自由を著しく侵害しています。四つには、部落問題解決の取り組みは住民の責務として、住民の同和対策事業や啓発への協力を義務づけ、住民個人の意識にかかわらず、協力を強制しているのが実態であります。このように条例の制定は、住民の人権や民主主義にとって重大な問題を持つものであります。

三つには、第6次基本計画によると、生涯教育のソフト関係予算が概算で1億5,000万円ですが、それに対して同和啓発費用が概算で1億6,000万円、同和啓発費が市民全体の生涯教育費を上回っていることは、同和啓発費の突出ぶりと受けとめられます。もちろん、私は同和啓発を否定するものではありません。同和啓発を真に実効あるものとするためには、教育と別枠で行うのではなく、教育内容の中身に位置づけて行う必要があるのではないのでしょうか。

また、これまでの市の啓発内容を見てみると、部落解放同盟の考え方を基調とした啓発内容が圧倒的で、市民の間では、また同和かといった、うんざりした気分が蔓延しています。そして、市民の間では、また同和研修か、どうせ自由に物が言えない研修なので出席しない。出席してもだんまりを決め込むといった意見も極めて多くあります。教育の自由、中立性を逸脱した啓発は、同和问题解決に逆行するものであると指摘せざるを得ません。一体市長や教育長は同和问题を本当に解決する気があるのでしょうか。内心は、同和地区住民と言われる住民と、いわゆる一般住民が離反していた方がいいと考えているのではないかと、そう思わざるを得ません。もしそうでないとするれば、部落解放同盟の考え方を啓発に持ち込むことはきっぱりやめ、心の底から自由に物が言い合え、交流できる環境を醸成すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

四つには、今全国的に見ても、部落解放宣言を行い、同和地区の指定を返上する地域が増えてきています。市としてはいつ解放の状態になると考

えるのか。どのような状態になれば解放と言えるのか、見通しをはっきりしていただきたいと思います。その見通しをなしに事業を継続して、一面的な啓発を行うことは解放に逆行すると言えます。いかがお考えなのか、お尋ねをいたします。

第4点目は、本市における子どもの権利条約完全実施の取り組みについてであります。

御存じのように、子どもの権利条約が今年の3月29日に国会で承認され、4月23日にはやっと国連で158番目の批准国となり、批准から30日後の5月22日に、18歳未満のすべての者に法的に拘束力を持つ条約として効力を生ずることになりました。

この条約は、1989年の第44回国連総会で無投票で採択されて、1991年9月2日に効力を生じたものであります。この条約が承認されたのは、国連で158番目ということに示されるように、政府がサボリ続けてきた、この情勢を見てもわかるように、ただ見守っていたり、国の方針待ちでいたならば、内容が骨抜きにされることは、5月20日の文部省の通知を見ただけでも明らかであります。ぜひ子どもの権利条約を完全実施していくためには、国の方針待ちでなく、条約に基づいた本市独自の取り組みを強めなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、具体的に取り組みについてお尋ねをいたします。

一つには、中・高校生の80%がまだ条約の存在を知らないと言われていた現状の中で、すべての子供たちに、発達段階に応じた工夫を凝らしながら、条約を知らせることをしなければなりません。市は中学生や高校生、あるいは市民にどのようにPR活動をしようとしているのか、伺いたいと思います。

二つには、子供の実態を正確に把握し、子供の権利を十分に満たしていくあらゆる措置をとっていくために、市はどのような推進体制をつくり、取り組まれようとしているのか、お尋ねをいたします。

三つには、二つ目と関連をいたしますが、市としても、子供課のような専門に担当をする部門をつくり、きめ細かく進めていかなければならないと思いますが、どう対応されようとするのか、お伺いいたします。

四つには、5月20日に文部省が出した通知の問題点について、どう考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

文部省通知では、本条約の発効により、教育関係について特に法令などの改正は必要なしとしています。また、校則は学校の責任と判断において決定されるべきものである。意見表明についても、必ず反映されるということを求めているものではない。国旗・国歌の指導についても、児童生徒たちの思想、良心を制約しようというものではないといいながら、押しつけを図っています。明らかに児童の権利条約から見ても不当なものでありますが、市長、教育長、あなた方は文部省の通知をそのまま受け入れられるつもりなのかどうか、お尋ねをいたします。

私のところに、小学校6年生の女子の子供を持つ父母から切実な訴えがありました。ある小学校であります。毎月1回体重測定を行っているそうです。上半身を裸にして体重測定をするそうですが、その計測を男子の先生が行っているそうです。子供の権利を侵しているのではないかと思います。教育長、あなたはどう思われますか、お尋ねをいたします。

またもう一つは、子供を教育指導する学校で、1月4日に校長室でマージャンをしていたと、こういう通報がございました。教育委員会にも抗議した父母がいるけれども、その後どうなっているのか、私どものところへ相談がありました。教育長はこの事実についてどう把握しているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、このことについて教育長はどう考えられているのか。そしてどう指導されたのか。もし責任があるとしたら、どう責任をとらせるのか、あわせてお尋ねをいたします。

第5点目は、児童館建設についてであります。

少子化、学歴偏重、新学習指導要領の実施など、子供をめぐる情勢は大変厳しいものがあります。子供たちの塾通いも多いし、昨日も質問の中でいじめの問題が取り上げられました。子供たちが伸び伸びと放課後遊ぶということがありません。このようなときほど、子供を大事にする姿勢が必要ではないでしょうか。

笹川団地では、二十数年前、公共用地をめぐる問題のときに、児童館建設用地ということで、住宅公団の28号棟の東側の用地を公団から借り受けました。また、当時児童館建設の請願も出され、採択がなされています。

しかし、それもそのまま放置したままであります。私も15年前当選させていただき、一貫して児童館の建設を要求してきたところでありますが、とりわけ12月議会でも、ゴールドプランに基づく老人施設の建設とあわせ複合施設として建設を要求したところ、答弁でも重く受けとめるとのことで、学童保育の関係者の方も、一日も早い建設を強く望んでおりましたが、その後の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点について私からお答えを申し上げます。

4月27日、今年の4月27日付であります。日経新聞に、確かに私の文章が載せられております。この文章は、そもそも日本経済新聞の方からICETTの専務理事の方に要請があったようでございまして、したがって、私はICETTの副理事長として、この記事を書かせていただいたわけでございます。

もちろん、その文章の書き方について、新聞社の方から要請がございまして、その要請というのは、四日市市長がICETTの副理事長として設立に関係をした。どういう心境でそういう設立にかかわっていったのか、その心境をエピソード風に書き上げてくれと、こういうお話でありました。したがって、お読みになった方はお気づきになられたことだと思うんです。

が、この文章は、学術論文でも何でもないのでございまして、散文でございまして、そう正確無比な議論をしたわけではないというふうにご承知おきをいたしておきたいというふうに思います。

それからもう一つお断りをいたしておきますが、この表題でございますが、これは私がつくった表題ではございません。この表題は新聞社の方でやるから、それだけは抜いておいてくれと、こう言われまして、私はこの表題は私の責任にはないというふうに思っております。

したがって、中の文章をお読みいただければご理解をいただけるというふうに思うんですが、私はこの文章で、四日市の大気汚染が松本市並みになった、あるいはそれに対する汚染物質の濃度が松本市並みになったとは書いてないつもりでございます。この文章で申し上げますと、硫黄酸化物の濃度は、発生源のない長野県松本市並みになっているということを書いてあるわけでありまして、この硫黄酸化物濃度、あるいは窒素酸化物濃度についてもそうでございますが、いずれも国の環境基準値というものがございまして、それは人体に影響のない値がこれこれですよと、これをオーバーしたら、それは人体に影響があるからオーバーしないようにクリアしてくれというのが、国の環境基準値でございます。それが既に、先ほどご指摘のありましたように、四日市市におきましては、この環境基準値というものはクリアされておる。しかも、まだ基準値に至るまでにはかなりの余裕を残しておる。松本市でも、硫黄酸化物についてはそうではありません。私は、汚染物質、汚染源全体がそうなったということは少しも書いてないつもりでございます。したがって、そういうふうにお読みをいただきたい。

中身につきましては、エピソード風を書けということですから、私が若いころから環境問題とかかわってまいった状況を自叙伝風書きつづつてあるということでございますが、多少、随分長い時間に関する問題でありますので、正確さを失したところもあるというふうに思いますが、

大方はそういう状況でございます。

そして、私がこの文章を出しましたら、いろんな人からこの文章についてお手紙をちょうだいいたしております。しかし、最近、全国教育長会議を初めといたしまして四日市市で全国的な大会がいろいろ行われておりますが、そこへ来られました他の都市の皆さん方、あるいはまた中央官庁の方々のお話をお伺いしておりますと、四日市も随分変わったなという評価をいただいております。これも事実でございます。

私は、ある程度四日市というものを再認識していただけたのかな、現地を見て再認識していただけたのかなというふうに思っております。決して公害がなくなったというふうには考えておりません。現に、30年代、40年代の大気汚染というものは、硫黄酸化物汚染の典型的なものとして認識をされております。その硫黄酸化物は先ほど申し上げたとおりでございますけれども、公害問題ということになりますと、先ほどご指摘になりました窒素酸化物、あるいはその他汚染源と言われておりますフロンの問題でありますとか、その他いわゆる難分解性プラスチックの問題でありますとか、いろいろたくさんあるわけがあります。したがって、私どもは、こういった問題すべてについてさらにより汚染を少なくしていく、あるいは排出を少なくしていくというような姿勢を貫いていかなければならないと、今でもそう思っております。特に四日市市は、昭和30年代、40年代、私の若いころでございますけれども、大変な状況があったわけですから、二度とああいう状態を四日市市内にもたらしははけない、そういった意味合いにおきましては、私はこれからますます一生懸命そういった汚染物質の削減について取り組んでまいり、自然と共生ができる、しかもそのことによって住民の生活が豊かになり得る、そういうような道をとっていかざるを得ないというふうに考えておりますので、今後もその点についてはたゆまぬ努力を続けてまいるということを皆さん方に申し上げて、お答えにかえさせていただきます。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（大橋 実君）登壇〕

○都市計画部長（大橋 実君） ドーム型多目的スポーツ施設の建設についてのうちの、これまでにどんな建設会社からPRが来ているのかというご質問でございますが、現在までに営業活動といたしまして、大手建設会社が、ドーム型多目的スポーツ施設などの大空間建築技術のパンフレットなどを持ちましてPRに来ているところでございます。

また、提案条件といたしまして、11点程度の提案条件を出しているわけでございますが、そのうちの中で、グラウンドの仕上げとか屋根の構造、金属等々につきましてご質問ございましたが、提案の中では、グラウンドの仕上げにつきましては人工芝の砂詰めということと、屋根構造の中で、金属の屋根、ステンレス製でやるということに条件としてはなっておるわけでございますが、採用する中で、基本設計とか実施設計に当たりましては市と十分協議の上で、協議によって設計変更は可能であるというふうにうたっておりますので、十分協議をして、なお一層いいものをつくりたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長公室長。

〔市長公室長（佐々木龍夫君）登壇〕

○市長公室長（佐々木龍夫君） 同じくドーム型多目的スポーツ施設に関するご質問についてお答え申し上げます。

まず、ドーム型多目的スポーツ施設の設置目的は何かと、こういうことでございますが、これにつきましては、この前のご質問にもいろいろお答えを申し上げましたように、子供から老人までできるだけ多くの年齢層の方々が、天候に左右されず、スポーツやイベント、文化行事等さまざまな利用をしていただける施設、こういうものを100周年記念施設としてつくりたい、こういうのが目的でございます。

それから、スポーツが主かイベントが主かと、こういうことでございま

すが、こういった施設の一番重要なところは、できるだけ効率的に、かつ有効に利用をされるということが一番重要なこととございまして、したがって、スポーツが主かイベントが主かと言われますが、これは利用の形態が根本的にやっぱり異なりますので、一概に同列には考えられないところがございまして、利用の回数ですとか、それから利用の手軽さといえますか、そういったことから考えますと、スポーツの利用の方が多くなる施設であると、そういうふう考えております。

施設の整備内容につきましても、スポーツにもイベントにも両方対応できるような施設にはなっておりますので、両方のできるだけ多くの利用が図られるようになれば好ましい、そういうふう思っております。

それから、イベントの内容は何かということでございますが、これは前にもお答え申し上げましたように、展示見本市ですとか、あるいはオープンバザールですとか、ジャズコンサートですとか、大規模な集客が可能な催しを考えております。

それから、全く公表がされておらないではないかというお話でございますが、これは過日、市の広報が100周年記念事業のマスタープランを特集号ということでご紹介をいたしました、その中にそのメイン事業としてこのドーム型多目的スポーツ施設を100周年事業として建設すると、こういうふうなことを申し上げております。ただ、これはまだあくまで構想段階でございますので、その中ではその内容等につきましては、余り詳しく説明はさせてもらっておりません。したがって、本年度、基本設計、実施設計をいろいろご意見をいただきながら今後進めていくわけでございますので、基本設計がまとまった段階で、改めてまた議会の方へはご報告を申し上げたいと、そういうふう考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまのご質問の3、4、5点目の関係部分についてお答えさせていただきます。

まず4点目の同和行政についてでございますが、これはいろいろご質問ございました。経過と実態を申し上げて、ご理解を賜りたいと思います。

平成2年12月、人権に関する基本法制定と同対審完全実施を求める三重県実行委員会より、部落問題の真の解決と差別撤廃を目指す部落解放基本法の制定が必要であるとの趣旨の請願が本市議会に提出され、本市議会ではこの請願を採択、議長名で内閣総理大臣を初め、関係各大臣に、部落解放基本法の制定を要望する意見書を送付されております。

また、平成3年11月、四日市市内の同和地区の自治会連絡協議会が中心となり、地対財特法失効後の法律制定要求の署名活動を進め、市民8万1,331名の署名を内閣総理大臣に提出し、あわせて文部大臣、厚生大臣等に対しても要望を行ったところでございます。

その後、四日市商工会議所等の11団体により、人権都市宣言を求める請願書が本市議会に提出され、平成4年9月に採択され、平成4年12月市議会において、市は四日市市人権尊重都市宣言を提出、議決いただいたところであり、これに基づき、部落差別を初めあらゆる差別をなくするため、全庁的に積極的な施策を展開しているところでございます。

平成5年8月、四日市市同和対策委員会より、市長に対し、四日市市における同和対策事業の今後のあり方についての答申をいただいたところでありますが、この中で、同和対策事業特別措置法の施行以来、住環境においては一定の成果を見ているところであるが、残された環境整備の早期完成と、今後は特に重点施策として、教育啓発や就労対策を積極的に推進していく必要があると述べられております。

平成5年9月に行われた市政に対する市民の意識と要望のアンケート結果を見ましても、同和問題解決に向けての理解、取り組み等はさまざまな問題を抱えております。例えば、同和問題についての知識を持ったのはい

つかという質問に対して、20歳代では「学校の授業で」が回答順位の1位であり、60歳代の「家族、近所から知る」との回答とは異なった傾向を示しております。正しい知識の普及のためには、同和教育の推進が今後も重要であると考えております。

また、この3年間に同和問題の講演会、研修会に参加したことがあるかの質問に対し、73%の人が「参加したことがない」と答えており、この結果に象徴されるように、市内においても差別落書きを初めとしたさまざまな差別事象が起こっており、社会啓発をより積極的に推進していくことが重要と考えております。こういった市民の意識を踏まえ、市といたしましては、一日も早い同和問題解決のため、同和対策の充実強化と同和問題解決のための基本的法律制定実現を求める四日市市推進本部会議で十分な検討を行い、四日市市同和対策委員会でご審議をいただき、今後とも積極的に同和問題解決へ向け、各種施策を推進していく所存でありますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

次の子どもの権利条約に関してでございますが、まだ十分消化をしておりますので、十分なご回答ができないかと思いますが、この条約は、世界の多くの児童が今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみて、世界的な視野から、児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものでございます。

この条約の第3条第1項中に述べられております、「児童の最善の利益」こそが条約のキーワードであると考えております。これは、児童福祉法における児童福祉の理念、すなわち、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない。」「すべて児童は、等しくその生活を保障されなければならない」と同趣旨のものと考えております。

条約の具体的な規定の中にも、障害を持つ児童や擁護の必要な児童のための施策、保育サービスや児童手当などの手当、その他社会保障、母子保

健サービスなど児童福祉の確保についてさまざまな観点からの条項が定められております。

本条約の発効を契機とした児童福祉施策の関連の法及び制度の解釈、運用につきましては、まだ国の方から具体的な指示は受けておりません。しかし、私どもなりの研究検討をいたしてまいりたい、さよう考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

それから、5点目の児童館建設についてでございますが、当市におきましても、女性の社会進出及び少子化の進行など、児童を取り巻く環境の変化が顕著でございます。児童の健全な成長を支援する体制が求められております。

このような状況下で、昨年から留守家庭児童の放課後対策として、留守家庭児童対策検討委員会を庁内に設置しており、そこで検討をしております。

ご質問の笹川団地における児童館の建設につきましては、本年度から、福祉施設も視野に入れた全市的な地域のコミュニティー施設等の調査を実施する予定でございます。その中でも十分検討してまいりたいと思いますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

〔教育長（丹羽 武君）登壇〕

○教育長（丹羽 武君） ただいまご発言のございました子どもの権利に関する条約に関しまして、ご発言のように、5月22日にこれは発効いたしました。

この条約は、世界的な視野から、児童の人権の尊重、あるいは保護の促進を目指してつくられたものであると考えますが、我が国におきます日本国憲法あるいは教育基本法などと軌を一にしておるものであろうというふうにも考えております。

教育の分野におきましては、従前から児童・生徒の人権に十分配慮し、

一人一人を大切にされた教育を行うことが非常に重要なことであるという認識のもとに、児童・生徒の指導に当たってきたところでありますが、今回のこの条約の発効を機に、一層そういった点における充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

そのために、学校教育及び社会教育の両面から、広く国民の基本的人権の尊重の精神が高められるようになるようにするとともに、児童が人格を持った1人の人間として尊重されなければならないことにつきまして、今後機会あるごとに、広く市民の理解が得られるよう努めてまいりたいというふうに存じております。

学校教育におきましては、例えば、ややもすれば学校が一方向的に与える形になりがちでありました校則につきましても、生徒の議論や意見をも尊重しながら定めていこうとする試みが、既にこの四日市においても各校に広まってきているところでございますし、また、毎年8月に行っております中学生サミットの分科会におきましても、自分たちの校則づくりについて、どのように取り組むかといったようなことをテーマに掲げるなどして、生徒自身の問題として取り上げるよう努めてきたところでもございます。

今後、こうした活動をさらに充実させていくとともに、日常の教育活動を見直すことも含めまして、基本的人権尊重の精神の徹底を一層図ってまいりたいと存じております。

また、社会教育におきましても、本年が国連の定めました国際家族年でもありますことから、家族のあり方を考え直す中で、家庭教育の充実を図るための家庭教育講演会であるとか、あるいは企業内家庭教育講座を本年も開催していく予定でございますが、そうした機会をとらえながら、子供の持つ人権を親としても尊重しながら、家族の一員としてよりよい家庭の構築について啓発してまいりたいというふうに存じておるところでございます。今後とも、学校教育とも密接な連携を図るとともに、市民に向けての啓発を進めてまいりたいと存じます。

なお、ご発言の中で、ある学校における、学校内でマージャンをしておったことにつきましては、私どももその情報を得まして、校長をすぐに呼びまして、事情を聴取し、確認いたしまして、校長に、今後そういうことのないよう、さらにそういったことにおける保護者の信頼回復について努めるよう厳重に強く指導いたしたところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

なお、もう一つ、身体検査における女性の体重測定とか、そういったようなことでのご発言がございましたが、従来から、内科検診、体重測定、そういった場合には人目に触れないようついたてを立てるようなこととか、そういったようなことの配慮も指導しておるところでございます。なお一層、ただいまのご発言に対しまして、そういった身体検査の場における、男性、女性の先生の問題も含めて配慮していきたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 佐野光信君。

○佐野光信君 答弁をいただいたわけですが、市長の答弁、まさに言いわけだと感じるわけです。

それでは、元公害都市、こんなことを書かれたら、市長、日経にきちっと言って、私の内容はこうではないんだと、はっきり言うべきではないでしょうか。言うつもりがあるかどうか、改めてお尋ねをしたいと思いません。

それから、市長は硫酸化物の環境濃度はということで、発生源のない長野県松本市並みになり、きれいな空気を取り戻したと、ここまで書かれているんですね。きれいな空気っていうのは一体何ですか。空気の中に、今日は亜硫酸ガスが、明日は窒素ガスだと、二酸化窒素だと、こんな色分けして出てくるわけないでしょう。空気というのは、まさに各種がまざった、その内容で言われておるんです。ですから、特定のものだけ取り出して、比較のしようのないところと比較する、このこと自体が私は、市長、

あなたの姿勢、口では言っているけれども、結局公害はなくなったと、公害のイメージ払拭に走っているのではないかと、こう思うわけです。

市長、あなたもご存じのように、二酸化窒素の環境濃度は2倍に基準緩和をいたしました。あるいは公害指定地域の解除に、三重県知事と一緒に全国で2市がもろ手を挙げたんですよ。そういう点では、市長の責任というのは、これは私は、引き続き努力するんだと、こういうことを言いながら、結局こういうふうに努力しているのは、大企業に甘いことではないでしょうか。

あの二酸化窒素の環境基準緩和のときに、あなたの出身母体である三菱油化、何を言ったと思いますか。「180億円の設備投資をしなくても済んだ」と、こんなことまで言われたんです。その後、三菱油化が脱硝装置をつけていますか。一貫してサボり続けているじゃございませんか。

あるいは、今6月というのは環境月間です。昔は公害週間と言われておりましたが、環境月間ですね。名前は変わっておりますが、あなたはこの環境月間に、この数年間、公害患者の方と会われて、本当に公害患者の苦しみを身近に感じられたことがございますか。今度の私どもの公開質問状を出すのにも、なかなか会われようとしな。あるいは渡すときにも、短時間でも市長から渡すべきが本旨だと、こう申してもあなたは会おうとしない。こんなことで、本当に公害をなくすつもりがあるんだと、こう言えないではないでしょうか。その点改めて答弁をお願いしたいと思います。

それから、ドームの問題ですけれども、プロポーザルで設計仕様を出したのは、いいかげんな設計仕様だということですか。あれだけの、コンクリート底とか、そういうのは仕様に入っていないんですよ。そうすると、業者をごまかしたということになるんですよ。業者が違うものを設計したと。だったら、それを排除すべきなんですよ。砂入りの人工芝だと、これ以外の設計をしてきたのをわざわざ入れてきたと。まさにどこかのゼネコンを入れるためのごまかしだと言われても仕方がないんですよ、こういう

ことをやっていたんでは。

あるいは鹿島のビデオを見ながら、何を話し合ったんですか。特定の業者のビデオを見せてもらって決めることと違う。業者との癒着がある、こう言われても、言いわけのしようがないではないですか。あるいは90億円だと。屋根つきのものだったら、どこでも大体55億円ぐらいできているんです。残りの金をどう使うのか。大型スクリーンで、また大手の業者が売り込みに来る。こんなことになっているんじゃないでしょうか。

本当に大事な市民の税金を有効に使う、こういう観点がかく欠落しているんじゃないでしょうか。まさにドームありき、これが先に来ているんじゃないですか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、同和問題については、一体同和の残事業があと幾らあるのか、このことについて明確にお答えをいただきたいと思います。

既に滋賀県では、もう指定地域の返上、大津市や日野町、安土町、こういうところでは同和对策事業完了が宣言をされている。そして一般行政に移っているんです。このことについて、部長、あなたどう認識をしているんですか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（伊藤雅敏君） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 表題であります。4月26日の夕方、初めて私にはわかったわけでありまして、そこから私がとやかく言っても、表題は向こうで責任持って出すんだから、もうこれ以上言わぬでくれと、こう言われまして、そうかと思って引っ込んだだけの話であります。抗議を申し入れるほどの問題ではないというふうに私は理解をいたしております。

なお、三菱油化に関しまして、脱硝装置のお話がありました。この件については、私どもも絶えず三菱油化を指導してまいりました。

先ほど、出身企業であるというお話がございましたが、私がやめるときは、確かに三菱油化の社員であったことは事実であります。しかし、私の大部分は三菱油化に合併になりました東海硫安という会社におりまして、

人事の責任を持っておりました。合併に当たって、この人事の後始末に約1年かかりました。かかったところで私は、企業に申し入れて退職をさせていただいた。普通退職でございます。この件については、多くを私語りたくないんでありますが、会社の方からはとどまってほしいという要請を受けましたが、私自身は、どうも人員の後始末をやった後でなお残るといのはいかなものかということで、あえてやめさせていただいたということでございます。出身企業であるないと、履歴上は出身企業であるということとははっきりいたしておりますが、そういった関係でありますので、個人的な関係は一切ございません。

そこで、三菱油化の窒素酸化物削減の方策について、いろいろとお聞きをいたしました。既に県の方で総量規制が行われておるし、総量規制の中で、それぞれの企業に割り当てられた。その割り当ての範囲を超えてないということ、超えないようにこういう対策を講じておるとい説明を受けました。技術的なことは私わかりませんでした。そういう話でありましたので、早く脱硝装置をつけてくれと。いろいろ技術的な方策はあるだろうけれども、それがあるとないということでは、人々の受け方が違うから、早くつけてくださいという要請は随分してまいりました。三菱油化の方でも、すぐにそのことを理解していただきまして、今設計段階に入っているというふうに聞いておりますので、近くこれが実現するものだろうと、そう思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 時間が参りましたので、佐野光信君の一般質問はこの程度にとどめさせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 佐野議員から、ドームの問題で、ゼネコンの鹿島のビデオを見ながら勉強したなどという、これはちょっといただけない、業者との癒着の例が示されましたけれども、そうしたこと、鹿島から特別の働きか

けがあったということがうかがえるわけですが、その点ははっきり、癒着はあったのかないのか、きちんとしていただきたいのが1点です。

それからもう1点、子供の権利条約にかかわって、教育現場の問題について答弁もありました。特に学校内、校長室でマージャンをしていたゆゆしき事態について、学校長に嚴重に注意をしたとの答弁がございました。その程度で済ませるわけですか。その後、何らかの関係者の責任を問わなかったのか、また、全小中学校で今後そのようなことがないようにする措置をすぐとられたのかどうか、教育長、教育委員会の対処をお聞かせいただきたい。以上2点です。

○議長（伊藤雅敏君） 都市計画部長。

○都市計画部長（大橋 実君） ドーム型の多目的スポーツ施設の件でございますが、設計技術提案ということで、業務の内容については要綱で示しておるわけでございます。その中で、提案条件として11項目ぐらいございまして、その中に床とか屋根についての指定をしているわけでございますが、現在は構想でございまして、基本設計とか実施設計に移りましては、十分市と協議をする中で決めていくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） ただいまのマージャンの件でございますが、そういうことについて嚴重に注意をし、校長もそういうことについて深く反省をしておりますし、また校長は、職員会議でもこの議題を出しまして、職員全体でこういったあり方について学校内で討議をし、職員自身も自浄作用を働かせながら、今後回復に向かっていこうという、そういう姿勢をとっておりますので、私はそういった処置で十分であったと、こう判断したわけでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 橋本 茂君。

○橋本 茂君 ドームの問題、いろいろと業者との問題、設計や、それか

ら申し上げたような癒着があるのではないかという、職員や市民の中からも厳しい批判が出て、今議会のような多くの議員の方の質問になったということ、やっぱり重く受けとめていただきたいと思っております。

それから、教育長の判断ですけれども、私は、幾つかこれについては、ここでは関連質問ですから突っ込んでお聞きできない、時間もございませんので、その事態についての詳しい経過と報告、さらに処置の内容、今後どうするのかといった点は、幸い明日は教育民生委員会も開かれます。そこで詳しく報告を求めたいと思っておりますが、よろしいですか、その点だけ聞きます。

○議長（伊藤雅敏君） 教育長。

○教育長（丹羽 武君） 常任委員会で報告せよということでございますが、それが議題にされました場合には、私はお答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） これをもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時17分再開

○議長（伊藤雅敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第52号 四日市市地区市民センター条例の一部改正についてないし議案第64号 町の区域の設定について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第2、議案第52号四日市市地区市民センター条例の一部改正についてないし議案第64号町の区域の設定についての13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党市議団を代表しまして、二つの議案に関して質疑を行います。

まず、議案第54号四日市市国民健康保険条例の一部改正についてお聞きをいたします。

国保料の最高限度額が現行48万円から50万円に2万円値上げされることが提案されておりますが、これが決まると、実に4年連続の値上げになります。既に3年ごとの固定資産税の評価替えに伴って、国保料も各階層で押しなべて値上げとなる今年度の事態を反映しましてか、私どもには加入者の市民から、保険料が高い、据え置きなり引き下げのなりしてほしいとの声、訴えが多く寄せられております。

さて、国政におきましては、公共料金の値上げに関しては、5月20日の閣議で、この夏から予定しておりました高速道路料金や公団家賃など幾つかの公共料金値上げ凍結が打ち出されました。不況が長期に続く中で、暮らしを圧迫する公共料金値上げは何事かという国民の強い世論の前に打ち出された凍結措置は、私どももちろん歓迎するところであります。

羽田内閣は、地方自治体に対しても協力を呼びかけております。本市も、この趣旨、精神をとらえて、これに呼応する形で国保料最高限度額2万円の値上げを中止する考えはないのか、お聞きをいたします。

次に、議案第63号公有水面の埋立てに係る意見についてに関してお聞きをいたします。

まず、四日市港管理組合による霞地先の埋立工事に要する総費用は幾らかかるのか。そのうち、四日市市の市費による負担分は幾らになるのか、お聞きをいたします。

また、5カ年の工事期間を経て、完成後の埠頭には物流や保管の施設が張りつくようではありますが、一つにはモータープールとする特定大企業が占有するやに聞いております。それであるならば、事業完成によって大変

な、莫大な恩恵をこうむることになるこの大企業に応分の負担を求めるのかどうか、お聞きをいたします。

次に、5年の長きにわたる工事ですから、伊勢湾内の水質汚染を初め、環境面での悪い影響がさまざまに心配をされます。その点をたずねるものがあります。

埋立工事は、まず航路等のしゅんせつ土砂によって港の維持工事とあわせて行われるようですが、それに伴って海底のヘドロ等を攪拌して海水の水質汚染が引き起こされては大変であります。現在でも四日市の300人を超す漁業者の方々が伊勢湾内で漁をしてみえまして、年間1万t以上の漁獲量があるところです。潮の流れ、潮流や水生生物への影響はもとより、何よりも漁場、漁業への悪い影響が広がるのではないのか、この点をお聞きをします。

また、管理港組合の調査だけではなしに、市独自の調査と対応する必要があるはしないのかもお聞きをいたします。

さらに、工事の施工方法によりますと、「土取場から採取した山土をダンプトラックにより搬入して」とありますが、具体的にどれだけの量を、市内の、あるいは市外のどの地から採取して、どういうルートで運搬をするのか、明らかにしていただきたい。

○議長（伊藤雅敏君） 市民部長。

〔市民部長（小畑廣次君）登壇〕

○市民部長（小畑廣次君） 議案第54号国民健康保険条例の改正についての最高限度額の据え置きということでございますが、国民健康保険料の最高限度額につきましては、国が政令で定めておりまして、市町村に指示をしてきたところでございますが、今回の引き上げは、平成5年度において50万円に引き上げよという指示があったわけでございますが、四日市の場合、平成4年度に46万円であったのを一気に4万円引き上げることにについては若干の抵抗があるのではないかとということで、段階的に平成5年度で

48万円、今回50万円という値上げについての議案を上程させていただいているところでございます。

この最高限度額の引き上げにつきましては、所得の高い方々に応分の負担をしていただく、こういうことで、負担の公平を図るためにお願いをしているところでございますので、限度額をそのまま据え置きますと、どうしても中間所得者層、あるいは低所得者層に負担のしわ寄せになると、こういうところでございますので、ご理解をお願いいたします。

また、この保険料にかかわります保険料の据え置きの問題と同時に、公共料金等の引き下げといえますか、凍結の問題と関連をいたしましてのことでございますが、私たちは、この保険料は、少なくともこの商品あるいはサービスの対価としての料金、価格ではないという考え方を持っております。このことは既に政府も決定をしているところでございますので、ご理解をお願いいたします。なお、お願いをしておりますこの議案につきましては、去る5月26日に開催いたしました国民健康保険運営協議会でも十分審議をしていただいて、その答申を受けて議案として上程をさせていただいておりますので、お願いをいたします。詳細につきましては、委員会に付託されますので、その中で十分審査をしていただきたいと思います、かように思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（伊藤雅敏君） 港湾審議監。

〔港湾審議監（梅木勇二君）登壇〕

○港湾審議監（梅木勇二君） それでは、議案第63号公有水面の埋立てに係る意見についてに関するご質疑にお答えしたいと思います。

4点ほどあったかと思いますが、まず第1点目の総事業費は幾らかということでございます。

この公有水面の埋立てでございますが、これはご承知のとおり、霞ヶ浦地区の北埠頭の埋立て造成事業、第1期事業でございますけれども、これ

にかかります公有水面の埋立てということでございます。

事業の内容としましては、外周護岸あるいは岸壁等を築造しまして、それで枠を囲んだ中に泊地のしゅんせつ土砂等を投入しまして、面積的には約44.5haの土地造成を行うという事業でございます。総事業費としましてはおおむね800億円というように聞いてございます。そのうち、これは国の補助金、あるいは管理組合の負担金等の構成になるわけでございますが、管理組合の負担金につきましては、その中に市の負担分が入ってくるわけでございますけれども、市の負担金につきましては、従来、ここ数年負担している額を大きく上回らない程度でやっていけるというように考えております。

2点目のご質問でございますが、完成後に保管等で特定の大企業が入ることになるのではないかと、応分の負担を取ったらどうかということでございますけれども、今回のこの事業につきましては、これは四日市港におけます外内の物流機能の高度化、あるいは充実強化を図ることを目的とした極めて公共性の高い事業でございます。公共岸壁や埠頭用地の整備、またあわせて一体的に整備する必要のある保管施設用地等の整備を、四日市港管理組合が事業主体となりまして行うものでございます。そういうことでございますので、施設が供用された段階におきまして、その企業も含め、利用者からは施設使用料等の、そういう形で負担をいただくということになるかと思っております。

それから、3点目は環境面への影響ということでございますが、海底の土砂のしゅんせつによる水生生物等への影響はどうかということかと思っておりますけれども、泊地等のしゅんせつを行うわけですが、そういう工事中の水質に及ぼす影響につきましては、公有水面埋立免許の願書が出ておるわけですが、その中に、環境保全に関し講じる措置を記載した図書ということで、これが添付されております。いわゆる環境影響評価書と考えていただければよろしいかと思っておりますが、その評価によりますれば、濁りの発生

負荷量最大と思われる時期での浮遊物質量、SSという予測項目の予測値を見ますと、あらかじめ設定しております環境保全目標を満足しています。またさらに、このSSの予測結果、それから潮流の変化、あるいはCODの変化につきましても予測をしておりますが、その変化量も軽微であるということございまして、魚介類等水生生物への影響は小さいという結果になってございます。

なお、例えばしゅんせつ土砂の投入に当たりましては、余水吐きを設けて、余水吐きの周囲には汚濁防止膜を展張というようなことを行いますし、また、工事施工区域の境界付近には監視視点を設けまして、定期的に水質監視を行うということでございますので、そういうような対策を講じて環境保全に万全を期しながら工事を進められるというように考えております。

4点目ですが、埋立最後の段階で覆土が行われるわけですが、その覆土につきましては、山土を取ってくるわけになります。この覆土につきましては、工事が始まりまして3年目の後半からそういう搬入が行われます。

覆土の採取場所につきましては、現在の管理組合の計画におきましては、特定場所の集中を避けるということから、全部で4カ所、一つは多度町地内で2カ所、市内の川島町、それから小古曾町、計4カ所が計画されております。全体としまして42万㎡の山土を搬入するという計画でございます。

それからちょっと細くなりますけれども、通行ルートのお尋ねがありましたので申し上げますと、多度町からは国道258号、次に国道23号と経由しまして、埋立地に入ります。川島町からは二つのルート、これも一つのルートに集中しないようにということでございますが、二つのルートが計画されておまして、一つは環状1号線から千歳町小生線、泊鶴線、湯の山街道、そして国道23号という経路、もう一つは川島貝家線から国道477号、坂部を経由しまして垂坂平津線、そして富田山城線というルートになっております。もう一つ小古曾からですが、これは国道1号から25号、

そして23号を経由して搬入されるということでございます。

なお、ダンプトラックによる搬入になりますけれども、これにつきましては適切な運行管理に努めるとともに、防じんシートの使用を徹底することか、車両の集中稼働を避けるということなどを行いまして、沿道地域への環境影響をより少なくするように種々の対策を講じることとなっております。

○議長(伊藤雅敏君) 橋本 茂君。

○橋本 茂君 時間がございませんので、議案第63号の4点目、答弁にございました市内の小古曾なり川島地内からダンプカーが搬入すると。大半が沿道に民家が密集する生活道路でありまして、例えば、湯の山街道を1日40台の通行があって、しかも3年間続くというふうに聞いているわけです。そういう点では、道路公害が大変心配になります。市民の環境を守る観点から、市の責任ある対応がルートに即した一定の調査を踏まえて求められるのではないのでしょうか。担当助役の答弁を求めたいと思います。

○議長(伊藤雅敏君) 加藤助役。

○助役(加藤宣雄君) 川島町、それから小古曾地内でのダンプカーの搬出する車両台数の最高は、川島町では環状1号線を利用するもので1日最大44台、それから川島貝家線経由のもので45台、小古曾町地内からの搬入は1日最大36台ということになっておるわけございまして、ただいま港湾審議監が申し上げましたように、山土の搬出に当たりましては、積載量、速度、それから運転者、監督者の教育も十分し、運行管理を行うという事業主体である四日市港管理組合の方からの報告がございまして、沿道地域の安全対策、環境対策は徹底して行われるよう、私どもも事業が始まりましたならばフォローしてまいりたいというふうに思っております。

○議長(伊藤雅敏君) 時間が参りましたので、橋本茂君の質疑はこの程度にとどめさせていただきます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付しました付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

日程第3 議案第65号 工事請負契約の締結についてないし議案第71号 委託協定の締結について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第3、議案第65号工事請負契約の締結についてないし議案第71号委託協定の締結についての7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第65号から議案第70号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、磯津第1ポンプ場放流管布設工事、羽津茂福1号幹線水路築造工事ほか4件につきまして、それぞれ指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

議案第71号につきましては、委託協定締結議案でありまして、桜污水1号幹線管渠布設工事の施工を三重県土地開発公社に委託しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を建設委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は明日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

---

○議長（伊藤雅敏君） 次に、6月13日までに受理いたしました請願は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

陳情につきましては提出がございませんでした。

---

○議長（伊藤雅敏君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

今回は6月22日午後2時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後3時35分散会

会 議 録

第 5 日

(平成6年6月22日)

○議 事 日 程 第 5 号

平成 6 年 6 月 22 日 (水) 午後 2 時開議

第 1 議案第 52 号ないし議案第 71 号 …………… 委員長報告・質疑  
討論・採決

第 2 議案第 72 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
…………… 説明・質疑  
討論・採決

第 3 委員会報告第 3 号 請願の審査結果について …………… 採否決定

第 4 発議第 6 号ないし発議第 8 号 …………… 説明・質疑  
討論・採決

発議第 6 号 地方バス生活路線の運行維持補助制度の  
改善に関する意見書の提出について

発議第 7 号 衆議院議員選挙、小選挙区区割り法案に  
関する四日市市の分割に反対する意見書  
の提出について

発議第 8 号 「日本の農林業と食料・環境を守るため  
の政策確立」並びに食糧制度改革と 6 年  
産米価・集荷販売対策に関する意見書の  
提出について

第 5 常任委員会の閉会中の継続調査について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員 (39名)

青 山 弘 忠

小 井 道 夫

石川勝彦  
 市川悦子  
 市川正徳  
 伊藤正数  
 伊藤雅敏  
 伊藤正巳  
 宇野長好  
 大島武雄  
 大谷茂生  
 小川政人  
 喜多野等  
 久保博正  
 桑原勇  
 小林博次  
 坂口正次  
 佐藤晃久  
 佐野光信  
 瀬川憲生  
 田中武  
 田中俊行  
 谷口廣睦  
 土井数馬  
 豊田忠正  
 中森慎二  
 野崎洋  
 橋本茂  
 橋本増蔵

長谷川昭雄  
 日置記平  
 藤井浩治  
 古市元一  
 堀内弘士  
 益田力子  
 水野和幹  
 水野幹郎  
 毛利道哉  
 森真寿朗  
 野呂平和

○欠席議員（1名）

○出席議事説明者

市	長	加藤寛嗣
助	役	加藤宣雄
助	役	奥山武助
収	入	毛利道男
港	灣	梅木勇二
調	整	鎌田悟
市	長	室長
計	画	推進部長
総	務	部長
財	政	部長
市	民	部長
保	健	福祉部長
商	工	部長
		佐々木龍夫
		川畑義之
		鈴木一美
		野呂修
		小畑廣次
		服部美次
		米津正夫

農林水産部長	須原賢治
環境部長	玉置泰生
都市計画部長	大橋実
建設部長	西田喜大
下水道部長	岡田幹夫
消防長	島村隆
病院事務長	谷口淳一
水道事業管理者	栗本春樹

---

教育長	丹羽武
-----	-----

---

代表監査委員	伊藤治郎
--------	------

○出席事務局職員

事務局長	長谷川昭彦
参事兼議事課長	伊藤千秋
議事課長補佐	玉田耕士
議事係長	井上紀久夫
主事	濱田信二
主事	芝田敏樹

午後2時1分開議

○議長（伊藤雅敏君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は35名であります。

本日の議事につきましてはお手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第52号ないし議案第71号

○議長（伊藤雅敏君） 日程第1、議案第52号四日市市地区市民センター条例の一部改正についてないし議案第71号委託協定の締結についての20件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

青山弘忠君。

〔総務委員長（青山弘忠君）登壇〕

○総務委員長（青山弘忠君） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

議案第54号四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額及び保険料の軽減の対象となる世帯の所得の判定に係る基準額を引き上げようとするものであり、一部委員から、保険料の賦課限度額の引き上げについて反対意見がありました。

議案第61号委託協定の締結につきましては、南部埋立処分場埋立容量拡大工事について、三重県環境保全事業団に委託しようとするものであります。

理事者からは「今回の工事では、処分場の北東部分を掘削することにより、11年分の埋立容量に相当する約86万㎡の容量拡大が図られ、他の埋立容量拡大工事ともあわせ、今後15年ほどの処分場の使用が可能となる見込みである。なお、本件は埋立業務を継続しながら工事を施工することから、これら技術のノウハウを持つ三重県環境保全事業団に委託しようとするものである」との説明がありました。

今回の工事については、三重県環境保全事業団の管理・監督のもと、事業団の行う入札により選定された業者が工事を施工していくことから、本市地元業者について特段の配慮を求めていくよう要望いたしました。

議案第63号公有水面の埋立てに係る意見につきましては、四日市港管理組合が霞二丁目8番の地先の公有水面を埠頭用地、港湾関連業務用地等として埋め立てるに当たり、港湾管理者の長から意見を求められたことに對し、異議のない旨意見を述べようとするものであります。

四日市港を取り巻く環境は、中部新国際空港、第二名神自動車道の構想など、ビッグプロジェクトがメジロ押しで、今後大きく変容していくことが予想される所であり、当委員会は、今回の埋立事業が、本市、特に北部地域の発展に及ぼす影響は大きなものがあることから、特に市長の出席を求め、考えをただしたのであります。

市長からは、「四日市港管理組合の副管理者に就任するに当たり、四日市港とその背後地域をどう結びつけていくのか、また背後地域をより拡大していくことが今後の四日市港の大きな課題と考えている。また、輸入促進地域（F A Z）の指定に向けた取り組みを初め、開港100周年記念事業の構想などさまざまな計画がなされており、これらの構想を視野に入れたまちづくりが必要と考えている。そういった状況の中、北部地域の活性化については、今後地元はもとより専門家の意見も聞きながら北部地域のまちづくりについての構想をまとめていきたい」との説明がありました。

当委員会は、本事業が北部地域の活性化に極めて密接なかわりがあると考えられることから、今回の埋立事業とあわせて港の背後地である北部地域のまちづくりについても配慮していくよう強く要望いたしました。

なお、一部委員から市民に親しまれる港づくりの観点から反対意見がありました。

議案第52号四日市市地区市民センター条例の一部改正について、議案第53号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について、並びに議案第64号町の区域の設定についての以上3件につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、

いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤雅敏君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

坂口正次君。

〔教育民生委員長（坂口正次君）登壇〕

○教育民生委員長（坂口正次君） 教育民生委員会に付託されました議案第60号につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、塩浜小学校改築に係る工事請負契約の締結議案であります。

学校施設につきましては、老朽化校舎の解消、教育環境の向上のほか、学校開放の推進のため必要な施設の整備・改修を順次進めているところでありますが、開放に当たっては、授業等に支障が生じないよう一層の配慮を行うことを要望いたしました。

以上の経過により、本件につきましては、別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

甚だ簡単ではありますが、これもちまして教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤雅敏君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

谷口廣睦君。

〔建設委員長（谷口廣睦君）登壇〕

○建設委員長（谷口廣睦君） 建設委員会に付託されました関係議案について、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第55号工事請負契約の締結につきましては、諏訪新道線整備事業の一環として、老朽化した相生橋の架け替え工事を行うとするものであります。

今回の架け替え工事に当たっては、周辺地域との景観に配慮したデザインを採用するとともに、工期短縮を図るための工法を導入されていること

について、理事者の努力を評価するものであり、こうした景観への配慮及び工法への創意工夫が、今後の公共施設の整備に生かされることを期待するところでありますが、橋梁整備に引き続いて歩道を含めた周辺整備工事が予定されていることから、通行止による地域の日常生活への影響を最小限にとどめるため、施工監理についてより万全を期し、一層の工事進捗に努めるよう要望いたしました。

議案第56号ないし議案第59号の工事請負契約の締結に係る4議案につきましては、別段異議はありませんでした。

議案第62号委託協定の締結につきましては、磯津地区の水洗化にかかる工事を日本下水道事業団へ委託しようとするものでありますが、当地区は地下水が多く、また狭隘な道路に面して家屋が密集していることから、住民生活に不安を来さないため、同事業団に対して施工方法及び工事担当者への監理・指導の徹底を求めるよう要望いたしました。

議案第65号ないし議案第70号の工事請負契約の締結について、及び議案第71号委託協定の締結についての7議案につきましては、別段異議はありませんでした。

なお、当委員会は、昨今、全国各地で公共工事発注をめぐる大手ゼネコンを中心とした不祥事が発生し、大きな社会問題となっている状況にあることから、入札制度のあり方など総務委員会の所管事項にも十分留意する中で、付託された工事請負契約議案について工事の特殊性、工事施工方法、担当部局における指名業者の内申、設計金額の積算等について、理事者の説明を求めながら、慎重に審査を行ったのであります。

各議案の審査を経て、当委員会は、公共工事発注における公明正大な事務の執行が確実に担保される制度を早期に確立していくことが何よりも重要と考えるところから、日ごろから契約担当部局との連携を一層密にしながら、事業担当部局としても関係事務の充実・強化に取り組み、事務執行に万全を期すよう強く要望いたしました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（伊藤雅敏君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

橋本 茂君。

〔橋本 茂君登壇〕

○橋本 茂君 私は、日本共産党市議団を代表しまして、今定例会に提案されております20議案のうち議案第54号四日市市国民健康保険条例の一部改正についてと、議案第63号公有水面の埋立てに係る意見についての2議案に反対の立場から討論を行うものであります。

まず最初に、議案第54号ですが、国民健康保険料の最高限度額引き上げは、最近では昭和63年度の40万円から連続して値上げとなっており、この6年間に実に10万円もの大幅値上げになっております。昨年この6月議会で、私から反対討論を申し上げたばかりであります。

長引く不況が市民生活を脅かしている現在、高く払えないという加入市民の切実な声は広がり高まっており、市長、市当局はこれを重く受けとめ、善処してしかるべきだと考えます。それに逆行する今提案の2万円値上げは断じて認められないものであります。

もともと国保制度の危機は、歴代の自民党政府を初め、今日の羽田少数与党内閣にまで受け継がれておりますけれども、国の国庫負担率を45%か

ら38.5%へとした大幅削減を改めていないところに起因しており、自治体と加入市民にそのしわ寄せを負担増として押しつけてきていることを根本的に問題にしなければなりません。

しかしながら、国保料金は運営主体である自治体の裁量で決めることができるのであります。それだけに市長が市の一般会計から国保財政へのしかるべき繰り入れを増やし、最高限度額は48万円のまま据え置くことは、やる気さえあれば十分に可能であります。市長の英断と再考を強く求めるものです。

次に、議案第63号についてであります。霞ヶ浦地区北埠頭埋立てによって建設する事業に関してであります。完成後、一部に港の業務にかかわる施設づくりはあるものの、44.5haのうち埠頭用地とモータープール用地とを合わせると約70%を占め、いずれも主として物流と自動車関係の大企業の事業に大きく貢献することは明白であります。これまでも港の埠頭を初め諸施設の拡大が物流及びコンビナート資本の要請によって、大企業本位に進められてきたことは私どもたびたび指摘をしてまいりました。旧港の再整備を含めて何よりも市民本位の、市民が親しみ、憩える港、市民が集える施設や公園などを重視して整備する港づくりこそが優先されるべきだと改めてここで主張するものです。

そうした事業が後回しにされ、今回のような北埠頭事業が優先される事態こそ、市民本位の港づくりにはほど遠い大企業奉仕の性格を色濃く打ち出した港管理組合の姿勢だと判断をし、公有水面の埋立ては大いに異議があると申し上げるものです。

第2に、5年の長きにわたる工事に伴う環境面での市民の懸念、心配は、過日の私の議案質疑で指摘をしたところでもあります。浚渫や埋立工事に伴う海水汚染によって、伊勢湾の漁場、漁業への悪い影響が関係者の間で心配されているところですし、3年間にわたって山土を取って運搬するダンプカーが市内の生活道路、住宅密集地を走り回ることによる道路公害が必

至であります。

これらの市民の環境と暮らしを守る点で、一定期間、市独自の調査を行い、港管理組合にしかるべき対策を申し入れることが必要ではないでしょうか。そのことなしに、異議なしとしてしまう市長と市当局の姿勢こそが厳しく問われるのであります。

以上の点から、議案第63号に反対の態度を表明するものであります。

○議長（伊藤雅敏君） これをもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第54号四日市市国民健康保険条例の一部改正について及び議案第63号公有水面の埋立てに係る意見についての2件を一括して起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤雅敏君） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた18件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第2 議案第72号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第2、議案第72号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました議案第72号は、境野良吉氏が市外への転出を理由に辞任されたことに伴い欠員となりました本市の固定資産評価審査委員会委員として、沓掛和男氏を選任いたしたいと存じ、提案するものであります。

なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

それでは、ただいま固定資産評価審査委員会委員に同意いたしました沓掛和男氏からごあいさつがありますので、よろしく願います。

〔沓掛和男氏入場〕

○沓掛和男君 ただいま固定資産評価審査委員会委員としてご同意賜りました沓掛和男と申します。

この職責を全ういたすべく務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくご願ひ申し上げます。（拍手）

〔沓掛和男氏退場〕

日程第3 委員会報告第3号 請願の審査結果について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第3、委員会報告第3号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対しご質疑がありましたら、ご発言願います。

水野和子君。

〔水野和子君登壇〕

○水野和子君 私は、日本共産党四日市市議団を代表いたしまして、請願第5号消費税税率引き上げ反対・食料品非課税を求めることについて及び第7号消費税率の引き上げ反対を求めることについての二つの請願は不採択であります。四日市市民の暮らしを守る立場である市議会として絶対に採択すべきであり、不採択には反対の立場から発言をいたします。

昨日、政府税制調査会は税率7%以上を前提とした消費税の大幅増税を答申いたしました。しかし、一方では消費税以外の不公平税制に手を付けず、現行所得税50%、住民税15%の最高税率を合わせて50%程度に引き下げるといふ大金持ち減税をも打ち出しています。これは庶民の減税要求にもこたえることなく、増税を強いるものです。

高齢化社会のためと云って導入された消費税によって標準的サラリーマン世帯で約11万円の出費増となり、その上、物価も上昇し、家計を圧迫しております。導入前の1985年から88年までの消費者物価の上昇率は1.4%だったのに、導入後の89年から93年までの上昇率は10.7%となっています。

私の回りには減税の恩恵にも浴さない6万円から7万円の年金でお暮らしの高齢者が大変大勢いらっしゃいます。3%の消費税でもとても苦しいと嘆いておられますが、それを今度は大幅に税率アップしようとしています。税率が7%になりますと、4人家族で平均負担額が25万8,000円、10%で36万9,000円です。これは戦後最大の大増税です。ところが、一方で

は株式の売却益で、例えば武富士の会長の武井氏のように、250億円ももらった人でも、課税所得が300万円から600万円のサラリーマンの人と同じ税率の20%というような不公平な税率などが行われています。

こうした高額所得者への優遇規制をただすだけで2兆円からの財源ができると言われております。さらに、公共事業にかかる経費の引き下げや、軍事費の削減などにメスを入れるならば、消費税の税率を引き上げなくても、福祉の充実など十分できます。財源がないと言って、それをあいまいにし、戦後最大の増税となる消費税の税率引き上げは断じて許すことはできません。

ことし2月3日未明、細川元首相は、「国民福祉税を創設し、7%といたします」といきなり発表し、国民の猛反発に遭い、すぐ括弧つきではありますが、白紙に戻しました。消費税の税率引き上げには圧倒的国民の皆さんが反対をしている証拠です。

四日市市民の暮らしを守る立場から、四日市民主商工会及び三重県建設労働組合四日市支部から出されました二つの請願は採択し、意見書を政府に提出すべきであります。

次に、請願第6号についてであります。さきに議案第54号の反対討論でも申し述べましたように、国民健康保険料の限度額のアップについては、長引く不況のもとで中小零細業者にとって耐えがたい負担になっています。ぜひ請願の趣旨を生かし、採択すべきでございます。

なお、請願第9号については、私どもも四日市市を二つに分割することには反対ではございますが、このことが出てきたそもそもの選挙制度を中選挙区制から小選挙区制へと強引に変更したことから問題が起こってきたのであり、私どもはこの請願については態度を保留といたしたいと思っております。

○議長（伊藤雅敏君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、請願第5号、7号、それから9号について、私の意見を表明したいと思っております。市民党的立場で意見を表明したいと思っております。

まず最初に、請願権の行使というものは憲法に保障された国民の重要な権利であります。その行使につきましても、真に効果的に行わなければならないと思っておりますし、また請願を受けた議会は、いかなる個人、団体から出されたものであれ、その願意を深く受けとめ、十分な審査を尽くして的確な結論を導き出さなければならないと考えております。

しかし、ここで特に私はこの二つの請願とかかわって強調したいことは、請願の提出のされ方といいますか、仕方であります。請願をする以上は採択され、願意が貫徹されなければならないと思っております。不採択となった場合、問題によっては政治的、社会的に大きなマイナスの影響を及ぼすこともあるわけでございますから、請願をするに当たっては、採否の現実的な見通しや状況判断を的確にして、それにふさわしい体制をとってなすべきであると思っております。紹介議員もおられるわけでございますが、この紹介議員がどういう意見を持っておられるのか、この四日市の政治状況、そうしたものをどう判断されて、どう意見を出されたのか、ここらも聞きたいところでございますけれども、こうした点を十分に考慮されていかなければならないと思うわけでございます。この二つの請願、果たしてどういうふうな見通しのもとに出されたのでしょうか。その不採択になった場合のマイナス影響を考慮されないのでしょうか、この点非常に残念に思うわけでございます。

私は、この二つの請願の願意を市民党的立場から十分検討いたしました。そして、やはりこの際、いろいろ事情はあるかもしれないけれども、採択をしておくべきではないかということを真剣に考えるものでございます。

消費税導入から5年を経過したわけですけれども、原則として食料品初めあらゆるもの、生活必需品を含めて、すべての国内取引を課税対象にして、一律の税率をもって課税しているわけでございます。このために障害

者、高齢者を初めとする社会的弱者などの所得の低い階層ほど負担割合が高い、いわゆる逆進制の面からも多くの批判があるところでございます。

消費税は、こうして障害者や高齢者を初めとする社会的弱者などの所得の低い階層に重い負担を強いてきただけでなく、四日市市の財政面にも大きな打撃を及ぼしてきました。ちなみに、消費税が導入されるまで昭和59年度から63年度までの電気税、ガス税、5年間で128億円ございましたが、これが消費税導入によって、平成元年度から平成5年度までの消費譲与税収入は79億6,000万円、約48億円の市財政減収となっておりますのでございます。

こういう消費税でございますから、現行消費税についても私は廃止すべきだという立場に立つものでございますけれども、さらにこの21日の政府税制調査会の答申が出されて、これを一律の税率で、逆進制の解消もなく、しかも高額所得者には減税であり、税の不公正は、他の税制においても不公正をただしていないという点で非常に不合理な答申だと思っております。

これは単に私が思うだけでなく、もう皆さんもごらんになっていきますように、新聞の論調でも、朝日、中日の論調を見ましても、そういう点ははっきり出ていますね。「実質増税に賛成できない、大幅増税の前に行革を進めよ、差し引き増税は安易すぎる」、こういうことを論調としても張っております。そしてさらには、PHPという故松下幸之助氏の創設した総合研究所だそうでございますけれども、ここに中日新聞で報道されましたけれども、ストップ・ザ・増税一辺倒、増税の前にやるべきことがある、その中身についてはいろいろ私も意見がございますけれども、基本的な認識ではこうした大増税の前にやるべきことがある、行政改革をやる必要だ、不公正を正す必要だ、そういうことがあるということをご指摘しております。

また、経済同友会の速水代表幹事も「増税をするならその前に行革を」ということをはっきり表明しておりますね。それから、さらに中日新聞で

見てまいりますと、こういうのが中日新聞で配られました。富岡幸雄という中央大学商学部教授、もと政府税制調査会特別委員だそうです。その人が中心になってつくられたものだろうと思いますけれども、法人税不公正の実態、不公正を是正すれば法人税は6兆円近く増収と。これをみんな市民が見ているわけです。ですから、私は決してこれは私ひとりよがりの観点じゃなくて、市民的な感覚で、こうした問題は慎重の上にも慎重に対応しなければならない。できれば、消費税は引き上げてほしくない。消費税はもう一遍根本的に改めてほしいというのが国民的な合意だと思います。世論調査でも多くがこういう結果を示しております。

現実には、四日市の市民税の、例えば納税者の数で見えますと、納税義務者数11万8,000余りのうち、課税標準額300万円以下は76.25%を占めております。これらの方は恐らく今度の消費税で増税になります。こういう人たちが増税賛成ということにはならない。減税してもなお増税になる、だから我々は増税してくださいとは言わないと思うのです。ここのところを本当に議会として酌み取って、そして対応すべきではないかと、私、切実に思うのでございます。この点を私は切実に訴えておきたいと思えます。

さらに、請願第9号でございますけれども、この問題につきましては、政権与党の中にも中央、地方において意見が分かれていると聞いておりますし、また流動的だろうと思うのでございます。どのようにいたしましても、矛盾は生ずるわけでございますが、今後、分割が決定的となりましたとしましても、むしろこれを逆に活かしていったらどうかと私は思うのです。四日市のこれまでの国政とかかわる市政上の課題、いわゆる政治力が弱いということでもいろいろ苦杯苦難をなめてまいりました。こういう中で、四日市一つで1人の議員を出すよりも、2人の議員に出させていただいて、そしてその政治力をフルに発揮していただいて、四日市の市政上の課題を国政に活かしていただくことができれば、私はこれは災い転じて幸いにする

ことができると思うわけでございます。

新聞報道で見ましたけれども、小川政人議員も賛成だとおっしゃっておられるわけでございますが、私一人だけではない、裏の声がいろいろ聞こえてまいります。あえて私は一石を投じる意味で申し上げたわけでございます。

なお、請願第6号でございますけれども、これは願意としては賛同できるものでございますけれども、その前に国の施策が基本的な問題でございます。国の施策の是正の問題を抜きにして市単独でというものについては限界があるのではないかと、こういうふうに思うのでございます。

○議長（伊藤雅敏君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は、委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤雅敏君） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

---

日程第4 発議第6号 地方バス生活路線の運行維持補助制度の改善に関する意見書の提出について  
ないし発議第8号 「日本の農林業と食料・環境を守るための政策確立」並びに食管制度改革と6年産米価・集荷販売対策に関する意見書の提出について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第4、発議第6号地方バス生活路線の運行維持補助制度の改善に関する意見書の提出について、ないし発議第8号「日本の農林業と食料・環境を守るための政策確立」並びに食管制度改革と6年産米価・集荷販売対策に関する意見書の提出についての3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

青山弘忠君。

〔青山弘忠君登壇〕

○青山弘忠君 発議第6号地方バス生活路線の運行維持補助制度の改善に関する意見書の提出について、及び発議第7号衆議院議員選挙、小選挙区区割り法案に関する四日市市の分割に反対する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

発議第6号は、地域住民の生活の足となっている地方バス路線について、その運行維持を図っていくため、地方バス路線維持補助金交付要綱等の改善を求めようとするものであります。

また、発議第7号は、衆議院議員選挙の小選挙区区割りについて、飛び地を解消するための案として、本市を分割し、二つの小選挙区にまたがる案が検討されていることから、地域の一体性を確保するため、小選挙区の区割りにおいて、本市を分割しないよう求めようとするものであり、それぞれお手元に配付いたしました意見書を、政府並びに三重県に提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 森 真寿朗君。

〔森 真寿朗君登壇〕

○森 真寿朗君 発議第8号「日本の農林業と食料・環境を守るための政策確立」並びに食管制度改革と6年産米価・集荷販売対策に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

我が国の農林業を取り巻く情勢は、米市場の部分開放や、その他の産物の関税化が決定されるなど、新たな局面を迎えておりますが、こうした新しい時代に対応し、農林業の一層の振興を図っていくためには、食料の安定供給や自然環境の保全等農林業の持つ多面的な役割を踏まえ、従来にも増して総合的な見地に立った政策の確立が不可欠であります。

そこで、政府に対して「日本の農林業と食料・環境を守るための政策確

立」並びに食糧制度改革と当面する6年産米価・集荷販売流通の適正化を  
求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするもので  
あります。

どうかよろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（伊藤雅敏君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたし  
ます。

これより採決に入ります。

まず、発議第7号衆議院議員選挙、小選挙区区割り法案に関する四日市  
市の分割に反対する意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤雅敏君） 起立多数であります。よって、本件は可決されま  
した。

次に、ただいま採決いたしました発議第7号を除いた2件を一括採決い  
たします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決され  
ました。

---

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（伊藤雅敏君） 日程第5、常任委員会の閉会中の継続調査につい  
てを議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査につ

いて申し出があります。

お諮りいたします。本申し出を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤雅敏君） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認  
することに決しました。

---

○議長（伊藤雅敏君） 以上で、今定例会の日程は全部終了いたしました  
ので、会議を閉じ、平成6年6月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでした。

午後2時44分閉会

地方自治法第 123条第 2 項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 伊 藤 雅 敏

署 名 議 員 青 山 弘 忠

署 名 議 員 市 川 悦 子

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

平成6年6月定例会会期日程

6月7日(火)	午前10時開会 表彰状の伝達について 報告、議案上程…説明
8日(水)	休 会
9日(木)	
10日(金)	
11日(土)	
12日(日)	
13日(月)	午前10時開議 一般質問
14日(火)	午前10時開議 一般質問
15日(水)	午前10時開議 一般質問 議案質疑、委員会付託 追加議案上程…説明…質疑、委員会付託
16日(木)	各常任委員会
17日(金)	休 会
18日(土)	
19日(日)	
20日(月)	
21日(火)	
22日(水)	午後2時開議 委員長報告、質疑、討論、採決 追加議案上程…説明…質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(6. 5. 31)

◎6月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり
2. 一般質問

(1) 発言順序・発言時間

- ① 清風会 1時間
- ② 無所属
- ③ 緑水会 2時間20分
- ④ 政友クラブ 3時間
- ⑤ 市民クラブ 1時間
- ⑥ 公明党 1時間40分
- ⑦ 市政クラブ 1時間40分
- ⑧ 新政クラブ 1時間20分
- ⑨ 日本共産党 1時間

\* 小井道夫議員(無所属)の発言時間は、今定例会から平成7年3月定例会までを単位として答弁を含め80分を配分する。

3. 通告(受理)期限

- (1) 一般質問 6月7日(火) 午後2時まで  
(通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
- (2) 議案質疑 6月13日(月) 午後4時まで
- (3) 請願 6月13日(月) 午後4時まで
- (4) 議員提案による意見書発議案  
6月13日(月) 午後4時まで
- (5) 討論・その他 6月20日(月) 正午まで

4. その他

一般質問においては、自己の所属する特別委員会に付託された事項については、質問を行わないとの申し合わせがなされているが、特別委員会が実質的な調査研究活動に入っていないことを考慮し、今定例会に限り自己の所属する特別委員会に付託された事項についても質問を行うことができるものとする。

議決事件一覧表

[報告] (7件)

件名
報告第1号 平成5年度四日市市繰越明許費について
報告第2号 財団法人四日市市開発公社の経営状況について
報告第3号 四日市市土地開発公社の経営状況について
報告第4号 財団法人四日市市文化振興財団の経営状況について
報告第5号 財団法人四日市市都市整備公社の経営状況について
報告第6号 財団法人四日市国際交流協会の経営状況について
報告第7号 財団法人霞ヶ浦振興公社の経営状況について

[市長提出議案] (21件)

議案名	議決結果
議案第52号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について	原案可決
議案第53号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第54号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第55号 工事請負契約の締結について -3.3.9諏訪新道線道路改良工事(相生橋)-	原案可決
議案第56号 工事請負契約の締結について	

議案第57号	―午起ポンプ場上屋築造工事― 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第58号	―磯津第1ポンプ場雨水ポンプ設備工事― 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第59号	―磯津第1ポンプ場電気設備工事― 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第60号	―磯津第1ポンプ場ゲート・除塵機設備工 事― 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第61号	―塩浜小学校改築工事(建築工事)― 委託協定の締結について	原案可決
議案第62号	―南部埋立処分場埋立容量拡大工事― 委託協定の締結について	原案可決
議案第63号	―磯津真空ポンプ場建設工事― 公有水面の埋立てに係る意見について	原案可決
議案第64号	町の区域の設定について	原案可決
議案第65号	工事請負契約の締結について ―磯津第1ポンプ場放流管布設工事 (その3)―	原案可決
議案第66号	工事請負契約の締結について ―羽津茂福1号幹線水路築造工事 (その2)―	原案可決
議案第67号	工事請負契約の締結について ―羽津茂福3号幹線水路築造工事(その2)―	原案可決
議案第68号	工事請負契約の締結について ―午起雨水幹線管渠布設工事―	原案可決
議案第69号	工事請負契約の締結について	

議案第70号	―桜污水1号幹線管渠布設工事(その1)― 工事請負契約の締結について	原案可決
議案第71号	―桜污水1号幹線管渠布設工事(その2)― 委託協定の締結について	原案可決
議案第72号	―桜污水1号幹線管渠布設工事― 固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案可決 同意

〔議員提出議案〕 (3件)

議 案 名	議決結果
発議第6号 地方バス生活路線の運行維持補助制度の改善 に関する意見書の提出について	原案可決
発議第7号 衆議院議員選挙、小選挙区区割り法案に關する 四日市市の分割に反対する意見書の提出に ついて	原案可決
発議第8号 「日本の農林業と食料・環境を守るための政 策確立」並びに食管制度改革と6年産米価・ 集荷販売対策に関する意見書の提出について	原案可決

〔請 願〕 (7件)

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
	6.6.13受理	四日市市浜田町4-20	

4	食管制度改革並びに6年産米価・集荷販売対策について	三重四日市農業協同組合 代表理事組合長 小柴 太郎一	採 択
	市川 正徳 長谷川昭雄	産業公営企業委員会	
5	6.6.13受理 消費税税率引き上げ反対・食料品非課税を求めることについて	四日市市新正三丁目 16-6 四日市民主商工会 会長 南部 孝夫	不 採 択
	橋本 茂 水野 和子	総 務 委 員 会	
6	6.6.13受理 国民健康保険の保険料引き下げを求めることについて	四日市市新正三丁目 16-6 四日市民主商工会 会長 南部 孝夫	不 採 択
	橋本 茂 水野 和子	総 務 委 員 会	
7	6.6.13 受理 消費税率の引き上げ反対を求めることについて	四日市市ときわ五丁目 1-8 三重県建設労働組合 四日市支部 執行委員長 垣内 清	不 採 択

	佐藤 晃久	総 務 委 員 会	
8	6.6.13 受理 「日本の農林業と食料・環境を守るための政策確立」について	津市栄町一丁目891 食とみどり・水を守る三重県民会議 議長 山家 光治	採 択
	伊藤 正巳	産業公営企業委員会	
9	6.6.13 受理 衆議院選挙、小選挙区区割り法案に関する四日市市の分割に反対することについて	四日市市日永東一丁目 2-25 三重県化学産業労働組合協議会 会長 青 正之	採 択
	土井 数馬 藤井 浩治	総 務 委 員 会	

(前回から継続のもの)

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹 介 議 員	付 託 委 員 会	
3	6.3.7 受理 地方バス生活路線運行維持補助制度の改善について	津市中央1-1 日本私鉄労働組合総連合会 私鉄三重県協議会	採 択

	議長 田中一幸外2名
伊藤 正巳	総務委員会

一般質問通告一覧表

(6月13日)

順序	氏名	要旨	ページ
1	清風会 瀬川 憲生 (発言時間60分)	1 納税貯蓄組合のあり方について (1) 適正な補助金の交付 (2) 時代に即応した、納税推進啓発団体 2 ディーゼル排気微粒子(D EP)の対応について 3 生涯学習について (1) 教育委員会での位置づけ (2) リカレント教育の推進 (3) 地域社会での学習施設整備	22
2	無所属 小井 道夫 (発言時間30分)	1 市制100周年記念事業ドーム型多目的スポーツ施設の霞ヶ浦緑地公園への建設をめぐる問題について 2 霞二丁目8番地先の公有水面の埋立てに関連した交通アクセス等の問題について 3 JR貨物基地の羽津地区富士町地内への移設計画について	37

		4 市の工事発注について	
3	緑水会 石川勝彦 (発言時間60分)	1 第4次行財政改善整備計画 に関連して (1) 職員・職場の活性化 (2) 事務事業の見直し (3) その他 2 昨年度の本市の交通事故結 果に関連して (1) 道路整備 (2) 交通安全対策 (3) マナー等啓発 3 福祉行政について (1) 在宅介護の充実 (2) 訪問給食 (3) 老人訪問看護制度	49
4	緑水会 橋本増蔵 (発言時間60分)	1 市民に夢と希望を与える市 政運営に関連して (1) 四日市大学の将来展望 (2) 夢のある宝の交通網整備 と町づくり 2 都市景観に関する表彰制度 について 3 高齢化社会に向けて	70
		1 FAZについて今後の展望	

		2 水質管理安全対策 (1) 水質 (2) 水量確保 3 市制100周年記念事業とし ての「ドーム型多目的スポー ツ施設」建設と交通アクセス について 4 小選挙区区割り、四日市市 の分割についての市の判断に ついて	82
5	政友クラブ 日置記平 (発言時間60分)		
6	政友クラブ 伊藤正数 (発言時間60分)	1 首長資産公開制度について 2 教育問題について (1) いじめ (2) 中核文化施設 3 桜地区の諸問題について (1) 桜駅前 (2) 幹線道路の整備	110
7	市民クラブ 小林博次 (発言時間60分)	1 ドーム型多目的スポーツ施 設と関連する諸問題について 2 D地区の再開発について 3 3歳児保育のモデル園の設 置について 4 障害児教育の拡充について 5 建設業者の汚職の再発防止 のための罰則の強化について	126

( 6  
月  
14  
日  
)

8	公明党 市川悦子 (発言時間50分)	1 女性施策の推進について 2 障害者長期計画に関連して	150
9	公明党 益田力 (発言時間50分)	1 環境問題について(ごみ減量、フロンガス対策等) 2 放置自転車対策に関連して 3 不登校対策について 4 市制100周年事業について	169
10	市政クラブ 中森慎二 (発言時間40分)	1 四日市プラネタリウム館の運営について 2 小中学校におけるいじめ問題について 3 さわやか行政施策について (1) 市役所ロビーコンサート 4 ゆとり滞在型施設の整備について (1) オートキャンプ場の設置	186
	市政クラブ	1 財政部と収入役室の役割とコミュニケーションについて 2 監査体制の充実と地方自治法の改正に伴う監査制度の改革について 3 「効率」という2文字の重	

11	谷口廣睦 (発言時間60分)	みと、その認識について 4 諏訪公園内の旧図書館の活用について 5 JR貨物ヤード移転先問題について 6 市長任期中間点にして、その決意とその責務について	207
12	新政クラブ 森真寿朗 (発言時間40分)	1 第3セクターに対する職員の派遣について 2 オンブズマン制度の創設について 3 障害者の雇用対策について 4 旧水沢中学校跡地について	234
13	新政クラブ 佐藤晃久 (発言時間40分)	1 コミュニティーづくりにおける施設のあり方と生涯学習について 2 萬古焼の里事業について	246
14	日本共産党 佐野光信 (発言時間60分)	1 環境公害問題について 2 ドーム型多目的スポーツ施設建設について 3 不公正な同和行政について市長の姿勢を問う 4 本市における「子どもの権利条約」完全実施の取り組み	259

(6月15日)

	について	
	5 児童館建設について	

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 橋本茂	1 議案第54号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について 2 議案第63号 公有水面の埋立てに係る意見について	282

付託議案一覧表

○ 総務委員会

- 議案第52号 四日市市地区市民センター条例の一部改正について  
 議案第53号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について  
 議案第54号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について  
 議案第61号 委託協定の締結について  
 - 南部埋立処分場埋立容量拡大工事 -  
 議案第63号 公有水面の埋立てに係る意見について  
 議案第64号 町の区域の設定について

○ 教育民生委員会

- 議案第60号 工事請負契約の締結について  
 - 塩浜小学校改築工事（建築工事） -

○ 建設委員会

- 議案第55号 工事請負契約の締結について  
 - 3.3.9 諏訪新道線道路改良工事（相生橋） -  
 議案第56号 工事請負契約の締結について  
 - 午起ポンプ場上屋築造工事 -  
 議案第57号 工事請負契約の締結について  
 - 磯津第1ポンプ場雨水ポンプ設備工事 -  
 議案第58号 工事請負契約の締結について  
 - 磯津第1ポンプ場電気設備工事 -  
 議案第59号 工事請負契約の締結について  
 - 磯津第1ポンプ場ゲート・除塵機設備工事 -  
 議案第62号 委託協定の締結について

－磯津真空ポンプ場建設工事－

議案第65号 工事請負契約の締結について

－磯津第1ポンプ場放流管布設工事（その3）－

議案第66号 工事請負契約の締結について

－羽津茂福1号幹線水路築造工事（その2）－

議案第67号 工事請負契約の締結について

－羽津茂福3号幹線水路築造工事（その2）－

議案第68号 工事請負契約の締結について

－午起雨水幹線管渠布設工事－

議案第69号 工事請負契約の締結について

－桜污水1号幹線管渠布設工事（その1）－

議案第70号 工事請負契約の締結について

－桜污水1号幹線管渠布設工事（その2）－

議案第71号 委託協定の締結について

－桜污水1号幹線管渠布設工事－

地方バス生活路線の運行維持補助制度の改善に関する意見書

地方バス路線は、地域住民の生活の足として重要な役割を果たしておりますが、走行環境の悪化による定時性確保の困難さや自家用車の大幅な普及などにより、その維持が困難な状況となっており、特に高齢者や児童・生徒等の交通手段の維持・確保は大きな課題となっております。

また、地域住民の生活にとって、公共交通機関である地方バス路線の確保は、福祉活動の一環としても大変重要であります。

よって、政府におかれましては、地域住民の生活にとって必要不可欠な地方バス路線を維持していくための有効な支援措置である、地方バス路線維持費補助金交付要綱等の改善について、下記のとおり強く要望いたします。

記

1. 運行維持対策要綱については、平成7年以降10カ年とすること
2. 地方バス路線維持費補助金交付要綱における標準原価の算出に当たっては、全バス事業者を対象とすること
3. 地方バス路線維持費補助金交付要綱における市街地部分人口については、人口40万人以上の市とすること
4. 地方バス路線維持費補助金交付要綱における廃止代替バスの補助単価を引き上げること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成6年6月22日

四日市市議会

議長 伊藤雅敏

関係省庁宛

（内閣総理大臣、大蔵大臣、運輸大臣、自治大臣）

地方バス生活路線の運行維持補助制度の改善に関する意見書

地方バス路線は、地域住民の生活の足として重要な役割を果たしておりますが、走行環境の悪化による定時性確保の困難さや自家用車の大幅な普及などにより、その維持が困難な状況となっており、特に高齢者や児童・生徒等の交通手段の維持・確保は大きな課題となっております。

また、地域住民の生活にとって、公共交通機関である地方バス路線の確保は、福祉活動の一環としても大変重要であります。

よって、三重県におかれましては、地域住民の生活にとって必要不可欠な地方バス路線を維持していくための有効な支援措置である、地方バス路線維持費補助金交付要綱等の改善について、下記のとおり強く要望いたします。

#### 記

1. 運行維持対策要綱については、平成7年以降10カ年とすること
2. 地方バス路線維持費補助金交付要綱における標準原価の算出に当たっては、全バス事業者を対象とすること
3. 地方バス路線維持費補助金交付要綱における市街地部分人口については、人口40万人以上の市とすること
4. 地方バス路線維持費補助金交付要綱における廃止代替バスの補助単価を引き上げること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成6年6月22日

四日市市議会

議長 伊藤雅敏

三重県知事宛

#### 衆議院議員選挙、小選挙区区割り法案に関する四日市市の分割に反対する意見書

衆議院議員選挙の小選挙区区割りについて、「飛び地」を解消するため

の案として、本市を分割し2つの小選挙区にまたがる案が検討されているやに聞き及んでおります。

本市は明治30年の市制施行以来、様々な歴史的経過を踏まえ発展してきており、市民の活動も行政区を中心に広がっております。

また、市政においては、平成9年に迎える市制100周年に向けて、人口30万都市を目指したまちづくりが展開されているところであります。

こういった状況の中、小選挙区の区割りにおいて本市を分割することは、市民の連帯感や本市のまちづくりにとっては、大きなデメリットとなることが危惧されるところであります。

よって、政府におかれては、小選挙区の区割りについて、地域の一体性を確保する上からも、本市を分割することは是非とも避けていただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成6年6月22日

四日市市議会

議長 伊藤雅敏

関係省庁宛（内閣総理大臣、自治大臣）

#### 衆議院議員選挙、小選挙区区割り法案に関する四日市市の分割に反対する意見書

衆議院議員選挙の小選挙区区割りについて、「飛び地」を解消するための案として、本市を分割し2つの小選挙区にまたがる案が検討されているやに聞き及んでおります。

本市は明治30年の市制施行以来、様々な歴史的経過を踏まえ発展してきており、市民の活動も行政区を中心に広がっております。

また、市政においては、平成9年に迎える市制100周年に向けて、人口30万都市を目指したまちづくりが展開されているところであります。

こういった状況の中、小選挙区の区割りにおいて本市を分割することは、市民の連帯感や本市のまちづくりにとっては、大きなデメリットとなることが危惧されるところであります。

よって、三重県におかれては、小選挙区の区割りについて、地域の一体性を確保する上からも、関係機関に対し、本市を分割することは是非とも避けるよう働きかけていただきたく強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成6年6月22日

四日市市議会

議長 伊藤 雅 敏

三重県知事宛

---

「日本の農林業と食料・環境を守るための政策確立」並びに  
食糧制度改革と6年産米価・集荷販売対策に関する意見書

我が国の農林業を取り巻く情勢はガット・ウルグアイ・ラウンド合意により、コメ市場の部分開放やその他農産物の関税化が決定されるなど新たな局面を迎えており、稲作生産農家はもとより、消費者の間においても米政策のあり方に対する関心が高まりを見せています。

今後、日本の農林業がますます衰退することになれば、農林業が果たしてきた多面的な公益的機能を失うばかりか、その影響は他の産業全般に及び、我が国の経済社会に大きな打撃を与えることとなります。

さらに、輸入農産物については、量・価格の不安定さに加え、ポスト・ハーベスト等の安全性の上での疑問も指摘されているところであります。

こうした中で、政府は新たに米需給、管理制度を整備するとしておりますが、将来的に米の需給調整と価格安定を図っていくためには、中長期的視点に立った食糧制度改革が重要な課題となっております。

また、当面する6年産米の正規ルートでの集荷を確保するため、政府買

い入れ価格の引き上げとあわせて集荷、販売流通の適正化が求められるところでもあります。

よって、政府におかれては、農林業対策の重要性を深く認識され、下記の措置を早急に講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 6年産米の正規の集荷と流通の円滑化を図るため必要な助成処置を講じること
2. 6年産米政府買い入れ価格を、生産農家が再生産を行うに必要なかつ適正な価格に引き上げること
3. 国家による米の需給調整と価格安定を目的とする食糧制度の基本を維持しつつ、生産者、消費者双方にとって有益な制度となるよう見直し、改革を行い、主要食料の安全・安定供給を強化すること
4. 米の生産調整の実施は、地域と生産者の意向をより重視した新たな手法を導入すること  
また、その場合、望ましい転作への経済的誘導策を講じること
5. 食糧の安全、安定供給のため米の備蓄制度を強化、充実すること  
5年産米の米不足の経験を踏まえ、輸入米を含めて備蓄量は150～200万tとし、その備蓄コストは、国民生活の安定に要するコストとして、予算上の位置づけを行うこと
6. 輸入米は国の一元管理のもと、国内需給に影響を与えず、稲作農家の生産意欲を損なわないような取扱いにすること  
また、ガット合意による輸入米の国際貢献（海外援助）のシステムを導入すること
7. 輸入穀物の安全検査を充実・強化し、安全性を確保すること
8. 国際社会の責任として穀物の国内自給を高める政策を確立すること
9. 農山村の活性化、担い手の育成、生産基盤の整備などの政策を充実すること

10. 国土・環境の保全・景観の維持のための政策を導入すること
11. 流通規制の見直しに当たっては、安定流通のためには流通業者の特定が必要であるが、資格要件、販売活動の弾力化を図ること  
また、消費者保護のため、表示制度を強化すること
12. 買い占め、売り惜しみ、ヤミ米防止を強化し、不正規流通に対して行政処分、行政指導を含め、悪質な違反者には法的処置などの厳正な処置を講ずること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成6年6月22日

四日市市議会

議長 伊藤雅敏

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、農林水産大臣、通商産業大臣、自治大臣)

#### 常任委員会の閉会中の継続調査項目

総務委員会	交通安全対策について
教育民生委員会	公立幼稚園の3歳児保育について
産業公営企業委員会	市立四日市病院の経営のあり方について
建設委員会	下水道の普及に伴う諸問題について